

2018 年度（平成 30 年度） 業務実績等報告書

2019 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

総務
J R
19-001

2018 年度（平成 30 年度） 業務実績等報告書

2019 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

目 次

略語集

評価の概要	1
総合評定	2

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(No.1-5) 日本の開発協力の重点課題	8
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	10
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	33
No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	60
No.4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	73
No.5 地域の重点取組	90
No.6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	116
No.7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	127
No.8 事業実施基盤の強化	145

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	166
No.10 業務運営の効率化、適正化	173
No.11 財務内容の改善	178
No.12 安全対策	183
No.13 効果的・効率的な開発協力の推進	189
No.14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	198
No.15 開発協力の適正性の確保	206
No.16 内部統制の強化	215
No.17 人事に関する計画	220
No.18 短期借入金の限度額	225
No.19 施設及び設備に関する計画	225
No.20 剰余金の使途	226
No.21 機構法第31条第1項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分	226

略 語 集

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
IAB	International Advisory Board	国際諮問委員会
ICSA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa Country Strategy for Actions	IFNA を通じた当該国の取組方針
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IHR	International health regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
ITS	Intelligent Transport Systems	高度道路交通システム
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship	(無償資金協力) 人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NDCs	Nationally Determined Contributions	(気候変動：温室効果ガス削減) 国が決定する貢献
NEDA	Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency	タイ周辺諸国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM8	The 8th Pacific Islands Leaders Meeting	第7回太平洋・島サミット
PDIA	Problem Driven Iterative Adaptation	開発途上国の人々が、固有の問題にまず目を向け、途上国側が主体的に解決策を考え、その適用と改善を繰り返すことで、健全かつ持続性のある制度改革を実現しようとするアプローチ
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整チーム
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修
WCS	Wrap-up Construction Service	包括的建設サービス

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象 事業年度	年度評価	2018年度（平成30年度）（第4期中期目標期間）
	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣（注 ¹ ）		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 今福 孝男課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価官室 河原一貴室長

3. 評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4. その他評価に関する重要事項
<p>第4期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される「取組」（「～の実施状況」）の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価する。加えて、中期計画及び指標に示されるアウトカム（「～に資する」等）に相当する成果が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した機構の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果（例：①日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果、④支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果、⑤日本社会への還元が見られた成果）として評価する根拠とする。 各項目の「3. 年度評価に係る自己評価」欄では、年度計画に対応した取組と成果を示した上で、上記①～⑤に該当し目標水準を上回る成果と判断される事象を◎による箇条書きとする。また、「4. 業務実績」欄では、目標水準を上回る成果と判断される事象を矢羽根（➤）による箇条書きとする。 各項目の「4. 業務実績」欄では、各サブ項目に関連する定性指標の達成状況を説明するための参考値として関連指標を設けている。

¹ 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、「ガバナンスの強化と透明性向上」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分等の計画」、「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。
外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

1. 全体の評定				
評定	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況		
		2017年度	2018年度	2019年度
		B		
評定に至った理由				
<p>以下を踏まえ、A 評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象8項目ではS 評定4項目、A 評定4項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を挙げ、かつ「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目で所期の目標を達成した。 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等はなかった。 				

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2018年度は、第4期中期目標期間(2017～2021年度)の2年目となり、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて国際社会の取組が一層進展するなか、国内においても日本政府のSDGs実施方針やSDGsアクションプラン2018に基づく官民間の多様な連携が発展した。</p> <p>このような国内外の情勢のなか、機構は開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋構想、国家安全保障戦略、インフラシステム輸出戦略、未来投資戦略2018等の政府の重要政策、並びにG7伊勢志摩サミット、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)等で表明された国際社会に対する政府公約の達成への貢献に向けて、国内外の多様なパートナーとの連携や事業戦略の強化等を通じ、中期目標の達成に向けた取組を着実に実施した。</p> <p>特記すべき取組、成果として、WHOと連携した母子保健手帳の活用推進やボリビアにおける乳児死亡率の大幅改善、エジプトにおける日本式教育の導入・展開等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発とSDGs関連指標の具体的な改善に寄与する取組を推進し、さらに機構理事長がHuman Capital Championに任命されるなど機構のこれまでの人的資本への取組が高く評価された。また、防災分野では仙台防災協力イニシアティブ(2016-2018)達成への貢献のほか、これまでの機構の当分野での取組に対する高い評価により、インドネシアにおけるスラウェシ地震・津波直後の国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)派遣後に、相手国政府から日本のみに対して復興支援の協力要請がなされ、要請から4か月で迅速に協力を開始した。さらに、ラオスにおける同国初の民法典の成立等、法整備支援における機構の長年の協力成果が発現したほか、フィリピン・ミンダナオ地域におけるバンサモロ暫定自治政府後の技術支援及びマラウイ市の再建支援等の平和の配当に向けた支援、並びにシリアやミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援等、治安上や紛争影響下で難易度が高い地域での活動についても精力的に取り組んだ。加えて、JICA開発大学院連携の本格始動や、Innovative Asia及びアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)による留学制度を活用した産業人材育成を通じ、開発途上地域のリーダー育成とともに日本社会への還元人材の育成に資する取組について国内の大学等と連携しつつ積極的に推進した。</p>

上記以外に、2017年度に発生した予算執行管理問題に係る事態の正常化に向けて、「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言も踏まえた各種取組の実施、予算執行管理室の新設、理事会による予算執行統制を強化、技術協力委員会の設置による事業のガバナンス強化の取組を実施した。

その他、業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項についても着実に取り組み、所期の目標を達成した。

以上より、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

(主な業務実績について、下記「4. 主な業務実績」参照。)

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

なし。

3. 項目別評価総括表（2017年度は主務大臣評価結果）

中期目標	年度評価					項目別 評価調書
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
日本の開発協力の重点課題		S				(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○				No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	S○				No.2
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S○	S○				No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	A○	S○				No.4
地域の重点取組	A○	A○				No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○				No.6
多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○				No.7
事業実施基盤の強化	A	A				No.8
2. 業務運営の効率化に関する事項						
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B				No.9
業務運営の効率化、適正化	B	B				No.10
3. 財務内容の改善に関する事項						
	D	B				No.11
4. 安全対策に関する事項						
	B○	A○				No.12
5. その他業務運営に関する重要事項						
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A				No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○				No.14
開発協力の適正性の確保	B	A				No.15
内部統制の強化	C	B				No.16
人事に関する計画	A	A				No.17

(中期計画で規定する事項)						
短期借入金の限度額	-					No.18
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-					No.19
施設及び設備に関する計画	-					No.20
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-					No.21

注1：評価は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価。

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとめりとして扱い、評価を行う。

4. 主な業務実績

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）/2030 アジェンダ推進への貢献

国際社会に対しては、国連ハイレベル政治フォーラム、国際通貨基金/世界銀行総会等の国際会議にて、機構のSDGs達成に向けた取組方針に加えて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等、機構の戦略的なプログラムによるSDGs達成への貢献を広く発信した。加えて、開発途上国におけるSDGsの推進を支援するため、インドネシア政府のSDGs国家行動計画策定プロセスに参加し、技術的な支援や、インド政府のSDGsに関する政策枠組や体制強化の支援を目的としたSDGsプログラム円借款事業を形成した。日本国内では、日本政府が推進するSDGsへの取組へ貢献するべく、機構は、日本政府SDGs推進本部によるSDGsアクションプラン策定作業等に省庁以外の唯一の組織として参加し、「拡大版SDGsアクションプラン2018」、「SDGsアクションプラン2019」等へ取り組むべき事例を発信した結果、機構の幅広い取組（例：JICA 開発大学院連携、関西SDGsプラットフォーム等）が同アクションプランに組み込まれた。また、関西SDGsプラットフォーム等を通じて、多様なパートナーとの連携・協働の強化を図り、地域社会でのSDGsの浸透及び開発途上国の課題解決に向けた取組を推進した。

(2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

「質の高い成長」の実現に向け、「インフラシステム輸出戦略」「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」「自由で開かれたインド太平洋」等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用積極的に貢献した。特に、官民連携事業の推進に資するラオス国際旅客ターミナルビルの拡張、バングラデシュ初となる全国デジタル地図の作成、TICAD VIへの貢献に資する太陽光や地熱を含む再生可能エネルギー等の気候変動に配慮したエネルギー開発等を積極的に推進した。

また、アジア及びアフリカ等において、Innovative Asia や ABE イニシアティブ等を通じて産業人材を育成し、TICAD VIの公約達成に貢献したほか、ASEAN事務局と協働し策定した、フードバリューチェーンの開発を目的とした事業構想案がASEAN加盟国からの賛同を得た。加えて、ケニア・タンザニア国境間のワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の稼働やミャンマー・タイ国境間の通関システムの稼働等を通じて、連結性の向上や貿易円滑化に貢献した。

さらに、包摂性に配慮しつつ「平和と健康のための基本方針」「平和と成長のための学びの戦略」等の政府政策に基づき、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、機構のこれまでの人的資本への取組に対する評価としての機構理事長のHuman Capital Champion任命、エジプトにおける日本式教育の導入・展開、家庭用母子保健記録の国際標準設定に係るガイドラインの策定等の日

本の技術・制度・知見を活用した開発途上国の課題解決への貢献、母子保健や教育等に関する SDGs 関連指標の具体的な改善等、特筆すべき成果を上げた。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

民事法、経済法を中心とした法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包摂的な社会の実現に貢献した。特に、ラオスでは、機構の長年の支援の成果として、同国初の民法典が成立した。また、ネパールでも中央政府の政策立案・実施に係る能力の強化を目指して、統計能力強化に係る支援を行った結果、同国初となる経済センサスが実施された。

さらに、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献した。特に、難民問題への対応として、「平和の架け橋・人材育成プログラム」を通じて、シリアの復興を担う人材の育成や、ミャンマーのラカイン州からの避難民を対象に給水分野、保健分野、小型インフラ整備支援等を継続した。また、人道と開発の連携の促進に資する取組として、策定段階で機構が多くの知見をインプットした「難民に関するグローバルコンパクト」を支持する決議が 12 月に国連総会で採択された。さらに、フィリピン・ミンダナオ和平に関し、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据え、同自治政府設立に向けた支援を行うとともに、ミンダナオ島マラウイ市での戦闘終結直後に、被害を受けた人々の生活再建に係る市内の道路修復に係る事業を形成した。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

「仙台防災協力イニシアティブ（2015-2018 の 4 年間で防災関連分野に計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施）」の前倒し達成と目標人数を大幅に上回る人材育成に貢献するとともに、仙台防災枠組のターゲットとなる「地方防災計画」の取組推進に向けて日本の知見をいかした実践的指針の策定・普及を行い、アジア防災閣僚級会合、アジア防災会議、国連国際防災戦略事務局のアジア地域会合等で機構の取組の発信と防災投資の重要性について理解の浸透を図った。また、これまでの機構の防災分野における協力が相手国政府から高く評価された結果、インドネシアのスラウェシ地震では国際緊急援助隊派遣後に相手国政府から日本のみに対して復興基本計画策定の協力要請があり、迅速に復興計画の策定及びその実施支援につなげたほか、ブラジルでは同国が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、防災・市民防衛分野での最高位となる国家勲章の受章につながる等の成果が見られた。さらに、食料安全保障においては、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）加盟国の計 17 か国で 48 件の関連プロジェクトの実施と約 520 億円の協力をを行い、10 年間でサブサハラ・アフリカのコメの生産量倍増という大きな目標の達成に貢献した。

(5) 地域の重点取組

「自由で開かれたインド太平洋構想」等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。東南アジア地域では日・ASEAN 首脳会議での各公約の早期達成のほか、東西経済回廊及び南部経済回廊等の陸の連結性強化とともに海洋の連結性強化にも取り組み、海上法執行能力強化等による自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向けた協力を展開した。また、南アジア地域ではバングラデシュと宮崎県内の行政、大学、地元企業の連携を支援し、バングラデシュの優秀な ICT 人材を育成した結果、日本の地方の労働力の確保とともにバングラデシュ

での若年層雇用にも貢献する等両国のニーズに対応した協力につながった。中東地域ではエジプト・日本教育パートナーシップを締結に基づく支援により、特活等の日本式教育が普及した。

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上国の課題解決を促進するべく、既存の民間連携事業の各制度を整理・統合し、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を新設するとともに、中小企業等の裾野拡大に向け「インフラ整備技術推進特別枠」及び「地方産業集積海外展開枠」を新設し、民間企業のニーズに対応した制度整備及びその周知に取り組んだ。また、インフラ輸出の促進に向け、円借款の本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）制度を改善するとともに、日本の新幹線システムのソフト及びハードを一体で輸出する事業への本格実施に着手した。

民間企業等の海外展開支援を一層強化した結果、民間企業が独自開発したコンクリートのひび割れを計測するシステムがタイ政府機関・大学に認められ、タイにおける業務の受注につながったほか、バングラデシュにて ICT と AI を駆使して遠隔医療事業の事業化検証に取り組んでいるベンチャー企業の「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」での大賞の受賞等の成果が発現した。

(7) 多様な担い手と途上国の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO・市民社会（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、2018年度に新たに立ち上げた「JICA 開発大学院連携」においては、日本の近現代の発展と開発の歴史を研修員に広く提供する日本理解プログラム等を構築するとともに、同構想に賛同し覚書を締結した大学を 29 大学（2017年度末）から 64 大学（2018年度末）まで拡大した。また、各地域で SDGs に関する理解や取組の促進に向けた連携を一層強化し、「関西 SDGs プラットフォーム」で関係機関との活動を進展させたほか、金沢では青年会議所、国連大学等と「SDGs ビジネスコンソーシアム金沢」を設立し、関係機関と企業経営における SDGs 主流化促進を目的とする活動等を展開した。さらに、国際協力の担い手拡充に向けて、世界の人びとのための JICA 基金活用事業の募集で開発分野の実績の少ない個人・団体に門戸を開く「チャレンジ枠」を新設した結果、応募件数の倍増につながったほか、JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテストでは高校生の部の応募数が対前年度比で 3,057 件増加する等、国民の開発協力に対する関心向上や参加機会の拡充に向けた取組の成果が見られた。

(8) 国際社会でのリーダーシップの発揮

国際通貨基金・世界銀行年次総会、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）年次総会、気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）等の主要国際会議にて、機構の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。特に、世界銀行から Human Capital Champion に任命された機構理事長が国際通貨基金・世界銀行年次総会にて、教育分野の機構の取組を発信した。また、国際機関・他ドナーとの連携を推進し、CARD フェーズ 2 の枠組の合意や ASEAN-JICA フードバリューチェーン構想に係る ASEAN 加盟国からの賛同取り付けに至る等、栄養、UHC、インフラ、民間連携等の重点課題に係る事業に取り組んだ。

(9) 事業の戦略性の強化と体制整備

2017年度に生じた機構運営費交付金事業の予算執行管理問題の再発防止策として、理事会による予算執行統制を強化するとともに、内部規程類等を改正し、機構内各部門の予算執行管理責任を明確化した。また、新たに「予算執行管理室」を設置し、事業費と管理的経費双方を一元的に管理・統制する体制を整備するとともに、同室が予算執行状況等を常時分析し定期的に理事会に報告することとしたほか、関連業務システムも改善して各部門が配分された予算を超過した支出を行うことを防ぐ体制を構築した。

また、戦略的な事業経営基盤の構築に向けた外部の知見の活用のために、2017年度に設置した経営諮問会議及び国際諮問委員会（IAB：International Advisory Board）を定期開催し、自由で開かれたインド太平洋構想、イノベーション推進等に対する委員からの提言を踏まえて、業務戦略等を策定した。

さらに、適切に業務を遂行する観点から組織体制を継続的に見直し、「JICA 開発大学院連携推進室」や「インド高速鉄道室」を設置したほか、国内地域との一層の連携を強化する観点から関係部門の所掌事務の整理・見直し、国内機関名称変更等も行った。

(10) 安全対策に関する強化策の定着

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、国連や他ドナー等の分析手法を参考とする脅威度評価手法を新たに導入して、147か国の安全対策措置を実施する等、機構独自の取組を進展させた。また、機構事業関係者の行動規範の徹底や、海外拠点等での防護措置の強化、研修・訓練機会の整備と拡大、危機発生時の対応能力の強化等の取組を推進した。さらに、施設建設を伴う全技術協力事業のモニタリングの実施・安全対策の指導、有償資金協力事業・無償資金協力事業を対象とした実施状況調査、安全管理セミナーの実施等を通じて、施工現場の安全対策の強化に引き続き取り組んだ。

No.- (一定の事業等のまとめ)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 30 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略、TICAD VI ナイロビ宣言、持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、未来投資戦略 2018、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、日本の教育協力政策、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、自由で開かれたインド太平洋構想、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、環境インフラ海外展開基本戦略
当該事業実施に係る根拠 *	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー *	平成 31 年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

* 以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報	項目 No.1 ~ 項目 No.5 の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円)	107,333	104,519	-	-	-
決算額 (百万円)	103,133	106,889 ²	-	-	-
経常費用 (百万円)	100,229	106,569 ³	-	-	-
経常利益 (百万円)	△ 11,222	△ 10,984 ⁴	-	-	-
行政サービスコスト (百万円)	100,027	106,378 ⁵	-	-	-
従事人員数	1,370	1,378	-	-	-

* 中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとめ」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所：

3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から 3. (5) 「地域の重点項目」。

中期計画参照箇所：

1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から 1. (5) 「地域の重点取組」。

² 暫定値

³ 暫定値

⁴ 暫定値

⁵ 暫定値

年度計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5)「地域の重点取組」。

主な評価指標

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 3 項目、A 項目 2 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 3 項目においては中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

<課題と対応>

No.1 から No.5 の各項目を参照。

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 30 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VI ナイロビ宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、未来投資戦略 2018、自由で開かれたインド太平洋構想
当該項目の重要度、難易度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 ⁶	目標値 /年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
【指標 1-6】 ABE イニシアティブ 公約達成のための育成人材数（長期研修等）	900 人 ⁷ (2013-2017)	135 人	279 人	119 人	-	-	-
【指標 1-6】 Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等） ⁸ （人）	1,000 人 ⁹ (2017-2021)	70 人	208 人	166 人	-	-	-
②主要なインプット情報*			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）**			20,281	22,559 ¹⁰	-	-	-

* 項目 No.1 ～ No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

** 項目 No.1 ～ No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1 ～ 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所 ¹¹ ： 3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
中期計画参照箇所： 1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
年度計画 1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

⁶ 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。

⁷ ABE イニシアティブの目標値：2013 年から 2017 年に 900 人（2017 年度に 1,000 人達成）

⁸ 2017 年度及び 2018 年度は機構の留学生受け入れ制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受け入れ実績を集計していたが、2019 年度以降における長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベティブアジア事業に該当する留学生の受入実績を集計する。

⁹ Innovative Asia の目標値：2017 年から 2021 年に 1,000 人

¹⁰ 暫定値

¹¹ 中期目標及び中期計画は JICA ウェブサイト（https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html）を参照。

ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域の実現に貢献するため、土地利用計画及びインフラ整備計画を含む MP の策定等に取り組む。その際、対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりや、公共交通志向型都市開発を支援する。また、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制を構築するとともに、都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進する。
- ・ 地域の個性をいかし住民のニーズに応えたまちづくりを進めるため、地域コミュニティを基盤としたまちづくりアプローチを事業の中で展開する方策を検討する。

イ 運輸交通・ICT

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや ICT 環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靱性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- ・ 特に、都市化の進んだ地域の居住環境の改善に向け、日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）技術を活用した交通渋滞緩和や交通安全に資する取組を東南アジアや南アジア地域等で活用する。また、東南アジア地域を中心に、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」事業との連携し、道路アセットマネジメントを包括的に支援する。
- ・ 各国で新たな都市鉄道システムの導入を検討する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性や持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性等を検討し、安全・安心な鉄道サービスの実現に向けた人材育成を支援する。また、インドにおける高速鉄道事業では、設計、組織整備、人材育成、技術基準策定を支援する。
- ・ 港湾や空港の運営・維持管理体制の強化を支援する。その際、技術協力事業等への本邦の港湾運送事業者等の参画を図る。
- ・ 島しょ国や僻地で緊急時も含めて情報通信サービスを安定的に提供するため、情報通信システムの構築と強化に向けた支援に取り組む。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ パリ協定や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、安定的で質の高い電力供給とアクセスの向上に向けた事業を実施する。その際、気候変動対策にも配慮し、各国の将来的な電源構成の変化を見据えた MP の策定・見直しや電力システムの高効率化、地熱等の再生可能エネルギーの導入、太陽光・風力発電等の変動電源の大量導入により対策が必要となる系統の安定化に新技術の活用も検討しつつ取り組む。
- ・ 特に、「第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI：The sixth Tokyo International Conference on African Development）」を踏まえ、地熱開発の試掘支援の実施とモニタリング、アフリカ東部パワープールのガス火力発電や送配電システムの拡充、効率的な運営・維持管理の実現のための IoT（Internet of Things）活用に向けた人材育成を行う。
- ・ 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」では、大洋州地域における広域支援の継続を含め、島しょ地域での安定的な電力供給と燃料消費削減を両立が可能な再生可能エネルギーの導入を含む電力システムの最適化を支援する。また、「資源の絆プログラム」では、国内の産学官のネットワークを最大限に活用し、資源関連の研修や帰国研修員に対するフォローアップを行う。

エ 民間セクター開発

- ・ TICAD VI 等の公約達成、及び本邦企業の海外展開にも貢献するため、産業振興政策の立案及び実施能力の向上、投資促進、産業人材育成に資する高等教育機関の能力向上や育成拠点となる機関の機能及びネットワークの強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、「Innovative Asia 事業」や「アフリカの若者のための産業人材育成（ABE：Africa Business Education）イニシアティブ」を通じて、本邦大学での教育及び本邦企業での実務研修を行う。また、

アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD：New Partnership for African Development）事務局との協力による「カイゼン・イニシアティブ」を通じ、ABE イニシアティブの帰国研修員や提案型事業のパートナーとなる起業家・中小企業を包括的に支援する枠組みを構築するほか、アフリカとアジア・中南米地域の生産性機関とのネットワークを構築する。

- ・ 日本センターも活用しつつ、投資促進と産業振興に一体的に取り組むことにより、本邦企業と現地企業のリンケージを強化する。また、海外直接投資促進のためのアドバイザー派遣を通じて本邦企業に現地情報を発信するとともに、日本センターの修了生が所属する企業と本邦企業のビジネス交流活動を支援する。

オ 農林水産業振興

- ・ TICAD VI の公約達成に貢献するため、「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」アプローチを活用した農業普及事業の相手国の実践支援を通じて技術指導者及び小規模農家を育成する。また、広域セミナーを通じて開発途上地域及びドナー関係者と SHEP アプローチを共有する。
- ・ 農家の収入向上や開発途上地域の農産品輸出促進の実現を目指し、フードバリューチェーン（FVC）の改善や農産物の付加価値向上を支援する。特に、ASEAN 事務局と連携して ASEAN 地域の広域 FVC 強化プログラムの構築に向けた研修等を実施する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 健全な政府財政や金融市場等の基盤の実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた事業を実施する。また、開発途上地域のニーズに幅広く対応するため、国内関係省庁や国際機関と連携し、金融及び公共財政管理分野の研修を実施する。
- ・ 特に、アジア地域において日本の知見を活用した証券市場整備等の金融分野に関する支援を拡充するとともに、ASEAN 地域において通関システムの拡充、運用改善による貿易円滑化を支援する。また、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の域内マニュアルの普及促進及び国境管理強化を支援する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. (2) 参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal 11 関連）
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1、9.c）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3、3.d）関連）
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7 関連）
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1、8.2、8.3、8.5、8.6、8.8、8.9）、Goal 9（9.2、9.5）関連）
- ・ 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.3、4.4）関連）
- ・ 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.3、2.a）関連）
- ・ 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（10、a）、Goal 10（4、5）、Goal 17（1）関連）

3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：一部の指標は目標水準を下回っているものの、他の指標は目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献した。特に、① TICAD VI 等公約への貢献（ABE イニシアティブ目標値達成支援）、②本邦企業の海外展開（官民連携事業の推進に資するラオス国際旅客ターミナルビルの拡張等、ABE イニシアティブ修了生による本邦企業現地販売代理店事業）、③協力成果の相手国政府による承認（バングラデシュ全国デジタル地図、モザンビーク電力マスタープラン閣議承認）等、特筆すべき成果をあげた。

ア 都市・地域開発

- 持続可能な都市・地域開発に貢献する M/P 等を 5 件作成（①人々のライフスタイルや価値観を重視したまち作り（スリランカ）、②公共交通志向型都市開発（コンゴ民、タンザニア）、③都市と地域の均衡ある発展（ブータン、モンゴル等）、④地域コミュニティを基盤としたまち作り（タイ））。
- ◎ **初の全国デジタル地形図【③】**：機構の 20 年以上にわたる協力を経て、技術・資金不足で正確な全国地図を作成できなかったバングラデシュにて、同国政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図の完成を支援。これまで公共事業ごとに行っていた測量経費の大幅削減や自然災害への迅速な対応実現が期待される。

イ 運輸交通・ICT

- ITS 導入の高速道路が開通（ベトナム）、持続性の高い都市鉄道システム構築に向け、都市鉄道基幹交通網の運営・維持管理を向上（ミャンマー、ベトナム、フィリピン）。港湾や空港の運営・維持管理体制を強化（カンボジア、ミャンマー、バングラデシュ港湾、ラオス及びモンゴル国際空港）。
- ◎ **インフラシステムの輸出【①、⑤】**：ラオスの玄関口であるビエンチャン国際空港にて、増大する航空旅客需要に対応した国際線旅客ターミナルビル拡張等を支援し、引渡式を開催。本事業は、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化（官民連携）事業であり、機構はラオス公共事業運輸省及び本邦企業関係者に対して必要な支援を実施した。
- ◎ **自治体・民間企業との連携による ICT 人材育成【⑤】**：労働人口の減少が進む日本の地方部と、若年層を豊富に擁し就労先が不足するバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎県、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等との連携の下で技術協力プロジェクトを実施。これまで累計 116 人の技術者が育成され、うち 66 人が日本（15 人が宮崎県）の企業から内定を受け、日本の地方の労働力確保に貢献。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- 質の高いエネルギー分野研修 410 名、うち資源の絆プログラムで 14 名受入。電力開発新規計画 4 件策定。
- 地熱開発の試掘実施準備（エチオピア、ジブチ、ニカラグア）、IOT を活用した地熱発電所の運営・維持管理に係る人材育成（ケニア電力公社、UNIDO、機構で協力覚書署名）を実施。資源の絆プログラムで日本国内産学官ネットワークを強化し、本邦企業等でのインターンシップ 11 件実施。
- ◎ **電力マスタープランの承認【④】**：ピーク時の電力需要に対応できず停電が頻発しているモザンビークにて、適切な需要見通しとエネルギー供給計画に基づく電力開発マスタープランを策定。同プランはモザンビーク政府の高い評価を得て、その全章が閣議で承認され、今後 25 年間の同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった。

◎ **地方電化【②】**：ブータンで2005年に作成した実効性の高い地方電化計画を踏まえて円借款「地方電化事業」を実施した結果、対象地域10県の農村部で16,241世帯の電化を達成し、農村電化率が事業実施前の56.3%から事業完成時には97%へと大幅に改善したことが確認された。

エ 民間セクター開発

○ 貿易・投資促進、経済特区開発等に係る協力数95件。アジア地域にてサプライチェーン構築支援を通じて、投資新興・産業振興を推進。アフリカカイゼン年次会合を開催し、生産性推進機関のネットワーク化を推進、中小企業・起業家支援プラットフォームの設置によりアフリカ起業家を支援。

◎ **ABE イニシアティブ【①、⑤】**：TICAD VI 公約（2016年～2018年に600名）に関し、目標値を146名上回る形で達成。修了生が本邦企業によるアフリカへのビジネス展開の水先案内人として活躍（例：本邦企業の現地販売代理店事業の開始、機構民間連携事業の現地パートナーとして日本製品の普及に貢献）。

◎ **アフリカにおける高度人材育成【②】**：機構が設立を支援したチュニジアの大学で初の卒業生が誕生。若年層の失業率が35.8%（2017年）で、若者の高い失業率への不満のデモが2011年の「アラブの春」の発火点ともなったチュニジアで、同大学卒業生の約8割が即戦力として民間企業等に就職。また、同大学が所在するテクノ・パーク内の研究所にてSATREPS等を通じた支援を行い、学術機関の研究成果が民間事業に有効活用されてこなかったチュニジアにおいて、国内初となる学術機関とチュニジア企業5社との間の産学連携共同研究協定締結に貢献。

◎ **アフリカにおける産業人材育成【①】**：TICAD VI の公約（2016年～2018年で3万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2016年～2018年で累計69,767人を育成し、公約目標値を上回る支援を実現。

◎ **カイゼンによる生産性向上【①】**：TICAD VI の公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性30%向上）に対し、2018年度に事業が終了したガーナでは、支援対象企業254社の生産性が平均37%向上した。

◎ **クラウドファンディングによる起業家向け資金調達支援【②】**：カンボジア日本人材開発センターの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達を支援。機構も積極的な広報活動を展開した結果、全社目標を達成し、新たな資金調達の道をつけた。

オ 農林水産業振興

○ SHEPアプローチに係る技術指導者5,175人、小規模農家49,664人育成。同アプローチをワークショップ等で国際機関・民間企業等へ発信。

◎ **ASEAN-JICA フードバリューチェーン（FVC）推進【②】**：日ASEAN技術協力協定の締結を見据え、同協定締結後の迅速な案件形成・実施に資するべく、機構イニシアティブの下、ASEAN事務局と累次の協議を重ねてFVC事業構想案を起草。日本とASEANとの経済協力の新たな形を示す同案について、機構はASEANの農林水産分野高級実務者会合にて発表を行い、ASEAN加盟国の賛同を得た。同構想に基づく事業の実施により、FVCが構築・強化され、貿易の円滑化・促進を通じた経済統合及び安全・安心な農作物の流通、ひいては農民の生計向上に寄与することが期待される。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

○ 金融分野7コース、公共財政管理分野6コースの課題別研修を実施。ミャンマーにて資本市場整備及び保険市場育成を支援。

<課題と対応>

「自由で開かれたインド太平洋」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の政策を踏まえつつ、また、2019年度に開催予定のG20、TICAD 7に向けて、事業の着実な形成・実施に加え、積極的に対外発信することで、国際的な援助潮流の形成に貢献する。

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3件 ¹²	3件	5件
公共交通志向型開発戦略提案数	5件 ¹³	5件	3件
ステークホルダー会議開催数	14回 ¹⁴	95回	16回

(1) 持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープラン（M/P：Master Plan）の策定支援

① 対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりの推進

- ・ **キャンディ都市開発計画策定プロジェクト（スリランカ）**：遺産地区が世界文化遺産に登録されているキャンディ都市圏で、機構は、遺産地区の保全及び価値向上を目的に、開発ビジョン及び詳細地区計画を策定した。景観等を含む魅力的なまちづくりに向けて、都市開発庁、キャンディ市、大僧正、住民と20回以上の意見交換会を行い、関係者のニーズを丁寧にくみ取った。

② 公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の推進

- ・ **キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト（コンゴ民主共和国）**：1,000万人を超える人口を擁し、都市交通インフラの不足及び老朽化等による交通問題が顕在化しているキンシャサにおいて、公共交通利用の促進（バス高速輸送システム（BRT：Bus Rapid Transit）導入等）に向けた都市交通M/Pを策定した。同M/Pに位置づけられた各種事業の実現に向けたドナー調整などがコンゴ民主共和国政府により開始されている。
- ・ **ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト（タンザニア）**：経済・商業の中心であるダルエスサラーム市で、機構は2008年に都市交通M/P策定を支援し、同M/Pに基づく道路、BRT、橋梁等の事業化が進んでいる。一方、同市の人口増加、自家用車の増加、都市内での高層ビル建設等、都市化のスピードは当時の国家統計局の予測をはるかに上回ったため、機構は最新の想定に基づき、公共交通志向型の都市交通M/Pの策定及び関係者の能力強化支援を行った。ダルエスサラームで開催された国土交通省主催の第2回官民インフラ会議で、完成したM/Pの成果を発信した。

③ 多様なアクターとの協働体制の構築

- ・ **ルアンパバーン世界遺産の持続可能な管理保全能力向上プロジェクト（ラオス）**：世界遺産指定地区への観光客が急増しているルアンパバーン郡では、住宅が観光施設に用途転換されることによる地域住民の減少、自動車・廃棄物・汚水排出の増大等による環境悪化、遺産地区内の伝統的景観や文化の喪失が懸念されている。機構は、同じく世界遺産を擁する岐阜県高山市の全面的支援を得て本邦招へい及び研修を実施し、ルアンパバーン県知事や市長を含む関係者に対して、遺産地区の維持管理方法や地域振興の方策等を紹介した。同招へい及び研修はルアンパバーン県知事や市長等から高く評価されたほか、ルアンパバーン郡と高山市・京都市を含む多様な本邦関係者との連携強化につながった。

④ 都市と地域の均衡ある発展の推進

- ・ **全国総合開発計画（ブータン）**：日本の包括的な全国総合開発計画の策定経験をいかして、機構はブータンの国土利用計画案、人口集積・開発拠点整備計画案を策定し、都市と地方のバランス

¹² 2015年度実績

¹³ 2015年度実績

¹⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56回

ある開発と地方の過疎化を防ぐ施策を提案した。ブータン政府は、同国の開発ビジョンである「地域の特徴をいかした均衡ある発展の実現」に向けて同計画案を活用していく方向である。

- ・ **国家総合開発計画策定プロジェクト（モンゴル）**：モンゴルでは首都と地方間の格差が顕著で、首都ウランバートル市では人口集中に伴う社会インフラ不足等の問題が発生している。機構は、モンゴル全国の均衡ある発展に向けて、包括的な国土開発計画を策定するための技術協力を新たに開始した。
- ・ **物流システム改善プロジェクト（カンボジア）、中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト（中米6か国）、アフリカ戦略回廊開発の効果にかかる情報収集・確認調査（アフリカ）**：物流システム・ロジスティックスの開発マスタープランの策定及び組織・人材育成に係る案件形成・実施を通じて、機構は都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進した。また、TICAD V以降、日本の対アフリカ支援方針に基づいて実施したアフリカの経済開発回廊・重点回廊における戦略的マスタープランの策定支援に関連し、回廊開発の効果や実施上の課題を整理することを目的とした基礎情報収集調査を実施した。

(2) 地域の個性をいかし住民のニーズに応えたまちづくりアプローチの展開

- ・ **タイ未来型都市推進プロジェクト（タイ）**：タイが抱える都市と地方の格差、高齢化等の社会問題を踏まえて、地方都市の将来を見据えた都市開発コンセプトを確立し、その実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を策定した。これを踏まえ、6つの地方都市で、周辺自治体や地元の関係者とも協議しつつ、都市ごとの個性やニーズを踏まえた都市開発計画を策定した。参加型の都市計画策定に対して、6つの自治体から高い評価が得られたほか、タイ政府自身による事業継続に向けて、実施機関内に都市計画局が新設された。
- ▶ **バングラデシュ全国地図の完成**：バングラデシュでは、技術・資金不足で近代測量に基づいた全国レベルの正確な地形図を作成できなかったが、機構が20年以上にわたり国土地理院の専門家等をバングラ測量局に派遣し、測地基準点整備や測量技術等を指導した結果、バングラデシュ測量局が、バングラデシュ政府念願の全国デジタル地形図（縮尺2万5千分の1、全土を網羅する全980面の地図）を完成させた（11月）。これまで公共事業ごとに行っていた測量経費の大幅削減や自然災害への迅速な対応実現が期待される。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に向けて、輸送システムへのアクセスの向上に資する開発計画策定9件（都市交通M/Pなど）、文化遺産の保全に資する開発計画策定2件（文化遺産案件、世界遺産のまちづくり案件）、経済、社会、環境面における都市・農村のつながりの強化に資する開発計画策定3件（国土開発、回廊案件）、強靱な建造物の整備や安全で強靱な都市復興の支援3件（建築基準・建築行政案件、インドネシア中部スラウェシ地震からの復興計画策定支援、ネパール地震被災地における復興住宅再建事業や学校や病院の再建事業）等を実施した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 11月のASEAN首脳会議でASEANスマートシティネットワーク（ASCN：ASEAN Smart Cities Network）の設置が承認され、26都市が対象都市として選定された。機構は、同ネットワークの

動向も踏まえつつ今後の都市開発協力を進める必要があると認識しており、引続き情報収集・発信を行っていく。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
旅客数及び貨物量	- ¹⁵	旅客数：945千人/日 貨物量：344千トン/日、3,501TEU/日、 2,192台/日、2,207 百万トンkm/日	旅客数：2,586千人/日 貨物量：336千トン/日
運輸交通に係る研修実績数	860人 ¹⁶	854人	836人
運営・維持管理の協力数または支援との連携数	17件 ¹⁷	23件	11件

(1) 相手国の発展段階に応じたインフラ整備

① 日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の展開

- ベトナム南北高速道路のダナン〜クアンガイ高速道路の2期区間74キロが完成し、9月に全線139キロが開通した。ダナン〜クアンガイ高速道路は2017年8月の開通から1年間で56万7千台が通行、全線開通により1日の利用台数がこれまでと比較して2倍以上となる3,300-3,500台に増加した。本道路には日本のITS設備が導入されており、交通渋滞情報の提供や安全・快適な走行を提供するとともに移動時間の短縮等、物流の円滑化による同地域への投資拡大が期待される。
- 課題別研修「ITS（高度道路交通システム）実務」では、13か国13名の研修員に対し、産学官連携による日本のITS技術の有用性を伝える研修を実施した。また、前年度の研修に参加したスリランカ、フィリピンの研修員による帰国後活動支援を目的とした現地フォローアップセミナーを通じ、両国でのITS設備導入の機運を醸成するとともに、スリランカでは現地ニーズ調査を通じて判明した同国の課題解決に向けた本邦技術を紹介した。

② 道路アセットマネジメント人材育成支援

- 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion）」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」（以下、SIPインフラ）との協力覚書（2017年10月締結）に基づき、「橋梁維持管理能力向上プロジェクトフェーズ2」との連携を見据え、岐阜大学とザンビア大学の間で技術交流に関する覚書（MOU：Memorandum of Understanding）締結を支援した。また、SIPインフラで開発された日本の道路インフラ点検・モニタリング技術、補修技術を、バングラデシュ、ケニア、フィリピンの技術協力プロジェクトで試行的に導入した結果、本邦企業とケニア企業との間で代理店契約締結に向けた調整が進んだほか、フィリピンでは日本の円借款で建設した長大橋の点検結果を3次元管理台帳として整理した。さらに、SIPインフラ技術交流会（7月）、社会インフラテック2018（12月）への出展を通じて、機構の取組発信に加え、更なる本邦技術活用に向けた出展者・来場者との意見交換を行った。
- JICA開発大学院連携の一環で、ラオス及びカンボジアの技術協力プロジェクト関係者4名が、SIPインフラ協力覚書の連携下にある東京大学、北海道大学、長崎大学の修士・博士課程で、自国の道路・橋梁維持管理上の課題解決や道路アセットマネジメントの定着に資する研究を開始し

¹⁵ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

¹⁶ 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

¹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

た。このほか、連携大学とともに4か国7名の候補者を選定した。同候補者は、2019年度から北海道大学、金沢大学、金沢工業大学、岐阜大学、長崎大学、琉球大学の修士課程で研究を開始する予定。

- ・ 2019年3月末のSIPインフラ研究事業の終了を見据え、土木学会と協力覚書を締結し、学術機関のみならず、土木学会を通じた民間企業との協力体制も構築した。また、SIPインフラ、土木学会との共催で技術セミナーを開催（2019年3月14日）し、これまでの機構とSIPインフラとの連携成果の発表と有識者によるパネルディスカッションを行い、日本の産学官に期待される役割について参加者とともに認識を深めた。

③ 物流・交流拠点となる空港・港湾整備支援

- ▶ **ラオス・ビエンチャン・ワットアイ国際空港**：ラオスの玄関口である同空港で増大する航空旅客需要に対応するため、「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業」を通じて国際線旅客ターミナルビルの拡張や国内線旅客ターミナルビルの新設等を支援した。本事業は、株式会社JALUX及び豊田通商株式会社が空港の管理・運営事業に参画する官民連携案件、かつ本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業であり、機構は、同事業が円滑に進むよう、ラオス公共事業運輸省と本邦企業関係者間のコミュニケーションの円滑化など側面支援を行った。引渡式では、ラオス公共事業運輸大臣より、「ラオスの社会経済発展に寄与するのみならず、両国友好関係のシンボルとなる事業」との高い評価を受けた。
- ・ **モンゴル・新ウランバートル国際空港**：実施中の円借款「新ウランバートル国際空港建設事業」と並行して、日本のノウハウを活用しつつ、空港の運営・維持管理能力強化のための技術協力プロジェクトを実施中である。施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援を行うことで、空港全体の適切な運営・維持管理を図るとともに、日本のプレゼンスの向上が期待される。
- ・ **東ティモール・ディリ空港**：増加する旅客数に対応した同空港の利便性・安全性の向上を目指して、国際線旅客ターミナルビル、駐機エプロン、誘導路等の施設のほか、航空管制機材、X線検査機等の整備からなる無償資金協力の準備調査を実施した。
- ・ **タンザニア・キゴマ港**：老朽化したフェリーターミナル施設及び物流倉庫の整備からなる無償資金協力の準備調査を実施した。同港はタンガニーカ湖に位置する中央回廊上の要衝であり、本事業により、同湖周辺地域の物流や経済活動の活性化が期待される。
- ・ **カンボジア・シハヌークビル港**：港湾運営の効率化、国際競争力の向上、経営能力の改善を通じて、カンボジアの貿易促進に貢献するため、本邦港湾運送企業とも協力し、コンテナターミナルの経営・技術向上に係る技術協力プロジェクトを実施中である。また、入出港手続きの電子化のための港湾EDI（Electronic Data Interchange）導入に向けての準備調査を実施した。加えて、機構が保有するシハヌークビル港湾公社の株式の一部を阪神国際港湾株式会社に譲渡し、港湾運営の一層の効率化及び開発途上国の経済成長に資する日本企業の海外展開の促進に貢献した。
- ・ **バングラデシュ・マタバリ港**：岸壁とコンテナヤード、多目的ヤード等から成る大水深港を新設するため、「マタバリ港開発事業（E/S：Engineering Service）」の借款契約（L/A：Loan Agreement）に署名した。本事業により、貨物取扱能力の強化を図り、もって国内及び周辺国との物流促進に寄与することが期待される。

④ 自然災害リスクの最小化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等

- ・ 自然災害リスクの最小化：カブール市内の交通混雑の解消と物流の活性化に資するため、カブール市の既存道路の拡幅・改修及び橋梁の新設、並びに交差点の整備を行う無償資金協力「アフガ

ニスタンカブール市南東部地区アクセス改善計画」の贈与契約（G/A：Grant Agreement）を締結した（4月）。また、ボリビアの国道7号線上の5地点で斜面崩壊及び土石流に対する対策工事等を実施する無償資金協力「ボリビア国道7号線道路防災対策計画」のG/Aを締結した（7月）。さらに、ネパールで災害に対する強靱性及び道路利用者の安全性の向上、道路通行阻害損失の低減を目指した無償資金協力「ネパールシンズリ道路震災復旧計画」のG/Aを締結した（10月）。

- ・ **へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備**：フィリピン南部のミンダナオ島マラウイ市での戦闘で被害を受けた人々の生活の再建を支援するため、同市及び周辺地域の社会基盤の修復・建設事業に対する財政支援を行うため、対フィリピン無償資金協力「マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興計画」のG/Aを締結した（5月）。また、道路整備・開発が遅れているインドの北東州地域において、経済発展の妨げになっているミッシングリンクを建設する有償資金協力「インド北東州道路網連結性改善事業（フェーズ3）（第一期）」のL/Aを締結した（10月）。

(2) 各協力手法・取組の相乗効果の発揮

- ・ **ウガンダ**：技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」で交通渋滞の激しい交差点で日本方式の信号制御システム（MODERATO：Management by Origin-Destination Related Adaptation for Traffic Optimization）を導入、同システムに係る人材育成とともに、面的展開計画を策定した。同プロジェクトにてカンパラ市全域の交通管理計画を策定、パイロットプロジェクトとして市内4か所の信号交差点化を実施しつつ、信号制御システムの運営管理能力を向上させるとともに、更に市内30か所の交差点を対象に信号制御システムの面的展開に向けた無償資金協力「カンパラ市交通管制改善計画（詳細設計）」のG/Aを2019年2月に締結した。
- ・ **マラウイ**：技術協力「カムズ国際空港監視システム運用支援プロジェクト」を通じて、無償資金協力「カムズ国際空港ターミナル拡張計画」で導入された航空機監視システムの運用能力の向上を支援した。その結果、無償資金協力事業で調達した最新機材の運用と維持管理が技術協力プロジェクトにより適切に実施されるようになり、航空交通業務の安全性の向上が図られた。

(3) 安定した情報通信サービス提供のためのICT整備

- ・ **ブータン**：「災害対策強化に向けた通信BCP策定プロジェクト」を通じ、携帯電話サービスを提供する国営の通信会社であるブータンテレコムに対し、災害時の通信サービスを継続させるための事業継続計画（BCP）及びマニュアル作成を支援した。
- ・ **トンガ**：トンガ全土の防災無線システム、音響警報システムの整備及びラジオ放送局の機材・施設を整備する「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」のG/Aを6月に締結した。
- ・ **インドネシア**：電力や金融等重要インフラをはじめとするインドネシアの政府・民間機関のサイバーセキュリティ対応能力を強化のため、「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」を通じて、インドネシア大学でサイバーセキュリティ人材育成のための修士課程コースの設置を支援した。
- **バングラデシュ**：労働人口の減少が進む日本の地方部と、豊富な若年層を抱えつつも就労先が不足しているバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎市、宮崎大学、地元の民間IT企業等との連携の下で「日本市場を対象としたICT人材育成プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、日本市場を念頭においたICT人材育成プログラムのモデル作りや情報処理技術者試験

の普及等、バングラデシュ・コンピュータ評議会による人材育成関連事業の実施能力向上を行った。これまで累計 116 人の技術者が育成され、うち 66 人が日本（15 人が宮崎県内企業）から内定を獲得し、日本の地方の労働力確保に貢献した。

(4) 持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた具体的な施策の実施状況

① インド高速鉄道事業支援

- ・ インド初の高速鉄道開業に向け、本邦研修及び専門家派遣を通じた詳細設計、技術基準策定、実施機関の組織整備及び人材育成を支援し、幹部向けの本邦研修に加え、技術者・実務者向けの研修を 8 回実施した。研修では、駅設備や車両の視察、各種技術に係る講義等、高速鉄道導入に向けた技術移転を多角的に支援した。

② 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上

- ・ ミャンマー「鉄道車両維持管理・サービス向上プロジェクト」：円借款で整備が進められているヤンゴン・マンダレー鉄道（約 620km）及びヤンゴン環状鉄道（約 46km）の改修事業で導入される日本の鉄道システム（車両含む）の現地適用化に向けた車両メンテナンス及び旅客サービスに係る技術支援を継続した。具体的には、ミャンマー国鉄の組織体制改善に向けたロードマップ及びアクションプランの作成、組織横断的なサービス改善委員会の設立、サービス改善計画の立案を支援した。
- ・ ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業及びヤンゴン公共バスサービス改善プロジェクト」：ヤンゴン環状線（総延長約 46 キロメートルの区間に 38 駅）では、一日当たり 122 本の列車が運行しているが、施設や機材、車両の老朽化が進み、列車走行速度の低下や遅延、脱線事故などが頻発しており、円借款「ヤンゴン環状鉄道改修事業」を通じて信号システムの更新と新規車両の整備を支援中である。また、ヤンゴンではバスが市民の主要な足となっているが、環状線をはじめとする他交通機関との接続に鑑みた効率的な運航計画は策定されていない。そのため、技術協力事業「ヤンゴン公共バスサービス改善プロジェクト」を通じ、運行計画の改善やバス運転手の技術向上等を実施し、路線バスのサービスの質向上にも取組中である。2018 年度は、環状線改修事業の本体工事を開始するとともに、バス会社の組織診断を行い、サービスレベルの基準を策定し、市内交通のボトルネックとなっている箇所を中心にバス停の改良等を行った。
- ・ ベトナム「ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト（HCMTC2）」：円借款や技術協力を通じたホーチミン市都市鉄道（1 号線）の建設及び都市鉄道運営会社の設立支援を踏まえ、安全と信頼の下に運営される持続性の高い都市鉄道の構築を目指して HCMTC2 を実施中である。2018 年度は運営会社の組織規程・規則の策定及び職員採用計画の立案等の支援を行った。
- ・ フィリピン「鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト」：鉄道人材育成・監督の柱となるフィリピン鉄道訓練センターの設立・運営能力強化を支援中であり、2018 年度は、訓練センター設立に必要な定款や組織規程、事業計画、人材育成計画、研修教材・カリキュラムの策定を支援した。マニラ首都圏及び近郊では、円借款「南北通勤鉄道事業（マロロスーツツバン）」のほか、「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ I）」及び「南北鉄道事業南線（通勤線）及びマロロスクラーク鉄道事業」の詳細設計調査も実施中であり、これらの事業でも、鉄道訓練センターで育成された運営維持管理のための質の高い人材の活用を想定している。
- ・ フィリピン「南北通勤鉄道延伸事業」：詳細設計を実施した「南北通勤鉄道事業（マロロスーツ

ツバン)」の北方及び南方への延伸である「マロロスークラーク鉄道事業」(約 52km)及び「南北鉄道事業南線(通勤線)」(約 56km)を統合した「南北通勤鉄道延伸事業」の協力準備調査(補完)及び詳細設計調査を実施し、2019年1月にL/Aを調印した。また、基本設計段階の入札図書案作成や実施中の円借款「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズI)」(約 25km)との乗り入れに向けた関係者間での連携・検討を行った。なお、開業後の運営維持管理は、「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズI)」と同様、民間に委託するPPP方式を予定している。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ターゲット 9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する」に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- SDGs ターゲット 9.c「後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるように図る」に資する案件をインドネシア、バングラデシュ、ブータン、トンガで実施した。

(6) 事業上の課題及び対応方針

- 道路インフラの運営・維持管理能力向上に関し、類似事業間での経験・知見の共有が十分ではなかった。これを踏まえ、道路アセットマネジメントプラットフォームを通じて、日本国内の事例収集に加え、パキスタン、ケニア、エチオピアの3か国で、技術協力による各国の道路アセットマネジメントの達成度及び成熟度評価を実施し、今後必要な支援計画を検討した。2019年度は他国でも達成度及び成熟度評価を実施するとともに、各国で作成した技術マニュアル・指針等を整理・分析し、各国の技術レベルに応じた統一マニュアルの整備を進める予定である。

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5万人 ¹⁸	113万人	861万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数 うち、資源の絆研修実績数	582人 ¹⁹ うち9人	559人 うち17人	410人 うち14人
電力開発に係る新規計画策定数	19件 ²⁰	10件	8件

(1) 安定的で質の高い電力供給とアクセス向上に向けた具体的な施策の実施状況

① 質の高い電力供給

- **電力開発マスタープラン**：アンゴラ、モザンビーク、ナイジェリア、スリランカ、パラオ、ミャンマーにて電力開発マスタープランを策定し、各国で高い評価を得た。特にモザンビークでは、同国政府の高い評価を得て、マスタープランの全章が閣議で承認され、今後25年間の同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった。機構は事業化推進のため電力開発アドバイザーを派遣した。ナイジェリア及びアンゴラでも国家承認手続きが取られる見込みであり、円借款による事

¹⁸ 前中期目標期間(2012-2015)実績平均

¹⁹ 前中期目標期間(2012-2015)実績平均

²⁰ 前中期目標期間(2012-2015)実績は、76件

業化を見据え、先方関係者と意見交換を行った。スリランカでは大統領が出席する国家経済委員会で計画内容が共有された。上記のほか、ミャンマー、ラオス、ブータン、パキスタン等でも電力開発マスタープランの策定を支援している。

- ・ **電力システムの高効率化**：ウズベキスタン、パキスタン、バングラデシュ、エジプトにて火力発電所を対象とした運営・維持管理能力向上を支援した。特に、ウズベキスタンではコンバインドサイクル式ガス火力発電施設の維持管理のための研修センターが開設し、機構が育成した講師が同国の人材育成を担っていく予定である。また、パラオ、パキスタンにて効率的な送配電網の運用・維持管理能力強化支援に着手した。さらに、エジプトでは工業省、電力省、石油省等の次官・局長等を対象とした省エネルギー政策に係る本邦研修を実施したほか、エジプトで開催した省エネセミナーでは機構が支援したバングラデシュのカウンターパート（C/P：Counterpart Personnel）による講演及びパネルディスカッションを通じて、学び合いや共創を促進するとともに、省エネルギー分野の技術協力プロジェクトの支援内容を具体化した。
- ・ **再生可能エネルギーの導入**：「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を通じ、大洋州島嶼国の太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入促進に必要な系統計画/運用能力の強化に係る支援を継続した。また、国際会議等での情報発信の結果として、世銀及び ADB が同プログラムとの具体的な連携を検討中である。個別案件の事例として、サモアでは再生可能エネルギーの導入率を 100%に高めた場合の系統シミュレーションを実施中であるほか、ガイアナでは太陽光発電設備設置及びロス低減・系統安定化設備整備に係る無償資金協力事業を開始した。同事業の整備対象にはカリブ共同体事務局ビルも含まれ、再エネ・省エネ技術のショーケースとして周辺国への波及効果も期待される。また、インドの西ベンガル州にて、可変速設備を備える揚水発電所を建設する円借款事業を開始した。本事業では本邦企業が強みを持ち、電力系統の経済的な運用や CO₂ 削減に効果を発揮する「可変速揚水発電」が適用される。上記に加え、マレーシアやタンザニアでの再生可能エネルギー導入に係る地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）の協力枠組に合意したほか、キューバでの系統安定化設備導入やカリブ共同体本部への太陽光発電設備設置等に係る無償資金協力準備調査等を実施した。

② アクセス向上への貢献

- ・ ケニア政府が進める「ラストマイル・コネクティビティ・プロジェクト」（世帯の所得レベルに応じた料金や分割払いの提供等により電化を促進）に貢献すべく、配電機器の設置に係る無償資金協力準備調査を実施した。同事業では本邦企業が強みを持つ電力ロスが少ないアモルファス式変圧器を調達する予定である。また、マラウイ、セネガルでは首都圏周辺の電化向上/電力供給安定化に資する変電所整備の無償資金協力準備調査を、コートジボワール、ベナンでは電化率向上に向けた協力を検討するための基礎情報収集・確認調査を実施した。
- ・ **ナイジェリア**：同国最大都市であるラゴス市（人口約 900 万人、2006 年国勢調査）に位置するアパロード変電所の復旧・増強を図るものであり、2018 年度は昨年度に実施した協力準備調査に基づき無償資金協力に係る G/A を締結、詳細設計段階に入った。本プロジェクトにより、ナイジェリアの総輸入量の約 40%の貨物を扱う同国最大港湾であるラゴス港を含む港湾施設や周辺産業地域及び一般家庭への安定的な電力供給に貢献することが期待されており、配電先需要家 1 軒あたりの停電時間は年間 800 時間以上減少すると見込まれる。

(2) TICAD VI 等への貢献

- ・ **TICAD VIへの貢献**：エチオピア、ジブチ、ニカラグアでは試掘実施に向けた準備を実施した。ケニアではIoTを活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）、機構の3者間で協力覚書に署名した。タンザニアではガス複合火力発電に係る有償資金協力準備調査を実施した（10月）。同事業による300MW級の発電設備と約60kmの高圧送電線の整備を通じて、逼迫した電力需要の改善が期待される。上記のほか、エチオピアでの首都圏系統整備に係る有償資金協力準備調査、コートジボワールでの基幹送電線整備に係る基礎情報収集・確認調査等、アフリカ地域の電化に資する調査を実施した。

(3) 資源の絆プログラム

- ・ 開発途上国地域の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源開発関係者との人的ネットワークを強化する目的で、日本国内の大学と連携し、2013年度から「資源の絆プログラム」を実施中である。日本国内産学官のネットワークを強化し、新たに14か国14名の留学生を受け入れたほか（累計86名）、開発途上国の鉱物サンプル採取と当該国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査を37件、本邦企業及び行政機関等でのインターンシップ等を11件実施した。帰国研修員に対するフォローアップについては、「資源の絆」に基づいた開発途上国と日本側受入大学の関係構築（帰国研修員が配下の職員を当該国財源にて自身の受入大学に留学生として派遣）の事例も生まれたところ、大学との幅広い連携に基づいたフォローアップの可能性につき、大学と協議した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」に資する案件を、アジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ブータンにおいて、実施機関のニーズと能力を踏まえ、技術協力で全国対象の地方電化マスタープラン策定を支援し、優先順位を明確にした実効性の高い地方電化計画を2005年に作成。これを踏まえて円借款「地方電化事業」を実施した結果、対象地域10県の農村部で16,241世帯の電化を達成し、農村電化率が事業実施前の56.3%から事業完成時には97%へと大幅に改善したことが事後評価で確認された。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 長期かつ巨額の投資を必要とする資源・エネルギー分野については、関連技術分野を包含した包括的かつ中長期的視野に立った支援が不可欠。現在部内にて検討中である、クラスター/サブクラスターを基としたアプローチを強化するとともに、幅広い援助リソースの確保を進めていく。

No.1-4 民間セクター開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5件 ²¹	81件	95件
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5件 ²²	2件	4件

²¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154件

²² 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38件

(1) 産業振興政策の立案と実施能力の向上

① アジア地域における投資促進・産業振興

以下のとおり、本邦・現地企業間のリンケージ強化に向けたサプライチェーン構築を支援した。

- ・ **フィリピン、インドネシア**：フィリピンでは自動車産業のグローバルバリューチェーン強化に向けた協力を継続し、自動車産業振興計画（案）を作成の上、提言した。インドネシアでは自動車、電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けた取組検討のための調査を継続し、政策提言を行った。
- ・ **ミャンマー**：素形材、繊維及び食品加工分野を対象とした産業振興政策の策定・実施に係る協力、外国からの投資促進に向けたアドバイザー派遣、ティラワ経済特区の特別目的会社への海外投融資、周辺インフラ整備に係る円借款、投資許可手続き等の能力強化に係る技術協力を継続した。
- ・ **バングラデシュ**：経済特区開発に係る円借款事業と連携し、投資促進、経済特区開発（制度整備、手続き効率化等）及び産業振興に係る包括的な取組を継続した。
- ・ **インド**：インド政府の“Make in India”政策とも整合した現地製造業企業の幹部育成プログラム及び中小企業の生産管理能力向上に係る支援を継続した。また、インドの社会課題解決に資する新商品・サービスの開発をテーマにビジネスキャンプを開催し、本邦企業6社9名に対して、新商品・サービス開発のための講義や現地一般家庭への訪問インタビューの機会を提供した。
- ・ **ベトナム**：中小企業支援法の発効を受け、地方自治体主体の中小企業支援メカニズムに関する調査・検討を行い、10社への試験的な経営指導や、政府系支援機関向け研修プログラムを実施した。
- 日本センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは10か月間の経営塾コースが人気を博し、2009年開始時の年間1コース16名から同4コース120名に拡大した。また2018年度には、同コースの受講生であるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問し、本邦企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、同コース受講者のうち裾野産業に関わる企業を対象に、初めて独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と共催でCEO商談会を実施した。日本企業105社・越企業32社が参加し、224件の商談を設定した結果、会場では日越企業ともに半数超が一定の合意に至る等、活発な商談が行われた。モンゴル日本センターでも東京及び大阪で「モンゴルビジネスセミナー & 企業マッチング」を実施し、日本企業関係者約80名が参加した。商談会の結果、モンゴル企業1社の納入契約が内定し、3件が商談継続中。その他、ミャンマー日本センターも同様の商談会を2019年2月に中小機構と共催し、日本企業98社・ミャンマー企業36社が参加し、255件の商談を設定した。
- カンボジアでは、日本センターを通じて起業家育成に注力し、10社を対象にアクセラレータープログラムを実施した。同プログラムの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家3社に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達を支援した。機構も積極的な広報活動を展開した結果、全社目標を達成し、新たな資金調達の道をつけた。

② アジア地域以外における起業家・企業育成（アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等）

- **政策への啓蒙**：アフリカの産業振興のためのカイゼンの必要性やエチオピアでの適用事例等をまとめた「Applying the Kaizen in Africa」を8月にパルグレイブ・マクミラン社からオープンアクセスで出版した結果、12月時点で約3万件のダウンロードがあった。また、機構研究所とGlobal Development Network（GDN）が各国のカイゼンによる企業成長や人材育成へのインパクトに係る

共同研究を行い、同成果を基に、GDN、ブルッキングス研究所と政策対話を実施した。

- **拠点の機能強化**：アフリカ・カイゼン・イニシアティブ対象7か国では2018年度上半期に企業家等を約7,000人育成した。特に、2018年度にエチオピアで支援した企業は平均で39%の生産性向上等を達成したほか、ザンビアではプロジェクトが指導した企業2社がシンガポールで開催された国際QCサークル大会にて金賞を受賞した。
- ・ **カイゼンアプローチの標準化**：プロジェクト研究「アフリカ地域カイゼン支援に係る標準アプローチ策定調査」を実施し、過去の協力から導き出した成功事例、教訓、標準カリキュラム等をまとめたカイゼンハンドブック、執務参考資料を作成・公開した。
- ・ **生産性推進機関のネットワーク化**：アフリカカイゼン年次会合を開催した。アフリカ、アジア、中南米を含む20か国より政策立案者（大臣、次官等）、生産性推進機関の実務者、企業、学者等約150名の参加を得て、各国の知見共有及びネットワーク化を推進した。エチオピアの公共サービス・人材育成大臣は、開発計画達成に向けてカイゼンの普及・展開を促進すること、同国がアフリカにおけるカイゼンのセンター・オブ・エクセレンスになることを宣言した。
- ・ **アフリカ起業家支援**：アフリカ地域での中小企業・起業家支援に係る調査を通じ、イノベーション創出の源泉となるスタートアップ企業の資金調達手段は極めて乏しく、従来の技術協力（カイゼン、経営支援等）に資金支援を加えた「中小企業・起業家支援プラットフォーム」の必要性を再確認した。これを踏まえ、中小企業・起業家を包括的に支援するプラットフォームをTICAD 7までに3か国で立ち上げるべく準備を進め、エチオピアでは2018年9月に同プラットフォームを立ち上げ、活動を開始した。また、8月には来日中のABEイニシアティブ学生を対象にスタートアップ実践ワークショップを実施し、24名の学生がビジネスプランを改良した。

(2) 高度人材等育成機能の強化

① アジアにおける高度人材

- ・ **Innovative Asia**：新たに74名を大学院の学位課程に受け入れ、IT、IoT、AIを中心とした理工系分野の研修を実施した。また、2017年度に来日した研修員については、日本企業・研究機関等を主な受入先としたインターンシップを実施した。受入先はAI関連企業、国立の研究機関、大手電機メーカー等で、各自の研究テーマも踏まえたインターンシップを行った。
- ・ **その他**：アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）で、国際共同教育プログラムの新設や分野別学術会議の開催を通じ、東南アジアと本邦の工学系トップ大学間のネットワークを強化し、国際共同教育プログラムの立上げを推進した。日越大学、マレーシア日本国際工科院、ヤンゴン工科大学等の拠点大学の強化を支援した。日越大学では第一期生57名が卒業し、卒業生の多くが日系企業に就職し、本邦の大学院に進学した。インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援等で、共同研究や産学連携を促進した。

② アフリカにおける高度人材

- **ABE イニシアティブ**：2018年度末までにアフリカ54か国累計1,219名（2018年度は119名）に対して本邦大学院での修士課程及び本邦企業でのインターンシップの機会を提供した。TICAD VIの政府公約（2016年～2018年に600名受入）に関し、目標値を146名上回る形で達成した。修了生の中には、本邦滞在中に築いた人脈をいかして、本邦企業の現地販売代理店事業を開始したり、コンサルタント会社を起業して機構中小企業海外展開事業採択企業の現地パートナーとして

日本製品の普及に貢献したりする等、本邦企業がアフリカへビジネス展開する際の水先案内人として活躍する人材が現れている。登録企業数も昨年度以降 90 社以上が新規に加わり、560 社まで増加した。また、帰国後ザンジバル水公社の総裁に昇進した修了生は、ザンジバル政府内への日本技術・製品の紹介を通じた日本企業のタンザニア進出促進や、円借款事業の推進にも貢献した。さらに、2025 年国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで、修了生が日本代表プレゼンターとして登壇し、日本での学びとともに、日本や関西の魅力を世界に向けてアピールした。

- ▶ **チュニジア「国立ボルジュ・セドリア応用技術科学学院 (ENSTAB : Ecole Nationale Des Sciences Et Technologies Avancees Borj Cedria)」**：機構が設立を支援した理工系大学 ENSTAB から初の卒業生が誕生した。若年層の同国失業率が 35.8% (2017 年度) で、若者の高い失業率への不満のデモが 2011 年の「アラブの春」の発火点ともなったチュニジアで、ENSTAB 第 1 期卒業生 65 名のほぼ 8 割がエンジニアとして民間企業等で即戦力として活躍している。また、学術機関の研究成果が民間事業に有効活用されてこなかったチュニジアにおいて、ENSTAB が位置し、機構が産学連携の拠点づくりとして 2005 年から整備を支援した「ボルジュ・セドリア・テクノパーク (BCTP)」内の研究所等 6 つの研究機関が、SATREPS を通じた筑波大学、京都大学、九州大学による支援を受けて、国内初となる学術機関とチュニジア企業 (医薬品会社等) との間の産学連携共同研究協定を締結。将来的には日本企業とのビジネス提携も見込まれている。
- ・ **その他拠点大学への協力**：ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT) に設置された汎アフリカ大学 (PAU : Pan African University) の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院 (PAUSTI) の教育・研究能力の強化支援を通じ、2018 年度に修士課程修了生 78 名を、他の 4 拠点も含めた PAU 全体で初めてとなる博士課程修了生 19 名を輩出した。また、2018 年度は 39 か国 245 名 (修士 126 名及び博士課程 119 名) が就学中で、アフリカの発展に貢献する高度人材育成を継続した。エジプト科学技術大学 (E-JUST) では、226 名の工学修士・博士 (2018 年度は 34 名) を輩出したほか、計 8 か国 28 名 (2018 年度は 8 名) の留学生を受け入れた。

(3) 政府公約等への貢献

① アジアにおける産業人材育成

- ・ 2018 年日・ASEAN 首脳会議で発表された「産業人材育成支援 2.0」の政府公約 (2018 年から 5 年間で 8 万人育成) 達成に向けて日本センターを中心に産業人材育成を継続し、2018 年度上半期で約 5,400 人を育成した。

② アフリカにおける産業人材育成

- ▶ TICAD VI の公約 (2016 年～2018 年で 3 万人の産業人材育成) に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2018 年度は 8,489 人 (2016～2018 年累計 69,767 人) を育成した。
- ▶ TICAD VI の公約「カイゼンを取り入れる工場等で生産性 30%向上」に関して、2018 年度にエチオピアで支援した企業は平均で 39% の生産性向上等を達成したほか、2018 年度に事業が終了したガーナでは、支援した 254 社の生産性が平均 37% 向上した。
- ・ ABE イニシアティブの実績は (2) ②参照。

③ 西バルカン協力イニシアティブ

- ・ モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアで、域内各国の共通課題である中小企業振興に向けたメンター制度普及に係る技術協力の実施に加え、同事業の中で機構の支援を受けて

セルビアで育成されたメンター（経営指導員）の協力や、年次会合でブルガリア中小企業庁の参加を得る等、域内連携促進に資する取組を行った。

④ パレスチナ「平和と繁栄の回廊」構想

- ・ 日本政府が提唱する「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦案件であるジェリコ農産加工団地（JAIP）の開発を支援した。投資家を呼び込むためのワンストップサービス、資金インセンティブの実施促進等を通じ、32社とのリース契約が締結され、2018年度は新規6社を含む累計15社が操業。また、河野外相によるJAIPフェーズ2の除幕を踏まえて新たに「産業振興プロジェクト」を立ち上げ、JAIPの開発促進及びパレスチナの零細中小企業の経営能力向上支援を開始した。

(4) 海外直接投資の促進に向けた取組

- ・ **アジア投資環境情報セミナー**：機構主催、日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）、中小機構、国際機関日本アセアンセンター後援でベトナム・ミャンマーの投資セミナーを開催した。民間企業、コンサルタント、政府関係機関等から200名以上の参加を得て、機構の海外直接投資促進アドバイザーが各国のビジネス環境や市場の最新情報を提供した。
- ・ モンゴル日本センターでは日本企業関係者約80名の参加を得て「モンゴルビジネスセミナー & 企業マッチング」を東京及び大阪で開催し、商談会の結果、モンゴル企業1社の納入契約が内定し、その他3件が商談継続している。ウズベキスタン日本センターでは日本企業関係者約100名の参加を得て「ウズベキスタンビジネス交流セミナー」を東京で開催し、84%の参加者が「セミナーがとても役に立った、少し役に立った」と回答した。
- ・ エチオピア産業政策対話における機構の主たるC/Pであるエチオピア首相府のアルケベ大臣が旭日重光章を叙勲した。同大臣の来日にあわせ、日本企業向け投資セミナーを開催し、58名の参加を得た。また、伊藤忠商事との連携による繊維産業セミナー、日系自動車製造企業からの情報提供を得た自動車セミナーを開催し、日本企業から見たエチオピアの魅力と今後の外資企業との連携に向けた方策をエチオピア政府と協議した。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に資する案件を、既述のとおり、特に裾野産業育成、投資促進、イノベーションの礎となる教育・研究活動の推進等に係る協力を通じて、アジア・アフリカ地域を中心に多数実施した。
- ・ SDGs 達成に資する観光開発協力のあり方について、2017年1月に協力覚書を締結した国連世界観光機関（UNWTO：UN World Tourism Organization）と共同で調査を行い、観光開発がSDG ゴール8、12、14だけでなく、全てのSDGsに貢献することを明らかにするとともに、その効果測定、モニタリング手法を確立した。また、当該手法を国際基準にすることを目的とした観光開発効果測定ツールキットの作成に着手した。

(6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 既述のとおり、アフリカ地域の中小企業・起業家支援に係る調査を通じ、イノベーション創出の源泉となるスタートアップ企業の資金調達手段が極めて乏しいことが判明した。同地域の起業家・中小企業を包括的に支援する枠組みを引続き検討していく予定である。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	
小農による市場志向型農業の推進（SHEP アプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数	20 か国 ²³	13 か国 ²⁶	14 か国
	研修人数・技術指導者	1,300 人 ²⁴	2,730 人	5,175 人
	小規模農民	3 万人 ²⁵	17,913 人	49,664 人
FVC に関連する事業の数（新規）	4 件	7 件	5 件 ²⁷	

(1) フードバリューチェーン（FVC：Food Value Chain）の改善や農産物の付加価値向上に向けた具体的な施策の実施状況

- **ASEAN-JICA フードバリューチェーン**：日 ASEAN 技術協力協定の締結を見据え、同協定締結後の迅速な案件形成・実施に資するべく、機構イニシアティブの下、ASEAN 事務局と累次の協議を重ねて FVC 事業構想案を起草した。同構想案は質が高く安全な輸出志向型の FVC の開発を目的に掲げ、ASEAN 事務局と協働で① ASEAN-GAP、②動植物検疫（SPS：Sanitary and Phytosanitary）、③官民連携による広域食産業クラスターの開発を柱とし、日本と ASEAN との経済協力の新たな形を示すものであり、第 17 回 ASEAN+3 農林大臣会合（AMAF+3）特別高級実務者会合（特別 SOM-AMAF+3）にて ASEAN 加盟国から賛同を得た。同構想に基づく事業の実施により、FVC が構築・強化され、貿易の円滑化・促進を通じた経済統合及び安全・安心な農作物の流通、ひいては農民の生計向上に寄与することが期待される。また、ASEAN 地域に特化した FVC に係る課題別研修を実施するとともに、「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査」を開始し、同構想に資する技術協力プロジェクトの形成に向けた調整を進めた。
- ・ 上記のほか、FVC の改善や農産物の付加価値向上を目的として、新規にブラジル穀物企業を対象とした海外投融資契約への調印、タイの地元産品の収穫後管理及び地域開発を目的とした専門家派遣、サブサハラ・アフリカや中南米地域を対象とした情報収集・確認調査 2 件を開始した。また、ミャンマーでの FVC 開発支援に係る調査・協議を踏まえ、同国政府からの技術協力プロジェクトの要請につながったほか、FVC に資する民間連携事業を 7 件推進した。

(2) 小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチの展開

- ・ 機構のケニアでの技術協力事業により開発した、「作って売る」から「売るために作る」への農家の意識変革及び営農・栽培技術向上を通じて農家の園芸所得向上を目指す SHEP アプローチに関し、アフリカ英語圏・仏語圏向けに開催した国際ワークショップ（11 月にセネガル、2 月に南アフリカで開催）及び課題別研修の在外補完研修（11 月にマラウイ、2 月にケニアで開催）に、国際機関や民間企業・団体を招へいし、SHEP の活動内容・現場を紹介した。また、国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）等国際機関の本部・地域事務所の幹部に複数回に

²³ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

²⁴ 同上

²⁵ 同上

²⁶ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正。

²⁷ 第 4 期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初 4 年間の（2012-2015）実績は、17 件

わたり SHEP アプローチを説明した。その結果、SHEP の国際的な知名度が向上し、レソトでの IFAD 事業への SHEP 導入や、FAO が運営するナレッジサイトへのコンテンツ掲載等が IFAD、FAO から提案され、実現に向けて調整中である。

- ・ 機構は、農家の自立・成長を目的として東アフリカ等を中心に農産物取引、農業資材販売、食品製造販売を広く展開している ETG 社及び同社への出資参画を通じて同地域での食農分野での事業拡大を目指す三井物産と連携協力に関する覚書を締結した。同覚書に基づき、機構は ETG 社の普及員に SHEP アプローチを紹介した。また、マリやナイジェリアで事業を展開する笹川財団の事業との連携に係る検討を進めた。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に資する取組を、特に FVC の改善や農産物の付加価値向上、SHEP アプローチの推進等に係る協力を通じて、ASEAN・アフリカ地域を中心に実施した。
- ・ 特に、SHEP アプローチの導入を通じて、ケニア、エチオピアでは、各農家が主体的に農業経営を行うようになり、所得の向上（エチオピアのパイロットエリアで 37% 向上）、住宅環境の改善、子どもの教育機会の改善等につながったほか、ジンバブエ、ルワンダ、エチオピアでは農家女性の経営参画が促進され女性のモチベーションアップに貢献した。エチオピアではプロジェクトに参加した女性の 87% が収入向上に成功している。また、フィリピンでは、野菜の流通改善を通じて、販売先がなく廃棄されていた農産物の販売を促進し、食品ロスの減少にも貢献した

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ アフリカ発の SHEP アプローチを全世界で展開すべく、SHEP アプローチをネパールで実施中の技術協力事業で導入したほか、パキスタンの技術協力事業、中南米向けの課題別研修での導入に向けた検討・準備を開始した。各地域の現状・特徴に十分留意しつつ、SHEP アプローチの拡大に向けて引き続き取り組んでいく予定である。

No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328 人 ²⁸	393 人	319 人

(1) 健全な政府財政や金融市場等の基盤実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **公共財政管理及び金融分野の課題別研修**：各地域のニーズに対応し、国内関係省庁や国際機関と連携し、金融分野では 7 コース（金融政策・中央銀行業務、金融規制監督、アジア地域証券取引所整備（アジア、ミャンマー向け）、アセアン地域債券市場整備、NIS 地域金融システム安定化及び中小企業育成支援策、南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化）、公共財政管理分野では、国税庁、財務省関税局や世銀と連携し、6 コース（国際税務行政（上級・一般）、アジア国際課税、税関行政（全世界、中南米）、公共財政管理・公的債務管理 エグゼクティブ・プログラム（世銀連携））を実施した。アジア地域証券取引所整備をはじめ一

²⁸ 前中期目標期間実績（2012-2015）平均

部のコースでは、参加者の出身国で実施中の技術協力と連携して企画・実施することで事業効果の拡大を図った。

- ・ **ミャンマー中央銀行支援**：無償資金協力で整備したミャンマー中央銀行基幹システムの利用促進や適切な運用に向けた支援を継続し、利用実績の拡大が見られつつあるほか、同システムの機能拡充に向けた無償資金協力の G/A を新たに締結した。これにより同国の市中金融機関の IT 化や決済ニーズの多様化への対応強化が期待される。
- ・ **資本市場整備支援**：ミャンマーでは、金融庁及び関係機関が機構専門家とともに「ミャンマー資本市場活性化支援計画 (LIST：Listing + Investment Strategy and Timeline)」を 2018 年 1 月に策定し、上場企業数の増加や投資家層の拡大、証券監督当局の能力強化に向けた支援を拡充し、黎明期の資本市場の成長を目指している。また、モンゴル「資本市場監督能力向上プロジェクト・フェーズ 2」、ベトナム「株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」を開始した。これら支援を通じて各国当局からは当該国の市場育成に向けた制度や環境整備が進展することが期待されている。
- ・ **ミャンマー保険市場の育成**：2012 年に民間への自由化が認められたばかりの同国保険市場で、今後の外資開放を含むさらなる自由化を控えるなか、計画的かつ適切な市場インフラや制度整備を図るため、金融庁及び関係機関が機構専門家とともに、「ミャンマー保険支援計画 (COMPASS：Comprehensive Map of Proactive Assistance)」を 6 月に策定した。また、4 月からは「ミャンマー保険セクター育成プロジェクト」を開始し、同計画に基づく支援を推進している。これら支援を通じて、ミャンマー側のみならず日本側関係者からも同国保険市場の発展に向けた自由化の道筋が整備されるとともに、適切な制度・環境整備が進展することが期待されている。
- ・ **アジア地域の税務行政支援**：徴税強化に向け、各国の発展段階や置かれた環境に基づくニーズにきめ細やかに対応し、2017 年度以降新規に支援を開始したラオスやミャンマーでは、税務調査能力向上や付加価値税 (VAT：Value Added Tax) 法改正検討に係る支援を実施した。また、2018 年度に終了した対インドネシアの技術協力プロジェクトにおいては、二重課税を解決する相互協議 (MAP：Mutual Agreement Procedure) の促進や担当部署の設置等、同国の投資環境整備に貢献した。
- ・ **ASEAN 連結性向上に向けた支援**：無償資金協力により、ミャンマーのヤンゴン及びティラワで 2016 年に稼働開始した同国通関システム (MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System) に関し、タイと接するミヤワディ国境への展開を支援した。関係各省との調整や必要な手続き及びシステムの整備支援を通じ、6 月に稼働が開始された。これにより同国をはじめ域内の貿易円滑化や連結性の向上が期待される。
- ・ **資源国の財政管理能力強化**：パプアニューギニア「資源収入管理能力向上プロジェクト」を 11 月より開始した。国際的なイニシアティブである「採取産業透明性イニシアティブ (EITI：Extractive Industries Transparency Initiative)」に準拠した資源収入の透明性の確保及び管理の改善が今後期待される。
- ・ **ワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP：One Stop Border Post) による貿易円滑化推進**：これまで円借款による施設建設、技術協力による運用マニュアルの作成や稼働に向けた手続き調和化等の支援を行ってきたナマンガ国境 (ケニアータンザニア間) で、OSBP が正式稼働し、12 月に両国大統領の臨席のもと公式の開所式が行われた。今後同国境を通過する貨物の通関所要時間の大幅な削減が期待され、域内のさらなる貿易円滑化を通じた TICAD VI の行動計画実現が期待される。またこれまで開発した OSBP にかかるマニュアル普及促進に向けたセミナーのほか、国

境取り締まりに係る研修も実施した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ターゲット 8.10「国内の金融機関能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する」に資する案件として、ミャンマーで近年増加するモバイル決済等決済サービスの多様化に対し、既述のとおり、無償資金協力・技協協力による中央銀行支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- SDGs ターゲット 8.a「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF) などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する」に資する案件として、既述のとおり、通関システムを含む ASEAN 諸国に対する税関分野能力向上や東部アフリカ地域での OSBP 推進を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- SDGs ターゲット 17.1「課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源動員を強化する。」に資する案件として、既述のとおり、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- 公共財政管理・金融市場等整備分野に係る支援は、その性格上、実施に当たり本邦関係省庁の知見や経験をリソースとして活用することが多いが、当該分野に係る支援ニーズが地域を問わず高まる中、我が国の技術協力を担える民間支援人材の能力向上やすそ野拡大が求められる。今後、能力強化研修や説明会等の場における同分野支援状況などの共有を通じ、人材の発掘に努める。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

持続的な経済成長の基礎の形成に取り組む事業には、開発協力大綱でも重点課題として掲げている強靱性、持続可能性、包摂性を兼ね備えることが重要。過去の事業の評価から得られる教訓も活用しつつ、日本政府と共に、相手国政府の関係機関との協議等を通じ、相手国のニーズに合致した事業が戦略的に実施されることを期待する。その際、限られたリソースがより有効に活用されるよう、他事業との連携や、成功事例の別地域での展開等、創意工夫ありたい。(2017年度主務大臣評価報告書、No.1「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」)

(2) 対応：

強靱性、持続可能性、包摂性を兼ね備えた事業を、過去の事業評価から得られた教訓も活用しつつ、他事業との連携や、成功事例の別地域での展開等に留意しながら実施した。具体的な例として、都市・地域開発分野では、ネパール地震（2015年）やフィリピン高潮災害（2013年）の復興支援経験を踏まえ、9月にインドネシア中央スラウェシ州で発生した地震津波災害からの復興支援では、被災者の生計再建支援を技術協力事業の活動に含めたほか、本邦自治体関係者による東日本大震災からの復興経験共有セミナーをインドネシアの被災地等で開催した。道路分野では内閣府戦略的イノベーション創造プログラムとの連携の下、道路アセットマネジメントプラットフォームを立ち上げ、日本国内の経験・知見や開発途上国で実施されている技術協力プロジェクトの成果・経験を集約、相手国のニーズに合致した事業が実施できる体制を構築した。エネルギー分野ではバングラデシュでの省エネルギーに係る政策・制度の構築と金融支援を組み合わせた成功事例を踏まえ、エジプトにおいて類似の包括的な案件に取り組んだほか、ケニア・オルカリヤ地熱発電所で、データシステムの設計と調達を UNIDO、同システム活用のための技術協力を機構が実施した。民間セクター開発分野では、カイゼン年次会合において広く成功事例や知見を共有したほか、アフリカ開発銀行 (AfDB) や国際農業開発基金 (IFAD) の事業を通じたガーナでのカイゼン普及

展開、フランス開発庁（AFD）や国連開発計画（UNDP）の事業を通じたカメルーンでのカイゼンの普及展開など、個別事業での他ドナー連携を推進した。農林水産業振興分野では、アフリカでの事業経験を踏まえた SHEP の他地域への展開や FAO、IFAD、国連世界食糧計画（WFP）との連携を推進したほか、ASEAN 事務局と協働で ASEAN-JICA FVC の事業構想を取りまとめ、ASEAN 加盟国から賛同を得て承認された。公共財政管理・金融市場等整備分野では、ミャンマーで金融庁の協力及び本邦保険業界団体・個社との連携を踏まえ保険市場育成支援を実施中であるほか、アフリカで世界税関機構（WCO）と連携し、東部地域において税関分野の人材育成に実績を上げた指導者養成プログラム（マスター・トレーナー・プログラム（MTP））の手法をいかし、南部・西部アフリカでも MTP を開始した。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成30年度開発協力重点方針、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、日本の教育協力政策、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、TICAD VI ナイロビ宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略2018、自由で開かれたインド太平洋構想
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130万人 ²⁹ (2016-2018)	44万人	44.3万人	44.7万人			
学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	1,000万人 ³⁰ (2017-2021)	350万人	324万人 ³¹	498万人			
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）			18,153	20,554 ³²			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p> <p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」及び「UHC東京宣言」等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めたUHCの実現や非感染症対策の強化に向けた事業を実施する。 特に、第三国と連携した国際研修を実施するとともに、国際会議等で優良事例を発信する。また、効果的な非感染症対策策を実施するための保健システム強化や人材育成に引き続き取り組む。 <p>イ 感染症対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守を促進する。加えて、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行う。 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病予防管理センターと連携し、地域ラボやサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、実施中の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症

²⁹ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 65% として想定して設定する。TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 200 万人

³⁰ 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人 / 年

³¹ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正

³² 暫定値

対策に係る人材育成、IHR の履行状況等に係る合同外部評価への専門家派遣等の「世界保健安全保障アジェンダ」との連携を強化する。

ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上に向け、母子手帳国際会議を通じた各国の持つ知見の共有を支援する。
- ・ 世界保健機関（WHO）とともに、母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知するとともに、各国のニーズに応じた国内ガイドライン策定を支援する。

エ 栄養の改善

- ・ 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。また、アフリカにおいては「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」を推進し、栄養改善に向けた分野横断的な事業に取り組む。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等につき引き続き取り組むとともに、機構の民間提案型事業への応募勧奨を行う。
- ・ IFNA に公式に参加表明した全ての国において、当該国による IFNA を通じた取組方針（ICSA : IFNA Country Strategy for Actions）の策定を支援する。また、2019 年の G20 及び TICAD 7 での事例発表を見据えつつ栄養改善事業に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、アジア地域における上水道事業及び水道事業体の経営改善に係る支援を強化する。具体的には、制度整備等のガバナンス強化を含む技術協力事業や留学制度を活用した事業、及び自治体との連携強化等を通じた日本の知見の活用を通じ、開発効果のスケールアップに取り組む。
- ・ アフリカ地域の都市化に対応した都市給水やサブサハラ・アフリカの村落部を対象とした安全な水へのアクセス改善のための事業を実施する。
- ・ 東京で開催される国際水協会世界会議において、大都市における効果的な水利用・水資源管理等に関する機構事業から得られた知見等を発信する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」にも貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を実施する。また、アフリカ地域では、子どもの読み書きや算数スキル向上のための事業を実施する。
- ・ インパクト評価の実施及びそこから得られたエビデンスの活用を通じて子どもの学びの改善を効果的に実現する方策を検討し、その結果を国内外に発信する。特に、国際的に評価の高い研究ネットワーク及び教育 NGO との連携を進め、シンポジウムの開催や基礎学力向上のための共同モデルの開発に取り組む。

キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」の取組にも留意し、外部関係機関等との連携を強化しつつ、日本の経験をいかした開発途上地域の体育科教育への支援や、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族間の緊張緩和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、SDGs への貢献を目指した新たな協力方針を策定するとともに、東京オリンピック・パラリンピック参加国の関係機関等の能力強化に貢献する。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者の開発プロセスの参加促進に係る取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を引き続き実施する。
- ・ 特に、インドネシアの社会保険実施能力強化やタイで高齢者のための地域包括ケアサービスの改善に向けた事業を実施する。また、アジアにおける高齢化社会への対応に向けたアジア開発銀行（ADB）との協力覚書に係る合同モニタリングを実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）

- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3、3.d）関連）
- ・ 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1、3.2）関連）
- ・ 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- ・ 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6 関連）
- ・ 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1、4.2、4.5、4.6、4.7、4.a及び4.c）関連）
- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal 4 関連）
- ・ 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）
- ・ 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5、4.a）、8（8.5）、11（11.7）関連）

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：一部の指標において目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、包摂性に留意しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、①機構の人的資本の取組への評価（Human Capital Championsに任命、母子保健手帳の活用推進に係るガイドラインの策定、IFNA国別アクションプラン承認）、②SDGs達成に資する定量指標の改善（母子保健及び教育関連指標）、③相手国ニーズに対する日本の技術・制度の導入支援（エジプト日本式教育の導入・展開、教科書全国配布）④自治体の知見を活用した事業の実施（北九州市企業共同企業体による浄水場支援）、特筆すべき成果をあげた。

- ◎ **人的資本への取組の評価【④】**：機構のこれまでの人的資本に対する取組が評価され、世銀総裁からの要望を受けて、機構理事長が唯一の日本人として人的資本の重要性を世界に訴える Human Capital Champions に任命。
- ア UHC を目指した保健システムの強化
 - UHC 実現に資する政策策定支援を 6 か国で展開、保健政策に係る研修を 145 名に実施。
 - UHC2020 運営委員会、アフリカ健康ビジネスシンポジウム、プライマリーヘルスケア国際会議等の国際会議にて、機構の取組・成果を発信。
- ◎ **5S カイゼン手法の発信【③】**：患者安全サミット閣僚級会合へ登壇し、患者安全の推進による UHC 達成や日本発「カイゼン」と「人間のお産」の成果発現例を発信。本サミットは、43 か国の閣僚や従来直接的な接点が少なかった国内外の患者安全の専門家等約 500 人が一堂に会する貴重な場であり、日本の取組としての 5S カイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上が広く認知・評価された。
- ◎ **保健計画管理能力の向上【②】**：ミャンマーにて、各病院から保健スポーツ省への電子データによる病院管理情報の報告件数が約 4 倍に増加し、中規模以上の公立病院全 85 か所をカバーし、保健スポーツ省による病院整備、人員配置、サービス改善等の政策判断に病院情報が活用可能となった。5S カイゼンの取組が支援対象地域以外にも普及し、計 5 か所の州・地域に拡大し、医療従事者及び患者の満足度が向上。
- ◎ **地域保健活動の推進【②】**：スーダンにてコミュニティ管理の地域保健活動を推進し、支援対象 10 コミュニティのうち、7 コミュニティで自発的に診療拠点が整備された。5S の取組も進み、カルテ探し が 1 時間から 1 分に短縮された事例もあった。
- ◎ **協力終了後の自律的展開【②】**：ケニア支援対象県での麻疹の予防接種率が 61%→94%、75%→82%に向上。外来病棟及び救急病棟の改修により、外来患者数が約 1.8 倍、手術件数が 3 倍に向上し、医療サービスの安定的提供（例：患者を他病院に搬送する必要なく診療）に貢献。日本の協力が可視化された優良事例として外務省広報資料に掲載。
- ◎ **伝統的出産介助者との連携の促進【③、④】**：ナイジェリアのラゴス州では、伝統的出産介助者が有する情報の集約が困難であったが、伝統的出産介助者が有する妊産婦に係る情報を収集する制度と電子化システムを構築。当該電子システムはナイジェリアで普及している郡保健情報システムへの組込が可能。
- イ 感染症対策の強化
 - 公衆衛生の強化に向け検査室の能力・サーベイランスを強化（西アフリカ諸国、ベトナム、エチオピア、ミャンマー）。世界保健安全保障アジェンダとの連携強化（インドネシア閣僚級会合への参画、アクションプラン達成に向けた事業の形成）。
 - ◎ **エボラ出血熱アウトブレイク対応【②、④】**：コンゴ民主共和国中部で流行したエボラ出血熱に対し、調査チーム及び国際緊急援助隊感染症対策チームを派遣し、キンシャサにてサーベイランス及び検査診断での支援を通じて、エボラ出血熱流行の終息に貢献。保健省より検疫手法が高く評価され、北部のエボラ出血熱流行への対応でも同手法が活用された。
- ウ 母子保健の向上
 - 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率改善に向けた事業を実施（タイ、コートジボワール等）。各国での母子保健手帳普及を支援（アフガニスタン、ガーナ、アンゴラ）。
 - ◎ **村落助産師の有用性認識【②】**：スーダン政府がコミュニティと保健システムのつなぎ役として機能し得る現状唯一のヘルスワーカーである村落助産師の重要性を認識し増員を進め、スーダン全土の村落助産師人数が 2012 年～2017 年の間に約 44%増加（2017 年時点で計約 23,000 人）。

- ◎ **乳児死亡率の大幅改善【②】**：ボリビア全体の乳児死亡率が2008年時点で1,000件あたり63件である中、ラパス県対象地域の乳児死亡率が1,000件あたり1件（2015～2017年）に大幅改善（SDGsターゲット「5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすこと」と比して大きな貢献）。施設分娩率も支援対象市にて46.7%（2010年）→81.9%（2017年）に大幅改善。
 - ◎ **母子保健手帳の国際的認知【②】**：母子保健手帳の各国での導入を目指し、機構がこれまで協力した国々の知見及び成果をインプットした母子保健手帳を含む家庭用母子保健記録の国際標準設定に係るガイドラインをWHOと連携して策定。今後、母子の健康に関する記録を統合する動きが進むことが期待される。
- エ 栄養の改善
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」を推進（メンバーが7団体増加（累計63団体）、メンバーである不二製油グループによる栄養改善及び女性の収入向上を目的とした事業が機構民間連携事業に採択）。
 - ◎ **IFNA 国別アクションプラン【②】**：各国政府が国別の栄養改善のためのアクションプランを承認（マダガスカル、セネガル、ブルキナファソ）。ICSA 策定プロセスを通じて、政策立案者から現場での活動従事者まで栄養改善に関わる関係者が、省庁・セクターの垣根を越えて栄養改善に係る理解を深め、IFNA の政策レベルの主流化に貢献。
- オ 安全な水と衛生の向上
- 安全な水へのアクセス改善に係る自治体と連携した事業を形成・実施（ベトナム、カンボジア、ラオス、パキスタン等）。
 - 日本の水道事業の知見を国際社会へ積極的に発信（第11回国際水協会世界会議・展示会等）
 - ◎ **避難民への支援【③】**：バングラデシュ政府、国際移住機関（IOM）、NGO等と効果的に連携し、深井戸等の給水施設（約4万人に裨益しキャンプ内最大規模）の建設に取り組み、井戸の掘削作業を完了した。給水施設整備はキャンプ内の避難民のニーズを熟知するIOMが行い、水質管理はバングラデシュ政府公衆衛生工芸局が行う等、互いの強みをいかした協働実現に向けた調整に加え、機構は実施中の技術協力の活動内容を柔軟に調整し、井戸掘削に迅速に対応した。
 - ◎ **自治体との連携強化【②】**：日本の水道事業の知見・経験をいかすべく、水道分野で技術協力プロジェクト初となる自治体との協定書（埼玉県、さいたま市、川崎市、名古屋市、神戸市）を締結し、各自自治体の強みをいかして4自治体より、専門家派遣や本邦研修実施の安定的な支援を得て事業を実施する体制を構築。
- カ 万人のための質の高い教育
- インクルーシブ教育に係る事業を実施（アフガニスタン、レバノン、スリランカ）。
 - 世銀やGPEとの連携を推進し、機構のアフリカでの基礎教育の取組を発信
 - ◎ **世界銀行等との連携による基礎学力の向上【②】**：ニジェールにて、コミュニティと学校の協働による学習の質改善モデルを開発。世銀及びGPEと同モデルを3,200校の児童20万人を対象に同モデルを導入し、算数試験の正答率が30%以上向上。
 - ◎ **学力格差緩和のためのモデル開発【②、④】**：モロッコにて、基礎計算力の向上等、子どもの学力格差緩和のためのモデルを開発。パイロット校で導入した結果、4年生の基礎計算テストの正答率が50%向上。教育省は同モデルを全国の州教育局のアクションプランに導入・実施するよう通達を发出。
 - ◎ **協力成果の国家承認【②、④】**：先方政府による機構が開発した教科書に対する高い評価の結果、同教科書を全国一斉配布（ホンジュラス（12.6万人）、ミャンマー（130万人）、ラオス（19万人）、パレスチナ（43万人）、学校運営改善ガイドラインの配布（ネパール）、カリキュラムマネジメントサイクルガイドラインの策定・大臣承認（モンゴル）、識字教育モニタリングマニュアルの配布（アフガニスタン）。

◎ **日本式教育の導入・展開【②、④】**：エジプト・日本学校 35 校が開校し、大統領が開校セレモニーに出席。エジプト政府により学ぶ意欲や公平性・協調性の醸成に資する日本式教育が評価され、日本の学校教育の特色である学級会・日直を新カリキュラムに導入・展開し全国の小学校で毎週実践。

キ スポーツ

○ 『『スポーツと開発』事業取組方針』を策定・公開。スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会、SFTC 事務局運営委員会等に参画し、スポーツ国際戦略の策定に貢献。

◎ **スポーツを通じたボスニア・ヘルツェゴビナ信頼醸成【②、③】**：ボスニア・ヘルツェゴビナでは、各民族が異なる教育カリキュラムを採用しており、国民の一体性及び民族間の相互理解を阻害する大きな要因となっている。こうしたなか、民族間の相互理解を促進するべく機構が作成・導入を支援した 3 民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラムが正式発効。同カリキュラムは、特定の民族やスポーツが得意な生徒に偏らない、包摂性・多様性・公正性に配慮した内容となっており、右の視点が同国における保健体育教育の政策全体に反映されることが期待される。

ク 社会保障・障害と開発

○ 社会保障制度の構築、社会的弱者への配慮に向けた事業を形成・実施（インドネシア、タイ、エジプト、南アフリカ）。

◎ **社会的弱者への配慮の促進【②】**：パラグアイにて南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度の実施を通じて、障害当事者を中心に監査員（48 名）の登録を行った結果、これまで機能していなかった物理的アクセシビリティ認証制度が実施可能となり、障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献。南米初の「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」を作成。

<課題と対応>

2019 年度に開催予定の G20、TICAD 7、2020 年度に開催予定の UHC フォーラム 2020、栄養サミット等の主要国際会議に向けて、事業の着実な形成・実施に加え、積極的に対外発信することで、国際的な援助潮流の形成に貢献し、他ドナー等との連携を強化する。

4. 業務実績

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
UHC 実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5 か国 ³³	8 か国	6 か国
保健政策に係る研修実績数	90 人 ³⁴	104 人	145 人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9 施設 ³⁵	32 施設	10 施設

(1) UHC 実現に資する保健システムの強化に向けた具体的な施策の実施状況

① 国際社会への貢献と情報発信

- ・ **第 3 回年次 UHC 財政フォーラム**：機構は、世銀等が開催する保健財政に関する国際会議である年次 UHC 財政フォーラムの技術諮問グループの一員として、フォーラム全体と財政のリスク軽減に係る会議の企画に貢献した。本年のテーマは「保健財政と公平性」で、約 400 人が参加した。
- ◎ **第 3 回患者安全サミット**：機構は、国及び国際機関のリーダーに患者安全の重要性を浸透させることを目的とした国際会議である患者安全サミットの閣僚級会合へ登壇し、患者安全の推進によ

³³ 前中期目標期間（2012-2015）実績

³⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

³⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

る UHC 達成と人間の安全保障の重要性、及び、その実践例として日本発「カイゼン」と「人間のお産」の各国・地域での具体的な成果発現例を共有し、学びあいを通じたグローバルなスケールアップの可能性を発信した。本サミットは、43 か国の閣僚や従来直接的な接点が少なかった国内外の患者安全の専門家等約 500 人が一堂に会する貴重な場であり、日本の取組としての 5S カイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上が広く認知・評価された。また、厚生労働省等と協働して低所得国での患者安全やサービスの質向上の優良事例集（英文冊子）を作成して参加者に配布し、自国の取組への参考になるとの評価を得た。

- ・ **UHC 2030 運営委員会**：機構は、2030 年までに UHC 達成を目指す多数の援助機関、国際機関、市民社会等が参画する国際的なパートナーシップである UHC2030 の共同議長として、2018 年 6 月まで 1 年間にわたり委員会の議事運営を行い、2019 年国連 UHC ハイレベル会合に向けたグローバルな UHC の取組に係る決議とともに民間セクターの参画促進など UHC2030 の貢献策の具体化をリードした。
- ・ **第 2 回日独グローバルヘルスシンポジウム**：機構は、日独の政府、研究者、企業等のグローバルヘルス関係者による国際会議である日独グローバルヘルスシンポジウムのスピーカーとして登壇し、UHC 達成に関する日本とドイツの過去の取組が開発途上国に参考になること、UHC が国造り及び公平な社会づくりに関わる重要なイシューであることを発信した。本年のテーマは 2017 年の G20 から 2019 年の G20 に向けた日本とドイツの役割で、100 名以上が参加した。
- ・ **アフリカ健康ビジネスシンポジウム**：機構は、アフリカ健康ビジネスシンポジウムの基調講演に登壇し、UHC は国造りに関わるもの、均衡のとれた成長の前提、全国民に裨益するものであり、民間の参画が重要であることを発信するとともに、UHC 達成に向けた日本、ドイツ、タイ等の経験を紹介した。同シンポジウムはアフリカ内外の政府、国際機関、企業関係者など 52 か国より約 500 名が参加した。
- ・ **プライマリーヘルスケア (PHC : Primary Health Care) 国際会議**：機構は、世界保健機関 (WHO)、国連児童基金 (UNICEF) 共催の PHC 国際会議における「非常時における PHC」セッションに登壇し、日本の震災後の経験やエチオピア等でのコミュニティベースの感染症サーベイランスについて発信した。同会議は 120 か国、1,200 人の参加を得て、1978 年に採択された歴史的な「アルマアタ宣言」を再確認し、UHC 達成の重要な一歩として PHC システム強化を誓約する「アスタナ宣言」が採択された。
- ・ **第 10 回アジア太平洋保健人材連盟ワークショップ**：機構は、アジア大洋州地域における政府、国際機関等による保健人材に関する国際会議であるアジア太平洋保健人材連盟ワークショップにて、保健人材に関する世界戦略「人材 2030」に関する会議に登壇し、アジア地域での保健人材育成の取組、特に保健人材戦略で最も重視すべき点として、現場の保健医療従事者がサービスを継続するためのモチベーション向上に向けた仕組みづくりの重要性を発信した。

② 日本政府の政策（準備段階を含む）への貢献

- **世銀 Human Capital Project**：世銀グループが「貧困削減と経済成長に必要な人的資本の蓄積には保健と教育への投資が重要」と提唱する Human Capital Project を推進する著名人からなる Human Capital Champion に、日本政府の推薦により唯一の日本人として当機構理事長が就任した。機構は、世銀総会登壇（10 月）、世銀とのハイレベル会合での意見交換（10 月）、GGG+ フォーラム登壇（12 月）を通じて、人的資本への投資の重要性と保健・教育・栄養分野の機構の取組を発信した。また、Human Capital Index の計測や研究に外部からの技術的知見を提供する Academic Council に機構国

際協力専門員2名が参画し、同 Index に関する技術的助言を行った。

- ・ **G20 への貢献**：2019 年の G20 開催に向け、世界の有識者からなるグローバルヘルスに関する国際諮問グループによる政策提案書の作成に企画段階から参画し、電話会議（6～8月）やラウンドテーブル会議（9月）を通じて提案書の構成や内容について意見交換を行った。

③ 第三国等と連携した国際研修

- ・ **課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」**：昨年度に続き、12か国14名に研修を実施した。日本の UHC 達成に向けた知見・経験に加え、UHC に関する技術協力プロジェクトを実施中のタイ保健省から講師を招へいし、タイにおける制度設計や事業運営等、他国の具体的な経験も紹介した。
- ・ **タンザニア「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」**：昨年度に続き、技術協力を通じ育成された現地指導者や行政官の協力を得て病院のカイゼン（5S-KAIZEN）推進に係る指導者育成のための能力強化研修を実施し、4か国（ウガンダ、ブルンジ、ケニア、ジンバブエ）の8名を含む累計95名の病院・保健省関係者を育成した。

④ 各国での具体的な事業

- ・ **ベトナム「診療報酬及び保険適用診療サービスパッケージ改善プロジェクト」**：保険を適用するサービスのパッケージを標準化するために、診療サービス、薬剤、病名等に割当てられた「マスターコード」の現状確認調査及び医療保険未加入者調査を実施し、未加入者調査の分析結果を基に、加入促進ツールを開発した。また、保健省、財務省、社会保険関係機関からなる医療保険制度に関する本邦研修を実施し、日本の制度及び経験を参考に医療保険制度改善のための行動計画を策定した。
- **ミャンマー「保健システム強化プロジェクト」**：電子データを用いた病院情報管理の向上に関し、病院から保健スポーツ省への電子データによる報告数が22件（協力実施前）から97件（中規模以上の公立病院全85か所をカバー）へと大幅に（約4倍）増加した。これにより、保健スポーツ省が病院整備、人員配置、サービス改善等の政策判断に病院情報を活用可能となった。またプロジェクトを通じた5Sカイゼンの取組が、プロジェクトの対象地域以外に波及し、計5か所の他州・地域に拡大し、医療従事者及び患者の満足度が向上した。
- **スーダン「プライマリーヘルスケア拡大支援プロジェクト」**：現任研修マニュアルの更新版を用いて約600名のコミュニティ助産師（CMW：Community Midwife）を養成し、養成されたCMWが700件以上の分娩を介助した。また、コミュニティ管理の地域保健活動を推進し、対象の10のコミュニティのうち、7つのコミュニティ内で自発的に診療拠点が整備された。5Sに関しても対象9病院での取組が進み、例えば時に1時間を要したカルテ探しが、1分程度で見つけられるまでになった。
- ・ **セネガル「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト」**：一橋大学、ダカール大学、世界銀行との共同研究を通じ、綿密な現状調査を実施し、医療保障制度の現場レベルでの課題や支援ニーズを抽出した。同調査結果に基づき医療保障制度の運用に関する改革の必要性を提言するとともに、関係機関に対する研修計画や機材調達計画の策定及び実施を支援した。
- ・ **バングラデシュの民間総合病院（SAMSL：Ship Aichi Medical Service Limited）への出資契約の調印**：ダッカのイーストウエスト医科大学病院と日本のグリーンホスピタルサプライ社が設立したSAMSLとの間で、民間総合病院の設立運営に向けた出資契約に調印した。海外投融資による病院設立運営案件はカンボジアに続く2例目であり、日本の病院経営ノウハウをいかした専門性の

高い医療サービスの提供が期待される。

⑤ 協力終了後の自立的展開

- ▶ **ケニア**：「西部地域保健医療サービス向上プロジェクト」の成果として、対象県での乳児死亡率が、1,000 出生当たり 27 件から 23 件に減少した。「ニャンザ州保健システム強化プロジェクト」の成果として、対象県での麻疹の予防接種率が 61%から 94%、75%から 82%に向上した。また、「西部地域県病院整備計画」における外来病棟及び救急病棟の改修により、外来患者数が約 1.8 倍、手術件数が約 3 倍に向上し、患者を他病院へ搬送する必要がなく診療ができるようになる等医療サービスの安定的提供に貢献した。同成果は、日本の協力が可視化された優良事例として外務省広報資料「世界のために、日本がしていること」の「命をつなげる日本の支援」に掲載された。
- ▶ **ナイジェリア「ラゴス州における貧困層のための地域保健サービス強化プロジェクト」**：妊産婦の中には保健医療施設よりも、生活するコミュニティの近隣の伝統的出産介助者（TBA：Traditional Birth Attendant）に頼る状況があったが、プロジェクトにて妊産婦の情報等を把握している TBA と保健医療機関との連携が進み、対象地区の TBA 患者紹介関連データ収集システムが構築されて、保健医療機関で情報の把握が進むとともに、TBA からの妊産婦の紹介への対応の基盤が整った。なお、本システムはナイジェリアで普及している郡保健情報システムへの組込が可能。ラゴス州保健省は本システム導入に意欲的で、今後システム利用拡大により TBA しか知りえなかった妊婦の把握が進み、TBA から受診が促されて、保健医療施設への紹介件数の増加、熟練した分娩介助者による出産の増加が期待される。

(2) 非感染症対策の強化に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **スリランカ国「保健医療サービス改善事業」**：本事業は、同国 7 州の高度な医療サービスを提供する三次レベルの医療機関の施設・機材整備、保健人材養成機関の機材整備及び保健省や医療機関の医療機材の維持管理体制の強化を通じ、非感染性疾患（NCDs：Non-Communicable Diseases）の診断・治療に係る医療サービスの改善を支援するもので、同国での大きな疾病負担となっている非感染性疾患に対する治療、及び診断サービスに国民のアクセスが向上することが期待される。7月に本事業の実施に関する L/A を調印した。
- ・ **バングラデシュ国「保健サービス強化事業」**：本事業は、同国内の郡病院、コミュニティクリニック及び都市診療所等一次及び二次保健医療施設の整備により、非感染性疾患対策の強化と人口の流入が進むダッカの都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス強化を図るもので、国民の健康増進に寄与することが期待される。6月に本事業の実施に関する L/A を調印した。
- ・ **マヒドン王子記念賞国際会議（PMAC2019：Prince Mahidol Award Conference 2019）**：機構は、PMAC2019 をタイ政府、世銀、WHO 等の開発パートナーと共催し、UHC 達成の大きな課題となる NCDs の予防と対策について、政策決定者、研究者、開発途上国代表者等の関係者間の学び合いに貢献するとともに、政策レベルを巻き込んだ非感染症疾患対策の重要性を共催者と提案したほか、誰一人残さない対策のための人間の安全保障の考え方の重要性を成果文書に盛り込む等、社会が一体となって非感染性疾患対策に臨むための潮流づくりに貢献した。
- ・ **ソロモン「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」**：ビレッジヘルスプロモーター制度、NCDs 及び栄養に重点を置いたトレーナー向け研修教材、ビレッジヘルスプロモーター向け研修教材を整備し、15 村でビレッジヘルスプロモーター向けの研修を実施し、コミュニティにおける NCDs 能力を強化した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に UHC 達成を謳った SDGs ターゲット 3.8 に資する案件を、既述のとおり、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、スーダン、タンザニア、セネガル、ソロモン等で実施したほか、数多くの国際会議の場で機構の取組等を発信した。
- ・ 日本政府が 12 月に決定した「SDGs アクションプラン 2019」に「UHC (UHC in Africa 含む)」「医療施設におけるカイゼンの普及」が掲載された。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 2019 年度は、G20 や TICAD 7 等の大規模な政治イベント、国連会議等のテーマとして UHC が取り上げられる予定であり、国際的な援助潮流づくりへの更なる貢献のため、対外発信を強化していく。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700 人 ³⁶	6,966 人	6,765 人

(1) 公衆衛生の強化に向けた具体的な施策の実施状況

① 検査室の能力・サーベイランス強化

- ・ **西アフリカ諸国**：2014 年のエボラ出血熱のアウトブレイク以降も、西アフリカ諸国の検査技師の知識・技術は十分なレベルに達しておらず国際保健規則（IHR：International Health Regulations）の遵守が困難な状況が続いているため、西アフリカ地域の検査技師の基礎能力・技術強化を目的に、ガーナ国野口記念医学研究所にて研修を実施した。ガーナ、リベリア、シエラレオネ、ナイジェリアから計 12 名（各国 3 名）の検査技師が参加し、寄生虫疾患、細菌感染症、ウイルス性疾患における感染症診断及び検査・予防能力を向上させるとともに、参加者間のネットワークを構築した。
- ・ **ベトナム**：「感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト」で 7 名の短期専門家を派遣し、中央及び地方のラボにて、ピロリ菌、麻疹・風疹ウイルス、エボラウイルス、手足口病、コレラ菌の計 6 疾患の検査が可能となった。
- ・ **エチオピア**：「アムハラ州感染症対策強化プロジェクト」の事後評価の結果、本事業で導入したサーベイランス/レスポンス・システムが、アムハラ州のほとんど全ての郡で定着・活用されていることが確認された。また、対象とする 3 県の保健局及び 22 郡の保健事務所における週報の適時性及び網羅性は、初期の目標値の 80%に対して事後評価時には 95%～98%を達成しており、モデルクラスター内のヘルスセンター（上位の医療機関）及びヘルスポスト（コミュニティの医療施設）が感染症の急増に対し適切な対応をとっていること、州、県、郡レベルの施設が妊婦死亡及び出生前死亡のサーベイランス等新たな活動を追加する等して、体制及び技術能力を継続的に向上させていることが確認された。
- ・ **ミャンマー国「感染症対策アドバイザー」派遣**：HIV/エイズ及び結核に関し、国家戦略・政策に基づく支援を展開した。具体的には、結核の検査データ管理システムの構築、998 か所の小規模

³⁶ TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

検査室向けマニュアル策定、検査の質を維持するための外部精度管理強化（HIV 抗体：402 施設対象、回答率 93.3%、結核遺伝子検査：35 施設を初評価）、薬剤耐性対応のための年次報告書作成等を支援した。7つの施設で導入した結核の検査データ管理システムは、検査作業の効率化に資するとしてミャンマー側が国内展開の意向を示しているほか、年次報告書は薬剤耐性に関するミャンマー初の報告書として、先方の高い評価を得た。

② 感染症対策に従事する人材育成

- ・ **JICA 開発大学院連携「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」**：感染症分野で WHO の協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症拠点ラボの能力及びネットワーク強化に取り組むアフリカ 5 か国（ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国）の留学生（修士、博士、ポスドク）を受け入れた。2018 年度は 8 名が来日し、2017 年度から累計 18 名を受け入れた。
- ・ **課題別研修「重症感染症などのアウトブレイク対応強化のための実地疫学（管理者向け）」**：コンゴ民主共和国、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、パラオ、シエラレオネ、ザンビア計 7 か国 10 名が、国立感染症研究所で日本の感染症対策や薬剤耐性菌サーベイランスに係る講義、羽田空港での検疫、熊本での災害時感染対策におけるアウトブレイク対策等の講義・実習を受講し、迅速かつ的確にアウトブレイクの実態を把握し効果的な対応につなげるための体制強化の在り方を学んだ。

(2) 国際的なイニシアティブや国際機関等と連携した国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守の促進

- ・ **世界保健安全保障アジェンダ（GHSA：Global Health Security Agenda）**：GHSA インドネシア閣僚級会合に、機構は日本政府代表団の一員として参加し、日本の IHR のコアキャパシティ強化、特に検査能力及び研究能力の強化につながる国際協力と国内における薬剤耐性対策について発信し、日本の GHSA への貢献、即ち感染症対策の重点国における無償資金協力を通じたバイオセーフティレベル（BSL：Biosafety Level）3 ラボの整備等ハード面の整備と、技術協力を通じたソフト面の支援をアピールした。
- ・ 機構専門家も貢献した IHR の履行状況等に係る GHSA との合同外部評価に基づくアクションプラン達成に向けて事業形成に取り組んだ。例えば、ナイジェリアでは、感染症への早期対応能力強化を目指し、ラゴスの中央公衆衛生検査所に BSL 2 の施設建設及び 8 か所の検査施設における機材整備に加え、ナイジェリア疾病予防センターラボネットワークの検査能力を強化する無償資金協力及び技術協力の案件形成を行った。
- ・ **アフリカ連合（AU）・アフリカ疾病対策センター（アフリカ CDC：Africa Centres for Disease Control and Prevention）**：IHR 遵守促進、公衆衛生の備えの強化に向けた連携促進を目的に、アフリカ CDC との対話を継続した。具体的には、アフリカ CDC・英チャタムハウス共催東部アフリカ地域ワン・ヘルス会議（10 月）に参加し、特にアフリカにおける健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化を通じた①感染症拠点ラボの機能強化、②感染症対策人材の育成、③地域・国際イニシアティブへの貢献について発信した。また、2017 年 12 月に署名した協力趣意書に基づき、ザンビアやケニアの拠点ラボを活用した第三国研修等、具体的な連携の可能性について協議を行った。
- ・ **国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）**：アフリカにおける人獣共通感染症に

係る課題に対し、家畜疾病に高い専門性を有する OIE の知見を活用して取り組むべく、外務省及び農林水産省と協議・調整した。

(3) 突発的感染症の拡大に対する緊急支援

- ▶ **コンゴ民主共和国エボラ出血熱アウトブレイク対応**：5月にコンゴ民主共和国中部で流行したエボラ出血熱に対し、調査チーム及び国際緊急援助隊感染症対策チームを派遣した。感染症対策チームは、首都キンシャサにおけるサーベイランス（検疫体制及びデータマネジメントの強化）及び検査診断を支援し、エボラ出血熱流行の終息に貢献した。特に、同チームが支援した検疫所における検疫手法は、同国保健省から高い評価を受けており、8月に別途同国北部で発生して流行が宣言されたエボラ出血熱流行への対応でもその手法が活用されることとなった。また同国北部の流行に対し、緊急援助物資として、疫学サーベイランス、検疫強化及び検査診断分野に必要な物資を供与し、首都の国立生物医学研究所及び流行地で流行対策に活用された。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に感染症への対処を謳った SDGs ターゲット 3.3 に資する案件を、既述のとおりアフリカ地域を中心に実施した。
- ・ また、ベトナム、ガーナ、ナイジェリア、ザンビアで実施された合同外部評価（JEE：Joint External Evaluation）に専門家を派遣し、各国の状況に即した有用な提言を行い、2018年にそれぞれのアクションプランが策定された。アクションプランの実践により、ターゲット 3.d に貢献することが期待できる。
- ・ 日本政府が12月に決定した「SDGs アクションプラン 2019」に、「健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化プログラム」が掲載された。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 2014年の西アフリカのエボラ出血熱の大流行以降、特にアフリカでは感染症対策分野の支援を行うドナーが急増した。このため、ナイジェリア及びコンゴ民主共和国における案件形成、実施準備に際しては、支援分野や地域が重複しないよう、各国の保健省や関連ドナーと十分な調整を行うとともに、WHOポータルに機構の感染症分野の投入を公開し、見える化に努めた。こうした取組を次年度以降も続けていく予定である。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計 25 개국 ³⁷	1 개국	1 개국
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	- ³⁸	43 개국 / 年	67 개국 / 年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240 人 ³⁹	1,542 人	1,570 人

³⁷ 2015年度までの累計

³⁸ 新たな取組のため基準値なし

³⁹ 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014年から2019年に8,000人」のうち母子保健関連で1,200人

(1) 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ▶ **ヨルダン「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」**：モバイルクリニック（移動式診療車）の巡回により、家族計画、産前産後ケア、予防接種、小児ケアサービスを提供した。遠隔地に居住するヨルダン人及びシリア難民延べ1,067名（うちシリア難民451名、全体の42%）に裨益した。
- ▶ **スーダン「フロントライン母子保健強化プロジェクト」、「フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ2」**：事後評価の結果、本事業を契機として、スーダン政府がコミュニティと保健システムのつなぎ役として機能し得る現状唯一のヘルスワーカーである村落助産師（VMW：Village Midwife）の重要性を認識し増員を進めていることが確認された。具体的には、2012年から2017年の間にVMWの人数が約44%増加した。対象州のセンナール州におけるVMWへのヒアリング調査を通じて、事業終了時と事後評価時の状況を比較すると、州保健省によるVMWの雇用率が3割程度から、5割程度に増加、回答のあった全VMWが産後ケアを実施、医療施設での毎月の産前ケアを20回以上行うVMWの比率が7.7%から30.4%に増加していることが確認された。
- ▶ **ボリビア「ラパス県農村部母子保健に焦点をあてた地域保健ネットワーク強化プロジェクト」**：ボリビア全土の乳児死亡率は2008年時点で1,000出生当たり63件であったが、2010年～2014年にかけて、母子保健サービスの質の向上、地域住民による母子保健サービスの主体的な利用の促進、母子保健に関する活動についてのマネジメントの仕組みを強化する支援を行った結果、協力対象地域の乳児死亡率は2015年～2017年にかけて1,000出生当たり1件となり、2008年時点の国全体の平均と比較すると大幅に改善されたことが判明した。また、施設分娩率は全ての対象市で増加した（2010年：46.7%→2017年81.9%）。さらに、保健医療施設の情報分析委員会がコミュニティの優先行動を反映した活動計画を自立的に作成し、保健医療従事者は本事業が導入した住民参加型のヘルスプロモーション手法の促進に必要な知識・技術をおおむね維持できていたことが確認された。
- ・ **タイ国「グローバルヘルスとユニバーサル・ヘルス・カバレッジのパートナーシッププロジェクト」**：日タイ両国の経験の共有と学び合いを目的とし、各々の母子保健の経験をテクニカルペーパーとして取りまとめた。同成果を他国の学びにも展開することを企図し、バンコクで行われた第11回母子手帳国際会議（12月）で、約40名の参加者に対し発信した。
- ・ **コートジボワール「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」**：「根拠に基づく妊産婦・新生児ケアモデル」の確立を目指す技術協力事業の詳細計画策定調査を実施した。案件開始に先立ち、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率に係る現地政府の課題分析やオーナーシップ醸成に貢献した。
- ・ その他、カンボジア、パキスタン、セネガルで、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた事業を実施した。

(2) 母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上

- ・ バンコクにて母子手帳国際会議をタイ保健省、母子手帳国際委員会と共催し、機構プロジェクト関係者60名を含む行政官、国際機関関係者、研究者等約450名の参加者に対し、機構が支援する各国の取組、母子手帳を通じたUHCへの貢献事例、日タイが合同で母子保健の経験を取りまとめたテクニカルペーパーの発表等を行った。また、機構の支援により、母子手帳未導入国であるカザフスタン、トンガ、モザンビーク等も同会議に参加し、今後の導入に向けた情報収集等を行った。

- WHO と連携し、母子手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準の設定を目的とするガイドラインを策定した。今後、母子の健康に関する記録を統合する動きが進むことが期待される。策定に係る資金的な貢献に加え、機構及び機構がこれまで協力した国々の知見及び成果をインプットした。母子保健国際会議（12月）で、WHO 本部担当者及びガイドライン開発グループメンバーによる特別セッション（機構専門員がファシリテーター）が開催され、約 450 名の参加者に同ガイドラインを周知した。また、国際小児科学会（3月）にて、機構共催による母子手帳のセッションを開催し、同ガイドラインを紹介した。各国でガイドラインを実施に移す際に有用な国内ガイドライン（実施ガイド）を、次年度以降策定する予定。
- ・ 機構が策定段階で母子手帳の普及状況や課題等の情報提供を行った「母子健康手帳の開発と普及に関する世界医師会声明」が、世界医師会総会（於：レイキャビク、10月）で採択され、今後民間も含む医師による母子手帳の活用に貢献することが期待される。

(3) 各国のニーズに対応した母子手帳の普及展開

- ・ **アフガニスタン国「母子手帳推進計画（UNICEF 連携）」**：アフガニスタン政府が推進する母子手帳の全国展開活動を支援し、母子保健サービスへのアクセス及び保健サービスの質の向上に貢献した。また、インドネシアでの第三国研修「地方分権下における母子健康手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」及び12月にタイで行われた第11回母子手帳国際会議で他国での母子手帳普及の課題とその対応に係る情報収集を行い、アフガニスタンの母子手帳普及に関係する人材の能力強化を実施した。
- **ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」**：母子継続ケアの改善を目指し、従来別々となっていた母手帳と子手帳を統合・改善し、新母子手帳の全国展開を行った。具体的には、全国で700名以上（国レベル6名、州63名、郡648名）の地方保健行政官・医療従事者を対象に研修ファシリテーターの研修を行い、全国での活用を進めるとともに、UNICEF・世銀らとの連携を進め、ガーナでの Early Childhood Development (ECD) フレームワークに参加し情報提供を行った。その結果、2018年度に33万2千冊の印刷・配布が行われた。
- ・ **アンゴラ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」**：対象3州で母子健康手帳の配布及び医療従事者への運用指導、各施設での管理・監督の強化を実施した。あわせて、母親用の妊婦手帳と子ども用の予防接種カードの組合せと、これらを統合した母子健康手帳の効果の差のインパクト評価を実施中である。その成果は、アンゴラ国内だけでなく全世界に母子健康手帳を展開していく上で重要な科学的根拠となることが期待される。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減を謳った SDGs ターゲット 3.1、3.2 に資する案件を、既述のとおり、全世界で実施した。特にボリビア事業では、SDG ターゲットに設定されている「5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすこと」に対し、プロジェクト対象地域で、2008年に1,000出生当たり63件であったのが、2015年～2017年にかけて1,000出生当たり1件に大幅に改善した。
- ・ 日本政府が12月に決定した「SDGs アクションプラン2019」に、これまでの機構による母子手帳普及及びWHO ガイドライン策定に係る支援等を踏まえ、「母子手帳の普及」が掲載された。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- WHOによる母子手帳を含む家庭用母子健康記録の国際ガイドラインの発表が9月であったことから、機構による同ガイドラインの紹介は、母子手帳国際会議及び世界小児科学会の2つの会議にとどまった。来年度も引き続き世界保健総会等、特に母子保健に関連する国際会議等の機会を活用し同ガイドラインの周知を行う。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	- ⁴⁰	10か国	3か国
栄養改善に係る研修実績数	- ⁴¹	33か国 ⁴²	39か国

(1) 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進

- 機構は「栄養改善事業推進プラットフォーム」の運営委員会の共同議長として、同プラットフォームを定期開催（年間4回、参加者延べ約160人）し、開発途上国の栄養改善に関する情報提供を行うとともに同プラットフォームの新規事業検討に貢献した。
- 同プラットフォームへの本邦企業の参加促進を図ることも目的とし、セミナー「ESG経営と栄養改善ビジネスの展開に向けて（10月）」、「健康経営における栄養改善ビジネス展開（1月）」等を開催した。これらの結果、プラットフォームのメンバーが7団体増え合計63団体となった。また、同プラットフォームと機構民間連携スキームとの連携を進めた結果、プラットフォームメンバーである不二製油グループ本社株式会社による「栄養改善及び女性の収入向上のための大豆食品バリューチェーン構築ビジネス」が、機構民間連携スキームに採択された。
- 同プラットフォーム参加の食品産業分野企業等によるプラットフォーム支援事業として、「給食提供による栄養改善プロジェクト（インドネシア）」、「啓発型検診と栄養改善プログラム事業展開プロジェクト（ベトナム）」を形成したほか、「栄養強化米を用いた職場の栄養改善プロジェクト（カンボジア）」を継続支援した。また、開発途上国における栄養課題の最新の状況を収集するために、課題別研修「母子栄養改善」のアクションプラン発表会にプラットフォームメンバーの参加を呼び掛けた結果、3団体に参加し、研修員である開発途上国の栄養担当官からの情報収集・意見交換を行った。

(2) 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）の推進

- **IFNA 国別アクションプランの策定**：4月にセネガルで国別アクションプラン（ICSA：IFNA Country Strategy for Actions）を策定するためのワークショップを開催した。IFNA 重点10か国の農業、保健、教育等のセクター代表者、国際機関、研究機関、NGO、機構専門家等計70名の参加を得て、各国のICSA策定に向けた経験が共有された。同ワークショップを踏まえ、機構はIFNA運営委員会と協力のもと、重点各国でICSAの最終化を図っており、第一号として9月にマ

⁴⁰ 新たな取組のため基準値なし

⁴¹ 新たな取組のため基準値なし

⁴² 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「中西部アフリカ地域幼児教育」、「母子栄養改善「学校保健」の計30か国及び栄養コンポーネントを含む技プロ（フィジー、キリバス、ソロモン）の国別・現地研修3か国。

ダガスカル政府が承認、続いて2月にセネガル政府、ブルキナファソ政府が承認した。ICSA 策定プロセスを通じて、政策立案者から現場での活動従事者まで栄養改善に関わる関係者が、省庁・セクターの垣根を越えて栄養改善に係る理解を深め、IFNA の政策レベルの主流化に貢献した。今後、ICSA に基づき、各国で栄養改善に向けた省庁横断的な取組が推進されることが期待される。

- **IFNA 運営体制の整備**：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（NEPAD：The New Partnership for Africa's Development）にIFNA 事務局が設置され、機構は人員及び資金面で貢献した。具体的には、IFNA ウェブサイトの立上げ、IFNA に参加するドナーで構成される運営委員会の定期開催、IFNA をリードするNEPAD と機構の四半期ごとの定期協議を行い、IFNA 事務局による取組を推進した。
- **機構のIFNA 貢献事業の形成**：IFNA のコンセプトを踏まえ、ナイジェリア「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」及びマダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」の案件形成、並びに既存案件での栄養改善に資する活動を追加して実施した。マダガスカルでは技術協力プロジェクトに加え、青年海外協力隊、世界銀行、FAO 等と有機的な連携を行う、セクター横断的な支援モデルを構築中であり、こうした支援モデルは他のアフリカの国々へ展開することが期待できる。
- ▶ **栄養改善パートナー事業**：昨年度設立した栄養改善に貢献する活動に意欲のある協力隊員や専門家等のネットワーク（栄養改善パートナー）を強化している。具体的には、今年度新たに約270人が登録したほか、栄養改善パートナー向けの勉強会の開催や、栄養改善パートナー通信を月次発行し世界各地の取組事例の発信と共有を行うことにより、各栄養改善パートナーの活動を推進している。例えば、マダガスカルでは、隊員が作成した栄養改善に資する料理本が現地政府（保健省と国家栄養局）の公認を得て広まっている。
- **複数のアクターによる分野横断的な取組**：抜本的な栄養改善のためには、保健や農業、教育、水産等のマルチセクターでの協力が必要とされるなか、課題別研修「農業を通じた栄養改善」に9か国9名が参加したほか、「中西部アフリカ地域幼児教育」及び「母子栄養改善」でも農業を通じた栄養改善についての講義を実施する等、セクターを超えた取組を推進した。また、本邦企業がブルキナファソで大豆バリューチェーンの構築を通じた栄養改善のためのSDG ビジネス調査に着手する等、民間企業等も含め多くのアクターを巻き込みながらアフリカでの栄養改善事業を推進した。
- **モザンビークにおける分野横断的な取組**：モザンビーク Niassa 州で、IFNA アドバイザー（2019年度派遣予定）による栄養関連の統括省庁の能力強化や省庁間調整の下、水・農業・保健の各セクターでの技術協力及び無償資金協力（ハンド付きポンプ、公共水洗式管路給水施設整備）を分野横断的に展開することで、包括的に栄養不良状態を改善することを目指している。エビデンスに基づいたプログラム設計及び事業実施前後の介入効果を測定するため、2019年4月にベースライン調査の実施を予定しており、2018年度は同調査の準備を行った。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- IFNA は、2025年までに子どもの発育阻害や消耗性疾患等の栄養課題の改善を目指すイニシアティブであり、栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳うSDGs ゴール2.2が目指す方向性と合致している。機構はNEPAD と共にIFNA 運営委員会の共同

議長を務め、人的・知的貢献を通じて IFNA の ICSA 策定支援や ICSA に基づく事業推進を行っている。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- IFNA に関し、重点国政府の担当者の変更等により ICSA の最終化が遅れている国もあり、引き続き機構専門家の協力等を得ながらプロセスの促進を図っていく。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183 万人 ⁴³	701 万人	14.2 万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050 人 ⁴⁴	9,104 人	25,516 人

(1) 安全な水へのアクセス改善に向けた具体的な施策の実施状況

- 初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力による本邦企業海外展開支援の取組**：機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件となる「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」の準備調査に着手した。同事業では、プノンペン近郊の貧困層居住地区を対象に浄水場を整備し、日本企業が運営・維持管理の事業権を得ることになる。カンボジアの水道分野に対する協力は 1993 年以来 25 年に及んでおり、3 件のマスタープラン策定、8 件の無償資金協力、2 件の円借款、3 件の技術協力プロジェクト、2 件の自治体提案型の協力等が実施されてきた。これらの協力によって築かれた信頼関係をベースに、日本企業の海外展開を後押しするものである。
- 自治体のノウハウを活用した無償資金協力の実施と日本社会への還元**：北九州市が独自に開発した高度浄水技術をベトナムのハイフォン市で最大の浄水場に導入する工事に着手した。北九州市が特許を有し、草の根技術協力を通じて現地への適用可能性を検証してきた技術である上向流生物接触ろ過法を、無償資金協力で本格展開するものである。当該技術により、微生物を活用して有害物質等を除去し、水道水の安全性を高めることが可能になる上、一般的なオゾン処理と比較して、維持管理費を大幅に低減できる。ハイフォン市側が草の根技術協力の実証試験の結果を高く評価し、無償資金協力の要請につながった。本事業は、北九州市の地元企業を含む北九州市水ビジネス推進協議会会員企業による共同企業体が受注し、同協議会会員企業のみで構成する共同企業体の受注では最大金額となった。
- 地方自治体と連携した無償資金協力の形成**：地方自治体と連携した水道分野に係る無償資金協力の準備調査に着手した。具体的には、カンボジアで北九州市が「プルサット上水道拡張計画」の協力準備調査に参画、ラオスでさいたま市、川崎市、埼玉県、横浜市の支援による水道公社の事業運営能力向上に係る技術協力プロジェクトの成果を踏まえて「ルアンパバーン市上水道拡張計画」を形成した。また、パキスタンで横浜市が出資する横浜ウォーターの参画を得て開発計画調査型技術協力で策定したマスタープランの具現化に向け、「ファイサラバード浄水場・送配水管網改善計画」を形成した。
- 避難民支援の取組**：ミャンマーのラカイン州からバングラデシュに避難してきた避難民が居住しているコックスバザール県クトゥパロン避難民キャンプで、過去に日本が供与した 400m の深

⁴³ 2014-2015 実績平均

⁴⁴ 2013-2014 実績平均

度まで掘削可能な大型掘削機を活用しつつ、深井戸等の給水施設の建設に取り組み、井戸の掘削作業を完了した。総延長 5,190m の水道管と 216 の給水栓により、約 4 万人に給水する予定であり、キャンプ内では最大級の給水施設となる。キャンプの支援にあたっている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）や国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）等、多くの国際機関や NGO と連携し、深井戸掘削は既往案件で掘削機を供与し、人材育成も行ってきた機構が実施、給水施設整備はキャンプ内の避難民のニーズを熟知する IOM が行い、水質管理はバングラデシュ政府公衆衛生工学局が行うなどの互いの強みをいかした協調を実施。機構は IOM に予算確保を働きかけたり、実施中の技術協力プロジェクトを柔軟に契約変更することで迅速に井戸掘削に対応したりする等、関係機関間の円滑な連携に向けた工夫を行った。

- ・ **TICAD 7 に向けたアフリカ支援**：TICAD 7 を控え、サブサハラ・アフリカの都市、地方給水に係る無償資金協力の案件を積極的に形成した。具体的には、ルワンダ、スーダン、ベナン、エチオピアで首都や地方都市を対象とした都市給水や、ガンビア、モザンビークにて地方給水に係る事業の協力準備調査を開始した。これらの支援により 65 万人以上が裨益する見込みである。

(2) 水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- ・ **日本の開発経験を伝える水道分野の留学生事業開始**：留学生プログラム「水道分野中核人材育成コース」を 9 月に開始し、カンボジア、ミャンマー、ラオスから 4 名の留学生を東京大学工学系研究科都市工学専攻に受け入れた。機構が 2017 年 3 月に日本の水道開発の教訓をまとめて作成した教材「日本の水道事業の経験」も活用し、同留学生に日本の経験やノウハウを伝えるとともに、インターンや視察を通じて国内の水道関係者とのネットワーク構築の機会を提供した。11 月には産官学 100 名以上の参加者を得て、本プログラムの発足記念シンポジウムを開催した。
- **地方自治体との連携の強化**：ラオスで「水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）」を開始した。これに先立ち、埼玉県、さいたま市、横浜市、川崎市と水道分野の技術協力プロジェクトでは初となる自治体との協定書を締結し、さいたま市、川崎市が長期専門家を派遣開始した。埼玉県からは土木・水質、さいたま市からは土木、横浜市からは財政、川崎市からは土木・水質に関する支援を主に得ており、4 自治体より専門家派遣や本邦研修実施の安定的な支援を得て事業を実施する体制を構築した。また、カンボジアで「水道行政管理能力向上プロジェクト」を開始し、厚生労働省及び北九州市の協力を得て長期専門家の派遣を開始した。さらに、スリランカで「国家上下水道公社西部州南部地域事業運営能力向上プロジェクト」を開始した。これに先立ち、名古屋市、神戸市と協定書を締結し、組織間の合意として継続的な協力を行う枠組みを整えた。名古屋市が長期専門家の派遣を開始したほか、両市より短期専門家を派遣しており、名古屋市が主に管路の施工・維持管理技術の強化、神戸市が主にアセットマネジメントを担当している。
- ・ **日本の経験をいかした大都市における地盤沈下対策への取組**：インドネシアで「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」を開始した。高度経済成長期に深刻化した地盤沈下を克服した日本のノウハウをいかすべく、学識経験者、国土交通省、環境省、東京都の知見を得てプロジェクトを実施している。
- ・ **アフリカ域内での学び合いの初開催**：アフリカの複数の水道事業体が学び合う初の域内連携として「第 1 回無収水対策ベンチマーキングワークショップ」を 11 月にルワンダの首都キガリで開催し、ルワンダ、マラウイ、ケニアの 3 か国の水道事業体が集まった。26 名が参加し、互いの知見、

経験を交換するとともに、各国の水道事業体の業績の比較（ベンチマーキング）を行った。今後は、他国の事例も参照に各水道事業体での業績の改善を目指した取組を進め、マラウイで開催予定の「第2回ベンチマーキングワークショップ」でその成果を発表する予定である。

- ・ **他の開発パートナーとの連携**：アフリカ開発銀行と協調し、ルワンダで「キガリ市上水道改善整備マスタープランプロジェクト」を開始した。アフリカ開発銀行の国家上下水道マスタープラン調査と首都のキガリの上水道を対象とする機構の本調査を統合することで、1つの全国マスタープランとする計画である。これにより、機構が過去の協力を通じて蓄積したキガリの上水道に関する知見を活用して、アフリカ開発銀行による全国を対象とする調査にも貢献する。また、南部アフリカ開発銀行（DBSA：Development Bank of Southern Africa）との協調により、南アフリカ共和国「エクルレニ市における無収水対策」を開始した。
- ・ **カンボジア工業手工芸省長官の受賞**：カンボジア工業手工芸省のエクソンチャン長官が外務大臣表彰を受賞した。1993年のプノンペン水道局長就任以来、「プノンペンの奇跡」と称される水道サービスの劇的な改善を成し遂げ、現在はカンボジア全土の水道のガバナンス改善に取り組んでいる。機構は1993年以来25年間にわたって、計画策定、人材育成、施設整備等を通じて同氏の改革を支援し、北九州市をはじめとする日本の水道関係者とのパートナーシップの強化にも貢献した。日本水道協会と受賞記念セミナーを共催し、120名以上が参加した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」のうち、特に安全な水供給を謳った SDGs ターゲット 6.1 に資する案件として、50件以上の資金協力による施設整備を実施中であるほか、SDGs のモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、20件以上の技術協力を実施中である。
- ・ 水利用の効率化を謳った SDGs ターゲット 6.4 に資する無収水対策に重点的に取り組み、ミャンマー、スリランカ、ルワンダ、ナイジェリア、ニカラグア等で17件の技術協力プロジェクトを実施中である。協力の成果・知見を横断的に整理するため、プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成/実施監理上の留意事項の整理」を実施し、最終報告書（案）を取りまとめた。
- ・ 統合水資源管理の推進を謳った SDGs ターゲット 6.5 に資する案件として、インドネシアでの地盤沈下対策、イランでの湖沼の水位低下・縮小に対処する水資源管理、スーダンでの地下水等の水資源管理、ボリビアでの河川流域管理のプロジェクトを実施中であるほか、統合水資源管理を推進している Global Water Partnership（GWP）との連携を強化し、GWP の技術委員会への機構専門員の参加、多国間域内ワークショップの共催等を行った。COP24（気候変動枠組条約第24回締約国会議）では機構地球環境部長がイベントに登壇し、南南協力を通じた気候変動対策に関する機構の取組を発信した。
- ・ SDGs のモニタリングに対して積極的に貢献するべく、国連 UN-Water による SDGs ゴール6のモニタリングで、外務省、国土交通省とともに日本のフォーカル・ポイントになり、UN-Water との連絡・調整に参画した。WHO の依頼により、ターゲット 6.a のモニタリングに必要なデータの収集作業に参画し、水・衛生分野の機構協力事業の優良事例を発信した。
- ・ 東京で開催された第11回国際水協会（IWA：International Water Association）世界会議・展示会に開催国委員会のメンバーとして参画した。98か国から9,800人以上の参加者が集まる中で、機構のブースを出展し、日本の水道事業の開発経験や、仙台防災会議を踏まえた機構の防災分野への

取組について発信した。また、メイン会場で開催されたジャパンビジネスフォーラム「巨大都市における水管理」に発表者及びパネリストとして登壇し、東京の開発経験や機構の取組を紹介しながら、民間企業を含む多様なアクターと協力してメガンティの水問題に取り組む必要性を発信した。

- ・ ドイツ国際協力公社（GIZ：Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）と経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Cooperation and Development）が共催したブレンデッドファイナンスに関する会合に登壇し、円借款「フィリピン水回転基金」の事例とその教訓（公的資金と民間資金を使い分けるルールの必要性、融資適格な水道事業体を増やすためのセクター改革の必要性等）を共有し、SDGs 達成に向けた革新的資金調達手段の議論に対して、事例に即した実用的な知見を提供した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 水道事業者が自己資本を増やし、借入による施設拡張ができるようにするためには、水道料金収入の確保や効率化による支出の削減等を通じた経営改善が重要である。機構は無収水対策等の経営改善に資する能力強化や、水道料金収入の増加につながるような施設拡張を支援する資金協力を組み合わせることで SDGs の達成に貢献する方針である。
- ・ 水分野は気候変動適応策の要となる分野であり、世界の水需給の逼迫や降雨の極端現象化等に対応するため、水源の確保や洪水対策等に取り組む必要がある。機構は統合水資源管理の考え方に基づいて利害関係を調整しつつ、クロスセクターでの取組によって地域の問題の解決を支援するとともに、気候変動の主流化にも取り組む方針である。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1 件 ⁴⁵	3 件	2 件

(1) 子どもの学びの改善に向けた具体的な施策の実施状況

- **西アフリカにおける基礎学力向上：**ニジェール「みんなの学校プロジェクト」にて、コミュニティと学校の協働による学習の質改善モデル（補習授業におけるドリル学習等）を開発し、世界銀行及び教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）との連携により、3,200 校の児童 20 万人を対象に同モデルを導入した結果、算数試験の正答率が 30%以上向上した。
- **ネパール学校運営改善に係る中期戦略策定：**2008 年より実施してきた学校運営改善技術協力プロジェクトで作成された学校運営改善策定ガイドライン 3 万 4 千部が全国の公立学校等に配布され、プロジェクト終了後も教育省が継続的に学校運営改善を強化していくための中期戦略計画書が正式な文書として認知されている。
- **モロッコにおける初等算数教育改善：**「公平な教育振興プロジェクト」にて、基礎計算力の向上や学校運営の改善等、子どもの学力格差緩和のためのモデルを開発しパイロット校で導入した結果、4 年生の基礎計算テストの正答率が 50%向上し、学校環境・学校運営が改善する等の効果が

⁴⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4 件

あった。教育省はこの成果を高く評価し、同モデルを全国の州教育局のアクションプランに導入し、基礎教育セクターの全ての関係者が実施することを要請する通達を発出した。

- ▶ **エジプトにおける日本式教育の導入・展開**：日本の教育の特長である「特別活動」（学級会、日直、清掃等）、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れた「エジプト・日本学校」35校が開校した。大統領が開校セレモニーに出席し、関連ニュースはNHKを始め、エジプト及び日本の多数のメディアによって報道された。また、エジプト政府が学ぶ意欲や公平性・協調性の醸成に資する日本式教育を評価し、日本の学校教育の特色である学級会・日直をエジプトの新カリキュラムに取り入れ、2018年9月より全国の小学校（1年生）で毎週実践することを決定した。
- ▶ **ホンジュラスにおける中学・高校数学教科書・教師用指導書（7年生～11年生）の開発**：数学教育の強化に向け、10～11年生教科書約12万6千名、教師用指導書約2千名分が印刷され全国に配布された。また、7～9年生教科書・指導書は2019年以降随時印刷・配布される予定である（7年生：約11万8千名、8年生10万2千名、9年生8万8千名）。
- ▶ **ミャンマー全土における小学校2年生教科書の一斉導入**：新カリキュラムに則った教育活動の実施に向け、昨年の1年生への配布に引き続き、技術協力プロジェクトで開発された小学2年生の新規教科書10科目分が、先方政府により6月から全国の小学校に一斉導入され、全国130万人の児童に裨益した。また、新カリキュラム導入後一年経過した2017年6月に、インパクト調査を実施し、新教科書で勉強した1年生と、旧教科書で勉強した前年度の1年生の算数テストを比較した結果、前者の平均点が高かった（基礎技能は26%、考える力は14%得点が上昇）。
- ▶ **ラオス全土における小学校1年生教科書の一斉導入**：算数教材の活用、及び効果的な指導法・学習法の普及に向け、技術協力事業で開発された小学1年生の算数新規教科書が、先方政府により9月から全国の小学校に一斉導入され、全土で19万人に裨益した。
- ▶ **パプアニューギニアの初等算数教育推進に係るパートナーシップ促進**：外務省実施の無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の交換が行われ（11月）、技術協力プロジェクトで開発した理数教科書・教師用指導書（3～6年生）の印刷・配布に向けた準備が整った。また、教育省はGPEに対し、技術協力プロジェクトと連携した取組を実施するためにMultiplier Fund（約4億円）を申請し、2019年4月のGPE理事会で承認された。これにより、技術協力プロジェクトの成果と連動した教科書・教師用指導書（1～2年生）等の開発が進められることが期待される。
- ▶ **パレスチナにおける理数教科書の開発・導入**：理数教科書等の教材の質の向上を目指し、技術協力プロジェクトで開発支援を行った理数教科書が約43万名（主たる支援対象である4年生～7年生）の生徒に配られ、新カリキュラム・教科書がパレスチナ全域に導入された。
- ▶ **モンゴル教育省によるカリキュラムマネジメントサイクル（CMC：Curriculum Management Cycle）ガイドライン承認**：「児童中心型教育支援プロジェクト」の支援により、日本の学習指導要領改訂制度を基に、安定的なカリキュラム改訂の制度化を意図するカリキュラムマネジメントサイクルガイドラインが策定された。8月に正式に大臣令にて承認され、全国の行政官等を対象（約480名が参加）とした周知セミナーが開催された。また、国営放送を含む主要テレビ局5社をはじめ複数のメディア取材を受け、全国的にもCMCの重要性が広く周知された。
- ・ **カンボジア教員養成改革支援-4年生大学開校**：教員養成大学の運営計画策定や体制・指導教官の強化、4年制の教員養成課程に向けた理数科分野のカリキュラムやシラバス、教材の作成等を支援してきた2つの教員養成大学が11月～12月にかけて開校し、質の高い小中学校教員の輩出に向けた教育活動が開始された。

- ・ **学びの改善に係る新留学生の新規来日**：子どもの学びの改善に資する中核人材の育成を目的に2017年度より開始した、学びの改善に係る新留学生プログラムを通じて、カンボジアに加え、ネパール、セネガル、モンゴルからも新規来日し、計13名が修士号取得に向けて研究している。

(2) インクルーシブで平和な社会づくりのための教育に係る事業の実施

- ・ **アフガニスタン全国の教員養成校(48校)に対する新教科書配布**：2017年度中に開発された聴覚・視覚障害分野の6教科の教科書が全国の教員養成校に配布され、教員養成校での特別支援教育の講義が拡充・改善に向けた準備が整った。
- **アフガニスタンの識字教育行政強化**：識字教育の質の向上のため、識字行政機関によりモニタリング・技術支援能力の強化に向け、全国の州・郡教育事務局に「識字教育強化プロジェクトフェーズ2」で作成された改訂版モニタリングマニュアルが配布されるとともに、パイロット地域で実施されたコミュニティを巻き込んだ識字教室では、最終的に約2,000名(男性663名、女性1,406名)近くの非識字成人が識字教室を受講し、約94%の女性の参加者が識字教室を卒業した。
- ・ **レバノンにおける学校改善**：シリア難民児童及びレバノン脆弱層の児童が学ぶ公立学校での学校改善のパイロット活動を通じ、学びのプロセスや、インクルーシブ・安全かつ健康的な学習環境、学校運営と地域社会の参加が改善され、5校約3,800名に裨益した。
- ・ **スリランカにおける障害平等研修**：インクルーシブ教育に係る技術協力プロジェクト開始準備として、プロジェクト関係者に対する障害平等研修を実施した。92名が参加し、アンケート有効回答数76名の分析の結果、社会モデルに沿った障害理解への正の変化と、プロジェクト実施に向けた関係者の準備の進捗が確認された。

(3) 開発パートナーとの連携及び日本の基礎教育協力の優良事例の発信

- **貧困アクションラボ(J-PAL)/プラサム**：J-PAL (Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab (マサチューセッツ工科大学に拠点を置く世界的に著名な開発経済学のネットワーク機関))及びプラサム(インド最大のNGO)と協力覚書(MOC:Memorandum of Cooperation)を締結し、学びの改善のための共同モデルの開発やセミナーの共同開催等につき合意した。これを踏まえ、シンポジウム「子どもたちに『学び』をもたらす教育支援」を共催し、機構のインパクト評価の事例等、教育分野のエビデンススペースの取組を発信した。またJ-PALが南アフリカ共和国で開催したアフリカ域内会合にて、みんなの学校プロジェクトの取組を発信した。
- ・ **世界銀行**：世界銀行幹部とのハイレベル会合を実施し、世界銀行と教育分野での連携を強化するため、TICAD7に向けて連携合意文書を締結することに合意した。また、世界銀行が主催した世界開発報告出版セミナー、アフリカの教育レポート出版セミナーにて、機構のアフリカでの基礎教育協力の取組を発信した。
- ・ **教育のためのグローバル・パートナーシップ(Global Partnership for Education:GPE)**：GPEからの要請に応え、機構職員を半年間GPEに派遣し、GPEとの連携促進やワシントンDCからのセミナー・ブログ記事を通じた機構の優良事業の発信に貢献した。そのうち、ニジェールでの機構とGPEの連携による成功事例の記事はGPEのトップページに6週間掲載された。
- ・ **算数・数学教科書等の開発に係る技術協力プロジェクト**を実施中の中米4か国を対象とした広域セミナーをエルサルバドルで開催し、プロジェクトC/P及びエルサルバドル国内の教育行政官・教員約230名が参加し、機構本部より機構の基礎教育協力の取組を発信するとともに、各国より

技術協力プロジェクト実施を通じて得られた学びが共有された。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ゴール4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するため、2016年度に策定した「SDGs ポジションペーパー（教育）」に基づき、SDGs ターゲット 4.1 に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を 21 件、4.c に資する質の高い教員輩出に向けた協力を 4 件実施した。また、SDGs ターゲット 4.5 に資するジェンダー格差・脆弱層へ支援及び 4.6 に資する基本的な読み書き能力向上に向けた案件を 3 件実施、1 件準備した。
- SDGs ゴール 4 における日本国内への裨益として、ホンジュラスで機構の「算数指導力向上プロジェクトフェーズ 2」により開発され、同国で独自に改訂が進められている小学算数教科書・教員指導書を、日本国内の西語ルーツを持つ児童生徒への学習指導に活用すべく、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターに供与した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- 機構事業を通じて開発支援を行った教材やモデルの全国普及に向け、先方政府予算だけでは困難な場合も散見される。継続して先方政府による予算措置を求めていくことに加え、外部資金動員に向けたカウンターパートや他ドナーと協議を強化していく方針である。

No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3 万人 ⁴⁶	11.5 万人	22.9 万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020 年に 162 人 ⁴⁷	265 人	215 人

(1) スポーツと開発

① ボランティア（隊員）派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業の実施

- 体育・スポーツ職種の隊員の派遣**：日本式体育が持つ多様な価値（社会性向上、礼節促進等）の普及のため、体育分野のほか、柔道等各種スポーツ分野の隊員を派遣した。
- **技術協力「ボスニア・ヘルツェゴビナ スポーツを通じた信頼醸成プロジェクト」**：ボスニア・ヘルツェゴビナでは、各民族が異なる教育カリキュラムを採用しており、国民の一体性及び民族間の相互理解を阻害する大きな要因となっている。こうした中、機構が 2016 年度より作成・導入支援していた 3 民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラム（CCC：Common Core Curriculum）が正式に発効し、2018 年 3 月に同国官報に掲載され、CCC 導入のための支援を継続している。CCC は、特定の民族やスポーツが得意な生徒に偏らない、包摂性・多様性・公正性に配慮した内容となっており、この視点が同国における保健体育教育の政策全体に反映されることが期待される。
- 課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」**：障害者のエンパワーメントや障害者スポーツを幅広く学び、自国で適用可能な障害者スポーツの各種ルールや指導法、広報の在り方

⁴⁶ 2014-2015 実績平均

⁴⁷ SFT 目標値（2012 年度実績（81 人）を 2020 年までに倍増）

に関する知識・技術の習得を目的とした研修員を9か国から9名受け入れ、各国の障害者スポーツの現状・課題が整理され、障害者の社会参加促進に係るアクションプランが策定された。

② 競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの構築

- ・ 「**スポーツと開発**」協力構想会議：スポーツ分野の事業の方向性や対外発信の検討を目的に開催した「スポーツと開発」協力構想会議（9月、2月）で、スポーツ庁、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（オリ・パラ組織委員会）から外部委員の参加を得て、具体的な連携に係る協議を行った。また、4月に公開した「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」への助言を得た。
- ・ **外部団体との連携**：スポーツ庁「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会」に委員として参画し、国際協力の観点から東京オリンピック・パラリンピック後も含むSDGs達成におけるスポーツの果たしうる役割について提言する等、「スポーツ国際戦略」の策定に貢献した。また、スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム（SFTC：Sports for Tomorrow Consortium）事務局運営委員会への参加・協力、オリ・パラ組織委員会が2019年度以降に実施する「パラリンピック関連人材育成を通じた国際貢献プログラム『Road to Tokyo』」の準備作業に参画し、障害者スポーツ分野の機構の事業の取組についての情報共有を行った。

③ 機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信

- ・ ブラインドサッカー競技団体及び同競技の日本代表選手をセネガルに派遣し、先方政府や地域住民との意見交換、現地小学校3校（対象生徒数約200名）でのスポーツイベントを実施した。イベントにはセネガル政府の次官クラスや障害者スポーツ団体代表、日本大使館関係者等が参画し、現地での障害者スポーツ推進やインクルージョン教育の普及を行った。
- ・ インドネシア及びペルーの視覚障害者柔道選手団（コーチや競技団体関係者を含む）を東京国際視覚障害者柔道選手権大会及び合同合宿練習に招へい（同大会・合宿には日本を含む15か国、63名の選手が出場）。大会や合宿を通じ、両国の選手及び競技団体関係者に対し、視覚障害者柔道の技術を普及するとともに各国団体との連携を強化した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」で、「スポーツと開発」事業を実施する意義の一つとしてSDGsへの貢献を定義し、同方針を策定・公表した。また、インドネシア及びペルーの視覚障害者柔道選手団を本邦で行われた国際試合及び合宿に招へいし、両国選手及び関係団体の技術向上及び連携強化に貢献した。
- ・ 既述のとおり、ボスニア・ヘルツェゴビナでの協力を通じてSDGsゴール16が掲げる平和で包摂的な社会の促進に寄与するとともに、課題別研修を通じて障害者の社会参加を促進することでSDGsゴール3が掲げる全ての人々の健康的な生活の確保と福祉の促進に寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 2019年8月のTICAD7、ラグビーワールドカップ、東京2020への参加促進に向け、引き続き関係機関との連携や内外への情報発信等を強化していく。

No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
社会保障に係る研修実績	128人 ⁴⁸	135人	82人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213人 ⁴⁹	467人	2,666人

(1) 社会保障制度の構築に向けた具体的な施策の実施

- ・ **インドネシア「社会保険実施能力強化プロジェクト」**：社会保険士資格の創設に向け、インドネシアで省令作成を目指して有識者派遣や本邦招へいを通じたハイレベル間の協議を促進し、政府関係機関5者間の調整を支援した。全国社会保険労務士会連合会・国際労働機関（ILO：International Labour Organization）共催「国際社労士シンポジウム」（12月）にはインドネシア政府関係機関から21名が参加し、社会保険労務士の資格及び実際の業務内容について理解を深めた。これらを通じ、インドネシアの関係機関の間で資格創設に向けての作業工程を合意した。
- ・ **タイ「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」**：急性期から慢性期に至るリハビリテーション等の切れ目ないサービスの提供に向け、プロジェクトのパイロットサイト等を第1回合同調整委員会（JCC：Joint Coordination Committee）で決定し、協力を進める拠点を定めた。また、2回の国別研修を通じて札幌市、名古屋市、佐久市等における地域包括ケアの取組に係る講義・視察等を経て、タイ側の施策等の検討に向け理解を深めた。
- ・ **モンゴル「社会保険実施能力強化プロジェクト」**：モンゴルの公務員が科学的かつ長期的な視野で年金制度を立案できるように本邦及び現地で年金数理の研修を実施したほか、窓口サービス向上等の技術移転を実施し、市民の立場に立った行政サービスに向けて改善を図った。
- ・ **日本式介護技術の輸出への貢献**：日本政府が2020年までのベトナム介護人材1万人の受入を目標化。長野県小諸市のぞみグループが機構の案件化調査で日本式介護技術の輸出調査に着手した（介護人材育成学校と介護施設併設のモデルをハノイで整備する計画。ベトナムの介護教育分野における日本式介護士教育プログラムの普及と認定介護職員初任者研修修了者による要介護者への適切な介護サービス提供等により、介護士技術が向上し、雇用が確保され、要介護者への適切サービスが提供されることを目指す）。
- ・ **アジアにおけるUHC達成のための高齢化対応**；2018年11月に開催されたリトリートにおいて、2017年5月に機構、ADBの間で締結された健康危機対応及び高齢化を含むUHC達成に関する覚書（MOU）の進捗と今後の連携についてADB関係者と意見交換を実施。また、2019年2月には国際会議“アジア・太平洋地域におけるUHC達成にむけて”をADBと東京にて共催し、高齢化社会への対応を含むアジアにおけるUHC達成への課題や各国の取組や経験を共有した。

(2) 社会的弱者への配慮に向けた具体的な施策の実施

- ・ **情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト**：印刷物を読むことに障害のある人が理解しやすい形式で図書・文書を提供するための、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用したDAISY（Digital Accessible Information System）に関し、民間連携事業を通じて、世界初のアラビア語版のソフトウェア開発を進めるとともに、同ソフトウェアの活用を通じたDAISY図書作成の普及支援を目的とした「情報アクセシビリティの

⁴⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁴⁹ 2014-2015 実績平均

改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」の討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名し、本邦及び現地で啓発セミナーを実施した。特に、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）とユネスコの共催によりエジプトで開催されたアラブ地域の Digital Inclusion Week での発信は現地メディアにも取り上げられ注目を集めた。本プロジェクトによりエジプトに加えて将来的には全アラビア語圏で印刷物を読むことに障害をもつ人々に対する印刷物のバリアフリー化が期待される。

- ・ **南アフリカ「障害者のエンパワーメントと障害主流化促進プロジェクト」**：南アフリカ政府の社会開発省の副大臣とともに周辺国（レソト、モザンビーク）を訪問し、本プロジェクトの紹介及び障害と開発分野への啓発を実施した。また、5月にザンビアで開催された第6回アフリカ CBR（Community Based Rehabilitation）会議（アフリカ諸国から400名以上が参加）にプロジェクト関係者が出席してプロジェクトの概要・成果を発信し、関係者から高い関心が寄せられた。
- ・ **モンゴル「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」**：今年度は障害平等研修（DET：Disability Equality Training）ファシリテーターが新たに16名養成され、計32名のファシリテーターが精力的に活動している。ファシリテーターによって、行政機関や民間企業を対象としたDETが計200回近く5,000人以上を対象に実施された。育成されたファシリテーターは積極的に社会参加する障害者のロールモデルとしての役割を果たしている。
- ・ **事業への障害の視点の組込を推進する取組**：機構の事業に携わるコンサルタント、NGO関係者を対象に能力強化研修「障害と開発」を実施し、17名が参加した。また、機構内の関係者を対象に「障害主流化セミナー」を実施し、31名が参加した。さらに、円借款案件26件について障害配慮コメントを作成した。加えて、改定中のエクアドル国別援助方針に障害の視点を組み込むコメントを作成した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 1.3 記載の適切な社会保護制度及び対策の実施と脆弱層の十分な保護、8.5 記載の障害者を含むすべての人間の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、10.4 記載の平等の拡大を漸進的な達成等、多岐にわたる項目に資する事業を既述のとおり実施した。
- パラグアイで南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修を実施し、48名の物理アクセシビリティ監査員が登録され、国立法令に基づき物理的アクセシビリティ認証制度を国家事業として実施することが可能となった。また、同国政府や聴覚障害当事者組織が中心となって、南米初の「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」が作成され、聴覚障害者の包摂が推進された。これらの活動が契機となり、同国の国家障害者人権庁に「情報・コミュニケーション・手話」小委員会が新設された。
- ・ 児童労働撲滅に向け、機構内での啓発として児童労働反対世界デー（6月12日）に合わせて勉強会を実施した。また部署横断的なメンバーからなる児童労働タスクを立ち上げ、民間企業、NGO、国際機関等と意見交換し、機構が貢献可能な対応策を検討した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 国内リソースが極めて限定的なことによる安定的な事業運営への制約が大きいため、国内リソースを開拓し、専門家や本邦研修先の調達方法の多角化を図る。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョンや UHC フォーラム東京宣言、平和と成長のための学びの戦略、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ等を踏まえ、SDGs 達成や TICAD 7 に向けて、新たな分野の取組・パートナーとの連携の検討及び着実な実施に期待したい。栄養・スポーツ分野において、内外の関係各所と連携しつつ具体的な取組がなされることを期待する。(2017 年度主務大臣評価報告書、No.2「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」)

(2) 対応：

SDGs 達成や TICAD 7 に向けて、新たな分野の取組・パートナーとの連携を検討・実施した。具体例として、保健分野では、厚労省等との協働に基づく患者安全やサービスの質向上の優良事例集の作成・配布、民間セクター参画促進を含む UHC2030 貢献策の具体化のリード、世銀グループが提唱する Human Capital Index への技術的助言、IHR 遵守促進や公衆衛生の備えの強化に向けたアフリカ CDC との連携促進、人獣共通感染症への対応に向けた OIE との連携に向けた調整、WHO との連携に基づく母子手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準設定を目的とするガイドラインの策定等を実施した。水分野では、機構実施分では初となる事業・運営権対応型無償資金協力の準備調査、自治体のノウハウを活用した無償資金協力の工事、日本の開発経験を伝える水道分野初の留学生事業、アフリカ域内での初の学び合い、栄養改善における水・衛生分野の重要性の課題別研修を通じた啓発等を実施した。教育分野では、J-PAL 及びプラサムとの MOC 締結及びシンポジウムの共催、GPE との連携に基づく優良事例の発信等を実施した。社会保障分野では、本邦企業との連携も踏まえつつ、障害者のアクセシビリティ改善に向けた技術協力の R/D に署名した。

また、栄養・スポーツ分野では、内外の関係各所と連携しつつ取組を推進した。具体例として、栄養分野では、IFNA を通じて国際機関をはじめとする開発パートナーとの緊密な連携し、ICSA 策定ワークショップを初めて開催したほか、モザンビークで水・農業・保健分野の技術協力、無償資金協力を分野横断的に展開する栄養改善の協力形成準備等を実施した。また、栄養改善事業推進プラットフォームを通じて、国内の関係各省庁や民間企業等との連携し、同プラットフォームメンバーの不二製油グループ本社株式会社の提案が機構民間連携スキームに採択されたほか、インドネシア、ベトナムにて同プラットフォームの支援事業を形成した。スポーツ分野では、「JICA『スポーツと開発』事業取組方針」を策定・公表するとともに、「スポーツと開発」協力構想会議(9月、2月)で、スポーツ庁、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より外部委員の参加を得、同分野の連携可能性等について協議した。

No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 30 年度開発協力重点方針、国家安全保障戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、自由で開かれたインド太平洋構想
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000 人 (2016-2018) ⁵⁰	5,000 人	6,115 人	5,279 人			
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額 (百万円)			5,647	4,914 ⁵¹			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (3)
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、民事法や経済法を中心とした法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。 特に、法整備に関しては、東南アジア地域を中心とした重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を行うとともに、TICAD 7 への貢献も念頭に、アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援方針を取りまとめる。加えて、法整備への支援意義の理解を促進するための書籍を出版する。 東南アジア地域での中央政府幹部・公務員人材の育成やバングラデシュでの中央政府の説明責任能力の向上及び公共投資管理システムの整備等を支援する。また、アフリカ及び中米カリブ地域で地方行政の人材育成、計画策定及び事業実施能力の強化を支援する。 <p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を実施する。特に、ウガンダにおける難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等を支援する。さらに、2018 年に難民に関するグローバルコンパクトの締結が予定されていることを踏まえ、国際機関とも連携しつつ機構の取組を人道と開発をつなぐ重要な事例として発信する。 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。特に、アジア地域で地域警察制度の普及に向けた事業を実施するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を実施する。加えて、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力事業を引き続き実施する。

⁵⁰ 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を 75% として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

⁵¹ 暫定値

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3、16.5、16.6、16.7、16.10）、Goal 17（17.18、17.19）関連）
- ・ 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）
- ・ 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、独立行政法人の評価に関する指針（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、公正で包摂的な社会の実現及び平和で安定な社会の実現に貢献した。特に、①法制度整備支援（ラオス民法典成立）、②中央政府の政策立案能力向上へ寄与する統計能力の向上（ネパール）、③和平プロセスを踏まえた迅速な支援（ミンダナオ和平への貢献等）、④人道支援と開発協力の連携の推進（機構の難民・ホストコミュニティに対するニーズ調査を活用し、UNOPSが事業形成）等、特筆すべき成果をあげた。

ア．公正で包括的な社会の実現

- 重点国にて民商事法分野を対象とする協力を実施（ベトナム、ラオス、ネパール、中国等）。
- 書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を発刊し、法整備支援の意義に関する日本国民の理解を促進。
- 公務員制度・人材育成の推進、統計能力の向上、公共投資管理の改善を通じ、中央政府・公務員人材を育成（ベトナム、ネパール、バングラデシュ等）。
- 地方行政人材を育成、事業計画策定及び事業実施の能力を強化（ニカラグア、タンザニア、ブータン）。
- ◎ **ラオス初の民法典の成立【②、③】**：機構の20年にわたる協力を経て、630の条文からなる民法典が国会で成立。同民法典は、ラオス側の主体性を尊重した粘り強い人材育成及びラオスに合った法体系の追求を通じて起草され、社会主義国のラオスが市場主義経済への移行する上で欠かせないものとされる。
- ◎ **ネパール初の経済センサスの実施【③】**：ネパールでは予算不足や実施体制の問題で国の経済構造を正確に把握するための経済センサスが実施できず、経済成長を促す有効な政策を策定できない状況であった。機構はアクセス困難な山間部も含め同国初の経済センサスを実施。産業・経済政策立案に必要な地域・産業別の詳細情報の把握が可能となった。
- ◎ **正確・中立・公正な放送内容の提供【②、③】**：コソボラジオ・テレビ局は、民族主義強硬派や各種政治勢力から常に圧力を受けてきた。機構は、偏向報道による民族対立の助長を防ぐため、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた、外部有識者等から成る番組審議会の設置を支援し、同放送局初の審議会が発足し、2019年2月末時点で3回開催。

イ．平和と安定、安全の確保

- ウガンダの難民受入地域及び国内避難民の帰還・再定住地域にて、地方政府の基礎的行政機能の強化を通じ、地方政府・コミュニティ・住民間の信頼関係を再構築。

- 海上保安機関の能力強化（「海上保安政策プログラム」による人材育成、沿岸警備隊の能力強化（フィリピン、ジブチ））。
- 地域警察制度の普及（国家鑑識検定合格者 160 名輩出（インドネシア）、本邦研修の実施（東ティモール、ミャンマー））。
- テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的課題に係る課題別研修を実施。
- カンボジア地雷対策センターを通じた地雷・不発弾処理能力に係る南南協力をイラク、コロンビアにて継続実施。
- 難民保護を促進していくための国際的な取極である「難民に関するグローバルコンパクト」の策定にあたり、機構の支援による知見をベースに、データとエビデンスの収集や地方自治体の能力構築の重要性についてインプットした結果、同内容が反映された形で同グローバルコンパクトが採択。
- ◎ **戦闘終結直後の復興支援【③】**：フィリピンミンダナオ島マラウイ市では 2017 年 10 月まで継続した戦闘により、市は破壊的な被害を受けた。フィリピン政府が復旧・復興計画の策定を進める上で、資金面での国際社会による支援が不可欠であった。機構は、戦闘被害者の生活を早期に再建するべく、戦闘終結後半年程で道路改修事業を形成し（2018 年 5 月 G/A 締結）、工事に着工した。
- ◎ **和平プロセスを踏まえた平和の配当【③】**：長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、フィリピン国内で貧困率が最も高いミンダナオ島の紛争影響地域にて、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据え（2019 年 2 月設立）、交通・物流の円滑化及び地域内外との連結性強化により平和の配当を実現するべく、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修事業を形成し、L/A 調印（2019 年 2 月）につなげた。
- ◎ **人道と開発の連携【②】**：ウガンダにて難民とホストコミュニティのニーズをプロットした地図を他ドナーが参照できるよう「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載したところ、UNOPS による国際機関連携無償案件（小規模橋梁改修）の形成につながった。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、公正で包摂的な社会の実現及び平和と安定・安全の確保に貢献するべく、公平性、透明性、包摂性に配慮しつつ、法の支配の促進、社会・人的資本の復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関の能力強化に向けた事業を着実に実施する。

4. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087 人 ⁵²	1,068 人	926 人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350 人 ⁵³	1,728 人	2,933 人

(1) 法制度の整備及び確立に向けた具体的な施策の実施状況

ベトナム、ラオス、ミャンマー等の重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力の下で実施した。具体的には以下のとおり。

- ・ **ベトナム**：法規範文書発行法の運用状況、法規範文書の事後検査・施行監視活動の実態調査、整合性・実効性ある法令施行のための本邦研修、民事法分野に関する各種調査研究等を実施し、検

⁵² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁵³ 2015 年度実績

討すべき法的論点を整理した。また、全国 23 弁護士会・約 500 人の弁護士を対象とする倫理研修への協力及び弁護士職務倫理規定・定款の改訂に係る支援を行った。その一環で実施した本邦研修では、ベトナム弁護士連合会の会長が自ら参加し、弁護士会の活性化や組織運営の改善案等を日本弁護士連合会から幅広く学んだ。さらに、機構が支援し 2015 年に成立した改正刑事訴訟法（2018 年 1 月 1 日施行）規定の争訟原則の定着を図るため、最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム弁護士連合会が、法曹三者それぞれの権限・役割等を共同で整理するワーキンググループの設置等に協力したほか、最高人民裁判所に対し、和解・調停等による紛争解決に係る本邦研修を実施し、和解・調停制度の導入に向けたベトナム国内での検討を促進した。

- ▶ **ラオス**：機構の長年にわたる協力を経て、630 の条文からなる民法典が 2018 年 12 月に国会で成立した。ラオスにとって初の民法典であり、これまで所有権法、家族法、契約内外債務法等複数の個別法に定められていた内容を統合し、不足部分を補って一貫性のある法典として制定したものの。社会主義国のラオスが市場主義経済への移行する上で欠かせないものとされる。1998 年に開始した機構によるラオスへの支援は、ラオス側の人材育成の状況にあわせて、徐々に基礎的な法的知識の移転から法律の起草作業を通じた人材育成にその焦点を移行させてきたが、常にラオス側の主体性を尊重した粘り強い人材育成及びラオスに合った法体系の追求を重んじてきた点に特徴を有する。今次の民法典も、ラオス側の案に対する日本の国内支援委員や専門家からの助言を積み重ねて成立に至ったものである。
- **ミャンマー**：新しい知財 4 法（商標法、著作権法、特許法、意匠法）の制定を見据えた裁判官向けの知財裁判に関する執務参考資料の作成を引き続き支援したほか、2019 年 3 月までに新知財関連 3 法が成立し、残っている新著作権法も成立が見込まれることから、商標法及び著作権法に関する裁判所規則の起草並びにこれらに関する教科書の作成に向けたセミナーを実施するなどの支援を行った。また、裁判官向けの経済関係紛争に関する執務参考資料作成、調停制度の導入に向けた調停人マニュアル作成、調停人研修等の支援を引き続き実施した結果、調停支援は 2019 年 3 月に調停手続を試行するためのパイロット・コートが国内 4 箇所を設置された。また、民間企業と国との間の契約審査を行う法務長官府向けに、ジョイント・ベンチャー（JV）契約とリースの契約の雛形やガイドラインをまとめた執務参考資料を作成するとともに、地方の関係者等に対する研修等を通じた普及活動等を実施した。こうした法・司法インフラの強化は、政府・司法機関による判断や手続の一貫性・迅速性・予測可能性を高め、本邦企業を含めた企業全般の事業リスクを低減し、事業運営の迅速化にも資することが期待される。
- **中国**：「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法整備支援プロジェクト」では、2020 年の成立が目指されている民法典の完成に向け、物権、契約、不法行為、相続等の各編に関する起草作業を重点的に支援した（民法総則は 2017 年 10 月から施行）。民法典は、それまでの個別法規の重複を整理し、社会の変化に対応した新たな規定を取り入れた中華人民共和国成立以降初めての統一的な民事法規範として、民事法体系の整合性の向上に貢献し、市民の生活のみならず、同国にて事業を展開する日系企業の取引等の安定に寄与することが期待されている。また、知的財産権法は、特に 4 回目の改正を控えた特許法を中心に、日本企業の意見も聴取しつつ、法執行の改善や特許権の濫用防止等の課題解決に向けた支援を継続した。
- **ネパール**：ネパールの国づくり支援の一環として、機構が 2009 年から国別研修や専門家派遣を通じて起草を支援した南アジア初の統一的民法典が、2018 年 8 月に施行された（成立は 2017 年 10 月）。ネパールでは約 150 年前に制定されたムルキアン法典（民法、刑法、民事訴訟法、刑事

訴訟法等が混然一体となった道德規範を多く含む法典）は国民の権利が保障される制度になっていなかったが、新民法は、社会の習慣や文化等を尊重しつつも現代社会にも適応し、国際標準も満たす法典となった。これを踏まえ、成立した民法の内容に関するネパール弁護士会を対象としたセミナーの開催を通じて周知・普及し、適切な運用を目指した支援を継続した。

- ・ TICAD 7 への貢献も念頭にアフリカ地域に対する刑事司法分野の協力方針を検討した結果を受けて、仏語圏アフリカ 7 か国を対象とした本邦研修の案件を形成した。
- ・ 法整備支援の意義に対する日本国民の理解を促進するため、書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を発刊した（6月）。同書籍は、機構による法整備支援の 20 年間の集大成として作成されたものであり、明治時代に海外の法制度の継受で試行錯誤を繰り返した日本ならではの経験をいかながら、相手国の歴史や文化を尊重し、その国に適した「法づくり」を支援してきた実績がまとめられている。

(2) 立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化

① 立法府における議会事務局の能力強化

- ・ **ベトナム**：「国会事務局能力向上プロジェクト」フェーズⅡで、日本の国会事務局の経験・ノウハウを踏まえた協力が展開された。一例として、日本の衆議院法制局の協力を得て、ベトナムの国会事務局法律局の職員に対し、議員立法を想定した OJT 研修を実施した。ベトナムでは議員立法の活性化の機運が高まっており、時宜を得た協力となった。

② 選挙管理

- ・ **カンボジア**：有権者の二重登録等が問題となっていたカンボジアでは、初の有権者の電子登録システムの導入・運用に対する技術支援や選挙実施細則の策定支援、有権者教育等の活動を引き続き支援した。

③ 中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化

- ・ **公務員制度・人材育成の推進**：ベトナムでは、2017 年 10 月の第 12 期党中央執行委員会第 6 回総会で、国家機関の整理・効率化や公務員削減を含む公務員制度改革、公営事業体の改革等の推進を打ち出した。これらの国家的な改革を効果的かつ実効性のあるものとするために、国家機関の幹部・幹部候補生が、日本で得た知見をいかして行政改革及び新しい社会経済モデルを推進できるよう、人材育成を目的とした「戦略的幹部研修プロジェクト」を開始した。また、カンボジアに対する公務員人材育成に係る国別研修も実施した。

➤ **統計能力の向上**：ネパールでは予算不足や実施体制の問題で国の経済構造を正確に把握するための経済センサスが実施できず、経済成長を促す有効な政策を策定するための基本的な情報が十分ではなかった。同国に対し、日本の統計手法をもとにした経済センサス実施に係る技術協力プロジェクトを実施した。特にネパールの「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」では、アクセスが容易でない山間部でのインターネットやタブレット端末を用いた調査を新たに導入し、同国史上初となる経済センサスが 2018 年 4 月に実施された。現在分析作業中の調査結果が今後統計資料として作成されることで、これまで明らかでなかった地域別・産業別の詳細な状況把握が可能となり、今後ネパール政府が産業や経済に係る政策を立案する上での基礎資料として有効に活用されることが期待される。

- ・ **公共投資管理の改善**：バングラデシュでは、2018 年 6 月まで実施した「公共投資管理能力強化プロジェクト」により、公共投資事業の形成・審査・承認プロセスの効率化や、中長期開発計画・

財政枠組みとの連携強化に資する公共投資管理改革ツール（PIM：Public Investment Management Reform Tool）を開発した。PIM改革ツールは、2018年6月に計画委員会から承認され、パイロットセクターである地方行政・農村開発省や電力・エネルギー省への導入が正式に決定した。また、財政安定化問題に直面し、公共投資事業の効率的な計画・実施が課題になっているラオス、モンゴルに対し、公共投資管理の改善に向けた人材育成や能力向上に係る新規事業を開始した。さらに、公共投資管理分野の機構職員向け参考資料として、公共投資管理に係る開発途上国の能力診断及び同診断結果を踏まえた効果的な案件形成・実施に向けた「公共投資管理能力強化ハンドブック」を作成した。同英語版は世銀・IMF等にも共有され、PFMの国際的な診断ツールである“Public Expenditure and Financial Accountability（PEFA）”のウェブサイトでも紹介された。

④ 地方行政の人材育成・計画策定・事業実施能力の強化

- ・ **地方行政能力向上支援**：ニカラグアでは、「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2」で治安悪化による専門家の国外退避があったものの、これまでの協力で開発された研修プログラム・教材等をもとに、全国の地方自治体における開発計画の策定・実施に向けた制度・体制の構築を遠隔支援で進展させた。タンザニアの「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ2」では、政府の方針変更により、地方開発交付金制度改革が中断されたが、住民の自助活動をいかした行政サービスの提供を可能とするための地方行政官等に対する人材育成等を引き続き支援した。ブータンの「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」では、コミュニティ開発に係る住民の関与と行政の支援体制強化に向けたガイドラインの策定、パイロット地区の活動主体となる住民組織レベルのコミュニティ・エンゲージメント・プラットフォームの設置を支援した。同国の地方分権化政策案には同プラットフォームが明記されており、本事業は当該施策の具現化に大きく貢献するものと考えられる。

⑤ 国営放送局の公共放送化

- ・ **ウクライナ**：「公共放送組織体制強化プロジェクト」では、番組制作能力の強化に係る支援としてウクライナで初めてとされる障害者に焦点をあてた番組がNHKの番組からヒントを得る形で制作・放映された。また、緊急報道体制に関し、選挙報道の知見がPBC（Public Broadcasting Company of Ukraine）に伝えられ、2019年3月の大統領選挙等でいかされることが期待される。
- ・ **ミャンマー**：「MRTV（Myanmar Radio and Television）能力強化プロジェクト」では、国営放送からより独立性の高い公共放送への移行を促進するために、公共放送のマネジメントに係る本邦研修を実施したほか、番組制作や報道の能力強化のためのOJT等を実施した。取材方法の改善等、能力強化の結果は、教育番組、農業番組、ニュース番組等でいかされている。
- **コソボ**：「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」では、多数派アルバニア系の放送であるRTK（Radio Television of Kosovo）1と、セルビア系を中心とする少数派向けの放送であるRTK2の共同番組制作を引き続き推進したほか、機構は、偏向報道による民族対立の助長を防ぐため、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた、外部有識者等から成る番組審議会の設置を支援し、RTK初の番組審議会の発足が実現した（6月）。同審議会は、外部有識者が放送内容をモニタリングすることによって、コンテンツの質や公正性を担保するための取組であり、民族主義強硬派や各種政治勢力から圧力を受けることのあるRTKが公共放送として、正確・中立・公正な情報を提供する役割を担う上で、重要な役割を果たすことが期待される。同番組審議会は、委員が日常的にニュース等をチェックする中で偏向したコンテンツを見つけた場合に、アプリを用いた放送局への連絡やコメントの提出ができる等、機動的で実効性の高い仕組みを採り入れて

いる。

- ・ **南スーダン**：「南スーダン放送局組織能力強化プロジェクト」で、治安上の理由によりコンサルタントが現地で活動できない中、遠隔での支援及び第三国における研修を通じた技術支援により、SSBC（South Sudan Broadcasting Corporation）が国民に信頼される公共放送局となるための中長期ロードマップが完成し、経営委員会で承認された。今後、組織・予算改革、機材の更新、人材育成等が同ロードマップに基づいて実施されることで、SSBCが、国際的にも注目されている将来の大統領選挙の報道でも重要な役割を果たすことが期待される。
- ・ 正確・中立・公正なメディアとしての在り方を伝えることを目的に、メディア分野における課題別研修「民主国家におけるメディアの役割－情報へのアクセスと権力監視」を今年度より新たに実施した。公共放送局のジャーナリスト等 11 名が研修員として参加し、NHK による講義や施設訪問等を通じて日本の公共放送の事例を学ぶとともに、BPO（放送倫理・番組向上機構）による、表現の自由を守るための日本の取組を学んだ。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」や SDGs ターゲット 17.18、17.19 で謳われているデータ収集・統計能力強化に資する案件を既述のとおり実施するとともに、同目標に対する機構のポジションペーパーを策定した。
- ・ SDG ゴール 16 の達成に向けた新規の課題別研修「司法アクセス強化」を実施した。この研修では、日本弁護士連合会の協力の下、計 6 か国 9 名の研修員が、日本における司法アクセス向上の取組の歴史と経験を概観した上で、日本の法テラスや弁護士会、地方自治体、民間法律事務所等の様々な取組を、母国での応用を念頭に学んだ。その際、機構は、特に社会的に弱い立場にある女性や外国人に焦点を当てた法的サービス、さらには、遠隔地や災害時における特別な取組等も紹介し、SDGs の理念に通じる日本の取組の包摂性が研修員に伝わるよう工夫した。

(4) 事業上の課題、及び対応方針

- ・ 課題別研修「司法アクセス」のように、SDGs の理念である包摂性を特に意識した支援を拡充することが課題であり、その参考とするために、今後、同取組の国際的潮流に係る情報収集等を進める予定である。

No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033 人 ⁵⁴ (うち、本邦研修 78 人)	4,950 人 (うち、本邦研修 165 人)	3,656 人 ⁵⁵ (うち、本邦研修 245 人)

⁵⁴ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

⁵⁵ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

(1) 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、国際機関との連携を踏まえた政府機関（特に地方行政機関）の能力強化事業の形成・実施

- ・ **ウガンダ**：紛争の影響を受け、周辺国からの難民受入地域となってきた西ナイル地域と、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域を対象に、地方政府の基礎的行政機能の強化を通じた地方政府・コミュニティ並びに住民間の信頼関係再構築を目的とした協力を実施した。住民参加型開発計画策定手法の普及・定着を図るとともに、資源の共同利用・管理を目的としたパイロット事業の実施を通じて住民間の関係構築・協働の促進に資する生計向上活動のモデル構築を進めている。また、「西ナイル難民受入地域国道改修計画」準備調査を開始した。本事業による道路改修を通じて、難民キャンプへの物資や人の移動の円滑化が期待される。さらに、「コメ振興プロジェクト」では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）との連携により、難民・ホストコミュニティ住民への稲作研修を2014年から実施し、これまで難民992名、ホストコミュニティ519名に対して稲作栽培研修を実施し、難民や周辺コミュニティの生計向上に貢献している。
- ・ **シエラレオネ**：「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」を通じ機構が支援した地域開発の実施手順等をまとめたガイドラインを、同国の政権交代後に、各県議会職員や多くの関係者を集め、ガイドラインの内容、普及計画の説明のためのフォーラムを開催した。こうした働きかけ等が功を奏し、合同調整委員会（JCC）（6月）では、地方自治・地域開発省大臣から、省内で地方自治法にガイドラインを盛り込む手続きを進めること、同省の年間計画へガイドライン普及に係る予算を確保すること、全国及びドナーへの普及を進めること等のコミットメントを引き出した。
- ・ **地方政府行政能力強化**：スーダン（ダルフール）、コートジボワールで実施したほか、課題別研修にて南スーダンやソマリア等の関係者を本邦にて研修し、行政官の育成に貢献した。
- ・ **バングラデシュ**：ミャンマーラカイン州からの避難民の滞在長期化に伴い、ホストコミュニティへの負荷が増大する中、バングラデシュ政府との間で構築した人的ネットワークとこれまでの事業経験をいかし、既往案件（資金協力・技術協力）を活用した給水分野、保健分野、自治体への研修・小型インフラ整備支援を現場のニーズに応じ柔軟に継続した。特に、給水分野では、水の枯渇や大腸菌等による水質汚染が危惧されるため、バングラデシュ政府及び国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）と協議・連携して深井戸を水源とする給水施設の整備に取り組み、2018年5月には過去に日本が無償資金協力で供与した掘削機を用いた高深度への井戸掘削作業が完了した。IOMが担当する給水管網整備が完成すれば、避難民・周辺コミュニティ約4万人に裨益する最大級の給水システムとなる。保健分野でも、地域住民、避難民の両方が利用するコミュニティクリニックを改修し、患者のプライバシーに配慮した診察が可能な環境を整備した。また、ホストコミュニティ支援として、地方自治体職員・地域住民対象の研修及び、小規模インフラ（学校改修、道路整備等）の整備を開始した。
- ・ **シリア難民**：シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するための「平和の架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）では、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を構築、また初年度の知見をいかし募集・選考手続き等で質の向上に向けた改善を図り、2017年から5年間で最大150名（うち機構実施分100名）を受け入れる目標に対し、2017年度の19名（及び家族19名）に続き、2018年度は20名（及び家族11名）を受け入れた。また、「シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査」の一環で、トルコ南東部のシリア難民受入自治体の家族・労働・社会サービス省社会サー

ビスセンター職員 62 人（2017 年度は 26 人）に対して、シリア難民への社会サービス提供に係る研修をパイロット的に実施した。トルコ国別研修「地域開発に係る地方行政官の能力開発プロジェクト」では、トルコ南東部のシリア難民受入県の行政官を対象に含め、地域開発や地場産業振興に係るアクションプランの作成を支援した。さらに、ザアタリ難民キャンプでは、難民が居住するシェルター内の電気配線等に係る作業を十分な経験を有しない難民が実施することで、事故や電力設備の故障等の原因になっているため、UNHCR 等と連携し、難民を対象とした電力分野の人材育成支援を実施した。

- ・ **パレスチナ**：「難民キャンプ改善プロジェクト」を通じ、住民主体のキャンプ改善計画の策定と生活環境改善事業の実施を支援した。また、日本の住民参加型のまちづくりの手法や経験を長期化する難民キャンプの生活環境改善にいかすために本邦研修を実施した。研修の様子は TBS、NHK、東京新聞、時事通信等でも取上げられ、パレスチナ難民問題に対する国民の理解促進にも貢献した。
- **フィリピン**：2017 年 5 月から 10 月まで続いたミンダナオ島マラウイ市での戦闘により、同市は破壊的な被害を受けた。フィリピン政府が復旧・復興計画の策定を進める上で、資金面での国際社会による支援が不可欠であった。機構は、戦闘被害者の生活を早期に再建するべく、戦闘終結後半年程で、マラウイ市内の道路修復に対し財政支援を行う「マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画」の G/A を締結し（5 月）工事を開始した。
- また、40 年以上にわたる紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、フィリピン国内で貧困率が最も高いミンダナオ島の紛争影響地域にて、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据え（2019 年 2 月設立）、交通・物流の円滑化及び地域内外との連結性強化により平和の配当を実現するべく、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修事業である「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」の L/A に調印（2 月）したほか、バンサモロ基本法を受けて設立されるバンサモロ暫定移行政府の人々が迅速に平和の配当を実感すべく、無償資金協力「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」の案件形成を行い、閣議決定（2 月）された。さらに、ミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援を継続するとともに、バンサモロ新自治政府設立に向けたフィリピン政府と Moro・イスラム解放戦線（MILF : Moro Islamic Liberation Front）の取組を共有するため、日本大使館及び UN 主催、機構フィリピン事務所共催のバンサモロ・フォーラムを開催した（12 月）。2018 年 1 月、2 月の住民投票を踏まえ、バンサモロ自治政府設立に向けた準備が進展。これを受け、バンサモロ暫定自治政府（BTA : Bangsamoro Transition Authority）を支援するプロジェクトの立ち上げ準備を実施した（3 月）。
- ・ **コロンビア**：紛争後の和平合意履行プロセスにおける最重要課題である農村での地域開発に関し、「一村一品コロンビア推進プロジェクト」を通じて、一村一品運動の原則に基づく包摂的な地域開発モデルを構築した。機構は、国家職業訓練庁とともにこのモデルを基にした研修コースを新たに創設し、今後、同国内で一村一品運動の実施を希望する全ての人が本コースを受講できる予定である。
- **人道と開発の連携**：TICAD 7 を見据えて 10 月に東京で開催した機構・UNHCR 共催シンポジウムにて、難民と受入国・地域への支援における官学民の連携促進、受入国・地域の主体性を尊重した支援強化の重要性を発信した。難民保護を促進していくための国際的な取極である「難民に関するグローバルコンパクト」の策定段階で機構は多くの知見をインプットした。同コンパクトは 12 月に国連総会で採択され、①難民受入国の負担軽減、②難民の自立促進、③第三国定住の拡大、

④難民の帰還に向けた環境整備に国際社会が一丸となって取り組むことが取り極められた。具体的には、これまでの支援経験で得られた知見をベースに、データとエビデンスの収集や地方自治体の能力構築の重要性についてインプットし、内容に反映されている。さらに、「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で策定した難民とホストコミュニティのニーズをプロットした地図を、他ドナーが参照できるよう「包括的難民支援枠組み（CRRF：Comprehensive Refugee Response Framework）」のホームページに掲載した。同調査の結果を受けて、UNOPSによる国際機関連携無償案件（小規模橋梁改修）や草の根技術協力案件等が形成された。また、4月に外務省、国際機関、NGO、大学、マスコミの参加を得てセミナー『人道と開発のNEXUS（連携）』強化に向けてウガンダ難民受入コミュニティのニーズ調査を踏まえて一を開催し、ウガンダでの取組を通じて得られたNEXUSの実態や課題を外務省、在京国際機関等にも共有した。ザンビアでは、「元難民の現地統合」を推進するため、UNDPとともに現地調整会議の開催を推進した。

- ・ **ザンビア**：「元難民の現地統合」を推進するため、国連開発計画（UNDP）とともに現地調整会議の開催を推進するとともに、UNDPの持続可能な再定住化支援事業の案件形成に向け機構専門家（元難民現地統合支援アドバイザー）や事務所から助言を行い、同機関の予算確保に貢献した。
- ・ **ルワンダ平和構築セミナー**：ルワンダの大量虐殺発生から25年という節目において、機構とルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC：Rwanda Demobilisation And Reintegration Commission）の共催で平和構築セミナーを開催した。機構で2005年から10年近く実施してきた障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰に向けた技能訓練と就労支援に取組を行ってきており、更に事業終了後も本年度まで継続的なモニタリングを続け、支援参加者のその後の変化を追ってきた。パネルディスカッションを通じて、機構の支援経験やモニタリングの結果を共有するとともに、アフリカの紛争影響国で紛争を再発させずに着実に国家建設を進めるために、紛争当事者と、紛争によって分断されたコミュニティの双方における和解が必須であることを確認し、各国の国民和解に向けた具体的方策が共有され、紛争を発生・再発させない強靱な国づくりに向け、アフリカのオーナーシップと国際的なパートナーシップ、政府と住民、住民間の信頼醸成等の提言を、TICAD 7に向けたアフリカからのメッセージとして取りまとめた。セミナーの様子は現地紙・テレビでも報道され、日本でも報道がなされた。
- ・ **スポーツと開発**：ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」では、2016年度より作成・導入支援していた3民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラム（CCC：Common Core Curriculum）が2018年3月に官報に掲載されて正式に発効したことを受け、2018年9月の新学期よりヘルツェゴビナ・ネレトバ・カントン内のパイロット校にてCCC導入のための支援を実施した。また、モスタル市スポーツ協会の事業実施能力の強化のため、小学校で日本式運動会を開催し、低学年からスポーツに触れる機会を創出した（生徒320名、教員26名が参加）。さらに、モスタル市スポーツ協会にとって初めての取組となる柔道セミナーを開催し、柔道を通じた民族間の交流が実現した。
- ・ **国際機関等との連携**：UNDPとの連携でナイジェリアの地方行政官が研修員として来日し、復興における地方行政官の役割を学んだほか、UNHCR、政府間開発機構（IGAD：Inter Governmental Authority on Development）、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、IOM、UNOPS、UNICEFとの協議、紛争と脆弱国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict And Fragility）への参加等を通じて情報共有を行った。また、国際危機グループ（ICG：International

Crisis Group)、スイス小型武器問題研究所、ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI : Stockholm International Peace Research Institute) との紛争・平和構築に係る意見交換も実施した。

- ・ **研究・開発学会等**：国際開発学会第 29 回全国大会「紛争影響国における復興支援事業の長期モニタリング (第 5 年次)」セッションでルワンダ、シエラレオネでのモニタリング結果を発表し、有識者等と紛争影響国における国家建設や和解に係る課題・有効な取組等について意見交換を行った。日本国際平和構築協会、上智大学、桜美林大学、法政大学、HPC でも同モニタリング結果を発表し、機構の平和構築支援に係る参加者の理解を促進した。また、紛争影響国における有効なベースライン/エンドライン調査の実施方法や枠組、コミュニティと政府の関係改善に寄与する各種ガイドライン・マニュアル・教材等、機構事業を通じて策定したツールを整理し、コミュニティの政府に対する信頼向上につながる効果的な協力分野・活動を分析するための研究を実施している。

(2) 治安機関、海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化、及び安全なサイバー空間の実現等に向けた事業の形成・実施

① 海上保安機関の法執行機関の能力強化

- ・ 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力の下で 2015 年に開始された「海上保安政策プログラム」で、修士課程プログラムを修了したフィリピン、マレーシア、スリランカからの第三期 (2017 年 10 月～2018 年 9 月) 5 名に学位記が授与された。修了者が海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身に付け、また各国の連携が強化されたことにより、海洋をめぐる国際秩序の維持発展に寄与することが期待される。
- ・ **フィリピン**：「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト」では、フィリピン沿岸警備隊の人材育成、能力向上を支援し、逮捕・制圧術の向上等により治安・テロ対策を含む同国沿岸の海上の安全性向上に貢献した。
- ・ **ジブチ**：「沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ 2」ではジブチ沿岸警備隊の逮捕・制圧術等の法執行能力の向上を支援することで、ジブチ領海域及び日本関係商船を含む多数の船舶が航行するバブ・エル・マンデブ海峡での安全と治安の確保に寄与した。

② 地域警察制度の普及

- ・ **インドネシア**：警察庁・都道府県警との連携により実施中の「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ 2」では、自主的に地域警察研修を実施できる「自立州」が 14 州に増えるとともに、160 名の国家鑑識検定合格者が新たに輩出された。また、同国内及び本邦での研修等を通じて、東ティモール国家警察及び関係者 37 名に対しても、地域警察制度の知見を普及した。
- ・ **ミャンマー**：警察幹部に対する本邦研修を 2017 年度に引き続き実施し、駐在所制度を含む日本の地域警察活動の知見を普及した。これを通じ、同国で市民への信頼を基盤とした防犯に重点を置いた警察活動が展開されることが期待される。

③ テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題への対応

- ・ 課題別研修「航空保安セミナー」(6 か国 8 名)、「海上犯罪取締り」(13 か国 15 名)、「国際テロ対策」(18 か国 20 名)、「薬物犯罪取締」(25 か国 25 名)、「サイバー犯罪対処能力向上」(10 か国 12 名)を実施した。また、2017 年度に続きベトナム国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」を実施し、警察庁やグローバル IT 企業の協力の下、サイバー犯罪の捜査等に必要データ・フォレンジック等の技術の向上に貢献した。

- ・ バングラデシュ：「国際空港保安能力強化プロジェクト」を実施し、旅客及び貨物検査の体制強化を図り、空港及び航空機運航の安全性向上に貢献した。

④ サイバーセキュリティ対策能力の向上

- ・ 課題別研修「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」（7 か国、15 名）、「サイバー攻撃防御演習」（11 か国 21 名）を実施し、各国の政策の立案及び実施、組織体制の構築・強化に貢献した。
- ・ インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュを対象にサイバーセキュリティの強化に係る技術協力プロジェクトや各種調査を行い、各国の人材育成や体制構築に貢献した。

⑤ 地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力

- ・ カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Center）を通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（第三国研修）をイラク、コロンビアにて継続した。特にコロンビアでは、地雷除去政策の企画立案に携わる関係省庁の担当者や地雷埋設地域の県知事等に対し、地雷除去のみならず、内戦からの復興に係る知見も共有した。
- ・ ラオスでは、透明なプロセスに基づく不発弾除去計画策定手法の普及や、職員の IT リテラシー向上のための現地国内研修等を通じて、不発弾対策機関（UXO Lao：Lao National Unexploded Ordnance Programme）の能力向上を図る「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト」を開始した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に資する事業を既述のとおり実施するとともに、同目標に対する機構のポジションペーパーを策定した。
- ・ SDGs ターゲット 16.a で謳われている暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅に関して、「イラク向け警察分野人材能力向上フェーズ 2」の犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策等に係る研修をヨルダンで 127 名に対して実施したほか、アフガニスタン女性警察官 168 名に対して、暴力の被害者（特に女性）への支援の在り方等に係る研修をトルコの警察訓練学校で行った。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 住民の政府に対する信頼を醸成するのにより効果が高いアプローチが何かを把握することが課題。過去の事例を参照し、どのようなツールやアプローチが有効であるかを把握する調査を開始しており、今後調査結果を取りまとめていく予定である。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現に向けて、引き続き、柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ、着実な事業実施が期待される。

（2017 年度主務大臣評価報告書、No.3「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」）

(2) 対応：

公正で包摂的な社会の実現に向けて、法務省、最高裁判所、人事院、総務省統計局等の高い知見を有する官庁や日本弁護士連合会等の専門機関、地方創生を推進する地方自治体等と連携し、民商事法分野を中心とした支援と、立法府、司法府、中央・地方の行政及び公共放送の機能強化支援を実施した。

また、平和と安定、安全の確保に向けて、UNHCR、UNDP、IGAD、UNRWA、IOM等と連携し、難民や受入国・地域のニーズや課題に柔軟に対応しつつ事業を実施した。一例として「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で策定した、難民とホストコミュニティのニーズをプロットした地図を他ドナーが参照できるよう「包括的難民支援枠組み（CRRF）」のホームページに掲載し、同調査の結果をUNOPSによる国際機関連携無償案件（小規模橋梁改修）や草の根技術協力案件等の形成につなげた。さらに、海上保安庁、警察庁、都道府県警等との連携に基づき、治安能力強化のための事業を実施した。

No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 30 年度開発協力重点方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、環境インフラ海外展開基本戦略
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
防災分野に係る育成人材数	8,000 人 / 年 ⁵⁶	8,000 人	22,700 人	21,893 人			
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額 (百万円)			18,901	19,047 ⁵⁷			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (4)、中期計画：1. (4)
<p>年度計画</p> <p>1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築</p> <p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> パリ協定をはじめとする気候変動に係る国際枠組みにも貢献するため、開発途上地域の低炭素かつ気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。また、事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ、事業計画に必要なに応じて気候変動対策を組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。 特に、各国の「自国の貢献 (NDC : Nationally Determined Contributions)」の作成、改善、実施に係る能力開発を支援する。また、2017 年に機構が認証機関となった「緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund)」の活用に向け、制度設計及び事業形成を推進する。 ポーランド・カトヴィツェで開催される国連気候変動枠組条約の第 24 回締約国会議 (COP24) でサイドイベントを開催し、機構の気候変動分野の支援実績や協力方針を発信する。 <p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進に向けた事業を実施するとともに、開発途上国や国際社会での防災の主流化を推進する。また、災害発生時にはともに、切れ目のない支援を行うべく、迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し、関係者間で共有する。その際、より良い復興 (BBB : Build Back Better) の概念を被災国と共有する。 特に、「仙台防災協力イニシアティブ」の目標達成のため、防災行政官と実務者を育成する。また、防災機関のネットワーキング等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、その成果を発信する。また、ネパールでは、BBB の概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた震災からの復興を支援する。

⁵⁶ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を 80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015 年から 2018 年に 4 万人

⁵⁷ 暫定値

ウ 自然環境保全

- ・ 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施する。特に、REDD+をはじめとする民間企業との連携を推進するため、官民プラットフォームの活用、新たな官民連携事業の形成及び事業のスケールアップ等のための外部資金（中央アフリカ森林イニシアティブ等）の活用を促進する。
- ・ TICAD 7に向け、機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組みを通じ、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施、研修、知識共有のための SNS を使った発信等を行う。これにより、同イニシアティブ参加国の砂漠化対処に係る人材の育成、知見の共有及びネットワーク強化、開発資金へのアクセスの促進支援等に取り組む。
- ・ 持続的森林保全及び森林ガバナンス向上のため、関係機関との連携等を進め、衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの活用を促進する。
- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、グリーン経済の推進、環境社会配慮の強化、沿岸域における自然環境保全の強化を支援する。

エ 環境管理

- ・ 都市部の住環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び能力強化に向けて、日本の政府・自治体や本邦企業の知見・技術をいかした事業を実施する。
- ・ 特に、3R (Reduce, Reuse, Recycle) 推進に向けて、「第 8 回太平洋・島サミット (PALM8)」を見据えた事業及び「3R プラス Return」に係る支援に取り組む。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の年次会合等で加盟 28 か国、ドナー及び企業の間で廃棄物管理の知見の共有と連携を促進。さらに、廃棄物分野の SDGs モニタリングを加盟国で試行し、アフリカに適したモニタリング手法の確立に貢献する。これらを踏まえ、TICAD 7 での発信に向けた支援策を検討する。
- ・ 水質汚濁防止のためには、水環境行政強化、集合処理と分散処理を効果的に組み合わせた汚水処理に係る事業に重点的に取り組む。また、汚水処理率に係る SDG 指標に関し、事業を通じて得られた知見を国際会議等で発信し、国連での SDGs モニタリング手法改善の検討に貢献する。
- ・ 化学物質管理及び大気汚染防止のために、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。

オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)」への貢献を含む持続可能な農業の推進や、水産資源の持続的利用の推進に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、東京で開催する第 7 回 CARD 総会でアフリカ稲作開発への日本の貢献と CARD の成果を国内外に広く発信するとともに、CARD フェーズ 2 の実施を合意する。
- ・ アフリカの角地域の 6 か国程度を干ばつ対策支援の重点とし、干ばつに対するレジリエンスを向上するための協力プログラムを形成する。
- ・ 東カリブ島しょ国地域や大洋州地域で水産資源管理に係る事業に取り組むとともに、アフリカ地域での内水面養殖に係る農民間普及アプローチを複数国で実践する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. ①参照）

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況 (SDGs Goal 13 及び 1(1.5)、2(2.4)、7(7.2、7.3)、11(11.3、11.5)、15(15.2、15.3) 関連)
- ・ 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの方針に基づき支援の実施状況 (SDGs Goal 9、11(11.5、11.b)、13(13.1) 関連)

- ・ 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal 6（6.6）、13、14（14.2、14.a）、15（15.1、15.2、15.3、15.9）関連）
- ・ 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.9）、6（6.2、6.3）、11（11.6、11.b）、12（12.1、12.4、12.5）、13（13.2）関連）
- ・ 食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.1、2.3、2.4）、14（14.4、14.7）関連）

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、SDGs 達成及び ESG 投資など環境と経済の観点で一層注視される地球規模課題に着実に取組み、持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献した。特に、①防災主流化の促進（仙台防災枠組達成課題の地方防災計画の指針策定・発信）、②災害へのシームレスな支援（インドネシアスラウェシ地震後の復興計画策定）、③ナウル初の気象観測開始・世界気象機関への加盟達成、④ブラジルでの国家勲章受章、⑤外部資金活用による協力規模の拡大（CAFI 資金での業務契約）、⑥ CARD 目標達成（10 年間でコメ倍増）等、特筆すべき成果をあげた。

ア．気候変動

- NDC 実施促進支援（ベトナム）、大洋州人材育成拠点の気候変動センター案件を形成。事業計画段階で気候変動対策支援ツールを活用した気候変動対策の主流化を促進（120 件）。
- GCF 資金を活用した気候変動対策事業形成・実施に向けた包括的認証取極を締結。東南アジア大都市の気候変動対策支援の更なる推進に向けて世界大都市機構先導グループ（C40）と連携協力協定を締結。

イ．防災の主流化・災害復興支援

- 仙台防災枠組達成に向けた災害リスクの理解、ガバナンス強化、防災投資を促進。インドネシア地震、スリランカ豪雨災害等で BBB を推進。
- ネパール地震後 3 周年セミナーを相手国政府と共催し、BBB 実現に向けた公共施設再建の成果や耐震性能を有する復興住宅再建の進捗状況等を共有。
- ◎ **防災主流化の促進【①】**：仙台防災協カイニシアティブ（2018 年度までに計 40 億ドル協力、4 万人育成）の前倒し達成と目標人数を上回る人材育成（約 7 万人）に貢献。仙台防災枠組（2015-2030）のターゲットの一つで取組が停滞している地方防災計画策定の推進に向けて日本の経験を活用した実践的指針を策定し、技協を通じた普及とともにアジア防災閣僚級会合、アジア防災会議等で発信。
- ◎ **スラウェシ地震・津波への迅速・シームレスな支援【②】**：災害直後の国際緊急援助隊派遣後に、過去の日本の防災協力への高い評価により、インドネシア政府から機構のみに復興計画策定支援の要請がなされ合同調査団を派遣。ファスト・トラック制度により通常要請から協力開始まで 1 年以上要するところを要請から僅か 4 か月で協力を開始、東日本大震災の復興知見・経験を共有した支援を実施中。
- ◎ **ナウル初の気象観測開始【②、④】**：ナウルの観測開始により大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献、WMO へのナウル加盟の支援及びその達成により、同国大統領から謝意表明。

◎ **国家市民防衛勲章受章【④】**：ブラジル政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、防災・市民防衛分野における最高位の国家勲章を受章。

ウ．自然環境保全

○ REDD+ 加盟団体へ情報発信を強化（加盟数 90 団体、セミナー計 300 人参加）。AI-CD のフォーラム開催等で参加各国とパートナー機関のコミットメントを強化。

○ JAXA と開発した衛星技術活用の熱帯林モニタリングシステム（JJ-FAST）を COP24 で紹介。JJ-FAST に係る課題別研修で森林ガバナンスの人材を育成。

◎ **外部資金での事業展開【②】**：CAFI 資金受託（4 百万ドル）の資金管理機関である UNDP と業務契約（約 4 百万ドル）を締結。技術協力プロジェクトの成果（森林モニタリングシステムの技術開発と人材育成）を活用して対象州のアグロフォレストリーを大幅に拡大予定。世界第 2 位の規模の熱帯雨林であるコンゴ盆地熱帯林の保全による地球規模の気候変動緩和、対象地域の森林減少抑制及び住民生計向上への貢献が期待される。

◎ **世界初のブルーカーボン動態の統合モデルシステム構築【③】**：地球温暖化対策の新たな炭素吸収源としてブルーカーボン生態系が注目される中、世界的にも生物多様性が極めて高いコーラルトライアングル地域のフィリピン・インドネシアの沿岸生態系保全と地球温暖化対策に貢献するブルーカーボン戦略を策定。陸－沿岸－外洋の広域ブルーカーボン生態系（マングローブ、海藻藻場、サンゴ群衆等）内で相互練成される炭素を貯蓄・隔離する機能と変動過程を解析・予測する世界初の統合モデルシステムを構築。

エ．環境管理

○ PALM8 等の国際会議で 3R プラス Return 推進の調査結果を発信。経済的インセンティブとなる廃棄物回収制度（デポジット制）導入をマーシャルで実現。

○ 関係機関と共催しアフリカ 32 か国、約 250 名が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」の年次会合を開催。活動促進に向けたラバト宣言を採択。

◎ **Waste to Energy の推進【②】**：開発途上国の都市化と経済成長に伴う廃棄物問題、公害問題等の影響回避のために需要が高まる日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けて、対象国での同技術の導入適格性を分かり易いプロファイリングで診断するツールをパイロット事業にて開発。

オ．食料安全保障

○ 干ばつに対するレジリエンス向上に向けて、アフリカ地域で高温・乾燥環境下で持続可能な農業を営むための適応策に取り組む案件を形成。

○ 東カリブ島しょ国地域で漁業共同管理アプローチの優良事例をカリコム共同体加盟国と共有。

◎ **CARD 目標の達成【①、②】**：TICAD V の公約（10 年間でアフリカの玉米生産量倍増（1,400 万→2,800 万トン）の達成見込みを確認。CARD の成果（対象全 23 か国で国家稲作開発戦略の策定を支援、計 173 案件実施）のうち、機構は計 17 か国で計 48 件（技協 44 件、無償 2 件、有償 2 件）の CARD 関連プロジェクトの実施と灌漑・農業振興等の専門家派遣や研修を通じて公約達成に貢献。

◎ **カリブ広域水産資源の提言採択【②】**：行政の人的・資金的資源が十分ではない島しょ国での水産資源管理として漁民と行政の共同管理の有効性を技術協力プロジェクトで実証した結果、カリブ地域での新規性が注目され、同取組の推進に向けた提言が CARICOM 漁業大臣会合で採択。

<課題と対応>

引き続き SDGs やパリ協定、仙台防災枠組達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に向けて持続可能かつ強靱な国際社会の構築に貢献する事業を形成・実施する。その際、先進的・革新的技術の活用や GCF を含む国内外のパートナーシップ拡大を図る。また、国際的な議論を注視し、海洋プラスチックごみ対策等に対する時宜にかなう取組の検討を進める。

4. 業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187人 ⁵⁸	4,625人	3,320人

(1) 気候変動に係る国際枠組への貢献

- 官邸に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を機構の理事長が務め、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略（長期低排出発展戦略）に関する基本的な考え方について提言を取りまとめており、日本政府が策定予定の長期戦略に向けた指針になることが期待される。
- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」との間で、GCF資金を活用した気候変動対策事業の形成・実施に向けた包括的認証取極（AMA：Accreditation Master Agreement）を5月に締結した（機構は2017年7月に、日本の機関として初めてGCFの認証機関として認定されている）。当包括的認証取極の締結により、気候変動対策事業の提案書のGCFへの申請が可能になった。9月にはモルディブ「気候変動に強靱で安全な島づくり事業」のコンセプトノートをGCF事務局へ提出するなど、防災、森林保全、農業等の各分野の案件形成を進めている。また、機構内の業務手続きの整備に向けて、環境社会配慮に係るGCFと機構の制度を比較分析した。
- 気候変動対策で自治体・企業等の非国家主体の役割が重視されるなか、気候変動対策に積極的に取り組む世界の大都市を中心としたネットワークであり、加盟都市間で連携して気候変動対策の取組を推進している世界大都市気候先導グループ（C40：C40 Cities Climate Leadership Group）との間で、東南アジアの大都市における気候変動対策支援のための連携協力協定を6月に締結した。機構は、タイ・バンコク都やベトナム・ホーチミン市の協力を得ながら気候変動対策の技術協力を実施中であり、C40との連携により事業の成果や教訓が他の加盟都市に広く共有・発信されることが期待される。
- 12月にポーランド・カトヴィツェで開催されたUNFCCC第24回締約国会議（COP24）において、機構の事業の成果・教訓の共有・発信を目的に、「自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」、温室効果ガスインベントリ、適応策、森林保全、地域協力等をテーマとしたサイドイベントを7件主催・共催したほか、他機関が開催する各種イベント・会議11件にも登壇・参加し、積極的に発信を行った（計18件）。

(2) 気候変動対策の主流化

- 技術協力22件、円借款66件、無償資金協力24件、海外投融資8件（計120件）の事業の計画段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法等をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、関連活動の組み込み等の検討を行うなど、気候変動対策の主流化に取り組んだ。
- 気候変動人材の養成を目的とした外部向け研修として、能力強化研修「気候変動対策と開発」を

⁵⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

新規開講し、22名の参加を得た。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

気候変動対策に係る以下の4つの重点課題に沿った取組を進めることで、SDGs ゴール13をはじめとする複数のゴール達成に貢献した。以下では各重点課題における代表的事例を記載する。

① 低炭素かつ気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進

- ・ 東南アジアや南アジア等の大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。インドでは、デリー、コルカタ、チェンナイにおける都市内鉄道事業、ムンバイ・アーメダバード間の都市間高速鉄道事業をそれぞれ承諾した（承諾額：合計3,946億4,400万円）。これらインドの鉄道事業を通じて、合計約2,950万トンの温室効果ガスの削減効果が期待できる。鉄道事業を通じた気候変動緩和策に資する同様の取組は、インドネシア、フィリピン、バングラデシュでも展開している。

② 気候リスクの評価と対策の強化

- ・ 6月に贈与契約（G/A）を締結したトンガの無償資金協力「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（贈与限度額：28億3,700万円）を通じ、サイクロンの脅威にさらされるトンガ全土で、日本の災害情報伝達システムを活用し、防災無線システム、音響警報システム、トンガ放送局の機材・施設の整備を行うことで、防災体制の強化を目指している。

③ 開発途上国の気候変動政策・制度改善

- ・ パリ協定第4条が求めるNDCの具体性・実効性強化のための支援として、ベトナムの技術協力「国としての適切な緩和行動（NAMA：Nationally Appropriate Mitigation Actions）策定及び実施支援プロジェクト」を通じ、NDC実施促進に貢献する温室効果ガス削減ロードマップ政令の起草を支援した。
- ・ ASEAN地域における広域協力として、ASEAN各国向けの広域研修を提供する技術協力「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト」をタイで実施した。GCFのコンセプトノート作成技術を指導する「気候ファイナンス」コースや、国家適応計画の策定及び進捗評価の能力強化を図る「適応策」コース等の開発・実施に取り組んでおり、延べ400名余の参加を得た。
- ・ 大洋州地域における広域協力では、2017年2月に贈与契約（G/A）を締結したサモアの無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」（贈与限度額：9億6,200万円）で、大洋州地域の気候変動対策分野の人材育成に係る拠点づくりのため、同国に拠点を置く「太平洋地域環境計画事務局」（SPREP：Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme）の下に「大洋州気候変動センター」（PCCC：Pacific Climate Change Center）の整備を支援した。また、PCCC完工後は、気候変動適応・緩和、気候ファイナンスへのアクセス向上に係る研修機能の構築を図る技術協力「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」を形成し、12月に討議議事録（R/D）に署名した。

④ 森林・自然生態系の保全管理強化

- コンゴ民主共和国における「クウィル州 REDD+⁵⁹ 統合プログラム」実施について、12月に中部ア

⁵⁹ Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries。森林減少・森林劣化に由来するに参加炭素の排出を削減する取組。

フリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central African Forest Initiative）⁶⁰の資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約4百万ドル）を締結。本受託事業では、機構の技術協力「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」との連携により、クウィル州におけるアグロフォレストリーの規模を大幅に拡大する予定。機構の技術協力で実施する政策面での支援との相乗効果が発揮され、コンゴ民主共和国の貴重な森林と生物多様性の保全を通じた気候変動の緩和、及びアグロフォレストリーの実施を通じた地域住民の生計向上による貧困削減への貢献が期待される。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ GCFの更なる活用を進めるに当たり、資金提供者であるGCFの各種基準・制度に則った事業形成及び実施、並びにGCF内の事業承諾プロセスも加味したスケジュール管理等、従来機構が実施してきた事業と比べてより複雑な事業管理が求められる。その結果、事業形成及び実施のスピードが損なわれる恐れがある。これに対応すべく、引き続きGCFの各種基準・制度・事業承諾プロセス等に係る理解を深めつつ、具体的な事業の実績を積み重ねる過程で効果的に機構に経験・知見を蓄積していくことにより、迅速な事業形成及び実施に努めていく。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000人 ⁶¹	22,700人	21,293人

(1) 自然災害に対する強靱な社会づくり

仙台防災協力イニシアティブの目標達成に向けた防災人材育成及び開発途上国における仙台防災枠組の達成に向けた支援に取り組んだ。

- ① **災害リスクの理解**：対象各国の土砂災害・火山・地震・津波等の災害リスクの解明に資する地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）事業を9件実施した。フィリピン「極端気象の監視・警報システムの開発」では、活動の一環で観測用航空機を利用して9月に発生した台風24号を上空から観測するとともに、台風の目の中に侵入し観測機器を投下することに成功した。過去には日本気象庁や大学による数例の実施例しかなく、台風を直接観測して貴重なデータを収集できたことは、フィリピンの気象観測にとって非常に意義深いものとなった。観測の様子は、国内外のテレビ（NHKやフジテレビのニュース番組）や新聞で広く報道された。
- ② **ガバナンス強化**：各国の中央防災機関の能力向上と人材育成を推進した。具体的には、中央防災機関の大臣や幹部等のハイレベル関係者に対して、仙台防災枠組の浸透を働きかけた。特に、ベトナムでは、防災中央機関である農業農村開発省とともに、政府が取り組むべき防災施策のロードマップを取りまとめ、アジア地域の防災担当閣僚及び防災関係者が一堂に会する国際会議のアジア防災閣僚級会合で同省副大臣とともに公表した。

⁶⁰ コンゴ民主共和国を含むコンゴ盆地の各国が実施するREDD+を先進国や国際機関等が協調して支援し、地球規模の気候変動対策と同時に各国の経済社会開発を促進するための国際的資金枠組み。

⁶¹ 我が国政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人。

- ③ **防災投資の促進**：タイ「チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路に関する情報収集・確認調査」、フィリピン「マニラ首都圏パラニャーク放水路に係る情報収集・確認調査」を完了させ、洪水対策事業の事業化の可能性の検討等を通じて着実な防災投資の浸透を図った。
- ④ **事前準備とより良い復興 (BBB: Build Back Better)**：7月末のインドネシアのロンボク島地震において、専門家を通じて BBB の知見を共有した。また、能力強化研修「災害からの復興支援」でコンサルタント等の開発協力関係者へ BBB の考え方の浸透を図った。
- 9月のインドネシア中部スラウェシ地震・津波の発生後、国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣し、C130 輸送機による物資・人員輸送支援の実施及び緊急援助物資（テント、浄水器、発電機）を供与した（10月）。また、日本の災害復興等に関する知見・経験及び機構の当該分野の支援実績等に対する高い評価により、インドネシア国家開発企画庁長官から機構理事長に復興計画策定に係る支援要請がなされ、機構関係部、現地派遣中の専門家、国土交通省及び東京大学の有識者による合同調査団を迅速に派遣した（10月）。調査では、JAXA の協力を得て衛星画像等も活用しつつ、津波や陸地での液状化現象による被害状況やその発生原因を調査し、その結果を記者会見で報告したところ、インドネシア国家開発企画庁長官による「日本から学びたい」との発言引用を含め、国内主要各紙や NHK 等の複数メディアで大きく報道された。また、インドネシア関係機関と協議し、今後の計画策定から復旧・復興支援までのシームレスな協力の方向性を確認し、さらに機構が他ドナーへの支援要請に関する調整を主導する等の取組を行った。これらの協力を通じ、迅速な支援に向けてファスト・トラック制度を適用した「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」を 2019 年 1 月から開始した。
 - フィジー気象局を拠点とし、南太平洋 9 か国の国家気象機関職員の能力強化を目的とした「大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト」の協力成果に基づき、対象国の 1 つであるナウルで初の地上気象観測を開始（12月）、世界気象機関（WMO: World Meteorological Organization）への加盟も果たし、ナウル大統領から機構に対して謝意が表明された。同国での災害や気候変動への備えに加え、大洋州地域の気象観測の空白地帯の解消により予報や警報の改善等、安全な航行に向けた気象情報の提供が期待される。
 - ブラジル政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、機構の地球環境部防災グループ職員がブラジル国家統合省から、防災、市民防衛分野における重要な活動や業績を果たした国内外の人物、機関、組織等を対象とした最高位の国家勲章である「国家市民防衛勲章」を受賞した。

(2) 防災の主流化推進

- 7月にモンゴルで開催された「アジア防災閣僚級会合」で、メインセッション「防災への事前投資」を機構が主催者として企画段階から参画し、参加したアジア各国の防災担当閣僚及び防災関係者に対して仙台防災枠組の考えを発信した。また、各国が 2020 年までに作成すべき中央・地方防災計画について、各国防災機関と機構の技術協力関係者が共同で作成した同計画策定のための実践的指針を登壇時に発信し、共有した。南北アメリカ地域の防災担当閣僚及び防災関係者が一堂に会する国際会議の第 6 回米州防災プラットフォーム会合では、コロンビア水文気象環境研究所と共催したパラレルセッション「洪水リスク管理」やブース展示を活用し、仙台防災枠組を踏まえた機構の協力の方向性や優良事例の共有を行った。セッション会場には各国政府や国際機関等から 200 名を超す聴衆が集まり、ブースには約 500 名の来訪があるなど、中南米における機構の

防災協力の取組を多くの関係者に周知した。

- ・ 10月に淡路島で開催された、アジア各国や関係機関との防災情報の共有、意見交換、協力体制強化を目的とする「第20回アジア防災会議」で、地方防災計画策定に関するサイドイベントを主催した。協力対象国のハイレベル参加者と共に、地方防災計画策定の優良事例や課題等を共有し、地方防災計画策定の緊急性と重要性を発信した。
- 課題別研修「防災主流化の促進」に7か国から9名が参加し、仙台防災枠組の喫緊のターゲットである地方防災計画の策定促進に向け、各国参加者が自国内で任意に選んだ都市の情報を持ち寄り、演習を通じて地方防災計画（案）を作成した。参加者は帰国後に所属組織内でフィードバックセミナーを開催し、関係機関と地方防災計画策定推進のためのタスクフォースを設置している。機構は上記演習の準備のため、西日本豪雨災害の被災地を視察の上で地方防災計画の実践的策定ガイドを策定し、国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の技術フォーラム及びアジア地域会合で普及に努めた。

(3) 災害復興支援（より良い復興、BBB）の推進

- ・ 緊急支援が検討される規模の災害発生時に関係部署間で迅速な情報共有を行い、応急対応フェーズから、シームレスな支援につなげるための復旧・復興ニーズの確認に努めた。その結果、スリランカでは、豪雨災害発生後の2017年6月に派遣された国際緊急援助隊専門家チームの提言を踏まえて、スリランカ政府から要請されていた土砂災害対策に関する技術協力「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」を開始した。
- ・ ネパール地震への復興支援を継続し、BBB実現のため、無償資金協力による震源地のアクセス改善のための橋梁を完成させ、被災病院や被災導水管の再建を進めた。4月にはカトマンズで、ネパール国家復興庁と機構の共催でネパール地震後3周年セミナーを開催し、被災者の生業再建に向けた支援活動や公共施設の再建等に係るこれまでの機構の協力成果を発信し、円借款事業による耐震性能を有する復興住宅再建に係る進捗状況等を共有した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 防災に関連するSDGsゴール9、11、13（インフラ・産業、都市、気候変動）について、各国でのゴール達成に貢献する案件の形成と協力を実施した。具体的には、2018年11月に借款契約（L/A）を調印したフィリピン円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）」（承諾額：379億500万円）は、日本の優れた防災技術を活用してパッシング・マリキナ川の河川改修及び可動堰等の建設並びに洪水に対する非構造物対策を実施し、マニラ首都圏中心部の洪水被害の軽減を図り、同地域の脆弱性の克服及び生活・生産基盤の安定に貢献するもの。
- ・ 2018年9月に贈与契約（G/A）を締結したパキスタン無償「ムルタン市気象レーダー整備計画」（贈与限度額：20億4,200万円）では、パンジャブ州ムルタン市に気象レーダーシステムを整備し、災害を引き起こす気象現象の監視能力の強化と気象・洪水情報や予警報の精度向上を目指すことで、同国の自然災害による被害が軽減することが期待されている。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 「仙台防災枠組2015-2030」の4つの優先行動のうち、喫緊の課題である地方防災計画の策定やそれに基づく防災投資の促進は、国による理解・浸透の度合いに大きな違いがあるのが現状である。

引き続き国際会議や実施中の個別案件を通じて理解促進を図りつつ、その際に、先行して成果の発現がみられる開発途上国の事例を他国と共有するなどの工夫も検討する。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
機構が支援する REDD+/ 生物多様性分野関連の協力対象国数	23 各国 ⁶²	29 各国	21 各国
JJ-FAST (JICA-JAXA 熱帯雨林早期警戒システム) を活用した国数	8 各国 ⁶³	8 各国	11 各国

(1) 自然環境保全に向けた具体的な施策の実施状況

- 10月22日～29日にドバイで開催されたラムサール条約第13回締約国会議(COP13)に参加し、環境省と「Enrichment of Urban Life through Wetland Conservation」と題したサイドイベントを共催。イラン、エルサルバドル、パプアニューギニアにおける政府組織の具体的データ分析及びステークホルダー間の連携強化に係る体制整備やモニタリング技術の移転等の機構の湿地保全支援の取組や、谷津干潟における地域住民との環境教育活動等を発信した。
- 12月2日から約2週間、ポーランドのカトヴィツェで開催されたUNFCCC-COP24に参加し、JAXA主催のイベントでJAXAと機構の連携で開発された熱帯林モニタリングシステム(JJ-FAST: JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics)や技術協力による機構の熱帯林管理能力強化への貢献を紹介した。また、インドネシア主催の熱帯泥炭地と農業に関するイベントで、機構の貢献を発信した。
- 気候変動緩和策としてのREDD+に関する取組に関し、カメルーン、コンゴ民主共和国、モザンビークで新規事業の討議議事録(R/D)を先方政府と署名した。コンゴ民主共和国は、「No.4-1 気候変動」で記載のとおり外部資金(中部アフリカ森林イニシアティブ: CAFI)を獲得し、資金管理機関である国連開発計画(UNDP)と業務契約(約4百万ドル)を締結し、第一段階として約3百万ドルを受領するに至った。

(2) 民間企業との連携推進(官民連携プラットフォームの活用、外部資金の活用)

- 「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」の事務局として、年間を通じてプラットフォームを運営した(2018年度末時点の加盟数90団体)。また、GCFの制度概要の情報等、REDD+に関する最新情報を発信し、関連するセミナーは合計約300名の参加を得た。
- ベトナム「持続的自然資源管理プロジェクト」における住友林業及びアスクル社との連携協定延長を協議した。機構の事業による生計向上活動と日本企業のCSRによる植林事業が一体的に実施され、地域住民への裨益効果が拡大する優良事例となっている。
- ミャンマー「持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト」に関し、日本たばこ産業株式会社(JT)が新たに立ち上げるJT財団において、同財団が関心を寄せる生態系を活用した防災減災(Eco-DRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)の取組に対する連携を検討。具体的には、2019年度を目途に同取組に対する寄附金を機構が受領し、地域住民の主体的参加による防災・減

⁶² 2016年度末の協力対象国: 15 各国(基礎調査、広域案件除く)、8 各国(生物多様性分野関連)

⁶³ 2016年度末の協力対象国

災と生計向上に関する事業を実施する予定。

(3) サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (AI-CD)

- ・ 国連が定める「砂漠化および干ばつと闘う国際デー」(6月17日)に合わせ、ケニア国家環境管理公社(NEMA: National Environment Management Authority)が中心となり、乾燥地に分類されるカジアド郡で同国際デーの関連イベントを開催。「ケニア国持続的森林管理のための能力開発プロジェクト」のカウンターパート機関であるケニア森林研究所(KEFRI: Kenya Forestry Research institute)と共に、プロジェクトの取組やAI-CDの活動を発信した。
- ・ 8月にセネガルで第2回サヘル地域フォーラムを開催。3日間のフォーラムを通じ、①各国と国際機関等のパートナー機関における砂漠化対処に資するアクションプランの進捗確認、②参加国間での伝統的農法を活用した優良事例の共有、③地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility)を念頭に置いた外部資金アクセスに係る情報提供と意見交換、④AI-CDの最終目標とする成果の明確化の検討(サヘル地域AI-CDガバナンスメカニズム、ガイドラインの作成)を行い、参加したアフリカ各国とパートナー機関に対し、AI-CDに対するコミットメント強化を働きかけた。
- ・ AI-CDの研修をJICA筑波で実施し、9か国9名が参加。鳥取における日本の経験などを学び、自国で実施するアクションプランを作成した。また、AI-CDのSNS(Facebookは8,000近い「いいね」を獲得)で、砂漠化対処に係る優良事例をNGO等から募集し、AI-CDのウェブサイトで「Voice from the Field」として発信した。

(4) 日本の衛星技術の活用

- ・ JJ-FASTに関連する課題別研修を実施し、JJ-FAST等のシステムを活用した森林ガバナンスの向上に資する人材を8か国10人育成した他、COP24のJAXA主催イベントで、JJ-FASTと機構の貢献について発信した。また、NHKワールドでJJ-FASTを特集した番組を制作・放映し、機構の取組の発信に努めた。Facebookでの英文番組紹介記事は、1.4万の「いいね」を記録した。

(5) 生物多様性の主流化

- ブラジル「フィールドミュージアム構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト」に関連する付帯施設として、伊藤忠商事株式会社からの寄附金を活用したクイエイラスフィールドステーションが完工し、5月に現地で開設式典を開催した。同施設が同国の生物多様性保全を推進する拠点として活用されている。

(6) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ゴール13(気候変動)に関し、フィリピン及びインドネシアで実施中のSATREPS「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」を通じ、沿岸域生態系に蓄積される有機炭素を適切に保全し、ローカルな沿岸生態系保全とレジリエンス改善強化を行い、同時に地球温暖化の緩和への貢献にもつながる効果的なブルーカーボン戦略の構築と社会実装を目指して同戦略の方針を策定した。ブルーカーボンに関する既往研究の多くは、ブルーカーボン生態系の個々の構成要素に関してカーボンストック量を評価する形のものがほとんどである一方、現実の沿岸生態系では、マングローブ、海草藻場、サ

ンゴ群集等からなる主要構成要素間の相互連成や陸域や外洋域とのつながりの中でカーボン動態が支配されている。本協力では、陸域－沿岸域－外洋域の広域システムにおけるブルーカーボン生態系の主要構成要素間の相互連成過程の動態について、解析・予測を可能とする統合モデルシステムを世界で初めて開発する非常に難易度の高い協力であり、2018年度はシステム構築に向けた広域マッピングを完了した。また、統合モデル体系の構築とその検証にあたり不可欠なモニタリングは、包括的かつ多重構造的な体系で難易度が高いことから、従来にない広域モニタリング・データ処理体制の構築を目指しており、ブルーカーボン戦略の地域版の社会実装としても想定されている。その他、REDD+に係る支援等をベトナム、ラオス、コンゴ民主共和国等で実施した。あわせて、適応策としての側面により焦点を当てた自然資源や生態系サービスの持続的管理・利用を通じた防災（Eco-DRR）、干ばつレジリエンス強化への支援をマケドニアやサブサハラ諸国を対象に実施した。

- SDGs ゴール 14（海洋）に関し、保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進を念頭に、マングローブ等の沿岸域生態系やサンゴ礁生態系に着目した事業を、上述したフィリピン及びインドネシア「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」やイラン「ゲシュム島のエコアイランド構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト」等により実施した。
- SDGs ゴール 15（森林・生物多様性）に関し、持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全（保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進）の改善に資する事業を通じて貢献した。

(7) 事業上の課題及び対応方針

- 事業効果のさらなるスケールアップを図るべく、2018年度は民間企業との連携も視野に外部資金へのアクセスについて外部への情報発信に注力したが、今後は実際の案件形成につなげるべく、ビジネスモデルの構想例等、より具体的な発信に取り組む。

No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600人 ⁶⁴	9,315人	5,951人

(1) 都市部の住環境改善及び持続可能な経済社会システムに向けた具体的な施策の実施状況

① 廃棄物管理の改善及び3Rの推進に向けた取組

- **3Rの推進**：第8回太平洋・島サミット（PALM8）（5月）の首脳宣言で「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」（J-PRISM：Promotion of Regional Initiative on Solid Waste Management in Pacific Island Countries）が、廃棄物による海洋汚染防止に有効である旨、言及された。また、J-PRISM フェーズ2で機構が他ドナーと共に実施した3Rプラス Return⁶⁵の調査結果を第二回大洋州廃棄物管理円卓会合（Clean Pacific Round Table）で関係国に共有し、EU・フランス開発庁（AFD）等の他ドナー資金を活用した開発効果の最大化に向けた議論を主導した。また、3Rプラス Return

⁶⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁶⁵ 3Rプラス Return：3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、有価物等の域外輸出（リターン）を目指す取組。

推進に必要となる経済的インセンティブを導入した廃棄物の回収制度としてデポジット制の導入を支援し、マーシャルで導入が開始された。

- ・ **アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP: African Clean Cities Platform)** : 環境省、横浜市、UNEP、国連人間移住計画 (UN-HABITAT : United Nations Human Settlements Programme)、モロッコ政府等と共催の下、第1回年次会合をモロッコ・ラバトにて開催した (6月)。アフリカ32か国の廃棄物担当官、日・モロッコの政府高官等、約250名が参加し、本邦企業や協力隊員から製品・技術や活動を紹介したほか、最終日にはACCPの活動促進を確認するラバト宣言が採択された。更に、TICAD閣僚級会合サイドイベントの共催 (10月)、世界銀行が世界の廃棄物管理の状況や課題を取りまとめた報告書「What a Waste 2.0 : A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050」の発刊イベント (9月)、世界循環経済フォーラム (10月)、国連環境会合 (2019年3月)等の機会を通じたプラットフォームの意義や活動の発信に加え、エチオピアでの廃棄物処理スタディツアー (12月、14か国が参加)、廃棄物管理に係る本邦での課題別研修等の具体的な活動を展開した結果、加盟国は当初の24か国から35か国に拡大している。
- ・ **案件の成果を活用した知見の共有と関係強化** : 南スーダンの首都ジュバを対象に遠隔で廃棄物分野の情報収集・確認調査を実施し、今後の協力の方向性を検討した。その中で、既往事業のカウンターパートであるスーダン首都ハルツームの実施機関からの協力を得たスタディツアー等も行った。上述のACCP年次会合では、南北スーダンが共同で南南協力の成果を発表するなど、両国の友好関係強化にも寄与した。
- **Waste to Energy (WtE: 廃棄物からのエネルギー回収)** : 日本の特徴的な廃棄物処理技術は、経済発展や人口増加等が顕著なアジアの大都市で特にニーズが高まっているほか、日本政府の環境インフラ海外展開の観点からも取組の推進が求められている。一方、開発途上地域での同技術の導入は、必要な資金調達、前提となる廃棄物焼却時の熱量の課題、日常的なごみの収集・運搬、焼却灰・飛灰の安全処理、ダイオキシンのモニタリングなど課題が多岐に亘り、機構関係者が相手国の導入適格性を検討、診断する難易度が高かった。このような機構内外のニーズに即応した取組として執務参考資料「ごみ焼却発電施設導入ガイドライン」を策定し、コンサルタント等の国内関係者向けに勉強会を開催した。同資料は、分かりやすいプロファイリング (対象人口、廃棄物量、住民等の理解等) で対象事業の適格性を判断できるツールになり、専門的ながら簡便で実用性が高く、コンサルタントからも相手国との対話ツールとして活用可能と評価を得ている。また、具体的な廃棄物発電の支援としてフィリピンで技術協力「先行/先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト」を開始し、事業権付無償資金協力「ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画」等による施設整備に対し、技術協力による制度整備や事業リスク対応等を含む運営面等での側面支援での連携を通じて、日本政府の環境インフラ海外展開基本戦略に掲げられている廃棄物処理技術の導入に向けたパッケージによる支援を実現している。また、ダバオ市と北九州市が2016年に廃棄物管理を中心とした都市環境整備に係る「都市間連携覚書」を締結し、廃棄物発電施設の仕様を決定するために必要不可欠なごみ量ごみ質調査手法の移転等を含む草の根技術協力事業「ダバオ市における廃棄物管理向上支援プロジェクト」を実施している。同市の本事業への協力により、自治体間連携の促進にも貢献している。

② 水質汚濁や大気汚染の防止に向けた取組

- ・ **集合処理と分散処理の一体導入** : 集合型污水处理 (下水道) と分散型污水处理 (浄化槽) の一体的な導入に係る検討のため、カンボジアのプノンペン都をパイロットサイトとした調査を実施し、

下水道と浄化槽の導入に関する地域区分や基準を検討した。

- **自治体等との連携を通じた本邦技術の海外展開**：フィリピンでの無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥処理施設建設計画」では、横浜市の参画を得て日本の自治体の経験を踏まえた計画を策定した。また、ベトナムでの無償資金協力「非開削下水道管路更生計画」では大阪市の参画を得て非開削下水道管路更生工法を活用する計画を策定している。加えて、ベトナムでは海外向けの低コスト・省エネ型かつ維持管理が容易な水処理システムとして開発された「前ろ過散水ろ床法（PTF：Pre-treated Trickling Filtration）」が、海外での一定規模の下水処理場に初めて導入された事例である無償資金協力「ホイアン市日本橋地域水質改善計画」が完工した（10月）。
- ・ **大気汚染対策能力の強化**：モンゴルでの技術協力「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ3」を11月より開始した。本協力を通じて、改良燃料の導入と普及に関するパイロット事業を実施し、その後アジア開発銀行（ADB）の資金による拡大、展開を通じた事業成果のスケールアップも企図している（SDGs 指標 3.9（汚染による死亡及び疾病件数の減少）の達成にも貢献）。
- ・ **化学物質管理**：タイにおける PRTR 制度⁶⁶（Pollutant Release and Transfer Register）の導入・定着を支援するべく、新たに専門家を派遣した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

開発課題に対応した案件の実施による SDGs 達成の促進に加え、以下の活動を通じ、指標達成状況のモニタリング手法・方法論の確立等に貢献した。

- ・ **指標 6.3.1（汚水処理率）**：WHO と連携して実施したベトナムにおけるパイロット調査の成果をもとに、第 11 回国際水協会（IWA）世界会議・展示会（9 月）でのワークショップの主催や、環境省・国土交通省が主導しアジアの国々や国際機関が参画するアジア汚水管理パートナーシップ設立会合（7 月）等の機会を通じ、開発途上国で実施可能なモニタリング手法確立の必要性を発信した。また、WHO に設置されている専門家グループへ調査結果を共有することで、グローバルに適用可能な指標の確立に向けた検討に貢献した。
- ・ **指標 11.6.1（都市の一人当たりの環境上の悪影響軽減）**：ナイジェリア「連邦首都区統合的廃棄物管理プロジェクト」では国連専門家会合で検討中の指標 11.6.1 の方法論ドラフトに基づきパイロット調査を実施し、検証結果から得られた開発途上国でのモニタリング実施に際して留意すべき点等の示唆を国連専門家会合に報告した。
- ・ **指標 12.4 及び 12.5（廃棄物発生の削減）**：廃棄物発生量原単位算出の標準的手法確立に向けた方法論をレビューするとともに、国連専門家会合への参加と検討段階の案に対するコメント提示等を通じて開発協力機関の観点からインプットした。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 海洋プラスチックごみに対する注目が近年急速かつ世界的に高まっている。海洋に流出するプラスチックごみの大半は開発途上国における廃棄物管理の不備によるものと推計されていることから、G20 大阪サミットの成果、関連政策及び国際社会の動向等を踏まえて海洋プラスチックごみ対策推進に機構が貢献するための方向性を検討する。

⁶⁶ 有害化学物質が事業所から環境中に排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が国に届け出し、国は届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	833人（普及員） ⁶⁷ 2万人（農家）	1,785人（普及員） 24,226人（農家）	1,698人（普及員） 42,511人（農家）

(1) CARD を通じたアフリカ稲作開発、及び、気候変動に対する強靱性強化への貢献

- 2018年10月に第7回アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）総会が東京で開催され、CARDの目標である「2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400万トンから2,800万トン）」が達成見込みであることが確認されるとともに、CARD対象全23か国で国家稲作開発戦略が策定されたこと、173案件のCARD関連プロジェクトが実施されたこと等が主な成果として総括された。CARDは2008年のTICAD IVにて機構が主導して立ち上げた国際イニシアティブであり、機構は計17か国で計48件のCARD関連プロジェクトを実施し、約520億円の協力を通じて技術開発、人材育成、インフラ整備等に貢献。また、事務局の設立当初より、事務局要員の派遣等によるCARDの運営を継続して支援し、上記目標達成に貢献した。
- 同総会では、2017年のCARD運営委員会での機構からの提案に基づき、「2019年から2030年までに、サブサハラ・アフリカのコメ生産量のさらなる倍増（2,800万トン→5,600万トン）」を目標としたCARDフェーズ2の2019年からの開始、及びこれまでの協力の成果をもとに有効な戦略をパッケージ化した“RICEアプローチ”（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）を取ることに合意した。
- ・ 2018年10月のTICAD閣僚級会合のサイドイベントとして「CARDハイレベル会合」を開催し、アフリカ各国の外交団、在京大使館、CARD対象国、関連ドナーや日本の民間企業等から約180名の参加を得た。同会合では、CARD発足から10年間の成果や課題、今後のCARDの展開に向けた生産性向上、民間セクターとの協調、気候変動への対応、農業機械化の推進等、各方面から様々な視点での議論が展開された結果、国レベルでの取組に加え、様々な組織を巻き込んだ地域レベルでの取組の視点や、民間セクターの関与強化が重要という結論が得られた。
- ・ 干ばつに対するレジリエンス向上に関し、スーダン、ケニア、エチオピア、ジブチで高温・乾燥環境下で持続可能な農業を営むための適応策に取り組む案件を形成した。

(2) 水産資源の持続的な利用の推進

- 人的及び資金的リソースが十分でない島しょ国の水産資源管理では、漁民が行政の役割を代替・補完する「漁民と行政による共同管理（コマネジメント）」が有効と考えられており、カリブ地域6か国（セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）でコマネジメントによる漁業管理の技術協力プロジェクトを実施し、沖合海域の浮魚礁漁業でコマネジメントが実施可能かつ有効であることを実証した。コマネジメントの取組は、現地で新規性が高く注目を集め、カリブ共同体（CARICOM）の水産部局との連携により広域的に同取組を発信・普及し、事業の効率性やインパクトを高める工夫を講じた結果、上記事業に基づくコマネジメント推進に係る提言が、5月

⁶⁷ TICAD VIの目標値：普及員2,500人、農家6万人（2016-2018）

の CARICOM 漁業大臣会合で採択された。

- ・ 大洋州地域の違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業対策の向上のために、水産庁と海上保安庁の連携、水産物のトレーサビリティ確保、国内外の漁船の活動情報の蓄積、関連法規等の日本の事例を参考にしつつ、自国での対応策を検討する地域別研修（12か国参加）を実施した。
- ・ アフリカ地域（ベナンとコートジボワール）における内水面養殖の自立的かつ持続的な普及を目的とし、行政に過度に依存せず、中核養殖農家による近隣養殖農家への種苗生産販売と技術指導を組み合わせた農民間普及（Farmer to Farmer）の技術協力プロジェクトを実施し、3月末時点で計406名を対象に農民間研修を20回行った他、同アプローチを域内展開すべく、トーゴやカメルーンから養殖農家を招聘し、研修を行った。
- フィリピンにて実施した緊急開発調査「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」（2014年2月～2017年2月）の一環として実施したクイックインパクトプロジェクトにて導入され、その後中小企業海外展開支援事業「台風被災地における台風に強い浮沈式養殖技術の普及・実証事業」（2019年1月完了）により追加導入及び養殖指導を行った浮沈式生簀（日東製網株式会社の技術）について、台風ヨランダで被害を受けた養殖漁家の生計回復・改善に貢献した他、設置以来3度の台風被害（2014年12月、2016年12月、2017年12月）を回避したことで台風への抵抗力が実証された。2018年度は養殖漁家による生簀の維持管理技術習得、現地協力会社との特許出願、同生簀の普及のためのビジネスの開始等の成果が発現した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ ターゲット「14.4 水産資源の管理」と「14.7 及び 14.b 経済便益の増大及び零細漁業の振興」に貢献する取組として、前述のカリブ地域の技術協力に加え、大洋州（バヌアツ）で資源管理と生計向上を組み合わせた技術協力を実施した他、アフリカ（セネガル）で新規事業を形成した。
- ・ CARD の枠組みのもと、機構はウガンダ、ケニア、タンザニア、エチオピア、セネガル、ナイジェリア、シエラレオネ、マダガスカル等のサブサハラ・アフリカ各国において稲作協力を推進してきた。ウガンダで実施した「ネリカ米振興計画プロジェクト」では、適切な稲栽培技術が対象地域の農家等に普及され、稲作農家の収入増加や家庭内での女性の地位向上等に貢献した。また、タンザニアにおいては、主に灌漑稲作分野におけるハード・ソフト両面の支援により、稲作人材育成と灌漑整備を進めてきた。その結果、栽培面積や単収の増加による生産性向上に貢献するとともに、10年間でタンザニアのコメ生産の倍増に貢献した（SDGs ゴール2への貢献）。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ (1) に記載したとおり、アフリカにおいて干ばつに対するレジリエンス向上に資する個別事業の形成を行ったが、プログラム形成に必要な同課題の情報が不足していたこともあり、相手国関係省庁との意見調整に時間を要し、協力プログラム形成には至らなかった。今後、まずは機動的かつ柔軟な対応が可能な個別事業で、対干ばつレジリエンス貢献策の形成を重点国事務所と協議しつつ情報を収集し、プログラム形成の是非を含めて検討していく。
- ・ 水産分野の課題は、アフリカにおける内水面養殖の面的展開にあり、そのためにはアフリカ各国の水産部局、ドナー、国際機関等と連携して、日本を含む各国・機関の知見を共有し、具体的な事業実施を連携して推進するプラットフォームの構築が有効とされるところ、2019年度以降にそ

の可能性に係る検討を行う。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

国内外の関連機関と連携の上、SDGsの達成やパリ協定への対応を念頭に、地球規模課題に取り組むことを通じて、持続可能かつ強靱な社会の構築に取り組むことを期待する。また、積極的に機会を捉えて、日本の取組や成果を世界に発信することを期待する。(2017年度主務大臣評価報告書、No.4「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」)

(2) 対応：

パリ協定への対応として、緑の気候基金(GCF)との間で包括的認証取極を締結し、GCF資金を活用した具体的な気候変動対策事業の提案申請を行うことができるようになったほか(パリ協定9条に関連)、「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」の事務局運営等を通じたREDD+の推進(同5条に関連)、ベトナムにおける「自国の貢献(NDC)」に対する支援(同4条に関連)等を行った。

SDGs達成に向けて、各種事業を通じてSDGsゴール2(飢餓・栄養)、6(水・衛生)、9(インフラ・産業)、11(都市)、12(消費と生産)、13(気候変動)、14(海洋)、15(森林・自然環境)の達成に貢献したほか、汚水や廃棄物に関する指標のモニタリング手法確立に向けた検討にも貢献した。

また、各種取組を推進するに当たり、世界大都市気候先導グループ(C40)や本邦自治体、中部アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)、JAXA等国内外の関連機関との連携やアフリカのきれいな街プラットフォーム等の多国間枠組みの活用を通じて成果の拡大や知見の共有を図ったほか、取組やその成果はUNFCCC第24回締約国会議やアジア防災閣僚級会合、CARD総会等の場で多数発信した。

No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 30 年度開発協力重点方針、自由で開かれたインド太平洋構想
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 / 年 ⁶⁸	12,000 人	21,933 人	19,477 人			
アフリカにおける育成人材数	600 万人 ⁶⁹ (2017-2018)	350 万人	422 万人 ⁷⁰	476 万人			
②主要なインプット情報 (予算額 ⁷¹ /支出額 (百万円))			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,264 ⁷²			
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,293 ⁷³			
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,702 ⁷⁴			
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 8,030 ⁷⁵			
アフリカ			35,672/ 31,012	30,321/ 33,177 ⁷⁶			
中東・欧州			8,290/ 9,094	11,810/ 9,695 ⁷⁷			
全世界・その他			10,273/ 11,264	8,833/ 8,727 ⁷⁸			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：1. (5)

⁶⁸ 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

⁶⁹ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組（公約）：2016 年から 2018 年に 1,000 万人

⁷⁰ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回更正。

⁷¹ 2017 年度計画に参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

⁷² 暫定値

⁷³ 暫定値

⁷⁴ 暫定値

⁷⁵ 暫定値

⁷⁶ 暫定値

⁷⁷ 暫定値

⁷⁸ 暫定値

年度計画

1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、グローバルな課題への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋」がPALM8での主要テーマになることを踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ及びチェンナイ・ベンガルール間の大規模回廊開発、インド北東部のインフラ及び植林、コミュニティの能力向上等の社会環境の持続性を高める事業を着実に推進するほか、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「日スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業を実施する。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上、選挙の実施を支援する。特に、バングラデシュ及びパキスタンでの治安維持能力向上支援や、アフガニスタンでの「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」等を通じた支援を推進する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援する。特に、モンゴル向け財政支援等を通じてガバナンス強化を支援するとともに、中央アジアでは高度産業人材の育成や農業分野の支援等、産業多角化に資する事業に取り組む。また、各国で将来指導者となることが期待される若手行政官を引き続き育成するとともに、道路、防災等の技術分野における幹部人材の育成対象にも取り組む。
- ・ 域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮しつつ、国際幹線道路やエネルギー効率の高い発電所等の事業を実施する。加えて、今後の支援の戦略性を高めるため、地域のインフラ整備ニーズの情報を収集する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 投資環境整備に資するインフラ整備、防災、気候変動対策及び格差是正を重点領域として支援する。また、留学制度等を活用した人材育成を推進する。
- ・ 特に、米州開発銀行との再生可能エネルギー開発及び省エネルギー促進のための協調融資を推進する。また、中米統合機構（SICA）を通じた地域協力を推進するため、SICAと合意済みの重点5分野において地域協力事業に取り組む。加えて、農業、保健分野等でのこれまでの支援実績・経験から得られた有形無形の資産を活用した支援を行う。

- ・ 日系社会と日本の関係強化のために、本邦企業や地方自治体との連携を含む日系社会連携事業を引き続き行う。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、引き続き、経済構造改革、強靱な保健システムの構築、社会安定化の促進を重点領域として支援を行う。
- ・ 特に、東アフリカ北部回廊、西アフリカ「成長の環」広域開発、ナカラ回廊の3重点回廊においては、完成した回廊開発の戦略的 M/P に基づき事業を形成・実施するとともに、情報共有の場の設定及び積極的なコンサルテーション等を通じて、本邦企業の事業への参画を促進する。
- ・ 2019年のTICAD 7に向け、日本政府、民間企業等のアクターとの意見交換を通じて実現性の高い機構の貢献策の案を取りまとめ、日本政府に提言する。

カ 中東・欧州地域

- ・ 国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を地域の安定化に必要な重点領域として支援する。
- ・ 特に、伊勢志摩サミット、難民及び移民に関する国連サミットの公約の最終年度であることも踏まえ、シリア難民留学生受入事業の継続、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム (J-TRaC)」の派遣等を通じた支援及び欧州地域を含めた難民受入ホストコミュニティに裨益する支援を実施する。また、日本の技術も活用し、紛争で破壊された地域を含めたインフラ整備に取り組む。さらに、日本式教育の導入を見据え、留学制度、技術協力、資金協力等を活用した包括的な教育支援に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、日本政府の政策、国際公約や各国・地域の特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、開発を効果的かつ戦略的に支援した。特に、①日・ASEAN 首脳会議や TICAD V 公約 (ABE イニシアティブ等) への貢献、②日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ (女性農家の水利組合加入に向けた法改正)、③治安上の困難を抱える地域での難易度の高い支援 (シリア難民・ホストコミュニティ支援)、④インフラ整備、経済社会活性化等の分野での支援に対する高い評価 (モンゴル、東アフリカ北部回廊)、⑤国家勲章受章 (タイ洞窟遭難事故への捜索・救出支援) 等、特筆すべき成果をあげた。

ア 東南アジア・大洋州地域

(ア) 東南アジア地域

- ASEAN 経済統合の推進に向けて陸及び海洋の経済回廊に係る連結性強化を推進し、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、質の高い成長、気候変動対策、人材育成、脆弱性への対応等に係る取組を促進。
- ◎ **健康イニシアティブへの貢献【①】**：首脳会談における公約 (2014年～2018年の5年間で8,000人規模の保健人材育成) に関し、計 35,987 人の人材を育成し、公約目標値を上回る支援を実現。

- ◎ **テロ対策強化への貢献【①】**：首脳会談における公約（2016年～2018年の3年間で450億円の支援及び2,000人規模の人材育成に関し、我が国は約800億円の支援及び2,653人の人材育成を実施。そのうち、機構は約756億円の支援及び1,299人の人材育成を行い、公約目標値を大きく上回る支援の実現に貢献。
 - ◎ **海上保安分野に係る人材育成【①】**：日・ASEAN首脳会議の公約（2016年～2018年の3年間で1,000人規模の海上保安分野における人材育成）に関し、機構は2018年度末までに総計1,070人の人材育成を行い、公約目標値を上回る支援を実現。
 - ◎ **タイ国家勲章受章【④】**：タイの洞窟遭難事故に対し、過去に日本から供与した日本製ポンプ車の現地派遣や衛星データを活用した地形図提供等で捜索・救出活動を支援し、国王ラーマ10世より国家勲章を受章。
- (イ) 大洋州地域
- 海洋インフラ支援、再生可能エネルギー導入等ハイブリッドアイランド構想具現化を促進、Pacific-LEADSで幹部候補人材育成を支援。
- イ 南アジア地域
- 質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤づくり、ダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等を実施。インド、バングラデシュ、スリランカ各国とのパートナーシップに基づく事業を実施し、公約の達成に貢献。
 - ◎ **日印特別戦略的グローバル・パートナーシップへの貢献【①】**：日印両首脳が重視する女性のエンパワーメントに資する協力として、協力事業の実施と機構の働きかけを通じて、保守的規範の強いラジャスタン州で女性農家の水利組合員資格取得を後押しする州法改正を実現。
- ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域
- ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成に係る取組を実施。日・モンゴル中期行動計画、中央アジア+日本対話枠組み等に基づく案件形成、実施を推進。
 - ◎ **戦略的パートナーシップのための日モンゴル中期行動計画への貢献【①、④】**：モンゴルの安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援、経済成長強化への重要な貢献として、日本・モンゴル首脳会談の共同声明にて、開発政策借款をモンゴル首相が高く評価。
- エ 中南米・カリブ地域
- 国際開発金融機関等との連携を通じたインフラ整備、防災、気候変動対策、格差是正、留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施。
 - ◎ **日系社会との連携強化【②、⑤】**：2014年の安倍総理の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進。その成果として開始した民間連携事業で、日系医療機関との連携により導入した本邦企業開発の医療器具が、ブラジル国政府の認証登録を完了し、本格的な現地進出に向けて現地法人の設立を達成。
- オ アフリカ地域
- TICAD VI ナイロビ宣言等に基づき、経済構造改革、強靱な保健システムの構築、社会安定化の促進等を実施。3重点回廊開発の促進、NEPAD、SDGC/A等パートナー機関との連携、TICAD 7に向けた各種取組を推進。
 - ◎ **ABE イニシアティブへの貢献【①】**：TICAD VI公約の留学生受入目標値（2016～2018年度で600名）を大幅に上回る累計746名を受入。
 - ◎ **アフリカにおける産業人材育成【①】**：TICAD VIの公約（2016年～2018年で3万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2016年～2018年で累計69,767人を育成し、公約目標値を上回る支援を実現。

- ◎ **東アフリカ北部回廊の強化【①、④】**：TICAD V及びVIにて表明した総合広域開発に関し、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋完工（10月）。時速80Km通行（従前の4倍速）となり輸送能力増強に貢献。架橋工事に加え、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%）等）に対しウガンダ大統領から謝意表明。

カ 中東・欧州地域

- G7伊勢志摩サミット、国連サミット公約達成に向けて、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、中東地域の安定に資するインフラ整備等の取組を実施。

- ◎ **シリア難民支援公約の達成【①】**：世界人道サミットでの公約（2016-2018で約50名の専門家等を難民キャンプ、受入コミュニティへ派遣）に対し、当初目標を上回る67名を派遣し達成。

<課題と対応>

引き続き、各国・地域の状況や優先的な課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組む。

4. 業務実績

関連指標		基準値	2017年度	2018年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128件 ⁷⁹	135件	135件
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ⁸⁰	9,891億円	
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643人	3,641人
	南アジア	-	1,710人	1,338人
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018人	782人
	中南米・カリブ	-	1,516人	1,133人
	アフリカ	-	3,488人	2,565人
	中東・欧州	-	1,255人	865人
	合計	24,000人 ⁸¹	13,630人	10,324人

No.5-1 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

東南アジア地域は高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題が存在し、インフラ開発に対する膨大なニーズがある。こうした状況及び「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める協力を主眼を置き事業を実施した。具体的には、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国

⁷⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512件

⁸⁰ アジア向けインフラ支援として2016-2020に4兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100億ドル）のうち、機構貢献分（335億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。）

⁸¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は11,595人。

を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援した。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- **健康イニシアティブ**：2014年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2014～2018）で8,000人規模の保健分野の人材育成）に関し、機構は2016年度末時点で公約の早期達成に貢献したが、2018年度末までに総計35,987人（うち2018年度は8,721人）の人材育成を行い、目標値を大幅に上回る成果の達成に貢献した。
- **テロ対策能力強化等**：2016年の日・ASEAN首脳会議における公約（総合的なテロ対策強化策に係る3年間（2016～2018）で450億円規模の支援及び2,000人の人材育成）に関し、日本は約800億円の支援及び2,653人の人材育成を実施。そのうち、機構は総計756.11億円（うち2018年度は5.51億円）の支援及び1,299人（うち2018年度は208人）の人材育成を実施し、目標値を大幅に上回る成果の達成に貢献した。
- **海上保安分野に係る人材育成**：2016年の日・ASEAN首脳会議の公約（3年間（2016～2018）で1,000人規模の海上保安分野における人材育成）に関し、機構は2018年度末までに総計1,070人（うち2018年度は272人）の人材育成を行い、目標値の達成に貢献した。
- ・ **産業人材育成協力イニシアティブ 2.0**：2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022）で8万人規模の産業人材育成）に関し、機構は2018年度末で19,477人の産業人材育成を実施した。

② 重点領域への支援

- **陸の連結性強化**：ベトナムのダナン港から、ラオス、タイを通過し、ミャンマーのヤンゴンにつながる、インドシナ半島中部を貫く東西経済回廊整備に関し、ミャンマーの円借款「東西経済回廊整備事業」の入札が進められるとともに、アジア開発銀行（ADB）との協調融資を念頭に「東西経済回廊整備計画（フェーズ2）準備調査」を実施中である。また、ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる南部経済回廊整備に関し、プノンペンからタイ国境までの区間について、円借款「国道5号線改修事業」を実施中である。
- **海洋の連結性強化**：日本とベトナム両国の戦略的パートナーシップの下、両国首脳のリーダーシップにより実施が決定され、両国初の官民連携によって整備が進められてきたラックフェン国際港が完工し、5月に開港式が盛大に開催された。開港式典には同国首相が出席し、日本政府・国民に対して謝意が述べられた。ミャンマーでは、円借款で支援したティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）が12月に完工し、竣工式典では、同国運輸・交通大臣より「日本とミャンマーのフレンドシップにより建設されたこの港は、ヤンゴンの輸送状況を改善し、経済発展に寄与する」と日本に対する謝意が述べられた。また、ミャンマーで無償資金協力「マンダレー港整備計画」の贈与契約（G/A）署名が10月に行われた。さらに、カンボジアで円借款「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」の完工式典が6月に行われ、フン・セン首相から多目的ターミナルに5万トン級の船が入港可能となったことについて日本政府に謝意が示された。これらの協力により当該地域の産業開発の進展及び域内経済の活性化が期待されている。
- ・ **ソフト面の連結性強化**：カンボジアでは無償資金協力「港湾近代化のための電子情報システム整備計画」のG/A署名が2月に行われ、ミャンマーでは2016年に無償資金協力を通じてヤンゴン空港、港湾及びティラワ経済特区に導入した電子通関システムについて、ミャンマーとタイの陸

の国境ミヤワディで導入し、技術協力を通じた人材育成とも連携して2018年に運用を開始した。これにより、国境貿易の通関手続きが円滑化されることが期待されている。また、円滑な運用・維持管理を行うための人材育成を目的とした技術協力が行われた。

- ・ **海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化**：自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のために、インドネシアでは7月に無償資金協力「離島における水産セクター開発計画」のG/A締結を行った。本協力は海洋国家構想を掲げるインドネシアの離島の活性化や地域住民の所得の向上に貢献するものである。フィリピンでは、フィリピン沿岸警備隊への技術協力を通じて海上法執行能力の強化に取り組むとともに、8月に円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業」による巡視船10隻の供与を完了した。さらに、「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21：Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century）」でも海上安全に係る研修を実施し、海上法執行に係る講義を行った。
- **成長の歪みを克服する質の高い成長**：包摂性、持続性、強靱性を備えた質の高い成長の実現に向けた支援を実施し、新規の資金協力総額は約3,190億円に上った。インドネシアでは10月に、日本の技術を活用した交通ネットワーク整備のための円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ2）（第一期）」の借款契約（L/A）を調印。ベトナムではビンズオン省の公共交通インフラ整備及びハノイ市都市鉄道2号線延伸に係る基礎情報収集・確認調査を実施。ミャンマーではヤンゴン都市鉄道整備事業、ヤンゴン市外環状道路（東区間）整備計画及び「東西経済回廊整備計画（フェーズ2）」に係る準備調査を実施。フィリピンでは10月に円借款「新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業（第二期）」、11月に円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」、1月に円借款「南北通勤鉄道延伸事業」のL/A調印を行い、フィリピンのインフラ投資政策である「Build Build Build」への貢献が高く評価され、二国間の信頼関係の深化に繋がった。ラオスでは円借款「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業」が8月に完工し、同国公共事業運輸大臣より、「本事業はラオスの社会経済発展に寄与するのみならず両国友好関係のシンボル」との評価を得たほか、ラオス空港公団と日本企業の合弁会社であるL-JATS（Lao-Japan Airport Terminal Service）社による同国際線ターミナルの運営（8月に10年間の運営契約更新）にも貢献した。また、強靱な社会構築を目的として、フィリピンでは6月に無償資金協力「カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム」のG/A締結、1月に円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業フェーズ4」のL/A調印を行った。
- **気候変動対策**：低炭素社会の実現に向けて、ベトナムでは1月に気候変動対策等に衛星情報を活用するべく、本邦研修を実施。タイでは、都市部の気候変動対策マスタープラン策定支援、フィリピンでは廃棄物発電技術に係る人材育成を実施した。カンボジアの地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」では、カウンターパートのカンボジア工科大学の研究者が世界湖沼会議にて論文を投稿したところ、その成果が認められて論文表彰を受けるとともに、開会式でも代表スピーチを務めた。
- ・ **将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成**：ASEAN発展の原動力となる人的資源の開発、親日・知日派の育成を行った。具体的には、JICA開発大学院連携構想の中核をなす公共政策トップリーダー・コースを通じて、ASEAN8か国27名が修士・博士課程の受講を開始した。また、6か国（カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、東ティモール）にて無償資金協力「人材育成奨学計画」を実施、ベトナム共産党幹部向けの研修プロジェクトの討議議事録（R/D）署名と高官20名の招へい等を実施した。また、ベトナム日越大学では、第一回学位記授

与式を開催し、56名の修了生を輩出した。その他、産業人材育成として、ミャンマーでは日ミャンマー・アウンサン職業訓練学校の技術協力を、フィリピンでは自動車産業の人材育成に係る技術協力を開始した。

- ・ **地域が抱える脆弱性への対応**：普遍的価値の共有、平和・安定・安全な社会の構築に資する協力を実施した。フィリピンでは6月に、マラウイ市紛争からの復旧・復興を目的とした財政支援方式の無償資金協力のG/A締結を行った。また、バンサモロ基本法の成立を受けて、新自治政府の組織体制検討のための支援や、バンサモロ地域の開発計画の策定支援を行うための基礎情報収集・確認調査を実施した。さらに、バンサモロの人々に平和の配当を実感してもらうため、緊急的にインフラ整備を行う無償資金協力「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」を形成した。加えて、ミャンマーへの技術協力「法・司法制度整備支援プロジェクト」を通じて、法の支配等、ガバナンス強化に係る協力を実施した。また、ラオスでは20年にわたり法制度整備を支援し、その成果として、技術協力にて起草を支援してきた630条からなる民法典が、12月にラオスの国会で承認され、成立した。

③ その他の戦略的な取組及び成果

- **インドネシア支援の振り返りとスラウェシ地震への対応**：2018年は日本とインドネシアとの国交樹立60周年であり、日本の開発協力が同国の発展と経済成長、両国関係の深化に果たした役割と成果を振り返り、今後の方向性を提示する情報収集・確認調査を実施。その成果として、4月に「インドネシアに対する日本の協力の足跡」のパンフレットを発刊、5月にインドネシア側と共催で「日インドネシア開発協力シンポジウム」を開催、6月に両国関係者からの寄稿集及び最終報告書を公開するなどを通じ、さらなる信頼関係の醸成に貢献した。また、インドネシアの中部スラウェシ州で9月28日に発生した地震及び津波に対し、国際緊急援助として緊急援助物資を10月5日に引き渡し、10月15日には被害状況及び支援ニーズ確認のための調査団をファスト・トラックで派遣し、日本の知見を活用した復興計画策定に合意した。
- **タイの洞窟で発生した遭難事故への対応**：6月にタムルアン洞窟で発生した遭難事故における捜索・救出活動を支援した機構関係者3名が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章した。衛星データを活用したレーダー地形図の提供や、過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等、日本チームが一丸となってタイ政府の捜索・救助活動を支援した。
- ・ **ラオスにおける青年海外協力隊派遣**：1月に青年海外協力隊の累計派遣人数が1,000人を突破した。1965年に世界で最初の派遣国としてラオスに青年海外協力隊が派遣されて以降、毎年ラオス首相を表敬しており、2019年の表敬訪問では、ラオスの開発ニーズに即したJICA海外協力隊の長年にわたる貢献への謝意が首相から表明された。
- **フィリピンのミンダナオ和平支援**：長年にわたり展開してきたミンダナオ和平支援を通じて構築した信頼関係を基に、バンサモロ基本法の成立後、バンサモロ新自治政府設立に向けた協力を他の二国間ドナーに先駆けて迅速に着手、実施している。12月に機構フィリピン事務所において、各国政府関係者及び開発パートナー等との間でバンサモロ自治政府設立に向けたプロセスを共有することを目的として開催されたバンサモロ・フォーラム（外務省・UN主催、機構共催）では、日本政府及び機構に対する謝意がMILF（モロ・イスラム解放戦線）等の関係者から繰り返し表明された。
- ・ **SDGsの推進・達成に向けた協力**：インドネシアのSDGsナショナルターゲットと指標、行動計画、モニタリング・評価体制の構築等の取組を支援するため、（一財）国際開発センター及び広島大

学と連携して情報収集・確認調査を実施した。インドネシアの SDGs に係る取組の現状分析、国家行動計画策定、ジャカルタ特別州の SDGs 地方行動計画策定プロセスへの参画を通じ、インドネシアの SDGs 推進・達成を支援した。

- ▶ **迅速化**：フィリピンの円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」では、2017年11月にフィリピン運輸大臣からの支援要請受領後、情報収集・確認調査の活用等により大幅に調査期間を短縮した結果、調査期間も含めて約1年間でL/Aを調印し、2018年12月には本体契約締結まで至った。
- ▶ **ADBとの連携強化**：フィリピン及びミャンマーで協調融資を念頭にADBと緊密に連絡を取りながら、円借款事業の案件形成を行った。フィリピンでは、円借款「南北通勤鉄道延伸事業」に関するADBと合同の進捗会議を定期的で開催し、機構とADBが合同で審査を実施した。結果として、機構及びADBともに過去最大規模となる協調融資事業(約1.4兆円)に対するL/Aを調印した。ミャンマーでは「東西経済回廊整備計画(フェーズ2)」の協力準備調査をADBと密に連絡を取りながら実施した。
- ・ **日本の経験・知見の結集**：ベトナムでは、大阪市からの提案を受けて形成した無償資金協力「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画」の交換公文(E/N: Exchange of Notes)、G/A締結に向けた手続きを進めた。本事業は自治体との連携を念頭としており、協力準備調査には大阪市がアドバイザーとして参画した。
- ▶ **IOTやAI等、イノベティブな技術の活用**：タイでは、市民の生活の質の向上と社会の低炭素化を同時達成するスマート交通戦略による成長を構想するためのSATREPSを開始した。本事業は、AIを活用して、交通手段をシームレスに組み合わせることができるシステムを開発し、市民の豊かなライフスタイルを実現するもの。また、ラオスにおけるSATREPS「マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝医学による革新的技術開発研究プロジェクト」では、蚊を媒介し、通常は野生のサルのみに感染している「サルマラリア原虫」のヒトへの感染例を初めて発見した。この結果は、サルマラリアがヒトへの感染を通じ、ヒトの移動に伴う国際的な感染拡大につながる可能性を示唆するものであり、重要な発見とされた。さらに、同事業で活動中の石上盛敏専門家は三日熱マラリア原虫のアルテミニシン耐性の研究で、パスツール研究所国際ネットワークにおける熱帯医療分野の顕著な研究に贈られるRobert Deschiens Prizeを受賞した。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ **シハヌークビル港経済特区の入居企業数**：カンボジアでは、同国で外洋に面した唯一の大水深港であるシハヌークビル港を、内戦終結後から円借款、技術協力を通じて総合的に支援している。円借款を通じて整備した経済特区は、事業完了2年後に26社入居予定とされていた当初目標に対し、国内の他の経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)と比較して競争力と認知度が不足する等の理由により、入居企業が現在3社に留まっている。これを踏まえ、機構は2017年にシハヌークビル港湾公社の一部株式を取得し、さらに12月には「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行に基づく対象法人が出資した第一号案件として、阪神国際港湾株式会社に株式の一部を譲渡している。また、4月より専門家を派遣し、SEZの運営能力強化、港湾隣接の利点をいかした物流機能強化に係る制度整備、企業誘致活動とあわせて、本邦企業のさらなる海外展開の促進を後押ししている。

(2) 大洋州

大洋州地域は、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題

の顕在化、複雑化する海洋問題等の課題を抱えている。こうした状況及び「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、当該地域に対しては、海洋秩序の維持や大洋州地域の自立かつ持続可能な発展に主眼を置き支援した。具体的には、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援したほか、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組んだ。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- ・ **PALM8 における主な協力・支援策**：第8回太平洋・島サミット（PALM8：The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2018～2020）で、5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構は総計1,991人の人材育成及び323人の人的交流を実施した。

② 重点領域への支援

- ・ **海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等**：大洋州島嶼国における海上安全・保安に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、支援ニーズ、課題、他ドナーの協力等について情報を収集・分析し、海事訓練施設の強化、海図作成支援等、具体的な案件の形成に取り組んだ。また、11～12月には日米連携による違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業対策研修を横浜にて実施し、アメリカ海洋大気庁（米国沿岸警備隊経験者）の講師を招へいた。
- ・ **気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応**：再生可能エネルギー大量導入を進める大洋州各国で、ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けた取組を継続。具体的には、技術協力を通じ、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に再生可能エネルギー、蓄電池、既設のディーゼル発電機の最適運用に係る能力強化を実施し、2030年に首都圏での再生可能エネルギー100%達成を目指すソロモンに対し、技術的、制度的な対応策を取りまとめたロードマップ策定支援に係る協力を開始した。パプアニューギニアでは、海洋環境保全及び住民の生活環境改善を目的とした円借款「ポートモレスビー下水道整備事業」が10月に完工し、運用を開始した。サモアでは、太平洋地域環境計画事務局を拠点とした気候変動適応・緩和、及び気候ファイナンスへのアクセス向上に係る技術協力を形成した。防災分野では、トンガ「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」のG/Aを6月に締結した。
- ・ **自立かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易投資や観光分野の支援**：6月にソロモン「ホニアラ国際空港拡張計画」のG/Aを締結した。本案件により、同空港が将来的な航空需要への増加に対応できるようになった。また同月、サモア「アピア港安全向上計画」による港湾整備が完工した。アピア港は、サモアにおいて年間約50万トンの貨物を扱う同国唯一の国際港湾であり、本計画を通じて改修された港湾施設によって同港における船舶入出港や港内荷役作業、旅客の移動などの安全性が向上した。10月にはトンガ「国内輸送船用埠頭改善計画」が完工した。本計画により、トンガタブ島ヌクアロファ港に大型国内輸送船用の埠頭が整備され、国内輸送及び荷役作業の効率化並びに安全性の強化が図られた。上記支援は、当該国の貿易観光投資に資するものであるが、さらに、太平洋諸島センター（PIC：Pacific Islands Center）主催のパラオ観光・ビジネスセミナーでは機構の民間連携事業の紹介を行い、パラオ官民合同経済ミッションに同行した際には、本邦企業に対して機構の民間連携事業に係るコンサルテーションを行った。

- ・ **人材育成、人的交流の活性化への支援**：大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」を通じて、20人の留学生を受け入れた。2018年度修了した留学生のなかには、成績優秀で所属大学より表彰された研修員もいた。また、JICA 開発大学院構想を踏まえた同プログラムのフェーズ2（2019年度来日）の計画を策定した。
- ・ **健康・スポーツ増進に係る支援**：フィジー及びキリバスでは、技術協力「生活習慣病対策プロジェクト」を、ソロモンでは技術協力「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」を実施することで、生活習慣病等の対策に向けた保健システム・サービスの充実化に取り組んだ。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **信頼関係の醸成・強化**：PALM8の機会に機構理事長と大洋州島しょ13か国（クック諸島以外）の首脳等との面談を初の試みで実施し、信頼関係の醸成・強化に取り組んだ。パプアニューギニアでのAPEC首脳会議開催時、各国首脳晩餐会会場や無償資金協力のE/N署名式で、専門家が指導したパプアニューギニアの軍楽隊が国歌等を演奏。軍楽隊の演奏の様子は各種メディアでも取り上げられ、両国間の信頼関係の強化に貢献した。
- **援助協調**：違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策研修を実施し、日米連携としてアメリカ海洋大気庁（米国沿岸警備隊経験者）による講義を実施した。ADBと案件形成の初期段階から実施中案件を整理し、今後の連携・協調に向けた意見交換を実施したほか、パプアニューギニアのトクア空港整備に関する支援コンポーネントの整理等を行い、連携体制の確認を行った。また、サモアで実施する技術協力「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」ではニュージーランドと連携し、カウンターパート要員の人件費をニュージーランド側が負担すること等に合意した。
- ・ **日本の経験・知見の結集**：大洋州諸国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄の経験や技術をいかし、再生可能エネルギーの導入や水産業多様化と資源の持続的利用、観光持続性強化等の研修を実施した。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ パラオでは、技術協力「送配電システム改善維持管理計画策強化」により策定されるマスタープラン（M/P）の結果を受け、無償資金協力「送配電改善計画（仮称）」を形成予定であった。しかし、M/P完成間際で、IPP（Independent Power Producer）での発電所建設事業計画の提案がフランスの企業からパラオ政府にあり、M/Pで提案されている系統構成が適さなくなってしまう可能性があることが判明。IPP事業の実施動向を見極めるため、案件形成が遅れている。同政府によるIPP事業実施の判断がさらに遅れるようであれば、IPP事業の実施有無に左右されない実施可能なコンポーネント（変電所の改修等）を検討する予定である。

No.5-2 南アジア

南アジア地域は、若者の割合が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。こうした状況及び「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、当該地域に対しては、質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤造り、ダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等に主眼を置き支援した。具体的には、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課

題への対応を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」：インドとは毎年首脳会議を開催する等、強固な二国間関係が構築されている中、日本政府は2014年に今後5年間で官民合わせて約3.5兆円の対印投融资を表明しており、それに基づく日印共同事業を推進した。具体的には、インドで高速鉄道建設事業（第一期）、高速鉄道建設事業（第二期）、デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3（III）、チェンナイ地下鉄建設事業フェーズ2のL/Aに調印した。また、これら事業や貨物専用鉄道建設事業を着実に進めるとともに、デリー・ムンバイ及びチェンナイ・ベンガルール間の大規模回廊開発を進捗させた。さらに、北東部のインフラ整備支援として「北東州道路網連結性改善事業フェーズ3」、「ウミアム・ウムトゥル第3水力発電所改修事業」、社会環境の持続性を高める事業として「トリプラ州持続的水源管理事業」、「酪農開発事業」、「インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム」のL/Aに調印した。
- ・ 「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」：ベンガル湾の重要な位置を占めるバングラデシュに対し、2014年の日バ首脳会談時の公約である「4～5年で6,000億円の主に円借款による協力」を推進。公約は2017年度に達成済だが、同パートナーシップに基づき、独立以来の良好な二国間関係の強化、南・東南アジア間の連結性強化、貿易・投資等の経済関係の更なる拡大、SDGs達成に向けた支援を継続した。具体的には、6月に第39次円借款として2,003億円のL/Aに調印し、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の推進に向け、同国初の深海港である「マタバリ港開発事業（E/S）」や世界有数の深刻な状況にあるダッカの交通渋滞や環境問題の向上に寄与する「ダッカ都市鉄道整備事業（5号線、E/S）」等を開始し、経済インフラ開発や連結性の向上に貢献した。
- ・ 「日スリランカ包括パートナーシップ」：インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015年両国首脳により表明された共同宣言で、①投資・貿易の一層の促進、②国家開発計画に係る具体的協力の促進、③海洋事項に係る協力、④国民和解・平和構築に係る具体的協力の促進に言及しており、それぞれに基づく各種支援を進めた。特に、②に関連した都市交通（LRT：Light Rail Transit）システム導入事業に係る審査実施、キャンディ都市圏での歴史遺産都市としての潜在力をいかした開発計画策定の技術協力や上下水分野における円借款・調査の実施により貢献した。また、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて海上保安に関連した巡視艇の供与及び技術協力を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 経済基盤の構築、連結性の向上

- ・ インドでは、2030年までに都市人口が新たに2億人超増加する見通しであり、大量輸送交通システムや電力等のインフラを整備し、都市部での公共サービスを強化していくことが求められている。そのような状況下、上述の各インフラ整備事業に加え、「コルカタ東西地下鉄建設事業（第三期）」、「チェンナイ周辺環状道路建設事業フェーズ1」、「トゥルガ揚水発電所建設事業（第一期）」L/Aに調印したほか、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ベンガルール、アーメダバード等の各大都市を中心に、大量輸送交通システム、上下水道、電力等のインフラ整備事業や投資促進プログラムを展開した。

- ▶ アフガニスタンでは、機構が 2009 年に策定支援した「カブール都市開発マスタープラン」に基づき、カブールの都市インフラの改善・整備等を支援してきた。その貢献が評価され、10 月にアフガニスタン政府より機構の長年にわたる都市インフラ開発、都市再開発（土地区画整理事業）への支援に対して、同国で文民対象の勲章として二番目に高いものとなる Ghazi Meer Masjidi Khan 勲章が北岡理事長他 4 名の関係者に授与された。叙勲式ではカブール市の都市開発に係る機構の貢献について、ガニ大統領から直接謝意が伝えられた。
- ・ 人口規模が大きく都市化のスピードが速い南アジア地域では、ハード・ソフト双方のインフラ整備需要、投資環境整備需要が膨大であり、ODA だけで対処することは不可能であることから、継続的な成長に不可欠な民間投資促進や産業力強化に取り組んだ。具体的には、バングラデシュで「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」及び「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」等を通じ、経済成長の基盤となる人材育成や投資環境の整備を推進した。ネパールでは、外国投資促進に向けて機構専門家によるインド及び日本での投資セミナーを開催するとともに、ジャパンデスクを設置し相談業務を進めた。

イ) 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

- ・ **民主化プロセスの促進及び公正な選挙の実施支援**：ネパールにおける法曹人材育成、行政能力強化等民主化プロセスの促進のための長年の支援が実り、2009 年より策定支援を進めてきた民法（2017 年 9 月、法案可決）が 2018 年 8 月に施行された。加えて、同国で 8 年にわたり実施された技術協力「コミュニティ能力強化プロジェクト」を通じ村レベルの住民間の紛争解決能力向上に貢献、5 郡でコミュニティ調停センター 38 か所が設立され、調停人技術研修を終了した研修員数が 759 人に上り、同国のコミュニティ調停制度の手引き・研修材料等がまとめられた。
- ・ **テロ対策・治安維持能力向上**：アフガニスタンでは、国連開発計画（UNDP）及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラムで、女性の人権・保護分野の支援を行った。また、アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成（PEACE：Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development）のプログラムを通じて新たに 25 名の行政官を受け入れ、ガバナンス全体の向上を支援した。パキスタンでは、空港保安の強化に係る無償資金協力を継続するとともに、陸上通関の保安強化に係る調査を支援した。また、バングラデシュでは警察の警備能力強化に向けた技術協力プロジェクトを開始した。

ウ) 基礎生活分野の改善

- ・ **農業・農村開発**：インドでは農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上に向けた森林保全支援事業や酪農支援事業の案件を形成、実施した。機構イニシアティブで酪農関係者を帯広市に招へいし、同市との今後の連携を図った。パキスタンでは貧困地域の生計向上に資する畜産案件を採択するとともに、連邦直轄部族地域における生計回復計画支援無償（FAO 連携）を開始した。バングラデシュでは農村インフラの整備を通じた生産性向上支援を継続した。スリランカでは、農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）推進や酪農開発といった農業分野の技術協力を実施した。
- ・ **保健**：バングラデシュではコミュニティに根差した保健システムの強化等を支援した。スリランカでは非感染症対策を支援する円借款「保健医療サービス改善事業」の L/A に調印した。パキスタン・アフガニスタンではポリオ根絶に向けた対策を推進したほか、アフガニスタンでは母子手帳の全国展開による母子の保健サービスへのアクセス改善を支援した。
- ・ **教育・社会保障**：スリランカでは初等教育の完全普及・終了の達成を支援するためのインクルー

シブ教育の推進に向けた技術協力の準備を進めた。ネパールでは「万人のための教育」プログラム（財政支援、教育アドバイザー派遣、小学校運営改善）を進めたほか、ネパール政府の「学校セクター開発計画」に参加し、教材改善等を通じた初等教育の質の向上、地域・民族間の教育格差の解消、教育行財政マネジメントの改善に貢献した。

- ・ **防災**：ネパールで無償資金・円借款・技術協力一体の地震復興支援を進め、特に世銀との協調による住宅復興は高い着工率で進んだほか、学校の復興や女性グループの生計向上支援等も着実に進めた。スリランカでは仙台防災枠組みに基づく土砂災害対策や、コロンボ都市圏の洪水対策に関する協力の準備を進めた。バングラデシュでは事故・災害発生時の救助や事故・災害現場までの到着所要時間の短縮に資する救助艇の供与を行った。パキスタンではムルタンでの気象レーダー建設及び防災マスタープラン策定支援を採択した。

③ 戦略的な取組及び成果

- **自治体・民間企業との連携**：バングラデシュ「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」は、労働人口の減少が進む日本の地方部と、若年層を豊富に擁し就労先が不足するバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎市、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等との連携で実施している。2018 年度には受講生 100 名のうち研修を修了した 96 名全員が企業から内定を得た（うち 66 名が日本企業（15 人が宮崎県内の企業）から内定）。
- **円借款事業と民間連携事業の連携**：インドでは機構イニシアティブにより、民間連携事業「農家の収入向上に向けた高付加価値農産物（シイタケ）の商品化に係る案件化調査」（タミル・ナド州）を実施したヤッツ・コーポレーション株式会社と、円借款「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業」を実施するヒマーチャル・プラデシュ州政府との連携を促進。その結果、円借款の中で、ヤッツ・コーポレーション株式会社から機材調達・専門家派遣を行うことが決定した。
- **ADB との連携**：5 月の ADB 総会及び 11 月のハイレベル対話に加え、9 月、双方担当部局の主体的な働きかけにより、南アジア地域のエネルギー、運輸交通、地域内連携担当者（SASEC：South Asia Subregional Economic Cooperation）と 3 セクターを中心に当該地域の協調融資を含めた協力の可能性を協議した。これらの結果、スリランカではケラニ河新橋建設事業で ADB との協調融資を開始したほか、上下水案件での新たな協調融資の検討が進んだ。
- **日印特別戦略的グローバル・パートナーシップへの貢献**：日印両首脳が重視する女性のエンパワーメントに資する協力として、インド「ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業」に関し、従来実質的に認められていなかった女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正に向けた働きかけを 2016 年度から継続して行った。その結果、協議していた全ての州法改正を 2018 年度に完了した。保守的規範の強いラジャスタン州で、女性農家による意思決定プロセスへの参加が法的に可能となったことでジェンダー主流化の推進に繋がった。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ スリランカでは 10 月下旬に大統領が首相を解任する事態が発生。これにより新規円借款案件（都市交通（LRT））の E/N、L/A 調印の遅れが懸念されたものの、解任された首相が 12 月上旬に再任命され、事態の一応の収束に合わせ、速やかに L/A 調印が行えるよう各種調整を実施し、年度内 L/A 締結を達成するに至った。

No.5-3 東・中央アジア、コーカサス

東・中央アジア、コーカサス地域は、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、地政学的にも重要

な位置にあることから、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。こうした状況を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ▶ 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017年～2021年）」：12月に東京で発表された同計画の進捗状況（ファクトシート）の実績等に農畜産、高等・高専教育、防災等、多岐にわたる機構事業が掲載された。また日本・モンゴル首脳会談の共同声明にて、機構が実施中の「財政・社会・経済改革開発政策借款」はモンゴルの安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援の促進、経済成長の強化のための重要な貢献となっているとフレルスフ首相より高く評価された。
- ・ 「中央アジア+日本」対話枠組み：次回の「中央アジア+日本」対話のテーマである観光分野の技術協力に係る案件形成を進めた。また、第5回、6回外相会合にて採択された農業分野や運輸・物流分野のロードマップに沿って、灌漑施設の整備や道路維持管理に係る人材育成等の協力を着実に実施し、新規案件の形成を進めた。
- ・ 9月の河野外相コーカサス訪問時に発表された「コーカサス・イニシアティブ」を踏まえ、同地域からの留学生受入拡大等、人材育成に取り組んだ。

② 重点領域への支援

- ・ **産業多角化**：モンゴルやタジキスタンでビジネス環境改善や中小企業振興に向けた情報収集・確認調査を実施し、調査結果を日本センターでの活動や産業人材育成のための案件形成にいかした。また、モンゴルで国家総合開発計画策定、農牧業バリューチェーン形成のための協力を着手した。さらに、ジョージアで観光業の活性化に貢献するために、大使館と共催で観光セミナーを開催した。
- ・ **地域格差の是正**：タジキスタン、キルギスの地域格差の是正に資する医療分野・衛生分野の無償資金協力を形成したほか、一村一品プロジェクトの協力エリアを拡大した。
- ・ **質の高いインフラ**：中央アジア・コーカサスの全8か国において、インフラ整備・更新ニーズと本邦技術の活用が一致する分野を包括的に調査した。また、ウズベキスタン及びタジキスタンの電力分野を調査し、地域連結性に資する案件の形成を進めた。さらに、円借款で支援中の「ナボイ火力発電所近代化事業」及び「トゥラクルガン発電所建設事業」等の早期効果発現に向けた実施促進に加え、ナボイ火力発電所向けにガスタービン運転訓練用シミュレーターを供与し、運営維持管理能力の向上を図った。なお、同発電所の3号機の協力準備調査を実施中である。加えて、中央アジア地域経済協力(CAREC)の枠組みで、ADB等と支援対象地域を分担し、交通ネットワークを相互補完する国際幹線道路（タジキスタン）の新規案件の着手に向け道筋を付けた。
- ・ **人材育成**：人材育成奨学計画（JDS：The Project for Human Resource Development Scholarship）、開発大学院連携、課題別研修等を通じ、社会科学分野や、道路・防災等技術分野の若手行政官を育成した。また、中央アジア向け高度産業人材育成のための課題別研修（年間15名、3か年）を本年より開始した。なお、4月に発足したキルギスの新内閣では、JDS卒業生が大統領府局長（閣僚級）、首相府局長（次官級）に就任したほか、10月のタジキスタン大統領訪日時に成果文書で受入人数枠を拡大した新規JDSに係る書簡の交換、署名が行われた。

③ 戦略的な取組及び成果

- **防災**：7月にウランバートルで開催されたアジア防災閣僚級会議にあたり、会議開催支援や過去の防災能力強化等に関し、機構への感謝状がモンゴル・フレルスフ首相から機構モンゴル事務所へ贈られた。また、5月に中国四川省で中国地震局が開催した「四川大地震10年シンポジウム」に参加（参加者約1,200名）し、機構国際協力専門員による発表やパネル展示等で防災分野における機構の協力を広報した結果、日本のメディア（NHK BS1「四川大地震10年～今も続く日本の支援」、毎日新聞「10年 教訓 日中で伝承 防災の連携強め」）に加え、中国網、人民網等の中国メディアにも複数取り上げられた（中国網「日本救援隊員が北川を再訪。被災地支援を10年継続」等）。
- ・ **財政支援**：9月の東方経済フォーラム等にて日本政府ハイレベルと歩調を合わせ、「財政支援借款フェーズ2」の政策アクション達成に向けて、引き続きモンゴル政府に働きかけた。また新空港の運営権に係る日本企業連合の交渉を後押しすべく、日本企業連合との緊密な情報交換に加え、日本企業連合との契約交渉の進展をモンゴル側の政策アクションの1つとした結果、交渉進展に貢献した。
- ・ **JCAPの更新**：タジキスタンの機構国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analytical Work）を更新し、アフガニスタンと国境を接する同国の地政学的特性を踏まえた「安定化促進」、市場経済化の一層の促進のための「雇用促進のためのビジネス環境整備」を追加し、日本政府の国別開発協力方針等の援助政策の立案に貢献した。
- ・ **ADBとの協調融資案件**として、モンゴルで2件目となる海外投融資案件（カシミア製品製造能力向上）の実施に向け調整中。2016年に発行した日本とモンゴルとの経済連携協定（EPA）によりモンゴルから日本へのカシミア製品の輸入関税は0%になっており、日本・モンゴル間の経済連携の促進への寄与も期待される。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ モンゴル・ウランバートルの新空港運営権に係る日本企業連合とモンゴル側との契約締結は2019年度にずれ込み、同契約の締結をL/A署名の条件とする第2次財政支援借款の供与時期も2019年度以降となった。引き続き運営権交渉を側面支援しつつ、供与実施の政府方針確定後に速やかに資金が供与できるよう、可能な範囲で準備を進める方針である。

No.5-4 中南米、カリブ

中南米・カリブ地域は、一定の経済発展を遂げた中進国及び卒業移行国が過半数を占める一方、気候変動や自然災害等への脆弱性や、歴史的な貧富の深刻な格差等の課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、資金協力や技術協力のより一層の戦略的な活用の推進、同地域の安定した経済成長に主眼を置き支援した。具体的には、国際開発金融機関等との連携を通じた投資環境整備に資するインフラ整備、防災、気候変動対策及び格差是正を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **チリ**：「日本・チリ・パートナーシップ・プログラム(JCPP)2030」に関する覚書の署名(2018年2月)、対チリへのODA協力継続に係る日本政府方針の決定を受け、防災・気候変動対策を中心とする三角協力のより一層の推進に向け、新規第三国研修の新規案件形成を進めた結果、2018年度要望調査において計3件の第三国研修が採択された。

- ・ **エクアドル**：9月の首脳会談での共同声明を受けてエクアドルへの二国間協力を推進した。具体的には、「チャチンピロ地熱発電所建設事業準備調査」を通じて地熱資源の存在を確認し、エクアドルの北部国境地帯の開発や貿易促進に資する新規案件の開始に向けて検討・調整した。
- ・ **アルゼンチン**：G20でのハイレベル協議（首脳（12月）、外相（5月））、日亜貿易投資合同委員会（官民対話枠組み）等の機会を通じ、「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト（技術協力）」の進捗を共有したほか（計1,000名以上の参加を得て現地セミナーを開催）、「アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト」のR/Dに署名した（12月）。
- ・ **ブラジル**：日伯両国政府のイニシアティブである日伯農業政策対話、日伯経済合同委員会/賢人会で議論されてきたブラジル農業分野への民間セクター投資を具体的に促進すべく、ブラジルの穀物企業アマッジ社によるブラジル北東部の持続的農業開発に対して海外投融資による50百万ドルの融資契約を調印した。世界的な食糧需要へ持続的な農業開発を通じた貢献が期待される。
- ・ **メキシコ**：7月の日墨首脳会談時に確認された、三角協力の推進を継続すべく、10月から国際開発協力庁（AMEXCID）への5代目の個別専門家となる「国際開発協力政策支援」専門家派遣をした。また、エルサルバドル向け三角協力案件「東部地域小規模農家によるゴマバリューチェーン強化プロジェクト」が採択された。
- ・ **カリコム諸国**：2016年7月の日・カリコム首脳会談時の安倍首相の表明に基づき、特に防災分野でドミニカへの「洪水対策・砂防アドバイザー」専門家の派遣を開始し、環境分野ではカリコム諸国で深刻化している海藻（サルガッソー）の実態を探るための情報収集・確認調査を開始した。また、エネルギー分野ではガイアナ及びカリコム事務局を対象とした「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」のG/Aを6月に署名し、水産分野では「漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保管理強化プロジェクト」を年次採択するなど、カリコム域内での広域展開を意識した事業を進めた。
- ・ **米州開発銀行（IDB）との連携**：パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援すべく、機構とIDBの「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」（2020年度までの目標額を30億ドルとして2016年4月に合意）の下で、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ボリビア、ブラジル、パラグアイにおける案件形成を進めることについてIDBと協議した。

② 重点領域への支援

重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

- ・ **防災分野**：ドミニカで洪水対策・砂防アドバイザーの派遣に加え、ハリケーン被害からの水産施設の復旧に向けた無償資金協力の協力準備調査を実施した。また、中南米地域6か国を対象とした防災能力強化の技術協力を継続し、ハリケーン・ミッチから20年の節目を捉えて広域防災イベントを実施したほか、12月に新政権が発足したメキシコの外務大臣（帰国研修員）の要望に応え、防災分野の課題や有効な取組の抽出を行うための調査団を2月に派遣した。防災分野の三角協力の拠点であるチリでは「中南米防災人材育成拠点化支援（KIZUNA）プロジェクト」を実施、本邦でのG20開発作業グループのサイドイベントやアルゼンチンでの三角協力国際会議（BAPA+40）にて、カウンターパート（C/P）が機構の協力成果を発表した。また、災害リスク軽減のためのC/P機関の更なる組織強化に向けて新規技術協力を開始した。ブラジルでは過去の技術協力の成果を活用した民間技術普及促進事業を実施し、同国初の日本基準を応用した土砂災害対策に資する砂防堰堤の建設に向けた準備を進めた。さらに土砂災害対策構造物の建設基準を策定するため

の技術協力プロジェクトを採択した。これら取組を通じ、中南米地域の課題である無計画な都市圏の拡大により高まる土砂災害リスクへの総合的な対応モデルの形成が期待される。

- ・ **気候変動対策**：エクアドルでは「エネルギー構造転換促進事業」を形成し、9月にE/Nが締結されたほか、「チャチンピロ地熱発電所建設事業準備調査」での試掘実施結果を受けた今後の進め方を同国政府関係者と協議した。ボリビアでは南米の地熱開発に資する円借款を実施するとともに、9月には第二段階のL/Aに調印した。カリブ地域では無償資金協力による展開として、ガイアナ及びカリコム事務局を対象とした「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」のG/Aに6月に署名し、キューバ向けの「青年の島における電力供給改善計画」を3月に閣議請議した。また省エネへの関心の高いトリニダード・トバゴ、セントクリストファー・ネイビス、バルバドス、ジャマイカを対象とし「カリコム省エネルギー推進プロジェクト」を開始した。
- ・ **社会インフラ整備**：ニカラグアにて本邦の質の高いインフラ技術の活用を想定した新規の本邦技術活用条件（STEP）による橋梁案件形成のため情報収集・確認調査を開始した。パナマ首都圏の安全かつ信頼性の高い交通システムとなる事業及びコスタリカのカーボンニュートラルを推進する地熱開発において、円借款事業を促進した。また、日本企業の質の高いインフラ輸出に資する水分野の円借款候補案件の発掘のため、カリブ地域で情報収集・確認調査を開始した。キューバでは、国土交通省が実施した官民インフラ会議とも連携しつつ、「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」を開始した。さらに、南米域内の連結性向上に資する対パラグアイ無償資金協力「パラグアイ川浚渫機材整備計画」のG/Aを12月に調印した。
- ・ **格差是正**：戦後日本の農村地域の経験を共有し、住民自身による課題解決を促す「生活改善広域アドバイザー」の派遣により、中米広域での生活改善アプローチ活用事例の収集と分析・共有のためのシステム開発の支援を継続し、コスタリカ及びドミニカ共和国での今後の展開の道筋を明確化し、域内関係機関の間で経験を共有するシステムを立ち上げた。また、貧困格差の縮まらないグアテマラにおける生活改善アプローチの活用の方向性を整理した。さらに、ホンジュラス、ニカラグアにて地方自治行政能力強化の取組として、個別専門家派遣、技術協力プロジェクトをそれぞれ継続した。
- ・ **留学制度等を活用した人材育成**：新留学制度の枠組みで「中南米・カリブ次世代知日派リーダー育成プログラム」を立ち上げ、留学生の受入を開始した。また、日本の近代化や開発協力の経験共有を通じて開発途上地域の将来の指導者を育成する高度人材育成プログラムとして、ブラジルのサンパウロ大学と日本開発研究プログラムに関する共同事業取決めを12月に締結した。
- ・ **中米統合機構（SICA）を通じた地域協力**：機構とSICAが2016年10月に合意した5つの重点分野に基づき、生態系湿地保全分野の技術協力プロジェクトは6月にR/D締結し、3月より開始した。物流・ロジスティックスの分野では、2019年度のプロジェクト開始を目指し、10月より詳細計画策定調査を開始した。また、SICA加盟国の在外公館及び機構の海外拠点間で域内協力の共通認識の醸成と日本側実施体制の整備を行うと共に、専門家「地域協力アドバイザー」を派遣し、SICAを通じた地域協力を促進した。

③ 日系社会との連携強化

- **民間企業や自治体等との連携強化**：中南米日系社会との連携強化を目的に11社の本邦民間企業をパラグアイ、ペルーに派遣した。これまで参加した企業5社から中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業に応募があり、うち4件が採択された。日本の民間企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに

に、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことが期待されている。また、初めての試みとして福岡県、長崎県の協力により南米5か国から12名の日系ビジネスリーダーを招へいし、当該県及び企業とのビジネス連携・交流の活性化を図った。このほか、海外移住資料館の企画展示や自治体から提案された日系研修、教師海外研修の実施を通じて自治体との連携を図った。

- ・ 機構理事長が委員として参加した「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(2017年設置)の提言を踏まえ、日系研修の対象者の見直し、招へい事業の拡充を行った。
- ・ 2002年に開設した海外移住資料館では、総合学習として来館する生徒に対する教育プログラムの実施や「日伯110年の絆ー在日ブラジル人ー在日30年をむかえた日系人の歴史と日常」、「ハワイ日本人移住150周年記念展示ー元年者に始まるハワイ移民と邦字誌が果たした役割ー」、「ペルー日本人移民120周年記念展示ーマチピチュ村を拓いた男野内与吉とペルー日本人移民の歴史」といった企画展示等を通じ、日本人の海外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進することに貢献した。

④ 戦略的な取組及び成果

- **ブラジル日系医療機関との連携**：2014年の安倍総理の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進し、その成果として、ブラジルの保健医療分野を対象とする民間連携事業を3件開始した。そのうち、褥瘡(じょくそう)予防器具は短期間で製品の国家衛生監督庁(ANVISA: Agência Nacional de Vigilância Sanitária)認証・登録が完了し、現地法人の設立まで達成した。日系系列病院との連携を強めながら、地域間医療格差問題解決に向けた日本企業発の具体的革新技术の展開が期待できる。
- ・ **その他の戦略的な取組**：チリで実施中のSATREPS「持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」の社会実装に係る追加業務を三井物産株式会社との業務委託契約で受託した。また、ペルーで中小零細企業の資金調達に資するクラウドファンディングプラットフォーム構築の可能性を検討する「マイクロ投資クラウドファンディングを活用した地場中小零細企業支援案件化調査」、フードバリューチェーン強化の観点から新規協力を検討する「北米・中南米地域広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」、中南米地域でも深刻化する高齢化問題への新規案件を検討する「高齢化に係る情報収集・確認調査」を開始した。さらに、サンパウロ大学(USP)法学部国際法・比較法学科との間で「日本開発研究プログラム(フジタ・ニノミヤチェア)」に関する共同事業取決めに12月に署名した。本取決めに基づき3月に日本の近代化や開発経験の理解促進のための講座を開設し、日伯の関係強化に資する人材育成を開始した。

⑤ 事業上の課題及び対応方針

- ・ ベネズエラの政治経済情勢悪化等を受け、同国への支援は、遠隔で行える本邦研修や帰国研修員同窓会活動支援等に限定して継続した。同国情勢が悪化するなかで本邦研修への応募者を確実に確保できるよう、ベネズエラ支所が主体的に研修員の募集・選考プロセスに関与し、その結果として、厳しい状況の下で次代を担う若者たちの育成に携わっている大学関係者の参加を確保することができた。なお、治安の著しい悪化を受け、ベネズエラ支所長はペルーに在勤し、日常的には支所の現地職員に対して電話やメールを通じて業務指示にあたりるとともに、定期的にベネズエラに短期出張し、支所の運營業務にあたっている。

No.5-5 アフリカ

アフリカ地域は、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクが依然として高い一方、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げている。こうした状況や TICAD VI ナイロビ宣言等を踏まえ、当該地域に対しては、自立的発展、経済の持続的で包摂的な成長、貧困削減・格差是正に主眼を置き支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、経済構造改革、強靱な保健システム、社会安定化を各々促進するための協力を実施した。TICAD VI 公約の官民総額 300 億ドルの貢献（2016～2018 暦年）のうち、約 8,405.85 億円の事業を実施した。また、1,000 万人の人材育成（2016～2018 年度）に対し、2018 年度は約 6.3 万人の人材を育成し、2016 年度から合計約 1,377 万人の人材を育成した。さらに、官民による質の高いインフラ投資 100 億ドルの貢献（2016～2018 暦年）に対して、約 6,127 億円の事業を実施した（うち、2018 暦年分の進捗は約 1,590.35 億円。経費実績は 2018.3 月末時点の暫定値）。
 - ABE イニシアティブによるアフリカからの留学生について、TICAD VI 公約 1,500 名（2018 年まで）のうち、機構の受入予定である 600 名に対し、2018 年度は 119 名を受け入れることにより累計 746 名を受け入れ、民間企業等の評価が高い本事業において予定を上回る実績を残した。
 - アフリカにおける産業人材育成：TICAD VI の公約（2016 年～2018 年で 3 万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2016 年～2018 年で累計 69,767 人を育成し、公約目標値を上回る支援を実現した。

② 重点領域への支援

重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

ア) 総合広域開発

- ・ **3 重点回廊**：TICAD V 及び VI を通じて表明した 3 重点回廊（東アフリカ北部回廊（ケニア、ウガンダ、ルワンダ）、ナカラ回廊（モザンビーク、ザンビア、マラウイ）、西アフリカ「成長の環」（コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソ））の総合広域開発に向けて技術協力、有償資金協力、無償資金協力を連携させた支援を行った。
 - **東アフリカ北部回廊**：2017 年度に公表した東アフリカ北部回廊物流整備マスタープランにおける重要案件であるモンバサ開発事業及びモンバサ経済特区開発事業等の先行実施を含め、当該地域の運輸インフラ開発、産業開発に資する案件を実施した。特に、東アフリカ北部回廊の輸送能力増強、及び安全な交通の確保を目的としたウガンダ向け円借款「ナイル架橋建設事業」は、10 月に完工式が開催された。架橋建設により、時速 80Km での通行（従前の 4 倍速）が可能となった。完工式においては、ムセベニ大統領から、4 年半の歳月において死亡者を一人も出さず、また従業員の 9 割がウガンダ人であったことから、地元の雇用への大きな寄与、並びに現地建築・土木関係者への技術移転効果があったことへの感謝があった。
- ・ **ナカラ回廊**：2016 年 11 月にモザンビーク政府が閣議決定した「ナカラ回廊経済開発戦略」に基づいて、運輸・電力インフラ開発、産業開発、人間開発等に資する案件を実施した。2018 年 7 月にはナカラ回廊の起点を整備するモザンビーク・ナカラ港開発事業（有償資金協力）が着工。8 月には同国職業訓練センター改善計画（無償資金協力）の G/A が締結された。同じく 8 月に完工

したナカラ市医療従事者養成学校建設計画（無償資金協力）は、北部地域の保健人材育成の促進を通じて、低開発におかれた同地域の保健指標の改善に貢献するものである。

- ・ **西アフリカ「成長の環」**：2017年度に完成・公表した西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープランの具現化の一部として、主に運輸交通インフラの改善に向けた事業に取り組んだ。具体的には、コートジボワール・アビジャン3交差点建設事業（有償資金協力）、ガーナ第二次国道八号線改修計画（無償資金協力）のL/A・G/Aを締結した。
- ・ 上記3重点回廊を含むアフリカのインフラ事業等への本邦企業の参画促進のため、アフリカ・インフラセミナーと称して3か国（タンザニア、マダガスカル、コンゴ民主共和国）の都市開発マスタープランの企業向け説明会を本邦で開催した（各60～100名参加）。またアフリカ事業への関心が高いパリにおいても日仏企業向けの機構のアフリカ事業説明会を開催した（約50社参加）。民間提案型事業においてもアフリカ地域への参画を促すべく、全国内機関を繋ぎ、初めてのアフリカ地域課題発信セミナーを2回実施した（8月、2月）。
- ・ また、4月に「自由で開かれたインド太平洋」の観点からも戦略的に重要な、マダガスカル向けの円借款「トアマシナ港拡張事業」の起工式を開催した。

イ) アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）との協力

- ・ 7月にNEPAD等と第3回アフリカカイゼン年次会合を南アフリカで開催し、アフリカ、アジア、中南米の20か国の大臣、次官や民間企業等を含む約150名の参加者とともに、カイゼン普及によるアフリカの産業振興に向けた一層の取組みを促した。効果的普及のための「カイゼンハンドブック」も発表した。
- ・ 同月にマヤキNEPAD長官ほかと本邦で年次協議を行い、TICAD7に向けた連携分野（広域インフラ、農業・栄養、カイゼン）における意見交換を行うとともに、マヤキ長官ほかによる講演会をUNDPと共催することで、TICAD7に向けたアフリカのカイゼン事業の取組を一般向けに発信した。
- ・ 12月にNEPAD、ガーナ政府、地域経済共同体（中央アフリカ諸国経済共同体（ECCAS：Economic Community of Central African States）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA：Union Économique et Monétaire Ouest Africaine）と中西部アフリカOSBP（One Stop Border Post）ソースブック普及セミナーを開催し、中西部アフリカ20か国等からの約85名に対し、域内統合促進や貿易円滑化に向けたOSBP普及のための議論を促した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ TICAD7に向けて機構内でタスクフォース（教育、保健、産業・資源開発、電力、地域・都市開発、環境・気候変動、平和と安定、農業・食料・栄養、民間連携、知のネットワーク、スポーツ、科学技術イノベーション（STI）、広報）を立ち上げ、日本政府から発表見込みの我が国貢献策に対する「JICA貢献策（案）」の検討や、外務省及び国際機関等との意見交換、サイドイベント・プレイベントの準備・開催、広報活動の展開を行った。具体的には、外務省との勉強会や貢献策（案）の説明会の開催、TICAD閣僚会合（10月、東京）でのサイドイベント開催、TICAD7プレイベント開催（10月以降72回）、地方でのTICAD広報活動（イベント開催43回等）のほか、国際助言委員会（7月、東京）、世銀とのハイレベル対話（10月、東京）、フランス開発庁（AFD）とのリトリート（5月、東京）等をタスクフォースの参加を得て開催した。
- ・ 2017年度に業務協力協定を締結したアフリカ地域持続可能な開発目標センター（The Sustainable

Development Goals Center for Africa, SDGC/A) との間で、アフリカにおける高等教育の質の向上のために、機構が支援する汎アフリカ大学 (PAU) 及びジョモ・ケニヤッタ農工大学の教育の質の向上に関する取組の分析・発信に向けた連携を開始した。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ TICAD VIの公約に貢献すべく、全般的には事業を順調に進めたが、一部の国で債務持続性の問題が発生し、円借款案件の供与を円滑に進められなかった。今後、マクロ経済分析や債務管理能力の強化に資する技術協力等を行っていく予定である。

No.5-6 中東・欧州

中東・欧州地域は、「アラブの春」以降、多くの国で政情不安定化等により、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在している。また、シリアからの難民問題は、当該地域のみならず欧米諸国への影響も大きく世界的な問題に発展している。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、今後の同地域の安定化と人間の安全保障の確保に主眼を置き支援した。具体的には、国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を地域の安定化に向けた重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「中東地域安定化のための包括的支援」：2018年は、日本政府がG7伊勢志摩サミット（2016年5月）で表明した支援、及び難民及び移民に関する国連サミット（2016年9月）で表明した支援公約（2016年～2018年の3年間）の最終年に当たり、公約達成に向け、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、人材育成等を通じた中東地域の安定化支援、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」(J-TRaC)の派遣、シリア平和の架け橋・人材育成プログラム（シリア人留学生の受入れ）等の取組を推進した。その結果、下記のとおりJ-TRaCは公約を達成、シリア人留学生の受入も計画どおり実施している。また、シリア難民ホスト国であるトルコで、ホスト自治体のインフラ整備への資金供与を実施し、「シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査」のパイロット事業を通じて難民やホストコミュニティに対する社会サービス提供に係る能力強化を支援した。同じく、多数の難民受入れによる急激な人口増加や公共サービスの対象者増大に伴う財政負担の拡大が課題となっているヨルダンでは、ビジネス環境の改善や、主に若年層、女性、シリア難民等の雇用促進に向けた制度改善を目的とした開発政策借款のL/Aに調印した。
- 「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」(J-TRaC: Japan Team for Refugees and Community)：2016年5月から3年間で約50名の専門家や隊員等を難民キャンプや受入国・コミュニティに派遣する目標に対し、国際機関や受入国機関との連携も含めた支援を通じて、当初の目標を上回る67名を派遣した。支援の一例として、電力分野では国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及びヨルダン電力公社と連携して電力施設や安全性確保等の研修を実施し、シリア難民の安全な生活環境改善や収入機会の提供につなげた。また、ヨルダンにおけるパレスチナ難民女性生計向上の取組で支援した女性の家庭内での生計向上を支援する研修パッケージを活用し、シリア難民女性のキャンプ内での生計向上に資する協力モデル形成にも取り組んだ。こうした支援事業は、難民の女性が将来的にシリアに帰国した時にも、生計向上に資することを目的としている。
- ・ 「平和の架け橋・人材育成プログラム」(シリア人留学生受入)：2017年から5年間で最大150名(う

ち機構実施分 100 名) を受け入れる目標に対し、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を構築し、2017 年度 19 名 (及び家族 19 名) の受入に続き、2018 年度 20 名 (及び家族 11 名) の計画どおりの受入を実現した。2018 年度の受入れにあたっては、2017 年度の経験を基に、留学生の募集・選考に加えて来日後の研修プログラムでも先輩留学生と直接相談可能な機会を設ける等の改善を図り、留学生及び家族の日本における円滑な学業・生活のスタートアップを支援した。また、更なる同目標の円滑な実施に向けて UNHCR レバノンに出向人員を配置した。

- ▶ **「エジプト・日本教育パートナーシップ」**：2016 年 2 月に両国政府間で締結された同パートナーシップの目標達成 (5 年間で 2,500 名の留学生・研修生受入含む) に向け、就学前、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージで技術協力を推進するとともに、無償資金協力「第二次エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」、円借款「人材育成事業 (エジプト・日本教育パートナーシップ)」及び「エジプト・日本学校支援プログラム (エジプト・日本教育パートナーシップ)」の実施を促進した。エジプト・日本学校 (EJS : Egypt-Japan School) では、日本式教育が評価され、パイロット校の全ての校長及び大多数の教員が「特活」導入により児童の協調性や生活態度、規律など良い変化が起きていると回答した。また、EJS は 2018 年度に 35 校も開校しており、技術協力と円借款の連携を通じて、他国には例を見ない規模・速さで日本式教育の普及を推進した。「人材育成事業 (エジプト・日本教育パートナーシップ)」では 2018 年度に 151 名 (累計で 169 名) の留学生を受け入れるとともに、4 大学と契約を締結して短期研修を開始した。また、高等教育への支援として、「エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology) プロジェクトフェーズ 3」を開始した。
- ・ **「日・サウジ・ビジョン 2030」**：2017 年 3 月に両国政府間で合意された二国間協力の基本的な方向性である「日・サウジ・ビジョン 2030」に基づき、機構が関与する重点分野の「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ・教育」に関連した取組を推進した。中小企業分野では、中小企業振興支援システム強化のためのセミナーを 4 都市で実施し、28 名が参加した。また、社会福祉・公共サービスの分野や下水分野で、同国とも一部コストシェアしつつ、政府機関職員等の研修を実施した。
- ・ **「西バルカン協力イニシアティブ」**：西バルカン 6 か国全てに調査団を派遣、外相 (6 か国中 4 か国) 訪日時に機構副理事長と面談・意見交換を行う等、二国間関係の強化に貢献した。また、実施中の広域事業における域内 4 か国の中小企業メンタリングサービス普及戦略及びメンター向け研修プログラムの作成や、観光振興 (広域) 専門家派遣による域内 3 か国の観光局の調整メカニズムの構築や連携能力の強化等を通じて、域内協力を推進した。また、西バルカン地域の共通の課題である森林火災へ対策を目指した新規案件を形成した。さらに、新興ドナーであるルーマニア (RoAid : Romanian Agency for International Development) 及びブルガリアとの関係を構築・強化した。加えて、これら取組を、JICA 地球ひろばで随時開催しているセミナー、外務省主管の青年招聘、メディア招聘、ビジネスセミナー等で積極的に発信し、同イニシアティブの推進に貢献した。
- ・ **ABE イニシアティブ**：前述のエジプトにおける留学生借款事業に加え、2018 年度 16 名 (北アフリカ地域分) の来日を含む ABE イニシアティブによる人材の受入を推進した。特に 2018 年度は、リビアから初の留学生を 1 名受け入れた。リビアの政情から留学生受入は困難を極めたが、在日本リビア大使館と緊密に連携し、将来の国づくりを担う留学生受け入れを実現した。また、モロッコにて ABE イニシアティブを活用した研修生によるネットワークフェアと共に、同 ABE イ

ニシアティブでインターンシップを受け入れている企業等による現地視察ツアーを実施した。

② 重点領域への支援

重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

ア) 国の発展を支える人材育成

- ・ 研修に加え、上述のとおり、シリア平和の架け橋・人材育成プログラム、エジプトに対する留学生借款事業等、留学生制度も積極的に活用した支援を実施した。

イ) 格差是正、雇用創出

- ・ 地域の安定に重要な格差是正や雇用創出のため、当該国の地域間格差、雇用の課題に留意し、農林水産・農村開発、雇用創出に資する人材育成・ビジネス・投資環境整備・起業支援を実施した。
- ・ モロッコでは、地域間格差是正を目的とした円借款「地方給水事業（III）」及び「地方道路整備事業（II）」を実施した。また、水産業振興のための円借款「海洋・漁業調査船建造事業」を通じて日本の造船技術を活用した調査船建造を通じた水産資源管理能力の向上への支援を開始した。
- ・ ヨルダンでは技術協力「若年層へのキャリアカウンセリング能力向上プロジェクト」を実施し、大学等における若年層の就職支援能力の向上を支援して雇用促進を図った。
- ・ パレスチナでは、日本独自の中東和平への中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業であるジェリコ農産加工団地の開発・運営能力を引き続き支援した結果、新規6社を含む、累計15社が操業した。「回廊」構想については、5月の安倍総理との首脳会談にて、パレスチナ自治政府のアッバース大統領からは「このプロジェクトはメイドインジャパンであり、素晴らしいものである。パレスチナに希望を与えるものであり、今後とも協力していきたい」と評価された。
- ・ エジプトの重要産業である観光に対し、円借款、技術協力3件を通じて大エジプト博物館の建設・運営を支援し、同国政府の目標である2020年の大エジプト博物館開館に向け包括的に協力した。
- ・ バルカンでは、技術協力「西バルカン地域における中小企業振興メンターシステム構築・普及促進プロジェクト」を実施し、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を周辺国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア）に普及・展開する支援を実施した。

ウ) 地域安定化に資するインフラ整備

- ・ 日本の技術・知見の活用に留意し、電力、水、環境、運輸・交通分野の資金協力事業の形成・実施を促進した。イラクの「クルド地域電力セクター復興事業」、「バスラ製油所改良計画」、モロッコの「海洋・漁業調査船建造事業」では、日本の技術・知見を深め、事業における活用を促進するため、先方実施機関職員を日本に招き、視察・研修等を実施した。
- ・ **電力分野**：「クルド地域電力セクター復興事業」は9月に貸付実行が完了、今後、慢性的に電力が不足する同地域の電力の安定供給に貢献することが期待される。また、イランでは、EU3+3（英仏独米中露）間で合意した「包括的共同作業計画（JCPOA：Joint Comprehensive Plan of Action）」後初の円借款となる電力リハビリ事業の形成に向け準備を進めた。チュニジアでは「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業」、エジプトでは電力分野への幅広い支援（火力発電、再生可能エネルギー、配電、省エネ）を実施した。
- ・ **環境分野**：ウクライナでボルトニッチ下水処理場改修事業を推進、エジプトで下水事業を形成、チュニジアでスファックス海水淡水化事業の実施に加え、シディサレム多目的ダム堆砂・治水対策事業の形成準備、セルビア・ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業及びボスニア・ヘルツェゴビナ・ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業を推進した。また、セルビア向けの新規協力を検討すべく、エネルギー効率化・再エネ分野の情報収集・確認調査を開始した。

- ・ **運輸・交通分野**：エジプト・カイロ地下鉄4号線実施促進、モロッコ港湾建設に係る事業の形成等を実施した。チュニジアでは、首都近郊のラデス港の混雑改善のため、港湾・税関分野での専門家の派遣準備を行った。
- ・ **復興支援（紛争影響地域における電力・水分野）**：イラクでは地域紛争からの復興・破壊されたインフラの整備を重視し、電力・水分野の円借款を形成し、バスラ上水道整備事業（第二期）、灌漑セクターローン（フェーズ2）、クルド地域上水道整備事業（第二期）のL/Aに調印した。

エ) 難民受入ホストコミュニティに裨益する支援

- ・ 主要な難民受入国であるヨルダン、レバノン、トルコ、西バルカンにおいて、各種の事業形態を活用した支援を実施した。
- ・ ヨルダンでは、世銀との協調融資による開発政策借款「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」や、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）との連携による国際機関連携無償「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」、国際金融公庫（IFC：International Finance Corporation）と連携した海外投融資「ムワッカール太陽光発電事業」、本邦民間企業と連携した開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、隊員派遣等、様々なパートナーとの連携、援助手法により支援を実施している。また、上述のとおり、ビジネス環境の改善や、主に若年層、女性、シリア難民を含む外国人の雇用促進等への支援を目的とした開発政策借款（DPL：Development Policy Loan）のL/Aに調印した。
- ・ トルコでは難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款「地方自治体インフラ改善事業」を実施するとともに、トルコ国内のシリア難民に対する心理ケア等の社会サービスに係る支援ニーズ調査を実施した。セルビアでは、難民支援に従事するボランティア（UNV：United Nations Volunteers/UNHCR）を派遣した。

③ 事業上の課題及び対応方針

- ・ 治安情勢が不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等と連携の上、治安上のリスクに係る情報収集・分析や事業計画の策定・実施、本邦研修や周辺国における第三国研修、帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。また、目標達成だけで満足することなく、より大きな開発インパクトを生み出す仕組みづくりについても努力が図られるとよいと考える。（2017年度主務大臣評価報告書、No.5「地域の重点取組」）

(2) 対応：

自由で開かれたインド太平洋、日・ASEAN首脳会議の公約、PALM8の公約、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ、戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017年～2021年）、中南米・カリブ地域における3つの理念（juntos）、TICAD VIナイロビ宣言、ABEイニシアティブ、中東地域安定化のための包括的支援、西バルカン協カイニシアティブ等を踏まえた事業の形成・実施に、上述のとおり着実に取り組んだ。

また、より大きな開発インパクトを生み出す仕組みづくりとして、①広域事業の実施、②援助手法の効果的組合せによる開発効果の拡大、③民間連携事業の推進、④国際機関との連携、⑤国内リソースの発掘・活用等に取り組んだ。

①に関し、大洋州における島嶼国向けの気候変動対策やハイブリッド発電事業の実施、SICA を通じた地域協力、西バルカン協力イニシアティブに基づく域内協力の推進等を実施した。②に関し、ネパール震災復興に向けた技術協力、無償資金協力、円借款の一体的実施、インドにおける民間連携事業と円借款の連携による農業開発、エジプトにおける技術協力と円借款による日本式教育の効果的な普及等を推進した。③に関し、全国内機関を繋いだ初めてのアフリカ地域課題発信セミナーの開催、アフリカ地域の4課題（保健、農業、教育、インフラ）に係る初のスタディツアー開催、カシミア製品製造能力向上やブラジル北東部の持続的農業開発に向けた海外投融資の検討・実施等を推進した。④に関し、フィリピンにおける過去最大規模の ADB との協調融資に係る L/A 調印、IUU 漁業対策研修等における米・豪との連携、アフガニスタンにおける UNDP 及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラム、NEPAD 等とのアフリカカイゼン年次会合の開催、世銀や UNOPS 等との連携による難民受入ホストコミュニティに裨益しうる支援等を実施した。⑤に関し、JICA 開発大学院連携を通じた将来のリーダー層との人的ネットワークの構築、企業・大学・NGO 等とともに議論するオープン・イノベーションの実施、バングラデシュの ICT 人材育成における宮崎市・宮崎大学・地元の民間 IT 企業等との連携、SATREPS 案件の社会実装に係る追加業務の三井物産株式会社からの受託等、積極的に活動を展開した。

No.6 (一定の事業等のまとめ)	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成30年度開発協力重点方針
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	6,000件 ⁸² (2017-2021)	1,200/年	2,137件	2,572件			
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額 (百万円)			10,710	9,559			
決算額 (百万円)			6,475	6,681 ⁸³			
経常費用 (百万円)			6,687	6,794 ⁸⁴			
経常利益 (百万円)			△1,116	△724 ⁸⁵			
行政サービスコスト (百万円)			6,689	6,782 ⁸⁶			
従事人員数			77	79			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</p> <p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、SDGs ビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施する 「国際展開戦略」等の実施に向け、経協インフラ会議等に対して必要な情報を提供する。また、日本政府の政策的な優先度及び民間企業等のニーズを踏まえ、機構の民間連携に関する制度改善にも取り組む。加えて、開発途上地域における開発効果が高く、本邦企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。 <p>イ 中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。特に、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、開発課題現地ニーズ等の情報を提供する

⁸² 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約3%増として設定する。前中期目標期間実績平均1,168件/年

⁸³ 暫定値

⁸⁴ 暫定値

⁸⁵ 暫定値

⁸⁶ 暫定値

- ・ 提案型事業について、応募者側の手続きの簡素化を含む制度改善を行う。また、日本政府の重要政策に合致した案件形成に向けて、質の高いインフラ整備技術や、地域産業を集積した海外展開に係る提案型事業の枠を新たに設ける。
- ・ ネットワークを活用、自治体、大学、他の支援機関（日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、地方銀行等）との連携を強化し、新規企業の発掘や提案型事業への応募促進に向けたセミナー等を共同開催する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 協力準備調査（PPP インフラ事業）、開発途上地域の SDGs 達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、民間企業等の優れた技術や知見の活用を通じた開発協力の推進に貢献した。特に、①民間企業等の多様なニーズに応じた制度整備（「インフラ推進技術推進特別枠」、「地方産業集積海外展開枠」の新設）、②インフラ等輸出促進に向けた取組（STEP 制度改善、日本新幹線システムのソフト・ハードの一体輸出）、③日本の技術の導入（トンガ可倒式風力発電技術）、④革新的技術の活用（ICT を AI を駆使した遠隔医療支援事業）、④地方金融機関との連携強化（本邦企業の海外ビジネス展開への事業資金融資等）、特筆すべき成果をあげた。

ア 民間企業等

- 民間企業のニーズを踏まえ、既存の各制度を整理・統合し、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を新設。
- 海外投融資事業4件（バングラデシュ民間総合病院の設立・運営事業、ブラジル農業サプライチェーン強化事業）を承諾。
- 民間技術普及促進事業にて、運輸交通、環境管理、防災、農業・農村開発、上下水の課題解決に資する6案件（ICTを活用した遠隔地での農作業、生分解性プラスチックレジ袋、高濁度・水質変動型浄水技術等）を採択。
- SDGs ビジネス支援型では案件化調査11件、普及・実証・ビジネス化事業9件採択（ブロックチェーン技術、AI等ICT技術を活用した事業が5件）。開発途上国の課題解決型ビジネス調査6件採択（ Deng 熱対策の防蚊衣類、衛生データを活用した農作物の生産性向上等）。
- IFC と3件の協調融資案件を実施。米国海外民間投資会社と覚書を締結。Citibank と初の協調融資を実施。
- 経協インフラ戦略会議にて各テーマに基づき、インフラ輸出促進と戦略性向上のための情報を提供。インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施を推進（バングラデシュ・マタバリ港開発事業、バングラデシュ・ダッカ都市交通整備事業）。
- ◎ **民間連携事業の制度改善【③】**：「SDGs ビジネス支援型」の案件化調査では、11件中10件が新規採択企業となり、革新的技術を持つがなかなか踏み出せなかった本邦企業に、SDGs ビジネスに挑戦する機会を提供した。

- ◎ **革新的技術の活用【④、⑤】**：株式会社 miup が機構の SDGs ビジネス調査を活用し、バングラデシュにて、医療機関・医療人材が不足した環境でも実施可能かつ安価な ICT と AI を駆使した遠隔医療支援事業の事業化を検証。同取組が評価され第 2 回目経ソーシャルビジネスコンテストで大賞を受賞。
- ◎ **日本技術の導入【③、④、⑤】**：株式会社プログレッシブエナジーは、普及促進事業を通じて、サイクロン接近時に設備本体を倒して被害を避けることができ、サイクロンの多いトンガに適した技術として可倒式風力発電技術に対するトンガの政府関係者の理解を促進する活動を 2015 年末まで実施。その結果、可倒式風力発電技術がトンガ政府より高く評価され、同社が無償資金協力事業を落札し、同技術の導入が決定。また、2017 年度に L/A を調印した、インド高速鉄道の建設・運営のための人材育成を目的とする事業に続き、同高速鉄道の本体事業である「ムンバイ・アームダバード間高速鉄道建設事業（第一期）」及び「同（第二期）」の L/A を調印し、日本の新幹線システムをソフト・ハード一体で輸出する事業への本格実施に着手。

イ 中小企業等

- 「中小企業支援型」では、基礎調査 26 件、案件化調査 58 件、普及・実証・ビジネス化事業 34 件採択。
- 民間企業に加えて、金融機関、大学関係者、地方自治体、NGO 等に対象を拡大し、開発途上国課題共有セミナーを開催（計 772 企業・団体、840 名参加）。加えて、中小企業海外展開支援セミナーを全国各地で開催（171 回、3,711 社、6,195 名参加）。
- 中小企業の海外進出支援を推進すべく、地域金融機関、JETRO、中小企業基盤整備機構、自治体（福島県郡山市、高知県）との連携を強化。
- ◎ **中小企業等技術の事業化【③、④、⑤】**：機構の普及・実証事業を通じ、インドネシアにて本邦中小企業が水産資源として利用されていなかった縞タコの高付加価値水産加工品の開発と製造に関する実証等を行った。その結果、日本市場でも受け入れられるようになり、世界的なタコ供給不足の中、原料不足に悩む提案企業の地元水産業界の活性化にも貢献。橋やダムなどインフラ構造物に入るコンクリートのひび割れを迅速かつ正確に計測するシステム「KUMONOS」を独自開発した中小企業が普及・実証事業を通じて提案製品の実証活動を行ったところ、タイの政府機関・大学でその技術を認められ、「ラマ 8 世橋」のひび割れ計測業務を受注した。
- ◎ **中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善【③】**：インフラ整備技術推進特別枠、地方産業集積海外展開枠を新設。インフラ整備技術推進特別枠では、従来の枠では参加困難であった企業に応募機会を提供し 4 件採択。地方産業集積海外展開枠では、集積された産業を有する地域の複数の企業に応募機会を提供し 3 件採択。
- ◎ **地域金融機関との連携強化【②】**：地域金融機関との連携を強化し、機構北陸支部が連携先である地方銀行と連携し海外展開を志向する企業を発掘した（2018 年度第一回公示にて採択）ほか、機構民間連携事業に参加した本邦企業の現地ビジネス展開に対して必要な事業資金について融資を行う等、案件発掘・形成から事業後の資金調達まで包括的な支援を実施。

<課題と対応>

SDGs 推進に向けた対話及び協働により、本邦企業等が有するリソースを活用した開発途上地域の課題解決への貢献を加速する。特に、革新的な技術や製品の積極的な導入を図るとともに、課題発信セミナー等による現地ニーズ等の積極的な情報提供や特定の国・地域の特定の課題に対する提案型事業を募ることにより、マッチングの強化を促進する。

4. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
協力準備調査 (PPP インフラ事業)、開発途上地域の SDGs 達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数	51 法人・団体 ⁸⁷	29 法人・団体	49 法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数	63 項目 ⁸⁸	104 項目	109 項目 (うち、実施済 39 項目)

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- **中小企業・SDGs ビジネス支援事業の新設**：企業提案型事業は、企業規模に応じた複数の制度が併存しており企業側からは分かりにくいとの指摘を受けていた。このため、既存の各制度を整理・統合した「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を9月の公示から新たに導入し、原則中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGs ビジネス支援型」の二つの制度に分かりやすく整理した。「SDGs ビジネス支援型」では、案件化調査として11件、普及・実証・ビジネス化事業として9件を採択し、特に案件化調査は「SDGs ビジネスに挑戦したいが、現地の情報が限られており更にアイデアを詰めてビジネスモデルの素案を検討したい」といった企業からのニーズを踏まえて新設された結果、11案件のうち10件は新規採択の企業となった。また、楽天株式会社によるブロックチェーン技術やAIを活用したルワンダでの保険事業の提案をはじめとして、ICT技術を活用する提案が5件含まれるなどの革新的な提案が目立つ等、企業側にとって新規性の高い取組を促進する機会を提供した。
- **SDGs ビジネス調査**：開発途上国でのSDGs達成に貢献するビジネスを対象に、ビジネスモデルの開発や機構との協働事業の可能性を検討・確認する「途上国の課題解決型ビジネス (SDGs ビジネス) 調査」(上記「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の前身となる制度の一つ)で、7月に6件を採択した。例えば、インドネシアで医薬品メーカーと衣料メーカーが連携し、デング熱対策となる防蚊衣類を製造、販売する提案 (SDGs ゴールの3 (健康) のターゲット3.3に貢献)、南アフリカで衛星データを活用して農作物の生産性向上に繋がる農業情報提供サービスを行う提案 (SDGs ゴールの2 (飢餓・栄養) のターゲット2.4及びゴール13 (気候変動) のターゲット13.1に貢献)、ブルキナファソで新たなたんぱく源となる大豆ミートの調達・製造・販売ビジネスを通じ住民の栄養改善と女性農家の収入向上を目指す提案 (SDGs ゴール2 (飢餓・栄養) 及びゴール5 (ジェンダー平等) に貢献) 等、革新的な技術等の利用により開発途上国の課題解決への貢献が期待される提案を採用した。
- **バングラデシュ：「保健サービスへのアクセス改善のための健康診断ビジネス (SDGs ビジネス) 調査」**：コニカミノルタ株式会社と東京大学発のベンチャー企業である株式会社 miup からの提案により、貧困層を対象に、ICTとAIを駆使して医療機関・医療人材が不足した環境でも実施可能かつ安価な遠隔医療診断事業の事業化検証に取り組んでいる (2016年度開始)。同事業による取

⁸⁷ 前中期計画目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁸⁸ 2013-2015 累計値平均

組が高く評価された結果、日本国内外の社会課題解決に貢献する優秀なビジネス企画を表彰する「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」(2月、日本経済新聞社主催)において、308件の応募の中から株式会社 miup が大賞を受賞した。

- ・ **協力準備調査 (PPP インフラ事業)** : インドネシア「パティンバン港高速道路事業準備調査」を採択し、円借款で整備中の新設パティンバン港と既設チカンペックパーリマナン高速道路を接続する高速道路の建設・運営により、首都圏の物流能力強化を図り、同国の投資環境改善を通じた更なる経済成長への寄与と SDGs ゴール9への貢献を目指している。
- ・ **海外投融資** : 2011年度の制度再開以降、2018年度の承認4件を含み、累計で26件の海外投融資事業を承諾した。出融資後の成果として、2018年度にはアジア地域の貧困女性等の金融サービスへのアクセス向上を通じた女性のエンパワーメントを目的とした「日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド」や、カンボジアで唯一の大水深港であるシハヌークビル港の貨物取扱能力向上等を目的とした「シハヌークビル港整備・運営事業」(いずれも2016年度調印)により配当が実施された。また、2018年度の承諾案件として、以下4案件への出融資を決定した。
- ・ **バングラデシュの民間総合病院事業** : グリーンホスピタルサプライ株式会社との共同出資事業。首都ダッカに民間総合病院を設立・運営することにより、日本の病院経営ノウハウを活用した医療サービスの提供を図り、もって同国の医療水準の向上の寄与するもの。SDGs ゴール3へ貢献。
- ・ **ブラジルの農業サプライチェーン強化事業** : ブラジルの穀物企業である Amaggi Exportacao e Importacao Ltda. に対する融資事業。生産・集荷増に対応する穀物輸送インフラ整備、農家向け耕作資金貸付・営農指導、及び穀物買付・集荷の一体的な支援を通じ、農業物流の改善と農業生産性の向上を図り、ブラジル北東部地域の農業開発推進に寄与するもの。SDGs ゴール2へ貢献。
- ・ **省エネ・再生可能エネルギー事業 II** : 中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域において省エネ・再生可能エネルギー事業への投融資を行うことにより、持続的な経済成長・温室効果ガスの削減を含む気候変動対策に寄与するもの。SDGs ゴール7(クリーンエネルギー)及びゴール13(気候変動対策)に貢献
- **パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業** : パラオ国際空港の旅客ターミナル施設の拡張・改修を行うことにより、旅客ターミナルの対応可能旅客数の拡大を図り、以って同国の観光産業発展による経済成長の促進に寄与するもの。機構は案件形成の段階から協力準備調査 (PPP インフラ事業) を通じて一貫して支援を実施した。本事業では双日・日本空港ビルデングが本邦企業として空港運営に参画する他、政府機関である海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) とも協調しており、オールジャパンで取り組む案件であり、本事業は同国初の PPP 事業として、パラオにおける民間資金動員のモデルケースとなることが期待される。SDGs ゴール9 (インフラ) 及びゴール17 (パートナーシップ) に貢献。

② 日本の民間企業等が有する技術や製品、システム等の積極的な活用、発信

- ・ 日本の民間企業等が持つ優れた製品、技術等の活用・普及を図る民間技術普及促進事業 (上記「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の前身となる制度の一つ) において、8月に運輸交通、環境管理、防災、農業・農村開発、上下水の課題解決に資する案件6件を採択した。ICTを活用して遠隔での農作業を可能とする技術、スタビライザーによる路上路盤再生工法、ICカードの活用を含めたバス事業経営・運営ノウハウ、土壌藻類を活用した環境配慮型斜面復旧事業、生分解性プラスチックレジ袋、高濁度・水質変動対応型浄水技術等、日本企業の強み・技術を活用した開発途上国の多様な課題の解決が期待される。

- ▶ **トンガ「災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業」**：沖縄に所在する株式会社プログレッシブエナジーは、台風や塩害等、沖縄の気象条件に適応した可倒式風力発電技術を有している。同社は、サイクロン接近時に設備本体を倒して被害を避けることができ、サイクロンの多いトンガに適した技術としてトンガの政府関係者の理解を促進する活動を2015年末まで実施した。その結果、同社の技術がトンガにおいて高く評価され、2018年度には、同社が無償資金協力事業「風力発電システム整備計画」を落札し、同システムの導入が決定した。

③ 他機関との協調融資の促進

- ・ 協調融資促進に係る協力覚書を締結済みの国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）、アジア開発銀行（ADB）、米州投資公社（IDB Invest）と、複数の協調融資候補案件の形成を行っており、IFCとは3件の協調融資案件を実施した。米国海外民間投資公社（OPIC：Overseas Private Investment Corporation）とも覚書を締結し（9月）、協調融資候補案件を協議中。加えて、覚書は締結していないものの、欧州復興開発銀行（EBRD：European Bank for Reconstruction and Development）、アフリカ開発銀行（AfDB）等の国際機関とは、具体的な協調融資候補案件を審査中。ブラジルの農業サプライチェーン強化事業では、Citibankと初めての協調融資を行った。

(2) インフラシステム輸出

① 日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

- ・ **経協インフラ戦略会議**：各回のテーマに基づいて、特定の国・地域及び分野に係るインフラ輸出促進と戦略性向上のための情報提供を行った。テーマ「資源・エネルギー」では、エネルギーアクセス向上、低炭素化、持続的成長、人材育成分野等における機構の取組について情報を提供した。テーマ「水」では灌漑・水管理、水資源・上水道、下水道・浄化槽、防災と多分野の協力状況について情報を提供した。テーマ「第3国協力」では、事業における第3国企業間連携の実績や、海外投融資での取組について情報を提供した。テーマ「防災」では、災害復興に係る応急対応から復興マスタープラン等による復旧・復興事業までの一体的な取組について情報を提供するとともに、ODAによるインフラ案件の事例を多数含む形での各省の分野別「海外展開戦略」策定にも貢献した。

② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

- ▶ 「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」で、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を検討することが打ち出されており、業界団体及び本邦企業からヒアリングを行った上で、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省と累次協議を行い、本邦技術活用条件（STEP）の制度改善を実現した。具体的には、部材の本邦調達比率への算入や主契約者条件の緩和等を行うことで、応札者が増加し、競争性が向上する結果、不調・不落さらには1者応札の回避等が期待される。また、協力準備調査（PPP（Public Private Partnership）インフラ事業）によるPPP事業の事業化に資するために、提案企業向けの調査後アンケート結果を踏まえ、2018年度公示で、提案企業の事業化意思の要件緩和、共同提案者への外国籍法人の容認等を改善した（No13-2. (1) ②参照）。
- ・ 9月の損保ジャパン日本興亜が主催する「海外インフラプロジェクトに関するセミナー」において、ゼネコン、商社、コンサルタント業界等約160人に対し、協力準備調査（PPPインフラ事業）、SDGsビジネス調査、民間技術普及促進事業、民間連携ボランティア等、民間企業のインフラ輸出における機構の活用可能性を発信した。また、円借款事業について、STEP案件のみならず、

道路や橋梁等の本邦企業が関心を持つ可能性のあるアンタイド案件についても、国交省との共催による企業説明会を実施した。7月及び12月には、日本経済新聞社が主催する「日経 SDGs フォーラム」を後援し、700名超の企業経営層へ民間連携事業を紹介、また、10月には「アフリカビジネスセミナー」にてSDGs、アフリカの現況、アフリカへのビジネス進出を促進する機構の各スキームを紹介した。

(3) インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施

- ・ 経協インフラ戦略会議の決定を受けて設置されたインフラ投資支援連絡会議での議論等を通じて、インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施に取り組んだ。具体的には、マスタープラン策定等の上流段階から、民間企業の意見も踏まえた協力の実施を推進するため、内閣官房にて設置された「水インフラタスクフォース会合」に機構も参加し、議論に貢献した。
- ・ また、本邦技術の活用を進めるべく、全35件の承諾のうち、12件のSTEP・タイド案件に加え、8件（エンジニアリング・サービス（E/S:Engineering Service）、輪切り後続・追加借款を含む）のアンタイド案件においても、本邦に優位性のある技術を活用した案件形成を行った。具体的には、バングラデシュ「マタバリ港開発事業（E/S）」、同「ダッカ都市交通整備事業（5号線）（E/S）」等である。
- ・ 既往事業についても、これまで本邦技術を活用した案件形成を進めた結果、STEP以外の案件を含めて多くの本邦企業の受注が実現した。具体的には、バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業」やケニア「オルカリア I4・5号機地熱発電事業」等で、本邦企業の受注につながった。
- タイド案件に関しては、2017年度にL/Aを調印した、インド高速鉄道の建設・運営のための人材育成を目的とする「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道研修施設建設事業」に続き、同高速鉄道の本体事業である、「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第一期）」及び「同（第二期）」のL/Aを調印し、日本の新幹線システムをソフト・ハード一体で輸出する事業への本格実施に着手した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 中小企業・SDGsビジネス支援事業等を実施する中で、日本や現地の大学、NGO、自治体等の多様なパートナーとも連携した。例えば、ヤマハ株式会社がタンザニアで実施する「FSC認証森林からの持続可能な木材調達事業準備調査（BOPビジネス連携促進）」では、同社が現地のNGOと連携して森林管理に取り組んでいる。
- ・ 海外投融資事業を通して民間企業や他金融機関による開発課題解決に向けた貢献を促進した。例えば、「モンゴル風力発電所建設事業」、バングラデシュ「シラジガンジ高効率ガス火力発電事業」、フィリピン「マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業」、バングラデシュ「モヘシュカリ浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業」等の事業で他国際・開発・民間金融機関との協調融資案件を推進し、グローバル・パートナーシップの活性化を通じたSDGs達成に貢献した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 中小企業・SDGsビジネス支援事業のうち、原則大企業向けのSDGsビジネス支援型の案件化調査については新設されたスキームであることから、応募件数の一層の増加を図るべく、引き続き制度紹介等の広報に取り組んでいく。

- ・ 海外投融資における他機関とのさらなる具体的な協調融資案件の組成に向けて、協調融資候補案件に係る協議を促進するとともに、人事交流等の取組を実施していく。

No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数	99 法人・団体 ⁸⁹	131 法人・団体	118 法人・団体

(1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

① 開発協力事業での活用、事業化が促進された事例

- ・ **ベトナム「上向流式生物接触ろ過を活用した浄水処理の普及・実証事業」**：機構は「北九州市海外水ビジネス推進協議会」に参画して北九州市の官民を挙げた水ビジネスの取組を後押ししており、これをきっかけとして、福岡県の中小企業による提案で、北九州市が国内特許を有する高度浄水処理技術「上向流式生物接触ろ過（U-BCF:Upward flow Bio Contact Filtration）」について導入の可能性の高いベトナム国の6都市を対象に、相手側にU-BCFの有効性を数値で示すことのできる実証実験を行っている（SDGs ゴール6に貢献）。提案企業は無償資金協力で整備中のベトナム・ハイフォン市アンズオン浄水場向けのU-BCF納入（約20億円相当）にも参画し、北九州市関連企業の業容拡大による地域経済活性化に貢献している。
- **インドネシア「有効利用されていない縞タコの加工・衛生管理技術の普及・実証事業」**：インドネシアは地域格差が大きく、また、地方部の水産業においては、原料の供給に留まっている。茨城県にある中小企業は、インドネシアで有効利用されていない縞タコに着目し、当該企業が有する加工機材及び加工技術により、縞タコの高付加価値化や生産体制に関する実証を行った。その結果、2018年度は約200トンの水揚げを記録し、日本や中国向けに加工品用・生冷原料として輸出が始まっている。地方部の漁業関係者についても高付加価値化や生産量拡大により生計向上を実現しており、現地での開発効果が生まれている。また、世界的なタコ供給不足の中、原料不足に悩む提案企業の地元水産業界への裨益も大きく、地域経済活性化に貢献している。本事業はSDGsのゴール1及び14に貢献する。
- **タイ「ひび割れ計測システムを活用した橋梁維持管理手法の普及・実証事業」**：橋やダムなどインフラ構造物に入るコンクリートのひび割れを、迅速かつ正確に計測するシステム「KUMONOS」を独自開発した提案企業は、国内でのひび割れ点検は近接した人間の目で確認する「近接目視」が基本と定められており国内での販路が伸び悩んでいた。普及・実証事業を通して提案製品の実証活動を行ったところ、タイの政府機関や大学で技術を認められ、現在は「ラマ8世橋」のひび割れ計測業務を受注する等海外展開を行っている。また、海外で貢献した建設関係の企業を表彰する国土交通大臣表彰の「第2回 JAPAN コンストラクション国際賞」を受賞し、「近接目視」が基本の日本への逆輸入も期待されている。本事業はSDGsのゴール9に貢献する。

② 課題発信セミナー

- ・ 特定分野の業界団体や中小企業向けに、開発途上国における開発ニーズを分野別に発信する「開発途上国課題共有セミナー」を開催した。2017年度までは主に企業を対象としてきたが、2018年度は金融機関、大学関係者、自治体関係者、NGO等団体関係者へも参加を広く呼びかけ、772

⁸⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

企業・団体、840名の参加を得た。参加者へのアンケート結果では、約9割の回答者から有用・一定程度有用との回答を得た。2019年2月のセミナーでは、2019年8月に横浜でTICAD7が開催されることから、5領域（保健（UHC）、農業・食料・栄養、教育（教育の質の向上）、インフラ（都市交通・経済回廊）、浄水・衛生）におけるアフリカの具体的な課題を提示するとともに、企業のアフリカでの開発課題解決に向けたビジネスへの取組や提案づくりのきっかけとすることを企図した「アフリカ現地課題確認調査（スタディツアー）」の結果についても報告した。

(2) 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

① 「インフラ整備技術推進特別枠」「地方産業集積海外展開枠」の新設

- 「インフラ整備技術推進特別枠」：2017年度補正予算を活用し、普及・実証事業において、機材単価や工法を実証するための費用が大きいため従来枠では参加が困難であった企業にも機会を提供することを可能とした「インフラ整備技術推進特別枠」を新設し、4件採択した。南アフリカの鉄道路線において脱線防止する技術の事業展開計画を策定する案件「先進的軌道保全技術（座屈防止板）導入による脱線等の軌道事故を防止するための普及・実証事業」や、ベトナムのトンネル掘削を効果的に進める技術の事業展開計画を策定する案件「トンネルを高品質・効率よく掘削・修繕するシリカレジンを注入工法の普及・実証・ビジネス化事業」等、本邦インフラの輸出への貢献が期待される。
- 「地方産業集積海外展開枠」：2017年度補正予算を活用し、集積された産業を有する地域の複数の企業（地域金融機関、産業支援機関を含む）からの提案による「地方産業集積海外展開枠」を新設し、3件採択した。ベトナムの農産物の付加価値の向上を図る「旭川市・クアンニン省の都市間連携による農産加工力向上のための普及・実証事業」等、開発課題の貢献に加え、地域の複数の企業による海外展開を図ることを通じた地方創生への貢献が期待される。

② 制度改善

- ・ **中小企業・SDGsビジネス支援事業への改編**：No.6-1民間企業等で記載のとおり、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を9月の公示から導入し、中小企業支援型として募集を開始した。2018年度は607件応募（2017年度500件）があり、118件（基礎調査26件、案件化調査58件、普及・実証・ビジネス化事業34件）を採択した。
- ・ **外部有識者懇談会の提言のフォロー**：ODA事業や国内の中小企業の実情に精通した外部有識者から制度改善・事業の発展に向けた意見を聴取することを目的とした外部有識者懇談会を2017年度に開催した。同懇談会で示された提言のフォローとして、提案企業による全体の業務プロセス把握、及び外部人材の有効活用を促進すべく、中小企業・SDGsビジネス支援事業全体の業務を可視化した「業務一覧」を策定した。また、外部人材の受注実績検索を可能とするウェブサイトの改修を行ったほか、外部人材の評価を目的とした「外部人材フィードバックシート」の導入に向けた試行を進めている。あわせて、企画書の内容改善や分量削減（2割削減）も実現した。

(3) 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

① 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

地域金融機関との連携：機構と地域金融機関が有するノウハウやネットワークを有効活用し、優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進し、開発課題の解決と地域活性化をさらに促進することを目的として、地域金融機関と業務連携に係る覚書を締結した。2018年

度に新規覚書を締結した行数は6行あり、累計49行との締結に至った。締結後、セミナーの共催、取引先の紹介や個別相談への対応等の実績のほか、提携金融機関が機構の調査団員として参画してビジネスモデル構築等に関する助言を行うなど、機構事業実施後における企業への融資や助言等を通じてビジネス化に向けた支援での連携が期待される。金融機関連携の成果の一例として、機構北陸支部が連携先である地方銀行と連携し、北陸地方の強みである機械・金属・繊維等の技術を有し海外展開を志向する企業を発掘し、2018年度第一回公示にて採択に至った。同企業の採択を通じて、機構の事業や金融機関連携の取組が地元メディアで取り上げられ、地域経済振興への期待が寄せられている。また提携金融機関が機構事業実施企業の現地ビジネス展開に対して必要な事業資金について融資を行った例もあり、案件発掘・形成から事業後の資金調達まで包括的な支援に繋げている。

- ・ **(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)** : 両機関の支援メニューに関する相互理解を促進すべく、新輸出大国コンソーシアムコンシェルジュ (企業に各支援機関の最適なメニューを紹介する企業の相談窓口) 向けに機構支援メニューの紹介、6月に機構内部向け勉強会を実施した他、7月には理事長間での連携覚書を締結した。これにより、両機関共催のセミナーや広報の実施を通じ、機構・JETRO双方の支援メニューが広く認知されること、各拠点間の連携が促進されることにより、両機関による最適な支援メニューの提供が可能になることが期待される。
- ・ **(独) 中小企業基盤整備機構 (中小機構)** : 中小機構及び機構の支援メニューを相互に紹介する勉強会を実施し、相互の理解促進を図った。その他、普及・実証・ビジネス化事業の業務完了報告書のフォーマット改訂時にアドバイスを受ける等、積極的な連携を行った。また、中小機構主催の展示会4件への出展を行い、幅広く機構の支援メニューの広報を実施した。
- ・ **その他支援機関** : 機構内部向けに、10月に株式会社日本貿易保険 (NEXI)、11月に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の中小企業支援メニューに係る理解促進のための勉強会を実施した。
- ・ **展示会出展と新規案件の開拓** : JETRO や中小機構等、中小企業支援機関が主催する展示会に出展し、機構のブース来訪企業だけでなく、開発途上国に裨益がありそうな製品・技術を持つ優良企業のブースを訪問し事業紹介を行うことで、その後の機構での個別相談に繋がった (実績4件)。
- ・ **中堅・中小建設業海外展開推進協議会 (JASMOC)** : 国土交通省が進めている中小企業の海外展開支援のプラットフォーム (JASMOC) に参画した。中小企業支援事業の制度広報を行うほか、無償資金協力の案件説明会情報をJASMOCのODA分科会メンバーに共有する等連携を進めている。

② 自治体との連携

- ・ **郡山サポートデスクの設置** : 2018年9月から中小企業海外展開支援事業を主業務とする国際協力推進員を郡山市産業政策課に派遣した。企業発掘・案件形成業務の他、郡山市と共催でセミナー「JICA支援による企業の途上国展開説明会」を開催し (12月、企業・関係機関から60名を超える参加を得た)。
- ・ **高知県 ODA 案件化サポートチーム等自治体との連携** : 高知県は高知県産業振興計画の一環としてインフラ技術のODA案件化の推進を掲げ、2016年に高知県商工労働部工業振興課を中心として「高知県 ODA 案件化サポートチーム」が設立され、機構四国支部も同チームのメンバーとして参加している。機構高知デスクの中小企業支援アドバイザーも活用して、インフラ関連の案件が形成される等、着実に成果を上げている。

③ 優良企業の発掘や優良案件の形成

- ・ **各種セミナー**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを 171 回実施し、3,711 社、6,195 名の参加を得た。
- ・ **情報発信の強化**：企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例や教訓等を、積極的に業界紙（日刊工業新聞、日刊建設工業新聞等）、地方新聞等へ広報・発信した（2018 年度中に計 428 件の掲載）。また、メディア関係者に対し機構の民間連携事業についての知見を深めていただくため、記者勉強会を開催し（7 月）、朝日新聞社、日本経済新聞社、NHK 等をはじめとする 10 社、13 名の記者の参加を得た。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 企業提案型の事業について、提案ビジネスを通じて貢献を目指す SDGs ゴールを選択するように企画書様式を改定する等工夫し、SDGs への貢献を意識した事業の提案を促した。その結果、SDGs ゴールへの貢献を意識した提案が 600 社以上から提出され、17 のゴール全てに対する提案を採択する等、中小企業への SDGs の普及やその達成に向けた貢献への参画促進につながった。各種連携相手先機関・自治体との連携強化と併せ、SDGs の達成に向けた国内のパートナーシップ活性化を通じ、SDGs ゴール 17 に貢献している。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングをさらに強化し、効果的な事業の形成を促進する必要がある。そのため、引き続き課題発信セミナー等を通じ、中小企業等に対する開発課題や現地ニーズ等の情報提供を行うほか、TICAD 7 に向けて、アフリカにおける開発効果の高い提案の増加を図るべく、アフリカを対象とした課題提示を行う。
- ・ 中小企業の海外展開による地域経済の活性化を加速させる必要がある。そのため、自治体との連携や国内拠点による事業形成を促進し、地方からの一層の優良事業の発掘・形成に努める。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

あくまで開発途上国の開発を一次的な目標としつつも、企業等によるインフラ輸出等にも貢献する形で、戦略的に ODA を活用していくことが引き続き重要。地方や中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、ODA の触媒としての役割が発揮されるよう、民間企業を含む様々なアクターとの一層の連携強化や不断の制度改善・態勢の見直しが期待される。具体的には、提案型事業の応募件数が減少傾向にある理由を分析したうえで今後の民間連携の方向性を検討することが期待される。

（2017 年度主務大臣評価報告書、No.6 「民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献」）

(2) 対応：

企業提案型事業について、企業にとっての「わかりやすさ」の向上を目的として、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」として既存のメニューを整理・統合した。また、「事業実現性に不確定要素が残る中での応募が困難」、「準備に時間を要するために応募を断念する」といった企業の声を踏まえ、これらの点が応募件数の減少傾向の原因にあると考え、案件化調査（SDGs ビジネス支援型）を新設するとともに、対応窓口の一本化、提出書類の簡素化等を図り、前年度比で応募件数の増加を実現した。

また、「インフラ整備技術推進特別枠」、「地方産業集積海外展開枠」の新設や地域金融機関・自治体等との連携等を進めることにより、本邦企業等が有する技術や製品、システムをより広く開発途上国の課題解決につなげるとともに、地方創生への貢献を図った。

No.7 (一定の事業等のまとめ)	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成30年度開発協力重点方針
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000件 ⁹⁰ (2017-2021)	1,200件	1,502件	1,913件			
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額(百万円)			27,227	25,347			
決算額(百万円)			26,443	25,312 ⁹¹			
経常費用(百万円)			26,197	25,063 ⁹²			
経常利益(百万円)			△1,849	△363 ⁹³			
行政サービスコスト(百万円)			26,192	25,017 ⁹⁴			
従事人員数			121	121			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所	中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
<p>年度計画</p> <p>(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大</p> <p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発途上地域のニーズと日本の人材リソースを一体的に捉え、開発課題に沿ったボランティア事業を実施する。特に、相手国からの要請に適切に対応するため、募集時に案件の目的、活動内容、必要な資格・経験等をより明確に示す。また、評価ガイドラインの策定等を通じた業務フロー全体のPDCAサイクルの強化や、技術協力事業等と連携した活動への支援を強化する。さらに、ウェブを活用した戦略的な募集・広報、募集説明会の実施方法を見直し、広報業務等の事務の合理化を進める。 多様な人材の参加機会の提供と効果的な人材確保のため、民間企業を含む多様な担い手との連携を進めるとともに、関係省庁・団体との推進と連携を強化する。加えて、現職参加制度によるこれまでの成果を広く発信するとともに、有識者等からの意見を聴取して制度改善を検討する ボランティア事業や国際協力に対する一層の理解と支援を得るため、開発途上地域での活動や帰国後の社会還元の好事例を発信する。特に、帰国隊員の各県での社会還元事例及び民間連携ボランティア 	

⁹⁰ 民間連携と同等の水準として設定する。

⁹¹ 暫定値

⁹² 暫定値

⁹³ 暫定値

⁹⁴ 暫定値

の復職後の効果を発信する。また、帰国後の状況をより適時に把握して必要な支援を提供するため、帰国ボランティアの進路状況調査の実施方法を見直す。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の好事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、都道府県庁等との対話を通じて、自治体の開発協力への参画や連携を促進する。

ウ NGO/ 市民社会組織 (CSO)

- ・ NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO と機構の対話を促進し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募、実施に至るまでの活動促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- ・ 特に、これまで機構の事業に関与のなかった国内課題を取り扱う NGO/CSO や中小規模の NGO や公益法人等を含め、多様なアクターの国際協力活動への新規参加の拡大を促すとともに、機構内外での議論を踏まえ、NGO/CSO の有する知見等の強みをいかした草の根技術協力事業の事例を蓄積・発信する。

エ 大学・研究機関

- ・ 国内の大学との関係強化により JICA 開発大学院連携を立ち上げ、開発途上地域の将来の発展を担う開発政策を立案・実施できる中核人材の育成のため、日本の大学で専門的な知見を学ぶ機会を提供するとともに、日本理解を推進するための取組を強化する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、事業成果の他の事業形態に展開をする。

オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、開発教育や国際理解教育の裾野を拡大するための取組を文部科学省、教育機関、NGO 等と連携して行う。特に、教員向けのプログラムをより効果的・効率的に実施するために改善する。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発協力への理解を促進する。特に、機構の各種事業及び国際理解教育や開発教育関係者との連携を通じ、地球ひろばの展示をより広く学校教育現場で活用する。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 1. ①参照)

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の日本国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 27 年 5 月 25 日改訂)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平成 27 年 3 月外務省)に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果(法人の自主的な取組による創意工夫)を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、国際協力の多様な担い手の開発協力への参加を促し連携を強化することで、多様な担い手が有する知見・技術を活用し、開発途上国の様々なニーズに対応した。特に、①日本の近代の開発経験と戦後援助実施機関の経験を提供する JICA 開発大学院連携構想の立ち上げや、②自治体と連携した地域活性化への貢献（草の根技協の事業展開による地域企業の農林水産大臣賞、ジャパン SDGs アワード受賞）、③ SATREPS 事業を通じた開発課題への貢献（チリ赤潮早期予測システムの早期実用化）等、特筆すべき成果をあげた。

ア ボランティア

- 国別体制を強化し、ニーズの高い案件への優先的な選考等の取組を推進。
- 水の防衛隊を 10 年間で 21 か国に 260 名派遣し TICAD IV に貢献。
- 行政事業レビューを踏まえ技能・経験に基づく新たな派遣制度と海外手当の見直しを実施。現職参加促進のための支援制度の検討に着手。
- ◎ **スポーツと開発【②】**：日本ラグビーフットボール協会、子どもスポーツ国際交流協会等との共催で、インド・スリランカのラグビー国際親善試合を開催。機構イニシアティブで子どもスポーツ国際交流協会と調整の上、同協会主体のクラウドファンディングに挑戦し、選手団が負担できない渡航費用調達を実現。寄付者に対してスポーツと開発等に対する共感を喚起。
- ◎ **帰国隊員と企業・自治体等との交流拡大【②】**：帰国隊員と自治体等関係者間の四半期毎の交流会を積極的に周知した結果、105 団体が参加（前年度比 60% 増）。隊員の帰国後の進路検討の選択肢が拡大し、開発途上国における経験が地方の課題解決につながるとする自治体・企業側の期待により双方から高い評価を獲得。

イ 地方自治体

- 自治体が有する知見、技術等を活用した事業展開と、自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献（ネパールと高知県、ミャンマーと富山県等）。
- 上下水道技術や廃棄物処理技術を通じた SDGs（ゴール 6）への貢献、JICA 債を通じた自治体との連携強化、各地での SDGs の取組への協力を通じ、日本国内の SDGs 普及・促進に貢献。
- ◎ **地域活性化への貢献【②、④、⑤】**：帯広市の行政、商工会議所、企業が連携し、草の根技協を通じてハラル対応和菓子を製造開発・販売、輸出展開したとかち製菓が、優良事業者として農林水産大臣賞を受賞。更なる海外展開促進のため帯広商工会議所がマレーシア出身の高度人材を雇用。
- ◎ **ジャパン SDGs アワード受賞【②、④、⑤】**：11 年連続リサイクル率日本一の鹿児島県大崎町による草の根技術協力を通じたインドネシアでのリサイクル概念を活用した環境・グローバル人材育成の取組（住民主導の大崎リサイクルシステムの海外展開）が評価されて、自治体で唯一同賞を受賞。

ウ NGO/ 市民社会組織（CSO）

- 「NGO・市民社会組織のための危機管理・安全管理研修」を新設（46 団体、71 名参加）。NGO 等活動支援事業を通じ 829 名の能力向上を実施。
- ◎ **元難民の再定住支援での連携【③】**：AARJAPAN と連携しザンビア国内最大の北西部難民居住区（約 260 世帯）を支援、元アンゴラ難民と地元住民間の新たなコミュニティ形成に向けて難民地域内に職住し、水・衛生の自助グループの組織化及び両者の信頼関係の醸成を促進。元難民の井戸修理工を 11 人育成し域内工事請負等での経済的自立を支援。
- ◎ **担い手の裾野拡大【③】**：JICA 基金活用事業募集で、国際協力経験のない又は少ない個人・団体に門戸を開く「チャレンジ枠」を新設。応募件数が前年度から倍増（22 件⇒ 53 件）。

エ 大学・研究機関

- イノベティブ・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、大洋州島嶼国リーダー教育、国際社会人 Dr. コース、JDS 等にて日本の修士・博士課程に就学する研修員を受入。
- SATREPS 案件 9 件を新規形成。ザンビア獣医学部は無償・技協による支援の結果、国際共同研究を実施できるレベルに強化。

- ◎ **JICA 開発大学院連携開始【②】**：日本の近現代の発展と開発経験を途上国研修員に提供する日本理解プログラム（放送大学と共同制作開始）や 19 大学の個別プログラムを新設。更なる協働関係強化に向けて覚書締結を 29 から 64 大学に拡大。
 - ◎ **研究成果の拡大【②、③、⑤】**：京都大学との SATREPS（チリ赤潮早期予測システム）で、三井物産からの業務受託により研究成果の早期実用化と地域への定着・拡大を推進。日本・チリ双方の産官学連携の実現と、企業と共同で貢献する地域社会の SDGs 達成を期待。
- オ 開発教育、理解促進等
- 国際理解教育学会、文部科学省、教育委員会等と連携し、開発教育指導者研修、教師海外研修、教員向け研修プログラムの改善に向けた取組、新学習指導要領の施行に向けたセミナー等を実施。各国内拠点、地球ひろばで開発教育、国際理解教育の推進に向けた取組を実施。
 - SDGs 理解促進に向け毎日小学生新聞日曜版に SDGs ゴール 17 に係る事業紹介等を連載し、学校関係者向けの SDGs 理解促進教材として冊子化。
 - ◎ **エッセイコンテストの展開、教育への貢献【③、⑤】**：計 72,486 作品の応募があり、高校生の部では応募数が前年度比で 3,053 件も増加。過去の受賞 3 作品は中学校の道徳教科書に採用。

<課題と対応>

SDGs の取組を主体的に推進する国内各地の多様なパートナーとの更なる連携を強化し、開発途上地域の課題解決と共に日本社会に成果を還元する事業を共創、実施する。また、ボランティア事業について、政府との緊密な連携のもと、新たな区分・制度の円滑な導入及び実施を着実に進行。

4. 業務実績

国内の多様な開発の担い手を開発途上地域と結びつける種々の取組を実施した。2016 年度に改訂した課題別指針「市民参加」で整理したアクター別アプローチに基づき、各担い手・事業の強みをいかした事業を展開するとともに、企業と自治体・NGO 等のアクター間の連携促進の取組を強化した。

特に、機構が事務局の一員を務める関西 SDGs プラットフォームでは、会員数が発足時（141 団体）に比して大幅に伸長（2019 年 3 月末で 600 団体）。本プラットフォームが主催・共催・後援等で関与したイベント等は年間計 94 件、市民に親しみやすいスポーツや防災をテーマとしたシンポジウム開催（参集者計 700 名超）や、滋賀県、大阪大学、関係企業等の会員組織と連携し、7 月に国連本部で開催された国連ハイレベル政治フォーラムでのパネル展示出展、SDGs をテーマとしたエコプロ 2018（東京、来場者 16 万人）での展示、ビジネス分野での分科会活動、大阪・関西万博誘致と掛け合わせた SDGs 普及・広報等、活動を進展させた。また、金沢青年会議所、金沢工業大学、国連大学サステイナビリティ高等研究所と 2017 年 8 月に締結した「SDGs ビジネス普及のための共働検討に関する覚書」、及び SDGs ビジネスコンソーシアム金沢の設立を踏まえて、2018 年 6 月にはそれらの機関と「SDGs いしかわ・かなざわダイアログ」を設立し、SDGs 主流化促進を目的としたプログラム（9 か月間）を共催した。さらに、北九州市及び熊本県で「地方創生×SDGs セミナー」を開催する等、自治体や NGO 等とのこれまでの連携関係を強化しつつ、機構の経験や知見を提供することで各地域の SDGs の理解醸成や具体的な取組を促進した。

加えて、機構による SDGs 推進のための多様な担い手との連携促進強化に向けた更なる方策を検討するため、「SDGs 推進のための国内連携促進機能に関する調査」を実施した。

No.7-1 ボランティア

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
ボランティア派遣人数（人）	1,499人 ⁹⁵	1,463人	1,227人
ボランティア活動における達成度アンケート結果	63.3% ⁹⁶	50%	52.4%
機構ボランティアウェブサイトの訪問者数	165万人 ⁹⁷	232万人	302万人

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

① 要請への適切な対応

- ・ 相手国ニーズにより適合したボランティア（隊員）の派遣に向けて国別体制を強化し、各国の開発課題に対応した派遣計画の作成や、募集時における案件の詳細情報（目的及び内容、必要な資格・経験等）の明示、ニーズの高い案件への優先的な選考等の取組を進めた。

② 業務フローに係る PDCA サイクルの強化

- ・ 隊員の活動成果を踏まえて次年度の国別派遣計画を作成する仕組みを整備し、指針としてボランティア事業の評価ガイドラインを策定した。
- ・ 国別派遣計画の改定、隊員自身の活動管理支援のための活動計画表・状況表・結果表の改定、派遣前訓練のカリキュラムの見直し等により、PDCA 強化と活動成果の定量化を促進した。

③ 技術協力事業等との連携

- ・ **TICAD への貢献**：2008年のTICAD IVで表明されたアフリカでの安全な水供給への貢献を目指す「水の防衛隊」として、10年間で21か国に約260名の隊員を派遣した。12月に開催した「水の防衛隊10周年記念フォーラム」では、水・衛生に関する専門家、大学関係者、帰国隊員等約100名の参加を得て、ルワンダの帰国隊員2名が活動成果を発表し、無償資金協力と技術協力による中央省庁及び地方行政官への施設維持管理に係る技術移転後、隊員が水管理組合や住民に対して草の根レベルでの技術普及や衛生啓発等の補完的な活動を行った事例が、援助手法間連携の優良事例として紹介された。また、エジプトではエジプト日本学校（EJS：Egypt-Japan School）に連携協力を行う11名の隊員が協力（キャラバン隊を組織）し、地方部における日本式教育の普及に貢献した。
- ・ **アフリカ地域以外の連携事例**：グアテマラでは現地教員の算数指導能力向上を目的として、2010年から10年間の予定でグループ型の隊員派遣を継続している。技術協力「算数指導力向上プロジェクト」と連携し、同プロジェクト成果の国定指導書（初等教育児童用教科書及び教師用指導書）の「GUATEMATICA（グアティマティカ）」を研修会や授業研究等で活用し、2018年度は268回の研修会・授業研究を、4,208名の教師、11,260名の児童を対象に実施した。

④ 広報業務等事務の合理化

- ・ 広報ツール（ポスター、スタンドバナー等）製作と広告媒体調達を含む応募勧奨のための広報活動（イベント、説明会、広告等）を外部委託に一元化して業務を効率化するとともに、各国内拠点が地元関係機関等と協力して各地の事情にあわせてきめ細やかな広報活動（地元ラジオ局への出演、国際交流イベントへの出展、大学等への出前講座等）を展開したほか、ボランティア事業のウェブサイトの改良で視認性及び利便性を高めるなど、各種広報活動の質の向上に取り組んだ。

⁹⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁹⁶ 2015年度実績（ボランティア本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

⁹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(2) 民間企業、関係省庁・団体との連携

- ・ ボランティア事業における民間企業、自治体、大学等との連携に係る基本方針を見直すとともに、連携希望先が課題発掘や案件形成に容易に取り組めるように、現地ニーズ（具体的な要請）を連携先に提示するオファー方式を導入することとした。また、民間連携及び現職教員特別参加制度の事例紹介動画を制作し、ウェブサイト（Youtube）での発信、DVD 配布等を行った。
- ・ 現職教員特別参加制度の改善・促進については文部科学省及び外務省と協議を重ねてきた。また民間連携の促進については農林水産省と連携し、具体的案件形成につながる見込みがたっている。有識者等からの意見を踏まえた制度改善については、(4) 行政事業レビュー対応のとおり。

(3) 国民の一層の理解と支援の醸成に向けた広報

① 開発途上地域での活動や帰国後の社会還元の好事例の発信

- ・ 若年層向けのウェブサイト「マンガで知る青年海外協力隊」を充実させたほか、イベント時や教育機関向けに同マンガの簡易印刷版を広く配布した。また、隊員の帰国後のキャリアアップ等を紹介する「人とシゴト」、派遣中の隊員の日常を伝える「世界日記」の定期更新及び SNS での発信により、それぞれ 2017 年度比で 2.5 倍、1.2 倍のページ訪問者数の増加を達成した。加えて、ボランティア事業を題材とした BS 番組を制作・放送し、Youtube でも配信（3 月末時点の再生回数は 16,987 回）、有名誌でのタイアップ記事掲載等も行った（AERA、日経 WOMAN 等）。
- ・ 岩手県、福島県にて、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンサミットや、ホストタウン説明会で帰国隊員の活躍を紹介するとともに、都道府県別に帰国隊員の活躍ぶりを紹介するパンフレット「日本も元気する青年海外協力隊」を、13 県 18 名の取材を実施。

② 帰国隊員への支援

- ・ これまで帰国から 1 年後に 1 回のみ実施していた帰国隊員の進路状況調査を、2018 年度は、帰国から 1 年間にわたる四半期毎のアンケートを試行的に導入し、進路決定のタイミングや有効な支援に関する詳細情報が入手可能になった。
- ・ 帰国隊員と民間企業や自治体等関係者間での四半期毎の交流会について国内機関、国内事業部、総務省等の様々なルートで周知した結果、2018 年度の自治体交流会では 105 団体の参加を得た（2017 年度比 60% 増）。参加した自治体からは隊員の活動経験が地方の課題解決に貢献するとの感想や、隊員からは進路検討の幅が広がる等の感想があり、交流会への高い評価と期待が寄せられている。

(4) 行政事業レビューの指摘を踏まえた見直し等

- ・ 2017 年度秋の年次公開検証「秋のレビュー」での指摘を踏まえ、総称を「JICA ボランティア」から「JICA 海外協力隊」に変更するとともに、年齢別区分ではなく、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しと、同じく年齢別区分となっていた海外手当の一本化を行い、2018 年度秋募集から導入した。また有給現職参加者に対する人件費補てんの在り方を大幅に見直し、2018 年度春募集以降は人件費補てん制度を廃止した。他方で、現職参加を促進するために雇用継続に必要な経費の一部を支援する「現職参加促進費」の導入に向けた検討を行った（2019 年度以降に適用）。
- ・ NGO 等との効果的な連携に向け、NGO-JICA 協議会等を通じた対話の促進に取り組んだ。
- ・ ボランティア事業の評価体系、ボランティア事業成果の定量化については、(1) ②に記載のとおり、

対応を行った。

- ・ 上記の制度改定を踏まえた募集要項の見直し、ウェブの改修等を実施した。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **質の高い教育、障害者支援 (SDGs ゴール 4)、ジェンダー平等 (SDGs ゴール 5) への貢献**：スポーツを通じた障害者の社会参画を促進する取組として、セネガルにブラインドサッカーの有識者を派遣し、隊員と連携して啓発イベントを実施した。
- インド及びスリランカのラグビー協会、(公財) 日本ラグビーフットボール協会、(一社) 子どもスポーツ国際交流協会等との共催により、両国のラグビー隊員が指導する男子・女子の国際親善試合をインドで開催した。同親善試合の実施に際して、選手団が負担できない渡航費用を子どもスポーツ国際交流協会がクラウドファンディングで調達し、その過程で広く寄附者のスポーツと開発、スポーツにおけるジェンダー平等への共感を喚起した。
- **飢餓ゼロ、栄養改善 (SDGs ゴール 2)**：食と栄養のアフリカイニシアティブ (IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) への貢献として、栄養改善に関連した帰国隊員の活動から得られた知見の蓄積を行い、関係者間の情報共有ツールである栄養改善パートナー通信にて発信した。特に、マダガスカルでは栄養士やコミュニティ開発等の隊員により作成された料理本が同国保健省等から高く評価され、その後の技術協力「食と栄養改善プロジェクト」の実施に貢献した。同料理本は現地食材を使った栄養豊富なレシピを広めることを目的とし、栄養改善に資するとしてマダガスカル政府公認の料理本として認定された。
- ・ **質の高い教育 (SDGs ゴール 4)**：2013 年からヨルダンのシリア難民支援のため、ザータリ難民キャンプに累計 19 名の隊員(青少年活動)を派遣し、2018 年度は 5 名の隊員が活動を行った。難民キャンプ内の閉鎖的な環境の中、学び遊ぶ機会の少ない難民の子どもたちに対し、国際 NGO が運営する児童施設や青少年センターにてスポーツ、図工、音楽等の情操教育を提供した。

(6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 新たな派遣制度の円滑な導入に向け、国内拠点や海外拠点を含む機構内での入念な準備に加え、政府関係機関、国内各地の関係団体及び関心層への情報提供と説明を継続的に行い、ボランティア事業への参加促進を図ることに注力する。

No.7-2 地方自治体

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4 含む)	45 法人・団体 ⁹⁸	40 法人・団体	60 法人・団体
アクター別の草の根技術協力事業の実績(地方自治体) 相談件数 / 応募件数	相談：160 件 ⁹⁹ 応募：20 件 ¹⁰⁰	相談：295 件 応募：24 件	相談：326 件 応募：41 件
活動報告等の発信回数 (No7-3、7-4 含む)	- ¹⁰¹	392 回	395 回

⁹⁸ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は、180 法人・団体

⁹⁹ 2015 年度実績

¹⁰⁰ 2013-2015 実績平均 (実績は 60 件)

¹⁰¹ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

(1) 地方自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開

- ・ 国内拠点を中心に都道府県庁等との対話を促進して自治体が有する知見・技術等を把握し、コンサルテーションを通じて草の根技術協力事業等の形成、実施に努めた。
- **日本の地方や自治体が持つ技術を海外の防災に適用した事例**：山の斜面の土砂崩れの防止や河川の護岸を目的とした日本の伝統的防災技術である、金網で作られた籠の中に石を詰めて鉄線で連結する蛇籠じやかごの技術を活用して、高知県梶原町と高知大学が2016年度より草の根技術協力事業「ネパールにおける防災と環境を両立させる現地適応型蛇籠技術普及事業」を実施。2018年度は、3か所の蛇籠が完成し、現地責任者より技術指導継続の依頼を受けているほか、住民参加型での蛇籠維持・保全のために運営委員会が設置された結果、緑化作業や安全柵設置等の追加作業が住民主導で行われており、日本の技術がネパールの村落の状況に合わせた「適正技術」として定着しつつある。

(2) 自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- ・ **富山県の製薬業界の海外展開支援**：富山県が実施中の草の根技術協力事業「ミャンマーにおける伝統医薬品の製造管理及び品質管理の改善を通じた保健衛生向上事業」の活動の一環で、同県薬業連合会が現地を訪問し、ミャンマー医薬品・医療機器事業者協会（MPMEEA: Myanmar Pharmaceuticals & Medical Equipment Entrepreneurs's Association）と、医薬品貿易の発展などに向けた覚書を2018年6月に締結。また、富山県薬業連合会の会員企業のアルプス薬品工業株式会社が同事業への参加を契機に単独で応募した開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査「小規模農家の収入向上のためのセンナ栽培・加工品販売ビジネス（SDGs ビジネス）調査」が採択され、同社のミャンマーへの事業展開につながった。
- **地方の企業の海外展開及び高度人材受入**：2016年よりタイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとがちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化及び中小企業振興プロジェクト」では、十勝が築いてきた生産から販売までの食に関する総合的なノウハウを、タイとマレーシアの市場競争力の強化や地域ブランドの確立にいかすための支援活動を展開し、機構は現地及び十勝地域での事業者の展示会、ビジネスマッチングの実施を側面支援した。その結果、和菓子製造・販売の（株）とがち製菓がマレーシア関係者とのネットワークを構築し、日本国内でもハラル対応和菓子を製造してムスリム観光客によるインバウンド需要に応えるとともに、輸出も拡大し、2018年度の日本の農林水産物・食品の輸出に取り組む優良事業者として「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」の農林水産大臣賞を受賞した。加えて、帯広商工会議所は、2018年に現地への進出やハラル対応の強化のためマレーシア出身の高度人材2名を日本で雇用するに至った。
- **宮崎市、大学、IT企業と協調した雇用にむけた人材育成**：バングラデシュの技術協力「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」では、日本市場を意識した官民連携の体制、人材育成、情報処理資格試験の導入のために、IT産業が集積している宮崎市、宮崎大学、地元IT企業等に機構が働きかけて講師派遣等の協力を得つつ、2017年度に首都ダッカに「ICTアカデミー」を開設した。100倍を超える厳しい選考過程を経たバングラデシュのICT技術者候補に、日本語と日本のビジネスマナー等を指導した結果、2018年度には受講生100名のうち、96名が企業から内定を得た（うち66名が日本企業からの内定）。

(3) 質の向上及び裾野拡大を目指した自治体との連携事業の優良事例の蓄積、発信、共有

- ・ **優良事例の蓄積・発信**：2018年9月に機構の広報誌 *mundi* で「地方発、世界へ」という特集を組み、沖縄市内の7水道事業体が協力するサモアの水道協力や上述の高知のネパール防災協力等、自治体連携の優良事例を広く発信するとともに、関心を持った自治体からの相談につながるよう、開発ニーズや相手国の段階に合わせた協力・支援メニュー、相談窓口の紹介等を行った。
- ・ 自治体連携による機構の事業を通じた地域活性化の優良事例を広く収集し、機構ウェブサイトを通じて周知した。
- ・ **自治体間での事例や経験の共有**：中部地域の「水といのちのものづくりフォーラム」は、愛知県、岐阜県、静岡県、三重等の自治体や、経産省中部経済産業局等の政府関係機関、中部経済連合会等の経済団体、中部地区の企業等が参加する、水ビジネスに係る技術やパッケージ化推進のための産官学連携の枠組みであり、機構は水分野の草の根技術協力、課題別研修、中小企業海外展開支援制度等の先行事例に係る技術や経験を共有している。これまで情報提供と共に海外展開に関心のある団体に対して個別のコンサルテーションを行った結果、2018年度は複数の会員団体が機構事業を利用した国際協力、海外展開を進めるに至っている。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

上下水道協力や廃棄物処理技術協力を通じた SDGs ゴール6（水・衛生）への貢献等、各草の根技術協力事業による国外での貢献に加え、以下の取組等により、日本国内の SDGs 普及・促進にも貢献した。

① JICA 債を通じた自治体との連携強化

- ・ JICA 債（社会貢献債）の発行を通じた SDGs 達成のための開発途上国への資金動員を促進すべく、自治体（富山市、真庭市）、金融機関（紀陽銀行）や大学（上智大学、東京農業大学）といったアクターに呼びかけ、投資層の拡大に繋げた。

② 機構と事業を実施している自治体のジャパン SDGs アワード受賞

- 鹿児島県大崎町は、草の根技術協力事業「バリ州における大崎システム技術移転プロジェクト」及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業「住民参加型の多品目分別・減量による非焼却型一般廃棄物処理システム普及・実証事業」を実施するインドネシアでのリサイクルの概念を活用した環境・グローバル人材の育成に係る取組・成果が評価され、第2回「ジャパン SDG アワード」を受賞した。機構と連携して国際協力を実施している自治体による同アワードの受賞は、2017年度第1回に受賞した北九州市に続いて2例目となった。

③ 各地での SDGs の取組に機構が協力

- ・ **つくば市**：SDGs 未来都市の同市は、市民に SDGs を身近に考えてもらうイベント「SDGs を考える『まちづくりカフェ』」や、筑波大学との共催で SDGs に関する市民講座を開催している。JICA 筑波は、イベント運営に係る助言、SDGs パネルや教材の貸与、講師として職員派遣を行う等の支援を実施した。
- ・ **北海道**：2018年度に道内の179の企業、団体、NPO、自治体等が連携・協働する全道的なネットワークとして設立された「北海道 SDGs 推進ネットワーク」に JICA 北海道の職員が委員として参画し、「北海道 SDGs 推進ビジョン（案）」策定に協力した。
- ・ **北九州市**：SDGs 未来都市及び経済協力開発機構（OECD）「SDGs 推進に向けたモデル都市」である同市が2018年度に設立した「北九州 SDGs クラブ」に、JICA 九州所長が発起人の一人として参画。同市での SDGs 普及を推進すべく、7月にジェトロ北九州、ジェトロ・アジア経済研究

所との共催で「地域創生×SDGsセミナー」を開催した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- 自治体が有する知見・技術等を活用した協力を実施するに当たり、更なる新規自治体の参画や日本国内の地域の活性化にも資する取組といった課題への対応が求められている。具体的な取組の可能性や自治体にとってのメリットを自治体に十分伝えきれていない点も原因であると考えられることから、2018年度に行った優良事例の蓄積・発信を基礎に、2019年度は自治体間の事例や経験の共有をさらに強化すべく、取組を検討する。

No.7-3 NGO/市民社会組織 (CSO)

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (NGO/CSO) 相談件数 / 応募件数	相談 : 450 件 ¹⁰² 応募 : 27 件 ¹⁰³	相談 : 459 件 応募 : 79 件	相談 : 683 件 応募 : 71 件

(1) NGO/CSO の知見やアプローチの多様性をいかした事業の形成・実施

- 草の根技術協力 (パートナー型) 「ザンビア北西部州元難民現地統合対象地域における水衛生管理を通じたコミュニティ基盤づくり」(特定非営利活動法人難民を助ける会 (AAR JAPAN)) では、ザンビア政府イニシアティブの下で国連機関や機構含むドナーが元難民の再定住計画を支援する中、元アンゴラ難民とザンビア人が新たに暮らすコミュニティ形成に向けて、水・衛生問題を中心とする自助グループの設置等を支援した。また、再定住区のインフラ (道路、通信網) 整備が著しく遅れ、各世帯が散在してグループメンバー同士の情報伝達に苦慮する状況の下、AAR は難民地域内に職位の拠点を設けて自助グループの頻繁な活動モニタリングを行うことで、信頼関係構築、活動促進に努めた。それらの活動を通じ、各グループでの井戸の維持管理・衛生啓発活動の取組が進み、本協力で養成した井戸修理工は地域内の井戸修理工事を請け負えるようになった (修理工の育成では別の技術協力で作成した研修マニュアルを活用)。また、自助グループを集めた地域の運動会や行政との協議会も実施し、グループを越えた住民同士のつながり、住民と行政機関の信頼関係の構築等に貢献した。なお、機構はザンビア政府、国連機関が実施している再定住事業の計画及び実施プロセス改善に対する技術協力を予定しており、本事業の成果や具体的な教訓は対象地域で実施予定の機構の支援事業に有効活用される見込みである。
- ・ **パラリンピック関連** : (特活) アジアの障害者活動を支援する会の草の根技術協力「ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト」のカウンターパート職員 (ラオス教育スポーツ省) が、技術移転の成果をいかし、11月に日本で開催されたユニバーサルスポーツフェスティバルの卓球及びバレーの主審・副審を務め、国際社会の障害者スポーツの普及促進に向けて活躍した。
- ・ **NGOによる取組の成果の拡大** : ワールド・ビジョン・ジャパンが実施した草の根技術協力 (パートナー型) 「スリランカ国キリノッチ県における小規模畜産農家の家畜生産性向上プロジェクト」により構築された畜産農家に対する技術サポート体制がスリランカ政府から高く評価された結果、同プロジェクト成果の拡大・定着に向けて、技術協力「スリランカ北部州酪農開発プロジェクト」の要請に繋がった。

¹⁰² 2015年度実績

¹⁰³ 2013-2015年度実績平均 (実績は80件)

(2) 事業の質向上のための取組

- ・ **NGO の強み、優良事例の整理、発信**：NGO と共同でワークショップを2回開催し、過去の事例から抽出した教訓や、中立性や現地での息の長い協力アプローチ等の NGO の強みが発揮された優良事例を整理し、発信した。
- ・ **国内機関の草の根技術協力担当者の能力向上**：国内の多様なアクターとの案件形成や開発途上地域のニーズにより一層合致した案件の実施監理に必要な能力強化研修を、機構の案件担当者向けに実施（延べ140名参加）。NGO や CSO の有する知見や強みをいかした案件形成や担い手の裾野拡大のための援助手法活用の重要性の理解に向けて、主に新規の着任者を対象に実施（延べ60名参加）。
- ・ **課題発信と担い手間の連携の促進**：2018年度から、民間企業のみならず、NGO、大学、自治体を含む幅広い開発協力の担い手を対象として、開発途上国のニーズを発信する課題発信セミナーを開催した（NGO からは22名が参加）。この際、セミナー後に名刺交換会を設定することで、同分野に関心のある担い手間の連携や知見の交換、共有を促した。

(3) 担い手の裾野拡大、能力向上支援

- ・ **開発協力を担う NGO/CSO 人材の育成**：機構が企画した NGO 等活動支援事業を通じて、829名の能力向上を行った。また、機構の事業経験の無い団体を対象に、草の根技術協力の案件形成能力の向上を目的として2017年度に新設した「NGO 等向け事業マネジメント研修（立案編）」では、2017年度の研修参加12団体のうち、10団体が2018年度の草の根技術協力に新たに応募する成果が見られた。さらに、2018年度からは、地方に拠点を置く団体が参加しやすいよう、同研修をテレビ会議で行った。
- ・ **開発協力を担う人材の安全対策研修**：NGO 等を対象とした安全対策研修である「NGO・市民社会組織のための危機管理・安全管理研修プログラム」を新たに実施し、46団体71名の参加を得た。
- **世界の人びとのための JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」の新設**：国際協力経験の無い新しい団体等の参画促進や、従来の開発協力には見られない新しい発想の国際協力を推進するため、2018年度の JICA 基金活用事業募集で、国際協力活動の開始前や開始直後で経験が浅く実績の少ない個人・団体に門戸を開く「チャレンジ枠」を新設した。NGO-JICA 協議会では、NGO から「国際協力に関心のある若手や新しい団体の後押しする仕組みを今後も維持、拡大してほしい」、「JICA 基金のチャレンジ枠で、資金面で先の見通しが確保されるというのは心強い」との評価を得た。同基金活用事業の応募件数も2017年度の22件から53件に増加した。
- ・ **国内における活動経験の豊富な NPO の国際協力への参画支援**：国内問題への関心の高まり等に伴う国際協力離れの一方で、国際協力の担い手が多様化している背景を踏まえ、国内の社会課題に取り組む NPO の国際協力への参加拡大の促進に取り組んだ。具体的には、「防災はたのしい」をキャッチフレーズに日本国内で防災教育を展開する特定非営利活動法人プラス・アーツによる、ネパールでの草の根技術協力「教職員を対象とした持続可能な防災教育人材育成と教材開発に向けた研修」の実施を支援する等、日本の経験を海外に展開する NPO の活動を支援した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

幼児教育・保育の質の改善（公益社団法人シャンティ国際ボランティア会）や少数民族地域での住民主体による地域活性化のための人材育成事業（公益財団法人国際開発救援財団）を通じた SDGs ゴー

ル1（貧困撲滅）、4（教育）、10（格差是正）への貢献等、NGO等の団体が持つ強みをいかした草の根技術協力による国外での貢献に加え、以下の取組等により日本国内のSDGs普及・促進にも貢献した。

- ・ 「みんなのSDGs」との連携を通じた継続的なSDGs推進：日本国内のSDGsへの関心を高めていくため、NGO/CSO、学会、公的機関により立ち上げられた「みんなのSDGs」と連携し、運営委員会への参加のほか、セミナー・イベントの企画への参加や後援を行った。
- ・ NGOの能力強化とSDGs普及促進：NGOを通じた日本国内のSDGsの普及促進を図るべく、開発教育や地域のNPO等他の担い手との連携促進等に係るNGOの能力強化研修を4件実施した。研修実施をNGOに委託したことで、研修実施を通じた受託NGOの事業提案、運営能力強化にも繋がった。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 国際協力への参画の可能性を持つ多様な担い手との連携を強化するため、来年度以降、これまで機構の事業に関与の無かった国内課題を取り扱うNPOや中小規模のNGO、公益法人等による国際協力活動への新規参加の拡大に取り組む。また、引き続きNGO等活動支援事業等を通じたNGOの能力向上に取り組む。

No.7-4 大学・研究機関

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関）相談件数/応募件数	相談：140件 ¹⁰⁴ 応募：10件 ¹⁰⁵	210件 34件	217件 26件
新規SATREPS協力及びSATREPS案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75件 ¹⁰⁶	13件	11件
大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	559人 ¹⁰⁷	1,004人	721人

(1) JICA開発大学院連携

- 開発途上国・地域の将来の発展を担いうる人材を日本に受け入れ、大学院学位課程での専門分野の教育・研究とともに、日本の近代の開発経験及び戦後の援助実施国としての経験を学ぶ機会を提供するJICA開発大学院連携（日本政府が推進する「明治150年」関連施策の一つ）を2018年度に立ち上げ、以下の2つのプログラムを構築した。
- ・ 「日本理解プログラム」（共通プログラム）：日本の近現代の発展と開発の歴史を機構研修員等に広く提供するため、機構が協力大学と共同で実施する短期集中プログラム。2018年度は5回開催し、機構研修員等134名の参加を得た。また、受講対象者の拡充に向けて、放送大学と講義番組（7番組を予定）の共同制作を開始した。
- ・ 「各大学におけるプログラム」（個別プログラム）：各専門分野での日本の開発経験等を伝えるために各大学が設置・提供する授業科目からなるプログラム。10月までに19大学で開始（2019年4月には全20大学にて開講予定）され、このうちの2大学（政策研究大学院大学及び国際大学）で、

¹⁰⁴ 2015年度実績

¹⁰⁵ 2013-2015実績平均（実績は30件）

¹⁰⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は47件）

¹⁰⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

日本の経験を重視する教育プログラムが新たに立ち上げられた。

- ・ 6月の第24回国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社主催）晩餐会スピーチで、安倍首相より JICA 開発大学院連携について教育と知の交流を進めるプランとして大きくとりあげられ、紹介がなされた。

(2) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- ・ **イノベティブ・アジア**：新たに第2年次の74名を大学院の学位課程に受け入れ、IT、IoT、AIを中心とした理工系分野の研修を実施した。また、2017年度に来日した研修員は、AI関連企業、国立の研究機関、大手電機メーカー等を主な受入先とし、各自の研究テーマも踏まえたインターンシップを実施した。受け入れた企業の中には研修員の能力を評価し、当初予定していた業務体験に留まらず、他社から請け負った事業のチームリーダーを任せた事例等も見られた。
- ・ **シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム」**：中東地域安定化のための包括的支援の一環として開始されたシリア難民に対する人材育成事業で、日本の大学の修士課程に就学する第2年次20名の研修員の受入を実施した。8月には日本企業との交流の機会を含む合同プログラムを実施した。
- **ABE イニシアティブ**：2018年度は119名を新たに受け入れ、累計でアフリカ53か国から1,218名に対して本邦大学院での修士課程での就学及び本邦企業でのインターンシップの機会を提供した。本邦企業がアフリカへビジネス展開する際の水先案内人として活躍する人材を輩出し、受入企業の中には、ABE イニシアティブの研修員を受け入れたことをきっかけに、アフリカでの事業を具体的に検討し始めた例が出てきている。行政官でも、タンザニア水公社内の課長から帰国後総裁に昇進し、日本の水関連の技術・製品の紹介を行う等、修了後の活躍に係る優良事例が出てきている。また、大学の中にはABE イニシアティブを契機にアフリカの大学との共同研究を始めた事例など、アフリカの大学との学術交流に貢献している例が見られる。
- ・ **大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム**：第7回太平洋・島サミットで表明された同プログラムの第3年次の研修員として20名を受け入れ（累計102名受入）、2016年から3年間で100名の受入公約を達成した。
- ・ **国際社会人 Dr. コース**：開発途上国の幹部行政官・中核研究者等の候補者の育成を通じて、日本と強い絆を有する幹部人材を輩出することを目指し、長期の留学を行わずとも現職のまま日本の大学の博士課程に在籍し、育成の機会を与えることを目的としたコースの整備を進め、2017年度の名古屋大学に加え、九州大学、東京医科歯科大学での受入を開始した（累計11名）。
- ・ **人材育成奨学計画（JDS）**：将来政策リーダーとして開発課題の解決に寄与することが期待される若手行政官の留学受入事業であるJDSの2018年度の受入人数は過去最多となり、31大学42研究科へ321名が入学、2000年からの累計受入人数は4,000人を超えた。
- ・ 各国でJDS修了生の主要ポストへの配置があり、キルギスでは卒業生が大統領府戦略発展・経済・金融政策局長へ就任し、キルギス政府の経済分野の政策立案を担う重要な立場となった。また、カンボジアでは修了生が外務国際協力省の長官、人権評議会の一員として、大臣と同等の地位を得、バングラデシュではJDS同窓会の中心人物である修了生が次官補に昇進し、今後の日本とのネットワーク強化への期待が高まるなど、帰国後の人事昇進につながる優良事例が見られた。

(3) 担い手の裾野拡大

- ・ 研修員受入等の実績がある 96 大学に声掛けを行い、65 大学の参加を得て、JICA 開発大学院連携に関する説明・意見交換会を 7 月に開催した。JICA 開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための大学委託方式による覚書を締結した大学は、2017 年度末の 29 大学から 64 大学まで拡大した。

(4) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の事業形態（スキーム）への展開

- ・ 2018 年度に、地球規模課題の解決に向けた科学技術協力である SATREPS 事業を新規に 9 件形成した。このうち、ザンビアで開始される感染症分野の SATREPS 「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」（研究代表機関：北海道大学）は、相手国のカウンターパート機関がザンビア大学獣医学部であり、無償資金協力による施設建設や研究能力向上の技術協力を通じた人材育成の成果が、同学部を国際的な共同研究を実施できるレベルまでに導いたことを示す事例となった。2018 年度の新規案件の形成により、SATREPS の実績は 50 か国（ジブチ、タンザニア、コンゴ民主共和国の 3 か国が新たに追加）、133 件となった。
- ・ 過去に実施された SATREPS 案件の研究成果を活用した事業として、SDGs ビジネス支援事業を 2 案件形成した。具体的には、メキシコ「メキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築」（研究代表機関：筑波大学）から SDGs ビジネス調査「公平な利益配分と連動した花卉遺伝資源ビジネス調査」（(株) サカタのタネ）、モロッコ「エビデンスに基づく乾燥地生物資源シーズ開発による新産業育成研究」（研究代表機関：筑波大学）から SDGs ビジネス調査「女性の雇用創出のためのアルガンオイル生産・販売ビジネス調査」（(株) ジェイ・シー・ビー・ジャポン）がそれぞれ機構の現地事務所の支援を通じて形成された。
- ・ 新規事業の形成・応募促進の方策として、9 月に SATREPS 公募説明会を東京と大阪でそれぞれ 2 回、計 4 回実施し、計 196 名の研究者の参加を得たほか、28 名の研究者に対して個別相談に応じた。

(5) SDGs 達成に向けた貢献・

- タイの SATREPS 「非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術」（研究代表機関：産業技術総合研究所）にて開発した高品質バイオディーゼル燃料がタイ政府の石油代替エネルギー開発計画に採用され、国家プロジェクトとして実用化に向けた取組が開始された（SDGs ゴール 7（エネルギー）と 13（気候変動）への貢献）。
- チリの SATREPS 「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」（研究代表機関：京都大学）で、機構は三井物産株式会社からの業務受託により、研究成果の早期実用化と地域への定着・拡大を推進した。本取組は、日本・チリ双方の産学官連携を実現させ、ODA 事業への企業の参画モデルとなる（SDGs ゴール 17（パートナーシップ）への貢献）とともに、SDGs ゴール 14（海洋）をはじめとする地域社会の SDGs 達成へ企業と共同で貢献するものである。
- ・ 留学生事業では、ABE イニシアティブを通じ、障害当事者である留学生が将来的に母国の障害者政策に役立てることを念頭に日本で公共交通のバリアフリー化や官民連携を学んでいる（SDGs の理念「誰一人取り残さない」への貢献）。また、シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム」を通じ、将来シリアの復興を担う人材を育成する目的でシリア難民に対する高等教育機会を提供した（SDGs ゴール 16（平和・ガバナンス）への貢献）。

(6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ JICA 開発大学院連携について、2018 年度に開始された新たな取組であることから、これまでの実施状況を確認し、提供されるプログラムの質の向上を図っていくことが課題。また、開発途上国・地域との戦略的なネットワーク形成に向けて、戦略的な研修員の人選や帰国後の関係維持・発展について引き続き取り組む。また、受入大学等に対して、JDS 等他のスキームとの制度上の相違点に係る周知を行うとともに、事業の戦略性の向上を図る。
- ・ SATREPS は研究を主体とする事業である一方、SDGs 達成に向けて研究成果を社会課題の解決につなげていくことが課題となっている。また、研究者本人のみで研究成果の社会実装を担うことは無理があり、研究者と事業者となる企業や事業者を支援する投資家との連携が課題となるため、研究成果を活用したビジネスプラン作りや事業者・投資家の紹介等の支援を強化する。

No.7-5 開発教育、理解促進等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
教師海外研修の参加者数	166 人 ¹⁰⁸	157 人	101 人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9 万人 ¹⁰⁹	4.5 万人	4.6 万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）	団体・一般 95% 登録団体 76% ¹¹⁰	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%

(1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

① 教員向け研修の効果的・効率的実施

- ・ **開発教育指導者研修**：将来的に開発教育の指導者となり得る、教師海外研修や青年海外協力隊の経験者 23 名を対象とする開発教育指導者研修を、豊富な専門的人材を有する国際理解教育学会の協力を得て 2 回実施した。研修の一部は有識者による公開セミナーとし、幅広い教員層の参加機会も提供して、裾野拡大の促進も図った。また、国内拠点主催の同研修は、地域の状況を踏まえ、開発教育の一層の裾野拡大に向けて教育委員会への働きかけや教師海外研修との連携も考慮し、全拠点で合計 174 回開催され、13,880 名が参加した。
- ・ **教師海外研修**：文部科学省、外務省等の後援を得て、教師海外研修（一般コース・教育行政官コース）を実施した。また、教師海外研修への参加経験から着想を得て「グローバル教育から主権者教育」をテーマとした討論や調べ学習に取り組んだことが評価され、教育分野で優れた業績を挙げた個人に贈られる「第 67 回読売教育賞」の最優秀賞を過去の研修参加者が受賞した。
- ・ **次年度以降に向けた教員向け研修プログラムの改善**：機構の教員向け研修は、国際理解教育・開発教育の授業実践に高い関心と理解を示す教員の育成に一定の貢献を果たしたものの、継続的な実施の促進や裾野拡大等の効果が不十分という課題認識の下、NGO や学会等の外部有識者からの意見も得つつ、関心ある教員へのアプローチから、より多くの教員が開発教育を実施できるためのアプローチに軸足を移す形での事業改善を図った。具体的には、教師海外研修に関し、他の教員にも裨益するような汎用性のある学習指導を促進すべく、事業目的、研修成果及びモニタリン

¹⁰⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁰⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹¹⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

グ方法の見直しを行った。国内研修は、国際理解教育・開発教育分野の未経験者や初心者層にアプローチできるように、教育委員会と連携した教員研修の拡充や各地域で国際理解教育・開発教育を促進するためのネットワーク構築等の枠組みを整理した。また、2019年度以降に複数の国内拠点の教師海外研修の一部を合同実施する検討等を行い、研修の効率化・合理化を図った。

② 新学習指導要領の施行に向けた取組

- ・ 小中高の全ての段階で、「持続可能な社会の創り手の育成」を全文に掲げた新学習指導要領に沿った教科書・教材作成が進む中、2018年度は、教科書会社を対象に新学習指導要領とSDGsの関係性、機構の貢献等についてセミナーを実施し、約50名の参加を得た。セミナー参加企業を中心に継続的な情報提供を行う等の丁寧な働きかけを行った結果、2020年度以降に作成される教科書に掲載検討として機構の取組に係る寄稿依頼や写真提供依頼につながった。
- ・ 機構が作成した開発教育に係る中核的な位置づけの教材「国際理解教育実践資料集」について、SDGs等の最新の動向を踏まえ、活用度の高い部分を中心に改訂を行った。また、新学習指導要領に沿った大幅な改訂をすべく、内容の見直し等に着手した。

(2) 開発教育、国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- ・ **JICA 北海道**：NGO提案型プログラムを通じ、北海道開発教育ネットワークがインド及びベトナムの現地調査で教員を主な対象としたSDGs関連教材を開発したほか、同教材の道内での普及に向けた道内教員のネットワーク構築にも貢献した。
- ・ **JICA 二本松**：2020年開催のオリンピック・パラリンピックでネパールのホストタウンとなっている福島県田村市と連携し、同市内の2つの小中学校にて出前講座と写真パネル展示を実施するなど、同市内の国際理解促進に貢献した。
- ・ **JICA 東京**：所管する1都5県全ての教育委員会が主催する教員向けの研修で、約6,000人の教員に機構の開発教育支援事業プログラムやSDGsの紹介等を行い、開発教育・国際理解教育に係る意義の理解促進に貢献したほか、本研修の機構のプログラム紹介をきっかけとして教師海外研修への応募につながった（2018年度の教師海外研修応募者74名中7名）。
- ・ **JICA 横浜**：TICAD 7に向けた横浜市国際交流事業「アフリカ各国との一校一国交流支援」への協力依頼を受け、横浜市内の学校と派遣中の機構隊員や現地小中学校との相互交流等の機会を提供する協力を実施し、生徒のアフリカ及び国際協力への関心向上に貢献した。
- ・ **JICA 北陸**：国際理解教育に積極的な金沢学院大学と連携覚書を締結し、同大学教授による教師海外研修参加者への指導（案）及び授業実践に対するフィードバックや、JICA北陸センター長による同大学学生に対する講義等の連携を開始した。
- **JICA 関西**：大阪万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」とSDGsを掛け合わせ、市民社会・若年層向けの啓発活動やSDGs関連展示（大阪府立中之島図書館での展示（6,464名来場）、おおさかATCグリーンエコプラザ（119,313名来場）での展示等）を実施した。また、大阪万博誘致委員会が実施した「#thinkexpo2025 みんなの未来フェスティバル」（2日間で計約1万3千人来場）で、機構がSDGsテーマゾーンの企画・運営を担い、ABEイニシアティブ研修員によるアフリカ紹介や大学生向けSDGs理解講座を実施する等、大阪万博誘致に向けた市民の機運醸成に貢献した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 毎日小学生新聞日曜版（約9万9千部発行）に開発途上国の現状・課題、日常生活の様子や国際協力の現場で働く関係者の取組を SDGs の 17 ゴールとともに紹介する連載を行い、教材等の一層の効果的活用を進めるべく、冊子化した。来年度から学校関係者に配布予定であり、児童・生徒への SDGs 理解促進のための教材として活用が期待される。
- ・ 外務省・日本ユニセフ協会による SDGs 副教材製作で、情報提供や監修的な役割を担う等の協力を行った。
- ・ ほっかいどう地球ひろばでは、SDGs の常設展示に加えて企画展（7月～9月）でも SDGs を取り上げ、J:COM 札幌による TV 番組放送や朝日新聞への掲載につながる等、メディアを通じた SDGs の浸透にも貢献した。なごや地球ひろばでは、地域の特性や立地を踏まえ、企業・自治体を対象とした団体訪問プログラムを実施し、地域の SDGs への理解を積極的に促進した。

(4) 地球ひろば等の国内拠点施設等を活用した開発協力の理解促進の取組

- ・ **地球ひろば（市ヶ谷）での開発協力の理解促進の取組、学校教育現場との連携**：国際理解教育学会や開発教育を推進している教員の協力を得て、学校教育現場での活用を念頭に、地球ひろばの体験型展示を組み込んだ学習指導（案）を作成した。
- ・ **なごや地球ひろばでの民間連携、国民の理解促進**：映画「コード・ブルー」と連携した国際緊急援助隊のパネル展を開催し、8月の一般来館者数は過去最高の7,284人（2017年度同月比4,692人増）を記録した。同パネル展は、SNS上で拡散（Twitterで「いいね!」3,500件超、「リツイート」500件超等）されるなど広報効果も高く、中日新聞にも掲載され、開発教育の新たな関心層の開拓を促進した。
- ・ **ほっかいどう地球ひろばの地域密着型の取組**：2017年4月の開設以降、地域に密着した企画展（北星学園大学国際協力団体『北星フェアトレード』展示、青年海外協力展『道産子ボランティアが見る開発途上国』等）を実施し、地域の開発協力への理解促進に取り組んでいる。2018年度は2017年度比17.2%増の9,085人の来館を得た。
- ・ **JICA 関西での民間連携、国民の理解促進**：大阪南港エリアの複合型商業施設（大阪南港 ATC）に外部常設展示コーナーを開設し、一般訪問者向けの展示を7月から開始した。外部常設展示という特性から、国際協力に関心が無い層を含む一般市民や学生が展示を訪れる機会となり、国際協力関心層の拡大が期待される。
- **エッセイコンテストを通じた取組**：2018年度は「世界の幸せのために 私たちができること」を応募テーマとして国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを実施し、合計72,486作品の応募があり、高校の部は応募数が2017年度比で3,053件増加し、過去最高となった。また、過去の受賞3作品が中学校の道徳教科書（2社）に採用され、2019年4月から全国の中学校で使用されることが決定した。「道徳」が特別教科化され（小学校：2018年度、中学校：2019年度）、新学習指導要領で「道徳教育の充実」が掲げられる中、機構のエッセイコンテスト受賞作品が道徳教育に貢献することが期待される。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ いじめ・不登校等生徒指導上の対応、外国人児童生徒への対応、ICT活用への対応等喫緊の優先課題が山積する中、学校教育における開発教育の推進は容易ではない。このような状況を踏まえ、

2018年度は上記(1)①に記載した取組を通じて多くの教員が関心を示し、少ない負担で容易に開発教育の実践に取組めるように各種研修の見直しを実施した。2019年度はこれら見直しを本格的に導入する時期にあたることから、着実な見直しの実現に取り組む。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

引き続き、開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、自治体、NGO等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、開発協力への参加を促し、連携した事業実施を推進することを期待する。特に、開発途上地域の将来の発展を担う中核人材の育成や、機構の取組により構築した知日人材との人脈を日本の様々な協力で活用していく仕組みづくりに期待する。(2017年度主務大臣評価報告書、No.7「NGO、多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大」)

(2) 対応：

ボランティア事業では、若年層をターゲットにした広報や帰国隊員への支援強化を通じ、参画拡大を図った。自治体との連携では、自治体が有する強みや経験を活用した事業を実施したほか、SDGsをキーワードとする連携事業を積極的に推進し、鹿児島県大崎町が第2回「ジャパンSDGsアワード」を受賞する等の成果を得た。NGO/CSOとも、開発途上国の住民のきめ細かいニーズへの対応等の強みをいかした事業を実施したほか、裾野拡大のためにJICA基金活用事業にチャレンジ枠を新設した。また、開発教育・国際理解教育の取組により、将来開発協力を担う人材の育成に貢献した。

大学・研究機関との連携では、地球規模課題の解決に向けてSATREPS事業を新規に9件形成したほか、開発途上国・地域の将来の発展を担いうる人材を対象に、大学院学位課程での専門分野の教育・研究に加え、日本の近代の開発経験や戦後の援助実施国の経験を学ぶ機会を提供するためのJICA開発大学院連携を立ち上げ、19大学の参画を得た。また、ABEイニシアティブの研修生による現地での日本の技術・製品等の普及・紹介や、研修生受入を契機とした本邦大学と現地大学との共同研究等、機構の人材育成事業により構築した知日人材との人脈を活用した本邦の様々なアクターによる開発途上国への展開を推進した。

No.8 (一定の事業等のまとめ)	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
プレスリリース発出数	250 件 ¹¹¹ (2017-2021)	50 件	85 件	72 件			
フェイスブック投稿数	1,750 件 ¹¹² (2017-2021)	350 件	1,045 件	1,149 件			
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数 (案件)	500 件 / 年 ¹¹³	500 件	1,207 件	1,141 件			
国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER) 新規登録人数	10,000 人 ¹¹⁴ (2017-2021)	2,000 人	1,875 人	2,325 人			
国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200 人 ^{**} (延べ人数)	150 人	185 人	214 人			
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円)			5,495	5,125			
決算額 (百万円)			5,008	4,350 ¹¹⁵			
経常費用 (百万円)			5,154	4,583 ¹¹⁶			
経常利益 (百万円)			△ 272	△ 140 ¹¹⁷			
行政サービスコスト (百万円)			5,156	4,575 ¹¹⁸			
従事人員数			95	95			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (8)、中期計画：1. (8)
<p>年度計画</p> <p>1. (8) 事業実施基盤の強化</p> <p>ア 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発途上地域の開発課題や機構の活動及び成果を国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。

¹¹¹ 前中期目標期間の実績から各年度 5 件増として設定する。前中期目標期間実績平均 45 件 / 年

¹¹² 前中期目標期間の実績から約 4% 増として設定する。2015 年度実績 336 件 (日 240 件、英 96 件)

¹¹³ 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010 年度から 2014 年度の実績平均 492 件 / 年

¹¹⁴ 前中期目標期間の実績から約 15% 増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,746 名 / 年

¹¹⁵ 暫定値

¹¹⁶ 暫定値

¹¹⁷ 暫定値

¹¹⁸ 暫定値

- ・ 特に、明治 150 年を意識した日本の近代化の経験、外交周年行事が多い中南米地域や太平洋・島サミットが開催される大洋州地域との協力関係等に関連する発信に取り組む。
- ・ 機構のアカウントビリティの向上及び事業への理解促進に向け、利用者の利便性向上に向けて機構のウェブサイトの見直しを継続するとともに、ODA 見える化サイトを迅速に更新する。

イ 事業評価

- ・ PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果を迅速かつわかり易く公開、発信する。
- ・ 事業評価から得られる教訓を事業改善や効果向上に活用するため、協力方針策定や事業実施等にフィードバックするとともに、評価結果の横断分析、統計分析、プロセスの分析及び標準的指標例の改訂等を引き続き実施する。特に、「根拠に基づく政策立案 (EBPM)」を推進する。
- ・ 事業評価の実施基盤の強化と質の向上のため、国際機関、国内外の大学、NGO 及び民間企業等と、事業評価の実施や分析及び教訓の共有化等について協働する。また、職員の評価能力の向上に取り組むとともに、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ 協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保のため、能力強化研修を行う。特に、持続可能な開発のために、都市開発や気候変動等の課題を踏まえた能力強化研修のコースを拡充する。
- ・ 開発協力人材の裾野拡大を目指し、コンテンツの拡充や掲載情報の多様化を通じて国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」による情報発信を強化する。特に、若年層への情報発信やキャリア支援に重点的に取り組む。

エ 知的基盤の強化

- ・ SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研究を、新たな開発ニーズにも柔軟に対応しつつ実施し、研究成果を事業にフィードバックする。特に、中国等の新興国の開発協力、日本の開発協力の歴史、アジア地域のインフラ需要推計、質の高い成長、留学生の途上国開発へのインパクト、人間の安全保障等に関する研究を行う。
- ・ 国内外の研究者及び研究機関等とのネットワークの充実により、研究事業の質の向上と発信の強化を図り、あわせて研究事業を通じた機構の人材育成にも貢献する。
- ・ ワーキング・ペーパー、ポリシーブリーフ及び書籍の発刊、ウェブサイトの活用並びに学術誌への投稿を通じて研究成果を公開する。主催・共催するシンポジウム、セミナー及び国際会議等の場を活用し、国際機関、研究機関、政策担当者及び援助実務者に対して、研究成果を発信する。

オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準を維持するための研修及び訓練プログラムの見直しと資機材整備を推進するとともに、登録要員の能力の維持と向上のための研修及び訓練を実施する。また、捜索及び救助や災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組みに参画し、日本の緊急援助の経験及び知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持する。
- ・ 特に、国際捜索救助諮問グループ地域議長及び WHO 緊急医療チームの地域副議長として、アジア太平洋地域のネットワークの強化に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）

- ・ 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- ・ 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- ・ 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- ・ 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- ・ 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：多くの評価指標において目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国際社会に対し機構の開発協力の成果の認知度と支持を高めるとともに、一層の国民の理解を得るべく、重点テーマ（自由で開かれたインド太平洋、日本の近代化と開発経験）を踏まて戦略的に広報を実施。事業の質の向上に向け、様々な評価手法を取り入れつつ事業評価を着実に実施した（PDIAの試行導入、横断分析に基づく「紛争影響国・地域の事業マネジメントにおける教訓の抽出」作成）。効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究（中国等新興国の開発協力の実態解明、人間の安全保障の実践等）と研究成果の発信及び事業へのフィードバック（ポリシー・ノートを刊行）を促進した。災害援助では国際的な連携枠組みに対する日本の経験・知見の発信等に加えて、災害に迅速に対応する（グアテマラ）等、特筆すべき成果をあげた。

ア 広報

- 重点ターゲット毎のアプローチに沿い多様なツールにて効果的な広報を展開。
- 国内で約 6,400 件、海外で約 24,400 件の機構もしくは ODA の報道。
- 戦略的に重点テーマを発信（新 JICA10 年、自由で開かれたインド太平洋、日本の近代化と開発経験、太平洋・島サミット、中南米・日系社会への協力）。
- ◎ **現地メディアを通じた情報発信【②】**：外交周年行事が多い中南米・カリブ 7 か国の新聞・テレビ記者を招聘。日本の再生エネルギーの取組、廃棄物管理等、計 23 件の現地報道につながった。

イ 事業評価

- 協力金額 10 億円以上の全ての事業及び 10 億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業 86 件の外部評価と、2 億円以上 10 億円未満の案件 97 件の内部評価実施、ホームページで公表。
- ◎ 事業評価の教訓を事業改善や効果向上に活用するべく、PDIA の試行導入、プロセス分析（「簡易プロジェクト・エスノグラフィー」実施ハンドブック作成）、横断分析（「紛争影響国・地域の事業マネジメントにおける教訓の抽出」作成）実施。

ウ 人材養成確保

- 4 件の能力強化研修を新設（都市開発・まちづくり、災害からの復興支援、気候変動を開発、開発協力のプロセス・マネジメント）。
- PARTNER をリニューアル、機能・コンテンツを拡充、開発協力人材の新規開拓のため大学生へ情報発信（計 14 大学で 17 回講義）、ECFA 連携セミナー開催（計 1,000 名以上）。

エ 研究

- 効果的な事業実施及び援助潮流の形成に資する研修を実施（アジア地域のインフラ需要推計、質の高い成長、留学の途上国開発へのインパクト等）。海外の研究機関等との共同研究・発信を積極的に実施（IDS、ADB 等）。
- 各種研究成果を発信（ワーキングペーパー 6 本、ポリシー・ノート 4 本、書籍・報告書発刊 10 冊、セミナー開催 14 回等）
- ◎ **中国等新興国の開発協力の実態解明【③】**：欧米の研究で焦点が当たっていなかった新興国の開発協力の実態を取りまとめ、ポリシー・ノートを刊行し、新興ドナーとの協力関係構築に向け実務的提言。

- ◎ **研究成果の事業へのフィードバック【③】**：国内外の政策決定者（開発途上国政府等）、機構事業関係者（専門家、コンサルタント等）を含む開発協力実務者（他ドナー、NGO）等にとって有益な政策提言及び事業実施に係る提言をまとめたポリシー・ノートを4本発行（障害と教育、新興国の開発協力、人間の安全保障、母子保健）。
 - ◎ **人間の安全保障【①、④】**：人間の安全保障の規範にアジア各国での受入、人間の安全保障の実践に係る研究成果の集大成となる報告書2冊を国際的に著名な出版社である Palgrave Macmillan 社からの商業出版。後者については国連事務総長による推薦文。第四回世界社会科学フォーラムにて研究成果を発表し、国際的議論に貢献。加えて、ポリシー・ノートを発行し、実務観点からの提言を実施。
- オ 災害援助
- 国際捜索救助諮問グループ地域議長及び WHO 緊急医療チーム地域副議長として、太平洋地域各国との関係を強化。
 - 緊急援助隊（4件）、UNDAC 派遣（2件）、緊急援助物資供与（10件）実施。
 - ◎ **グアテマラ火山災害への迅速な対応【②】**：政府間で公式に行われた空輸による物資援助としては最も早い支援を実施。
 - ◎ **モザンビークサイクロン災害への対応【②】**：物資供与、国際緊急援助隊専門家チーム及び医療チームによる支援。

<課題と対応>

引き続き、戦略的な情報発信による効果的な広報を通じて国民の理解と支持基盤を醸成しつつ、協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成・確保及び裾野拡大に向けて PARTNER を戦略的に活用する。また、事業の効果向上に向けて、評価の質の確保を図りつつ、より効果的な評価手法について継続して検討していくとともに、G20 等の国際会議にて機構の経験・知見に基づく政策提言を行うべく、新興国のシンクタンクを含む国内外のシンクタンクとの関係を戦略的に構築していく。さらに、災害援助に関しては、国際緊急援助隊・救助チームの迅速な派遣に向け、官民を問わず多様な機関との情報共有及び連携促進を図る。

4. 業務実績

No.8-1 広報

(1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的な発信

① 戦略的な広報への取組

国民の幅広い層に対する機構の認知度向上のため、広報戦略で設定した重点ターゲット毎のアプローチに沿って、ウェブ、SNS、広報誌への掲載やメディアへの売り込み強化等、多様なツールを活用し効果的な広報を展開した。

- **現地メディアの日本招へい**：現地メディアを通じた発信強化のため、外交周年行事が多い中南米・カリブ7か国の新聞・テレビ記者7名を日本に招き、「環境と再生可能エネルギー」をテーマに、中南米諸国の課題解決に向けた日本の技術・経験を取材する機会を提供した。その結果、日本での再生可能エネルギーの取組や廃棄物管理等に関し、計23件の現地での報道につながった。
- ・ **地方メディアの海外派遣**：地方メディアを通じた発信強化のため、地方で強い発信力を有する愛媛新聞や北陸放送等を、パラグアイ、ケニア等に派遣し、機構の事業現場の視察や相手国関係機関への取材機会を提供した。その結果、愛媛新聞では新聞連載（6回シリーズ）、北陸放送ではケニアを取り上げた特集（3回）等の報道につながった。
- ・ **記者勉強会の開催**：機構の最新の事業動向等を説明する記者勉強会を9回開催した。（テーマは、

島サミット、日本の教育経験、科学技術協力、上下水道分野支援、中小企業支援、インドネシアのスラウェシ地震等)。その結果、島サミット開催時の ODA 関連報道の増加 (9 件) や、SDGs ビジネス調査開始を契機とした中小企業支援の記事 (産経新聞) の新聞報道等につながった。

- ・ **トップ広報**：機構理事長が日本経済新聞の「経済教室」へ明治維新 150 年に関し寄稿し、新潮社 Foresight での「日本人のフロンティア」の連載等各種メディアに登場し発信することで、国内のオピニオン・リーダー層、一般層双方に対する機構事業の理解促進に取り組んだ。
- ・ **重点テーマ発信**：特定テーマについて機構全体で期間を定め、複数拠点から同一テーマの情報を戦略的に発信した。5 月に太平洋・島サミットの開催に合わせた特集、6 月から 7 月にかけて中南米、9 月から 10 月にかけて明治 150 年 (日本の近代化と開発協力の経験の共有) を特集し、集中的に発信した。その結果、太平洋・島サミットの重点発信を行った 5 月の twitter 閲覧数が 2017 年度の年間平均の 2 倍に増加する等大きな反響を得た。
- ・ **国際協力イベント**：グローバルフェスタ (9 月) は荒天のため 1 日のみの実施となったものの約 4 万 4 千人が来訪した。その他、沖縄国際協力・交流フェスティバル (11 月) 約 5 千人、ワンワールドフェスタ (2 月) 約 2.5 万人等、外務省や国連広報センター (UNIC : United Nations Information Centre)、国際協力 NGO センター (JANIC : Japan NGO Center for International Cooperation) 等の関係機関との連携を強化しながら、一般市民に広く機構の事業認知を図った。
- ・ **報道件数**：これらの取組によるメディアを通じた発信として、国内で約 6,400 件、海外で約 24,400 件の機構に関する報道があった。

② 主要テーマの取組

- ・ **新 JICA10 年**：2018 年 10 月の新 JICA 発足 10 年に合わせ、広報誌 mundi 10 月号で、ビジョン「信頼で世界をつなぐ」に基づく機構の様々な取組を内外に発信した。また建設通信新聞社に企画・取材協力を行った結果、10 月に「新 JICA 発足 10 年」特集 (全 4 頁) が掲載された。同特集ではインフラを中心に全世界の機構の事業 13 件が紹介され、機構の取組を広く国内に発信する広報につながった。
- ・ **世界と地方をつなぐ取組**：広報誌 mundi 9 月号で特集を組み、中小企業海外展開支援や、自治体、大学等との機構の連携の取組を発信した。福島県出身の隊員や、北海道出身の国際協力専門員への取材を受けて、NHK 福島放送局、福島民友、福島民報や、北海道新聞でのスポーツ支援や障害者支援の報道につながり、国際協力を身近に感じてもらうための広報につながった。
- ・ **質の高いインフラ (女性活躍)**：質の高いインフラの代表的事例であるインドの都市鉄道建設事業について、建設現場を指揮した女性技術者の著書発刊に関するセミナーを開催した結果、日刊建設工業新聞、建設通信新聞社等の業界紙で多数の報道がなされた。中でも共同通信の配信記事は全国 22 の地方紙のひと欄に転載され、ODA の現場で活躍する日本人女性の姿を多くの国民に伝える機会となった。また、これまでに日刊建設工業新聞に掲載された記事が、「インフラビジネス最前線～ ODA の戦略的活用」として出版された。編著者である機構理事へのインタビュー記事が報道され、質の高いインフラの現場動向や企業連携の最新情報についてメディアや企業等に効果的に発信する機会となった。
- ・ **日本の近代化と開発協力の経験の共有**：「明治 150 年」のテーマ発信の一環として、機構による法整備支援の取組成果や、機構が新たに開始した開発大学院連携の取組について重点的に広報を実施した。その結果、法整備支援は、明治以降の近代化経験をいかした「国の基盤を作る支援」として毎日新聞のコラム欄に大きく掲載されたほか、12 月のラオス民法典のラオス国会承認に

関する報道（時事通信、毎日新聞）等、全国紙等 6 件の掲載につながった。開発大学院連携は、6 月の国際交流会議「アジアの未来」での安倍首相のスピーチを受けて日経新聞、共同通信等多くのメディアで報道され、日本の近代の経験に基づく日本の効果的な協力への取組の広報につながった。

- ・ **中南米・日系社会への協力**：6～7月の重点テーマ発信の取組に加え、移民周年行事や機構理事長の中南米出張の機会に合わせた広報を強化した結果、理事長講演の報道や寄稿文の本邦紙（ニッケイ新聞）及び現地紙への掲載（コロンビア、コスタリカ、メキシコ）、海外移住資料館の紹介記事（全国紙・地方紙 18 件）につながった。また、ブラジルで現地プレスツアーを実施し、共同通信や時事通信（他紙でも多数転載）、yahoo! ニュース、TBS 報道、Japan Times 等多数の媒体で報道された。
- ・ **スポーツと開発**：広報誌 mundi 6 月号で「スポーツと開発」を特集し、スポーツを通じた様々な協力事例を紹介した。10 月にはタンザニアのイカンガー元マラソン選手（機構タンザニア事務所の広報アドバイザー）の来日を機に、高橋尚子氏・瀬古利彦氏との対談を実施した。その際に同行したタンザニア女子陸上選手の取材に係るメディア対応の結果、毎日新聞、スポーツ報知、NHK WORLD 等での報道につながった。また、ボツワナ女子ソフトボールチームのコーチとして世界女子ソフトボール選手権大会に同行したソフトボール隊員や、スリランカ U18 代表チームの監督として神奈川県高校野球代表チームとの交流試合で来日した野球隊員等、ナショナルチームを指導するスポーツ隊員の活躍が全国紙や地方紙、ウェブニュース、テレビ等で多数報道された。さらに、派遣中隊員が指導に携わるスポーツ選手が、アジア大会（種目：ラオス柔道・陸上競技・空手、カンボジア水泳、スリランカ野球、インドネシアアーティスティックスイミング等）に出場し、朝日新聞、毎日新聞、共同通信（地方紙にも転載）等で報道される等、東京五輪に向けた取組の広報につながった。
- ・ **インドネシア・スラウェシ地震に対する支援**：地震による被害調査等のための機構調査団派遣時に現地メディアへ対応したほか、日本でも記者説明会を実施した結果、NHK News ウェブでの報道につながった。また、復興支援の技術協力を開始したことが、NHK、毎日、共同通信等各社で報じられる等支援の段階に応じた広報発信により継続的な反響を生んでいる。
- ・ **タイ・洞窟救出支援への協力**：タイ北部チェンライ県の洞窟に少年 13 人が閉じ込められた事件に関して、機構は少年たちの救出に向けた取組を行うとともに、その取組に関し、現地取材等に積極的に応じた結果、新聞で非常に多く報道されたほか、テレビでは報道番組のみならず特番（テレビ東京「未来世紀ジパング」、テレビ朝日「世界で本当にあった！奇跡の救出映像」等）でも大きく紹介され、SNS 上でも大きな話題となる等、機構の取組を伝える広報につながった。
- ・ **国際協力機構債券の上場**：国際協力機構債券が TOKYO Pro-BOND Market に上場し、グリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームの登録第一号となったことを受け、日刊工業新聞、保健毎日新聞での報道に加えて、ビジネス誌「週刊ダイヤモンド」に機構理事長へのインタビューが掲載され、ビジネス層や一般市民の SDGs や社会貢献への関心を高めるための効果的な広報につながった。
- ・ **エジプト・日本式学校**：現地での取材対応を中心に、日本式の教育という協力の特徴に焦点を当てた広報を実施した結果、注目が多く集まり、日経、産経、共同、NHK 等、多くの報道につながった。

(2) SNS、ウェブサイト及びを活用した情報発信

表 13 - 1 ウェブサイトや SNS を通じた発信の実績 (2016 年度から 2018 年度)

	ページ閲覧数	Facebook (ファン数)	Twitter (フォロワー数)	Youtube (再生回数)
2019 年 3 月末時点	日 : 3,616 万 PV 英 : 628 万 PV	日 : 23,161 人 英 : 25,025 人	日 : 34,788 人 英 : 10,166 人	日 : 335,891 回 英 : 285,304 回
2018 年 3 月末時点	日 : 3,481 万 PV 英 : 671 万 PV	日 : 20,545 人 英 : 18,761 人	日 : 32,406 人 英 : 7,360 人	日 : 113,814 回 英 : 421,195 回
2017 年 3 月末時点	日 : 3,512 万 PV 英 : 546 万 PV	日 : 16,585 人 英 : 12,810 人	日 : 29,830 人 英 : 5,043 人	日 : 113,698 回 英 : 185,999 回
前回比	日 : +3.9% 英 : -6.4%	日 : +12.7% 英 : +33.4%	日 : +7.4% 英 : +38.1%	日 : +195.1% 英 : -32.3%

- 今年度も facebook、twitter 共にファン数、フォロワー数は昨年度から増加し、加えて英語版 facebook ファン数 (19,310 名) が日本語版 (19,257 名) を上回ったことが特徴。SNS の特性をいかした身近なテーマのタイムリーな情報発信が功を奏したと同時に、その特性である拡散力を活用し、日本政府、相手国政府、国連機関、民間企業、メディア、NGO 等、幅広い関係者を動員した。昨年度に続き、ウェブサイト上での記事と連動した情報発信や特定期間の同一テーマ発信を強化し、3 つのテーマ(「島サミット」、「中南米」、「明治 150 周年」)を取り上げ、統一性のある広報を行った。加えて、環境の日やガールズデー、エイズデー等の国際デー等の時宜をとらえた発信を意識し、複数のウェブ用オリジナル記事から既存メディアへの展開にも繋がった。

(3) ODA 見える化サイトを通じた情報発信

- ODA 見える化サイトの掲載情報の更新実績は 1. ①のとおり。その他、新規案件及び事後評価実施案件 324 件の新規掲載を完了し、2010 年度の公開開始からの累積掲載案件数は、4,379 案件に達した。「ODA 見える化サイト」のページビューは、734 万 PV に達し、開発協力に係る国民の理解醸成に貢献した。

(4) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- 重点ターゲットに応じた最適な発信(内容、媒体、タイミング等)を継続的に実施していくことが課題。なお、国際協力に対する国内の具体的な関心(分野、関心度合等)や、国際社会の国際協力へのスタンス・アプローチが多様かつ流動的である点、各種発信媒体の位置づけ(利用状況等)の変化が大きい点に留意する必要がある。
- こうした状況のもと、具体的な報道実績や SNS 等の閲覧実績等も踏まえ、国内外の国際協力へのアプローチや機構の取組に対する関心の最新動向把握につとめ、最適な発信方法を柔軟に選択して効果的な広報につなげていく。

No.8-2 事業評価

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 ¹¹⁹	5件	5件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 ¹²⁰	8件	8件

(1) PDCA サイクルに沿った各種評価の着実な実施と迅速な公開

- 事後評価の実施と公開**：評価対象となる、協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業86件（内訳：有償資金協力38件、無償資金協力37件、技術協力プロジェクト11件）の外部評価と、2億円以上10億円未満の案件97件（内訳：無償資金協力20件、技術協力77件）の内部評価を実施し、その結果を機構ウェブサイトで公表した。
- 評価の質の向上**：外部評価では、定量調査・定性調査の実施手法に係る科学的手法（統計・データ収集・インタビューなどの学術的に確立した調査手法）の活用と質の向上を図った。内部評価では、評価者となる各在外事務所による評価結果の自己点検制度の導入に伴い、外部の第三者が個々の評価判断等の客観性・中立性や、提言・教訓の実行可能性・具体性を検証した。検証の結果は「事後評価の質の向上検討会」の助言を得た上で、評価者（在外事務所等）へフィードバックし、今後の内部評価の質の向上に活用するとともに、検証結果の概要を対外公表することで一層の説明責任を果たした。
- 事業評価報告書の公開**：2018年度に実施した個別事業毎の事後評価結果を全て公開した。また、年間の事業評価結果を取りまとめた「事業評価年次報告書2018」を機構ウェブサイトで公表した。

(2) 評価結果・教訓のフィードバック、事業評価を通じた学習と改善

① 協力方針策定や事業実施等にフィードバック

- フィリピン「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」で、「開発途上国の人々が、固有の問題にまず目を向け、開発途上国側が主体的に解決策を考え、その適用と改善を繰り返すことで、健全かつ持続性のある制度改革を実現しようとするアプローチ」（PDIA：Problem Driven Iterative Adaptation）を試行導入した。PDIAは、開発援助のデリバリー・メカニズム改善という観点で国際的に関心が高まる「適応性のある管理（Adaptive Management）」の一手法で、時々刻々と課題が変化する紛争地域における技術協力の実施監理の中で、PDIAを利用して問題特定を行い、活動内容に反映する作業を行っている。
- 事業事前評価表等の事業計画段階の資料に「過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を記載し、類似案件の評価結果から得られた教訓の活用を図った。また、2016年度及び2017年度に試行した無償資金協力・技術協力の一体的な事後評価結果を踏まえ、より高い開発効果の発現を目指した援助手法間の連携事業の形成段階で、適切な評価指標の設定や活用可能な教訓等を助言した。

¹¹⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

② プロセスの分析

- ・ 従来の DAC 評価 5 項目に基づく事業評価に加え、事業効果の発現プロセスを分析する取り組みの一つとして、文化人類学や社会学等で用いられるエスノグラフィーの手法¹²¹を参考に、過去のプロセスの分析試行事例を基に整理し、「簡易プロジェクト・エスノグラフィー（簡易プロセス）」実施ハンドブックを作成した。スリランカの橋梁建設事業では、本手法を部分的に用いて、設計・施工段階の「プロセスの分析」を試行中である。
- ・ これまでの「プロセスの分析」に関する取組結果を、国際開発学会第 29 回全国大会（於筑波大学、11 月）と日本評価学会第 19 回全国大会（於横浜国立大学、12 月）でセッションを設け報告した。本発表を通じ、学会参加した大学教員や開発コンサルタント等の国際開発関係者のプロセスの分析や開発事業の評価手法に係る理解が促進された。

③ 統計分析

- ・ これまでの統計分析で対象にしてきた外部事後評価結果に、さらに内部事後評価結果を統合したデータセットを整備した。総合評価結果を被説明変数とした回帰分析については、これまで分析の対象としてきた有償資金協力（円借款）のほか、無償資金協力、技術協力にも拡大し、説明変数の追加による分析の深化を進めている。

④ 根拠に基づく政策立案（EBPM）に資するインパクト評価

- ・ 民間連携事業のインドでの環境・衛生教育を目的とした絵本の読み聞かせ活動、円借款のモロッコ向け地方道路整備事業を対象としたインパクト評価を実施した。
- ・ インパクト評価を適切に企画・実施・監理し、その結果を活用することのできる人材を広く育成するため、機構職員向け研修のほか、開発コンサルタント等外部実務者向けに能力強化研修（基礎編と実践編、計 37 名受講）を実施した。また、日本経済団体連合会会員企業向けに機構のインパクト評価の取組について講演等を実施し、機構独自の評価方法を紹介した。
- ・ 外部の研究者（シカゴ大学教授、大阪大学大学院准教授、イェール大学助教授、マサチューセッツ工科大学内のインパクト評価を推進する国際的な研究者組織「J-PAL（Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab）」研究者、国際 NGO「インパクト評価の国際イニシアティブ（3ie）」代表）を招き、機構職員向けに EBPM の持つ意義・効用、関連研究の諸成果、世界・日本全体の最新の取組状況をテーマに講演会を開催した。

⑤ 横断分析等

- ・ 評価結果を案件形成・監理に実践的に活用するため「紛争影響国・地域の事業マネジメントにおける教訓の抽出」を作成した。「実施機関の組織能力・機能状況に見合ったプロジェクト目標や上位目標の設定」、「平和構築の目標、指標とその計測方法の事業関係者間での共有」、「プロジェクト完了後の効果の面的展開のためのシナリオと戦略の策定とその制度化の検討」、「計画変更の内容の PDM への着実な反映と経緯の記録」、「遠隔操作などの制約におけるプロジェクトで運営管理できる適切な対象地域と対象分野、関係機関の設定」等が重要であるという教訓が抽出された。
- ・ 円借款「インド・ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」の外部事後評価において、受益者間の効果発現の差異を調査し、灌漑セクターにおいて女性及び社会的弱者層の視点に立った円借款事業を形成する際に考慮すべき有益な提言、教訓を導出した。また、同事後評価においては、灌漑

¹²¹ 調査者がその研究対象とする事象のなかに自ら身を置き、その事象に関連するさまざまな当事者・関係者（ステークホルダー）がどのような行動・発言をしているのかを観察しながら記録し、のちにこうした情報を基に対象とする事象・社会・文化を描き出すことで研究の成果を出す手法。

整備による周辺地域の農業生産性への向上効果について、アメリカ航空宇宙局等が運用している人工衛星 Landsat-8 のデータを用いた検証も実施した。

- ・ 「資金協力事業 開発課題別の指標例」の改訂を3件実施した（運輸交通、廃棄物管理及び保健・医療分野）。また「技術協力プロジェクト 開発課題別の指標例」の改訂を1件実施した（保健・医療分野）。さらに、「資金協力事業 開発課題別の指標例」の英文化を5件実施した（基礎教育、運輸交通、情報通信技術、廃棄物管理及び水資源分野）。なお、開発課題別の指標例の改訂にあたっては、年度当初に本部・在外事務所及び支所の172名に同指標例の改善提案等を聴取するアンケート調査によるレビューを実施し、同調査結果を踏まえつつ改訂を実施した。

(3) 事業評価の実施基盤強化

① 国際機関や各国との連携・協働

- ・ アジア開発銀行と中国政府財政部共催の評価セミナー・アジア評価週間（9月、於成都）での機構セッションの開催、国連アジア太平洋経済社会委員会と日中韓露の開発学会共催による北東アジア開発協力フォーラム参加（9月、於ソウル）、日本外務省とタイ外務省タイ国際協力機構（TICA：Thailand International Development Cooperation Agency）共催のODA評価ワークショップ（2019年1月、於バンコク）、経済協力開発機構（OECD）・DAC開発評価ネットワーク（EvalNet）の定期会合（2019年2月、於パリ）、アジア太平洋評価学会（APEA）の総会（2019年2～3月、於マニラ）等への参加を通じて、機構の評価業務の特徴を発信するとともに、各機関、各国政府の実務者、研究者等と国際開発領域の課題に対する評価のあり方等について情報、意見交換を行い、ネットワークの強化を図った。
- ・ 事業評価結果や教訓の国際的な活用促進のため、世界銀行が主導する国際的なナレッジ・プラットフォーム GDI（Global Delivery Initiative）との連携に関するパートナーシップ協定の締結を進めている。ウェブ上の GDI データ検索システムに、機構の英文事後評価報告書（約1,000件超）を提供し公開した。国際的な知見共有に一層貢献するため、GDI ケースライブラリーに、機構から新規にケニア向け技術協力「ニャンザ州保健マネジメント強化プロジェクト」のケーススタディを提供し公開済。また更に、チリ向け技術協力「水産養殖プロジェクト」他のケーススタディについても公開を準備中。
- ・ GDI ラーニングプログラムの第1回ワーキンググループ会合（11月、於ワシントン DC）に参加し、個々の事業の課題に合わせた事業実施、開発事業の実施上の課題の克服について意見交換するとともに、機構の評価の取組等について発表した。

② 評価能力の向上

- ・ 事業評価に関する内部人材の育成のため、年間を通じて各種職員研修を実施した。具体的にはテレビ会議を通じた事後評価入門研修を8回、在外事務所における演習型の研修2回及び評価セミナー5回の計15回実施した。また、事後評価結果・教訓の活用促進を目的に、機構在外拠点職員も対象にフィードバックセミナーを開催し、前年度に評価結果が確定した事後評価からの最新の学びと教訓の組織内での浸透を図った。
- ・ 外部向けには、事後評価を実施する外部評価者を対象に、外部事後評価レファレンスや調査手法に関する説明会を継続して開催した。また、日本評価学会の評価士養成講座、大阪大学、法政大学、北里大学の各々の大学院において、評価論を中心とする講義を提供した。
- ・ 開発途上国人材の評価能力向上へ向けた取組として、タイとベトナムの事業実施機関を対象に、

評価セミナーを実施し（タイは財務省職員 33 名、ベトナムは計画投資省、財務省、交通省等計 25 名）、事業評価に関する理解の深化及び評価結果のフィードバックを通じた事業改善への意識向上を図った。

③ 評価結果・教訓・分析結果の発信

- ・ 評価の専門性向上のため、事業評価に関する最新の分析結果や考察等を、日本評価学会、国際開発学会の全国大会で発表した。海外に向けては、上記「(3.) ①国際機関との連携・協働」で既述の各種国際会議の場、GDI のナレッジ・プラットフォーム等を活用し、事業評価を通じて得られた知見の発信と活用拡大を図った。

(4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 近年の事業量の増大を受け、2017 年度以降事後評価の対象件数が増加傾向にあり、内容的に共通性の高い事業や目標を同じくする事業の一体的評価等、評価の合理化を図ってきている。評価対象件数の増加に関わらず、評価の質の確保を図り、より効率的な評価手法について継続して検討していく。

No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
能力強化研修参加者数	349 人 ¹²²	565 人	503 人

(1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- ・ **SDGs 達成に向けた人材養成及び JOB セミナーの実施**：SDGs 達成のための援助ニーズに基づく人材養成のニーズに応じ、①「都市開発・まちづくり」、②「災害からの復興支援」、③「気候変動と開発」、④「開発協力のプロセス・マネジメント」の 4 コースを新設した。上記①②③は、機構が中心的に取り組むとしている SDSs のゴールのうち Goal.11（都市）及び 13（気候変動）に対応し、当該分野を担う開発協力人材の養成に貢献した。また、分野課題ごとの研修コースのみならず、④の研修では、分野横断的な技術協力の効果的なマネジメント手法について学ぶ機会を設けたことで、開発協力人材の事業マネジメント力の向上に貢献した。その他「栄養改善人材養成」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」、「社会基盤マネジメント」、「森林保全を通じた気候変動対策（REDD+）」等 SDGs に対応する新規・継続を含めて 22 コースを実施した。
- ・ SDGs をテーマにした JOB セミナー「SDGs に取り組むシゴト」にて、開発協力のキャリア志向者や開発協力の業務従事者等、約 80 名に対し SDGs 推進の重要性及び SDGs に貢献可能な人材となるためのキャリアに係る情報提供を行った。

(2) 開発協力人材の裾野拡大を目指した PARTNER の利用促進に向けた強化

(ア) PARTNER の利用促進に向けた強化

- ・ **ウェブサイトリニューアルと機能、コンテンツの拡充**：11 月のウェブサイトリニューアル時にサイトデザインを刷新し、人材・団体の登録者数や分野属性を俯瞰できる都道府県別データ及び若年層向けページをコンテンツとして新設した。さらに、登録者の出前講座講師等への協力意思を表示する機能を新たに設け、PARTNER 登録人材の地方での開発教育支援等におけるさらなる活

¹²² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

躍促進に取り組んだ。

- ・ **民間企業等の利用促進強化**：関東地方で事業展開する信用金庫が主催した、中堅・中小企業が多数参加するビジネスフェア等で PARTNER サイトの紹介を行った。海外、特に開発途上国での事業展開に際し、現地滞在経験があり言葉を習得している人材が多く登録している PARTNER サイトの活用（求人情報掲載や人材検索）は企業側のメリットにもなり、また、地方の候補人材に対して海外事業の求人情報を広く認知してもらうことは機構側のメリットにもなり、双方に資する取り組みとなった。
- ・ **新たな開発協力人材の登録**：2018 年度に PARTNER に新規に登録した開発協力人材は 2,325 人となり、目標値（2,000 人）を上回った。

(イ) 開発協力人材の新規開拓

- ・ **将来の開発協力人材確保への取り組み**：少子化の現状を踏まえ、将来的な国際協力業界の担い手を広く確保するため、特に大学生、若手社会人の登録勧奨に注力した。
- ・ **大学との連携による学生への情報発信**：明治大学、慶應義塾大学、杏林大学、三重大学等の計 14 大学で計 17 回講義を行い、延べ 1,200 名以上に対し国際キャリアの概要や形成に関する情報を発信し、国際協力分野の関心層の裾野拡大に取り組んだ。
- ・ **関係機関との連携**：海外コンサルタンツ協会との連携セミナー等を 15 回、延べ 1,000 名以上に対し実施した。また、外務省国際機関人事センターとも国際キャリアフォーラムや大学での講義等で常時連携した。さらに、JOB セミナーでの国際機関（国連難民高等弁務官事務所駐日事務所）と連携したほか、国際開発ジャーナル社と連携した東京農業大学、東海大学等計 4 大学（延べ 260 名以上参加）へのキャリアセミナーを実施し、新たな大学との関係を構築し、国際協力の仕事やキャリアパスに関する情報発信を行った。

(3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ PARTNER の利用においては、地方での国際協力人材の確保・育成のため、各国内拠点及び国際協力推進員の若年層への働きかけに係るニーズを踏まえ、新たなコンテンツや機能を拡充している。今後は各国内拠点で実際にそれらの機能を活用し、PARTNER への国際協力人材登録者数の増加に繋げていくため、本部から国内拠点に向けた PARTNER サイト登録・活用におけるメリットを継続的に発信し、国内拠点関係者の地方での PARTNER 普及促進に係るさらなる前向きな意識醸成を図ることが必要である。

No.8-4 知的基盤の強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
研究成果のダウンロード数（万件）	5.2 万件 ¹²³	7.1 万件	10.8 万件
国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例 / 機構事業へのフィードバック事例の件数	15 件 ¹²⁴ 15 件 ¹²⁵	17 件 15 件	17 件 17 件

¹²³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²⁴ 2015 年度実績

¹²⁵ 2015 年度実績

(1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究と発信

- **中国等の新興国の開発協力**：欧米の研究で焦点が当たっていなかった新興国の開発協力の実態解明を目的とした研究の成果を取りまとめ、英国サセックス大学開発学研究所（IDS：Institute for Development Studies）の開発学研究所報（IDS Bulletin）の特別号「Emerging Economies and the Changing Dynamics of Development Cooperation」を同研究所と共同で発刊した。同号の具体的な成果としては、量的な実態が不明瞭な中国の援助量を DAC 基準で推計したこと、インドが実施している開発途上国に対する立憲民主主義構築支援の実態を解明したこと、そして中国やタイなどの新興ドナーが、被援助国時代に得た知見に自国独自の開発経験を加味してどのように自国の開発協力を活用しているかを解明したこと、が挙げられる。IDS、ドイツ開発政策研究所（DIE）でセミナーを開催し、開発協力関係者に対して、同誌の内容を紹介するとともに、新興国と開発途上国の間の知的交流に注目する重要性について情報発信した。さらに、同研究の成果を実務者向けに取りまとめたポリシー・ノート「新興ドナーとの戦略的パートナーシップ構築を目指して」を発刊して、新興ドナーとの協力関係構築に向けた実務的提言を行ったほか、論文「中国の対外援助：現状と課題」等を発刊、国際的関心が高い中国の開発援助に関するタイムリーな情報発信を行った。
- **日本の開発協力の歴史**：日本の開発協力の歴史に係る研究の成果の発刊（東大出版会、7巻シリーズ）に向けて、執筆者の準備会合及びアジア・アフリカでの現地調査等を実施した。中間的な成果として、国際開発学会第19回春季大会で研究の成果を発表したほか、バックグラウンドペーパー4本を公開した。
- **アジア地域のインフラ需要推計**：アジア開発銀行（ADB）と共同で、アジアにおける2030年までのインフラの需要推計、資金ギャップを埋めるための政策提言を行っており、このうち社会インフラ需要推計の方法論を検討したインドネシア、タイの事例研究の報告書を刊行した。地域全体の需要推計の研究成果について、ADBと連携して2019年度に幅広い研究者、実務者に発表すべく報告書を作成している。
- **質の高い成長**：「質の高い成長」の概念を体系的に整理し、日本が今後「質の高い成長」を国際的に発信していく際の理論的支柱となることを目指し、経済学的論考とケース・スタディから成る2冊の書籍の2019年度中の発刊に向けて、現地調査、執筆作業等を実施した。
- **留学の途上国開発へのインパクト**：海外留学が開発途上国に与えたインパクトを明らかにすることを目的とした「途上国における海外留学のインパクトに関する実証研究－アセアンの主要大学の教員の海外留学経験をもとに－」を開始した。インドネシア等4か国の調査対象大学と連携して、開発途上地域の大学教員に対する海外留学のインパクトの事例収集等を進めており、今後の日本の留学生受入事業や大学の留学生受入の取組に示唆を与える研究成果を導出していく予定。
- **人間の安全保障**：「東アジアにおける人間の安全保障の実践」研究の成果をまとめた学術書籍として、人間の安全保障の規範が東アジア各国でどのように受け入れられているかを探究した「Human Security Norms in East Asia」、東アジア各国での人間の安全保障の実践について論じた「Human Security and Cross-Border Cooperation in East Asia」を国際的に著名な出版社である Palgrave Macmillan 社から商業出版した。東アジア各国で理解されている人間の安全保障の概念と実践を、各国をベースとするローカルな研究者が多数参画して探求した、ユニークな研究となった。前者の書籍の成果については、チュラロンコン大学社会調査研究所と共催した、故スリン・ピッサワーン特別招聘研究員元 ASEAN 事務総長メモリアルシンポジウムにおいて発信した。後者の書籍に

については、国連事務総長より推薦文が寄せられた。また、発刊記念シンポジウム「ASEAN+3における人間の安全保障の実践：研究と実務からの提言」の開催に加え、第四回世界社会科学フォーラムでの発表を通じて成果を発信した。いずれのシンポジウムや発表においても、人間の安全保障概念は濃淡があっても各国に根付いていることや、国家の安全保障が人間の安全保障に貢献することが期待される一方で、市民社会も重要な役割を持つといった点について、参加した国内外の研究者、実務家と活発な意見交換を行った。加えて、研究成果を実務者向けに取りまとめたポリシー・ノート「人間の安全保障の再考－東アジア 11 か国の研究からの提言－」を発刊し、「政府による保護から人々の能力強化へ」等の実務観点から提言を行った。

- ・ **SDGs**：ブルッキングス研究所との共同研究の第 4 フェーズの研究成果として、「From Summits to Solutions : Innovations in Implementing the Sustainable Development Goals」を発刊。SDGs の達成に向けて実施すべき施策を検証し、市場経済に SDGs を取り込むための企業インセンティブ、経済回廊・海洋等国家単位を超えた取組、SDGs 達成できなかった場合の説明責任といった新たな論点を提供した。ニューヨークの国連本部、ワシントン D.C. にて開催された発刊記念イベントや、研究所主催の書籍発刊記念セミナー「SDGs 達成に向けて世界はどう変わるべきか」において、これらの論点について多くの研究者、実務者と共有、議論した。

(2) 研究成果の事業へのフィードバック

国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例は以下のとおり。

- **ポリシー・ノート**：研究成果を事業にフィードバックするための媒体として、学術的な研究を通じて得られた知見を基に有益な政策提言及び事業実施に係る提言につなげることを目的とし、国内外の政策決定者（開発途上国政府等）、機構事業関係者（職員、専門家、コンサルタント等）を含む開発協力実務者（ドナー、NGO）等にとって有益な政策提言及び事業実施に係る提言をまとめた「ポリシー・ノート」を新たに考案し、機構事業部関係者と連携して「障害と教育」、「新興国の開発協力」、「人間の安全保障」、「母子保健」、「サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大」の 5 件のテーマで作成、発刊した。
- ・ **ランチタイムセミナー**：日本の開発協力の歴史や中国の対外援助の動向、技術協力のインパクト評価、青年海外協力隊の開発協力への貢献等をテーマに、発刊済みのワーキング・ペーパーや「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの内容等について機構内関係者と幅広く知見の共有及び意見交換を行い、フィードバックを実施した（20 回開催）。
- ・ **具体的な事業へのフィードバック事例**：開発途上国を含む研究者、実務家が日本的な品質・生産向上手法であるカイゼンに関する知見や協力経験を取りまとめた書籍「Applying the Kaizen in Africa : A New Avenue for Industrial Development」を、インターネットを通じて無償で閲覧可能な形式（オープンアクセス）で 8 月に発刊し、カイゼン関連の研修事業に参加する研修員に参考文献として紹介した。また、「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析」（CARD 研究）では、米生産の技術協力の有効性が計量経済学的手法による分析を通じて実証され、今後の米生産関連協力の継続・展開に学術的裏付けを与えた。さらに、ボランティア研究の研究成果である書籍やワーキング・ペーパーが、青年海外協力隊事務局の今後の事業運営にあたっての参考となっている。特に、JICA 海外協力隊の選考、訓練や帰国後の社会還元支援の観点で、隊員の経験を通じて培われるスキルや資質、またそれらを有する人材像に関する概念の整理、要件の検討を同事務局が行うにあたり、協力隊の類型化に関する研究成果が参考資料として活用された。

(3) 海外の研究機関等との連携、ネットワークの強化（研究人材の能力強化）

- ・ **T20 日本**：2019 年の G20 サミットの日本開催に向けて、G20 に対する政策提言を目的として設けられている T20 (Think20) に関連する活動を積極的に行った。2019 年 5 月の T20 日本サミットにおいて、機構研究所は「2030 アジェンダ (SDGs)」と「アフリカとの協力」に関するタスクフォースを主導し、提言を取りまとめる予定。9 月のアルゼンチンでの T20 サミットにて、英国の IDS、海外開発研究所 (ODI)、ドイツの DIE、カナダの国際開発研究センター (IDRC : International Development Research Centre)、アジア地域のシンクタンク等と意見交換を行い、関係構築を図った。12 月の T20 インセプション会合においては、担当するテーマに関連する内外の研究者を招へいし、2019 年の T20 日本に向けて議論を深めた。さらに、アジアの関係者の意見聴取を目的として、韓国開発研究院 (KDI : Korea Development Institute) と連携して準備会合を開催したほか、ベルリンで開催された各種準備会合にも参加し、T20 日本で研究所の研究成果が G20 に向けた政策提言に反映されるための知的インプットを行った。
- ・ **海外シンクタンク等とのネットワーク強化**：機構研究所長が、グローバル・シンクタンク・サミット、アジア欧州会合 (ASEM : Asia-Europe Meeting) セミナー、北東アジア開発協力フォーラム等に参加し、海外のシンクタンク、関係機関との議論・意見交換を通じ、ネットワークを強化した。
- ・ **研究人材育成**：セミナーの開催や研究実施に係る関連情報を集約した内部人材向けサイト（「研究の杜」）の運営等を通じ、機構職員を対象に研究人材の能力強化に向けた取組を実施した。研究所所属以外の機構職員等から研究のアイデアを募り、採択された研究について研究所の支援を得て、提案者が実施する研究プロポーザル事業を実施しており、職員が同事業に基づく研究成果をまとめたワーキング・ペーパーを執筆した。

(4) 研究成果の公開、積極的な発信

- ・ **JICA 開発大学院連携**：法・政治、経済、社会開発の各分野に関し、9 大学で 10 プログラムを立ち上げ、機構の留学生が日本の開発経験（日本の近代化の経験や戦後のドナーとしての知見）について英語で学ぶ機会を充実させた。また、立命館大学、京都大学、一橋大学、広島大学、早稲田大学では、主に研究所スタッフを講師として派遣し、日本の開発協力の経験に関する講義を実施し、戦後日本のドナーとしての知見を提供するとともに、機構の取組及びドナーとしての特徴に関する理解を深める機会を充実させた結果、各大学及び履修した学生より実際の現場体験に裏付けられた具体的な内容であった等の好意的な反応を得た。10 月より、GRIPS グローバル・ガバナンス・プログラム (G-cube) の博士後期課程及び国際大学日本型開発学プログラム (JDP) の共同運営を開始し、さらに、本邦で就学中の機構留学生の日本理解促進を目的として放送大学を通じた日本理解に関する講義放送を 2019 年 4 月に開始すべく、コンテンツ面の企画を担っている。
- ・ **プロジェクト・ヒストリー**：過去の事業の活動と成果を分析し、インタビューやエピソード等を織り込んで書籍として取りまとめた「プロジェクト・ヒストリー」シリーズについて、「僕の名前はアリガトウー太平洋廃棄物広域協力の航跡」、「パラグアイの発展を支える日本人移住者—大豆輸出世界 4 位への功績と産業多角化への新たな取り組み」及び「スポーツを通じた平和と結束—南スーダン独立後初の全国スポーツ大会とオリンピック参加の記録」を発刊した。「屋根もない、家もない、でも、希望を胸に一フィリピン巨大台風ヨランダからの復興」及び「マダム、これが俺たちのメトロだ!—インドで地下鉄整備に挑む女性土木技術者の奮闘記」（いずれも 2017 年度発刊）、「僕の名前はアリガトウー太平洋廃棄物広域協力の航跡」の発刊記念セミナーを開催した。

- ・ **平和と開発**：二国間援助機関による人道危機対応に関する比較研究の成果として書籍「Crisis Management Beyond the Humanitarian-Development Nexus」を発刊し、国内大学等にて発刊セミナーを開催したほか、研究成果をオランダの学会等で発表し、人道と開発の連携にかかる実践や課題について活発な意見交換が行われた。
- ・ **貧困削減と成長**：バングラデシュが歩んだ経済社会の構造転換の経緯を、豊富なマイクロデータに基づく定量的な手法で、多面的かつ詳細に分析した書籍「Economic and Social Development of Bangladesh : Miracle and Challenges」の発刊セミナーを開催した。また、「カンボジアにおける自国通貨利用促進にかかる実証研究」では、大規模調査によって集計した家計、企業及び金融機関のマイクロデータに基づきドル化の要因を分析し、研究成果を現地セミナー等で発表し、カンボジア政府の目指す自国通貨利用促進政策に寄与した。
- ・ **環境と開発 / 気候変動**：「JICA 社会配慮（計画段階）の質の向上」の研究成果について、南アフリカ共和国及びマレーシアでの国際学会、日本でのアジア地域国際会議で発表した。開発途上国の参加者からはデータや分析手法に関する質問が寄せられ、機構事業のみならず、開発途上国の環境アセスメントの質の向上に対しても有用であることが示唆された。
- ・ **青年海外協力隊**：「青年海外協力隊の学際的研究」の研究成果として書籍「青年海外協力隊は何をもたらしたか 開発協力とグローバル人材育成 50年の成果」を発刊し、発刊記念セミナーを開催した。「国際ボランティアが途上国にもたらす変化とグローバル市民社会の形成に関する研究」において、研究成果をカナダの国際ボランティア会議（IVCO : International Volunteering Cooperation Organisation）で発表し、ボランティア事業に関わる海外の研究者、実務者との意見交換、ネットワーキングを行ったほか、研究公開セミナーを金沢大学と連携して開催することで国内の関係者のボランティア事業に対する理解の促進を図った。
- ・ **カイゼン**：研究者、開発途上国を含む実務者がカイゼンに関する知見や協力経験を取りまとめ、書籍「Applying the Kaizen in Africa : A New Avenue for Industrial Development」を発刊した。研究所で発刊セミナーを開催したほか、国際開発研究・特集号発刊記念セミナー「国際開発におけるカイゼン研究の到達点と今後の課題 - 学際的アプローチからの政策的インプリケーションの検討」を国際開発学会と共催した。機構のカイゼン分野の協力の取組に加えて、日本の生産性向上運動の歴史、教育的視点からカイゼンが果たす役割といった多様な研究の視点を通して参加者と議論を行った。
- ・ **土地区画整理**：日本の土地区画整理の知見、協力事業を取りまとめた書籍「Land Readjustment : Solving Urban Problems Through Innovative Approach」の発刊セミナーを開催した。機構の研修に参加した元研修員からビデオメッセージによる実践例の報告があり、土地区画整理の取組が開発途上国において進んでいることを印象づけることができた。
- ・ **国際教育協力**：日本比較教育学会で本研究のセッションを組み、研究所長等が日本の教育協力の政策、職業訓練や高等教育の協力の歴史に関する研究成果を発表した。教育協力の研究者や実務家の参加を得て、国際協力と国益 / 日本の教育開発の関係や、国際協力の枠にとどまらない国際協力に携わる日本国内のアクター間の連携等に関する活発な議論を喚起した。
- ・ **世界開発報告**：セミナー「世界開発報告（WDR）2018：教育と学びー可能性を実現するために」を世銀、GRIPS と共催した。機構研究所の研究員がコメンテーターとして参加し、研究所の研究成果を紹介しつつ、望ましい教育政策に関する議論に貢献した。
- ・ **各種研究成果の発信**：ワーキング・ペーパー（20本）、ポリシー・ノート（5本）、書籍（12冊）、

報告書（1冊）、開発協力文献レビュー（2本）、バックグラウンドペーパー（4本）を発刊したほか、セミナー等を28回開催した。外部での発表では、国内外の学会（29回）、外部セミナー講師（75件）、非常勤講師（13件）等、積極的に機構の研究成果を発信した。

(5) 研究所の国際評価

- ・ **シンクタンクランキング**：ペンシルバニア大学の Global Go To Think Tank Index 2018 の「国際開発部門」で29位（日本の機関の中では2位）であった。また、「地域部門（中国、インド、日本、韓国）」では34位（日本の機関の中では7位）であった。

(6) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ① 日本自身の開発経験、開発協力経験も含め、欧米的な視点とは異なる開発をめぐる知見を国際的な議論により効果的にインプットしていくことが課題である。そのために、以下の対応方針で取り組む。
 - ・ 国内外のシンクタンクとの連携を通じ2019年のT20日本プロセスに研究成果を反映させることで、G20に適切な政策提言をインプットする。
 - ・ 日本の開発・開発協力経験の取りまとめ、発信に継続的に取り組む。その際、機構内の事業部門との連携、及び従来の研究事業とJICA開発大学院連携の連携に留意する。
 - ・ 中国を含む新興国の開発協力研究も通じて、これら新興国のシンクタンクとの連携を強化し、欧米的な視点とは異なる開発をめぐる知見の体系化、発信を戦略的に進めていく。
- ② 研究の質のさらなる向上のために、より開かれた研究所運営を志向し、研究の中間成果を発表するセミナーを積極的に開催する等の方策により、多様な関係者の意見を研究成果に反映していく。

No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
研修・訓練回数	24回 ¹²⁶	29回	29回

(1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化

- ・ **国際緊急援助隊・救助チームの迅速派遣に向けた体制整備**：チーム人員の増員、機材の大型化及び航空会社の余剰機材整理に伴い、迅速な人員・資機材輸送のためのチャーター機の確保が昨今の課題になっている。救助チーム派遣は70名全員一緒での派遣が基本原則であるが、フライト都合等によりチーム全員の同時派遣ができない場合に備え、迅速な派遣のために確保可能な航空機座席数に応じた隊の分割派遣計画を外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁との協議を経て導入した。また、資機材輸送迅速化のため、電動式機材¹²⁷を新たに導入するとともに、必要最小限の機材に絞り込み隊員と同時に携行するべく、マニュアル整備を含めて派遣体制を整えた。
- ・ **国際緊急援助隊・医療チームの強化**：野外病院レベル（WHO緊急医療チーム（以下、EMT）タイプ2）としての派遣を前提に、昨年度から着手したチーム内の部門構成及び人員配置の再整理作業を進め、その成果を新しいマニュアル「国際緊急援助隊医療チームJDR Book」にまとめ、同マニュアルを基に登録者（244人）に対する研修・訓練を実施した。

¹²⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²⁷ 輸出手続に時間を要する貨物輸送扱が義務付けられるエンジン駆動式捜索救助機材に代えて、受託手荷物扱として迅速な輸出が可能な機材。

- ・ **チーム派遣オペレーション能力・実施体制基盤強化**：チーム派遣手続の標準手順書を更新するとともに、派遣手続訓練の実施による機構職員の業務理解向上を通じ、正副複数の担当者が派遣手続を万全に実施できる体制を整えた。
- ・ チーム派遣時に利用する可能性が見込まれる海外航空会社を選定し、今年度は3社から有事の際の座席と貨物スペース確保の協力約束を取り付けるとともに、利用制限やチャーター利用可能性等について情報収集を行った。
- ・ 中南米・カリブ地域の機構在外拠点の緊急援助事業担当者を対象に、緊急援助スキーム参加型セミナーを開催した。シミュレーション訓練を通じ、各在外拠点所員の緊急援助スキームの理解の向上を図るとともに、メキシコへの救助チーム派遣に関する教訓を共有し、被災国政府関係部署間の責任範囲の明確化と連絡先リストの整備、現地調達先リスト等の作成を始めとする平時の備えを強化した。
- グアテマラ火山災害では、上記セミナーに参加した所員が迅速に対応にあたり、機構による緊急援助物資は、先方要請から3日以内に被災地に到着（政府間で公式に行われた空輸による物資援助としては最も早く被災地に到着）したことから、プレンサ・リブレ紙をはじめ現地主要紙、主要TV局、邦人プレス（朝日新聞）を含む現地報道にて大きな注目を集めた。
- ・ 機構ブータン事務所からの依頼を受け、在外拠点向け緊急援助スキーム参加型セミナーとともに、ブータン政府職員を対象に国際緊急援助の受入体制強化を目的としたワークショップを開催した（9月）結果、ブータン政府関係部署間の業務責任と連絡窓口の明確化に加え、ブータン国営航空会社よりチャーター機利用の約束取り付けを通じ、ブータンの支援受入に係る課題解決に貢献した。
- ・ 在外拠点が国際緊急援助隊の受入時に対応すべき事項を網羅したマニュアルを英文化した。加えて、先方政府に緊急援助チームを紹介するためのプレゼン資料の英語版に加え、西語・仏語版を新規に作成した。なお、同資料は外務省内HPにも掲載され、在外公館での緊急援助業務理解の向上にも貢献した。
- ・ 現地ODAタスクフォース遠隔セミナー（12月）にて上記マニュアル、資料を34か国117名の在外公館及び在外拠点に対して紹介し、各国での緊急援助の効率的な実施に向けた平時の準備と有事の即応体制強化を推進した。
- 3月にモザンビークで発生したサイクロン災害への対応にあたっては、上記セミナーに参加した在外公館、機構事務所員が迅速に対応にあたり、物資供与及び国際緊急援助隊専門家チーム、医療チームの効果的な受入に貢献するなど、セミナーの成果が現地で発現した。また、被災地で専門家チームと医療チームが密に連携を取り、相乗効果の高い支援活動が実現し、モザンビーク政府、国際機関から国際緊急援助隊に対して謝意が示された。

(2) 国際的な連携枠組への参画と日本の経験・知見の発信

① 国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）の活動

- ・ フィリピンで開催されたINSARAGアジア大洋州地域地震演習（6月）（37か国、28組織から497人が参加）にて、国際緊急援助隊事務局より派遣された国際協力専門員が同演習の運営総括責任者を担い、9か国・3国際機関から派遣された37名の演習管理者を指揮しながら、演習実施を成功裏に導いた実績が国連関係者から高い評価を得た。
- ・ 国際捜索・救助チームの責任者をはじめとする、21か国（地域）及び国連人道問題調整事務所

(OCHA : UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) から 74 名 (うち国内 22 名) の参加を得て、INSARAG アジア太平洋地域会合を東京で開催した (8 月)。会議では、国際緊急援助隊の派遣と受入の双方の経験を有する日本のリードにより「支援を受ける能力」についてパネルディスカッションを開催し、被災国ごとに異なる支援受入方針及び災害対応体制と、INSARAG の国際調整手法との調和をいかに図るべきかについて、熱心な討議が交わされた。参加者の多くからは、機構の綿密な会合準備と運営、適切な議題設定と議論のリード、参加者に対するきめ細かいホスピタリティに対して高い評価が寄せられ、議長国として本会合をリードした日本の存在感を発揮した。

- ・ **技術的貢献** : 他国の能力評価 (IER) の受検に向けた評価員の派遣 (2 回)、INSARAG に加盟する国際捜索救助チームのワーキンググループ会合への有識者の派遣 (2 回)、構造評価専門家を対象とする研修コースへの講師派遣 (1 回) 等、国際緊急援助隊が保有する高い技術及び専門性にに基づき積極的な協力を行った。また、INSARAG に対し、災害時の各国派遣チーム間の現地調整手法及び同マニュアルの策定支援を行う等、各国間協調の促進に向けた貢献を果たした。加えて、フィリピン捜索救助チームによる INSARAG の認証受検に向けた指導役として適切な助言を行った。

② WHO 緊急医療チーム (EMT) イニシアティブにおける国際基準策定への貢献

- ・ WHO 緊急医療チーム (EMT) イニシアティブにおいて、日本は 2017 年度に引き続き西太平洋地域の副議長を務めた。また、災害医療の国際的な共通方法論となる EMT のガイドライン (Blue Book) 改訂作業、及び災害医療において重要な役割を果たす母子保健・新生児分野の技術検討ワーキンググループへの参加等、技術的な貢献を行った。

③ WHO 連携等を通じた感染症対応能力強化

- ・ WHO のグローバル感染症警報対応ネットワーク (GOARN : Global Outbreak Alert and Response Network) の品質確保及び標準手順作業部会への参画を通じ、国際的ネットワーキングを維持した。

④ 国内外関係者とのネットワークの維持

- ・ ASEAN 防災人道支援調整センターが実施する防災担当官育成プログラムにて、国際緊急援助隊事務局は講義を提供し、JDR スキームの紹介と併せて、緊急援助オペレーション時の留意点や過去の災害に対する緊急援助の教訓を共有した。
- ・ アジア太平洋安全保障研究センター (APCSS : Asia-Pacific Center for Security Studies) と台湾国家防災科学技術センターが共催した「Integrating Private, Civil & Public Sector Disaster Response Workshop」に参加した。アジア大洋州地域及び台湾の防災関係者、民間・市民団体に対して、過去の日本の災害経験からの教訓を共有し、併せて仙台防災枠組を踏まえ、機構が日本の産官民学の強みをいかした防災支援を各国で展開している事例紹介を通じ、「公助に頼らない、自助・共助と一体となった防災体制整備及び効果的な応急対応に向けた事前の備えの重要性」を主張し、議論をリードした。
- ・ 台湾の保健当局・医療チームからの要請に応え、国際緊急援助の知見・教訓を共有した。また、機構が支援する「ASEAN 災害医療連携強化 (ARCH) プロジェクト」を通じて実施された ASEAN 加盟各国の合同実践訓練に、機構職員及び医療チーム登録者から構成される人員を派遣したほか、EMT 地域演習に診療情報分野の演習管理員を派遣し、他国での各種研修・演習への協力を行った。
- ・ 3 月に実施した国際緊急援助隊 救助チーム総合訓練において、フィリピン政府及び台湾当局に対

する訓練視察機会の提供を通じ、訓練企画・運営に関するノウハウを提供した。

(3) 迅速且つ効果的な緊急援助の取組

2018年度は4件の国際緊急援助隊派遣、2件の国連災害評価調査チーム（UNDAC）派遣、及び11件の緊急援助物資供与を実施した。特筆すべき案件は以下の通り。

- ・ **コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チーム：**
5月にコンゴ民主共和国で流行したエボラ出血熱に対して、感染症対策チームを派遣し、首都キンシャサでサーベイランス（検疫体制及びデータマネジメントの強化）及び検査診断を、先方政府や国際機関と協力して支援した。サーベイランス支援では、他州から首都への渡航者（1日あたり約1,000人）を検疫する臨時検疫所の設置支援や収集データの管理、検疫官（30名）、疫学者（10名）に対する指導を行った。また、検査診断にかかわる先方政府の職員（3名）に対する研修等、検査方法の改善や診断の質の向上のための支援を行い、国際的な感染症危機対応及び同国の意向に沿った活動を行ったとして、同国保健大臣及びWHO事務局長から日本の支援に対する謝意が表明された。また、「キンシャサにおけるエボラ対策（ル・ポテンシエル紙）」、「マルク地区ベンデベンデ検疫所のプレスツァー（ACP社）」等、現地報道でも、国際緊急援助隊による臨時検疫所での検疫活動の様子が大きく取り上げられた。
- ・ **インドネシアにおける地震及び津波被害に対する国際緊急援助隊・自衛隊部隊：**
9月に発生したインドネシア国スラウェシ島における地震及び津波被害に対して、国際緊急援助隊・自衛隊部隊が派遣された。同部隊は延べ約71名、輸送機延べ2機からなり、機構が供与した緊急援助物資（テント、浄水器、発電機）をはじめ総計200トンの物資を集積拠点から被災地へ空輸するとともに、被災民及び援助関係者約400名の移送を実施した。また、OCHAからの要請に基づき日本人UNDACメンバーを1名派遣し、物資集積拠点から被災地への緊急援助物資の迅速な輸送配布を支援した。
- ・ **サイクロン Idai 被害に対する国際緊急援助（モザンビーク、ジンバブエ、マラウイ）：**
3月に東アフリカで発生したサイクロン Idai の甚大な被害に対し、モザンビーク政府からの要請に基づき、医療支援の国際調整を担う国際緊急援助隊・専門家チーム、4年ぶりの派遣となる国際緊急援助隊・医療チームを同時に派遣し、両チームの相互補完的連携に基づく緊急援助活動を実施中である。加えて、チーム派遣オペレーションの負荷がかかる状況下で、モザンビーク、ジンバブエ、マラウイに対して迅速に物資供与を同時並行で実施するとともに、OCHAからの要請に基づき緊急援助隊事務局員1名をUNDACメンバーとして派遣し、効果的な緊急援助に向けた複合的支援を実施中した。

(4) 2018年度計画の未達事項及び事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ チーム規模と携行資機材の大型化、航空会社の経営合理化に伴う余剰機材縮小等の様々な要因により、迅速派遣の前提となる航空輸送手段の確保が課題となっているため、官民を問わずあらゆる関係機関との情報共有と連携促進に努め、迅速な輸送を可能にする手段の検討を引き続き進める。

5. 指摘事項

(1) 指摘事項：

戦略的な国内外への情報発信を通じて、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組づくりの参画及び、納税者である国民の理解の醸成、多様な開発課題に対応する開発人材の養成・確保がなされることが期待される。加えて、事業の効果向上に向けて事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進、国際緊急援助隊の対応能力の向上が期待される。(2017年度主務大臣評価報告書、No.8「事業実施基盤の強化」)

(2) 対応：

ア 広報：主要テーマを中心に国内外へのタイムリーな情報発信を行う戦略的な広報を実施した。その結果、報道実績は国内で約 6,400 件、海外で約 24,400 件。

イ 事業評価

事業評価結果の事業での一層の活用を促進するため、事後評価結果と教訓の横断的分析や事業実施過程に着目したプロセスの分析等を実施した。また、組織内に留まらない開発協力事業の一層の効果発現向上を目指し、これらの結果を組織内外、国内外で発信した。

ウ 人材養成確保

- ・ 能力強化研修では、機構が行っている協力の重点分野・新たに取り組みつつある分野を中心に、新規 4 コース含め 22 コースを実施し、多様なセクターの開発協力人材の養成に貢献した。
- ・ PARTNER サイト活用においては、出前講座講師対応等が可能な登録人材情報を抽出する新機能を実装することで、農村開発や都市開発等、開発協力人材が不足している分野での将来的な人材確保のために、これまで手薄であった農業大学校等での出前講座実施促進に資した。

エ 研究

日本の経験の知識化・体系化に関する研究の実施、ポリシー・ノートの積極的な作成・発信、事業部関係者を含む多様な関係者に開かれたセミナーの開催等を通じ、研究成果の事業での活用を一層促進した。

オ 災害援助

- ・ 国際的な連携枠組みへの参画、各チームの研修・訓練の実施を通じて、国際緊急援助隊の対応能力の向上に努めた。

No.9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
情報共有基盤システムに係る研修実績	12件 ¹²⁸	12件	27件	18件			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4.（1）、中期計画：2.（1）</p> <p>年度計画</p> <p>5.（1）戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p> <p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運用運営の状況をレビューしつつ、今後の体制を検討する。特に、国内拠点の体制強化に向けた施策を実施する。 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議、International Advisory Board を継続的に開催する。 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類の継続的に見直す。また、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。 <p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の質の向上や業務軽量化のために新たに整備する機構内の情報共有基盤を安定的に運用する。また、同基盤の効果的な活用促進と円滑な利用開始のため、継続的に利用者向けの研修を実施する。さらに、在外拠点とのコミュニケーションの効率化に向けて情報通信網を維持し整備する。 <p>主な評価指標（定量的指標：なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況 国内拠点の施設利用状況
--

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>

¹²⁸ 前中期目標期間実績平均

具体的には、2017年度に発生した予算執行管理問題の再発防止に向けた予算執行統制強化及び実施体制の強化に向けて、予算執行管理室の創設、予算執行状況に係る理事会での審議体制の構築、関係部間の情報共有・合意形成のための体制構築等の取組を着実に実施した。また地域との連携強化に向けた国内拠点の取組（北海道、東北、中部等）、業務システム基盤の強化等を推進したほか、戦略的な事業運営のための組織体制整備の実施（JICA 開発大学院連携推進室、インド高速鉄道室の新設、インフラ技術業務部の体制強化）等、成果を上げた。

ア 実施体制の整備

- 2017年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため、外部有識者からなる「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置。事態の早期正常化に向けて、同委員会の提言を踏まえ、予算執行管理や報告・統制に関する体制及び制度を含めたガバナンスを強化するとともに、2018年度の予算執行状況及び2019年度以降の予算執行見通しを常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施した。その結果、全体的な予算執行を計画どおりに実施した。
- 同諮問委員会は、事態を招いた直接原因として4点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制の弛みと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積りの変動を適切に把握し管理する意識の不足）、上記を招いた根本原因として3点（不明確な責任関係・予算管理の動機づけが不十分・投入の最適配分を追求する視点が不十分）を指摘。
- 同諮問委員会の再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施（一部の取組は諮問委員会の最終提言に先立ち実施）。
 - 事業費と管理的経費を組織横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任を持つ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化。
 - 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程類の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見を向上。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算管理の意識向上等、取組を強化。
 - 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正。
- 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築。
- 新規の技術協力案件の採択可否について、後年度の予算見通しを踏まえた上で理事会において審議する体制を構築。さらに、技術協力事業全体の事業運営状況や重要案件に係る実施方針等について、課題部・地域部が共同付議し、理事も交えて議論する技術協力事業委員会を設置し、事業のガバナンスを強化。
- 事業運営の要を担う企画部と全理事との定例会合を新設し、企画部と事業部長との定例会合の頻度を高め、重要事案等に関する情報共有体制を強化。中期的事業計画の基盤となる事業計画作業用ペーパー(WP)策定の執務要領を改訂し、各部門の役割及び責任範囲をより明確化。WP検討会議を導入し、戦略性及び予見性の向上と関係部間の合意形成を更に促進する体制を構築。
- 地域との連携強化に向けて国内機関の所掌事務の見直しを行うとともに、国内機関の名称を「国際センター」及び「支部」から「センター」に統一。各国内拠点で地域活性化に貢献する取組を促進（北海道、東北、中部）。郡山市に市町村レベルでは初となる企業向けのJICAデスクを設置。

- ◎ **戦略的な事業運営に向けた組織体制整備**：JICA 開発大学院連携推進室及びインド高速鉄道室の新設、インフラ技術業務部の体制強化を実施。

イ 業務基盤の強化

- 2017 年度に更改した情報共有基盤の安定的な運用。
- 照会対応のチャットボットの試行やプロジェクトポータルを整備を推進。
- 拠点間の情報通信網は事業量増等により回線負荷の高い拠点に対し回線強化等を実施。
- 業務システム全体最適化方針に沿った主要システムの更改や共通サーバ基盤整備等を実施（開発工程、テスト工程の実施）。

<課題と対応>

引き続き、国内外における外部環境の変化に対応して、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制の改善に機動的に取り組むとともに、各部門の役割と責任の明確化による事業・組織のガバナンス向上と統制機能の一層の強化に取り組む。

4. 業務実績

No.9-1 実施体制の整備

(1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	129	3 回	12 回

① 戦略的な事業運営基盤の構築に向けた組織体制の見直し、各拠点機能の強化

- ・ 2017 年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明と再発防止策の検討のため、理事長の下に、外部有識者からなる「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を 2018 年 6 月に設置し、9 回にわたる委員会での議論を経て、2018 年 12 月に最終報告書を受領した。
- ・ 事態の早期正常化に向けて、同委員会の提言を踏まえ、下記のとおり予算執行管理や報告・統制に関する体制及び制度を含めたガバナンスを強化するとともに、2018 年度の予算執行状況及び 2019 年度以降の予算執行の見通しを常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施した。その結果、全体的な予算執行を計画どおりに実施した。
- ・ 同諮問委員会は、事態を招いた直接原因として 4 点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制の弛みと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積りの変動を適切に把握し管理する意識の不足）、上記を招いた根本原因として 3 点（不明確な責任関係・予算管理の動機づけが不十分・投入の最適配分を追求する視点が不十分）の指摘があり、同諮問委員会の再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施した（一部の取組は諮問委員会の最終提言（12 月）に先立ち実施）。
- ・ 事業費と管理的経費を組織横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任を持つ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整した。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化した。

¹²⁹ 新しい取組のため基準値なし

- ・ 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程類の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見の向上に努めた。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算管理の意識向上等、取組を強化した。
- ・ 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みの是正に取り組んだ。
- ・ 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築した。
- ・ 新規の技術協力案件の採択可否について、後年度の予算見通しを踏まえた上で理事会において審議する体制を構築した。さらに、技術協力事業全体の事業運営状況や重要案件に係る実施方針等について、課題部・地域部が共同付議し、理事も交えて議論する技術協力事業委員会を設置し、事業のガバナンスを強化した。
- ・ 事業運営の要を担う企画部と全理事との定例会合を新設し、企画部と事業部長との定例会合の頻度を高め、重要事案等に関する情報共有体制を強化した。中期的事業計画の基盤となる事業計画作業用ペーパー（WP）策定の執務要領を改訂し、各部門の役割及び責任範囲をより明確化した。WP 検討会議を導入し、戦略性及び予見性の向上と関係部間の合意形成を更に促進する体制を構築した。
- ・ 戦略的に事業を運営する観点から適正な組織体制を継続的に検討し、「JICA 開発大学院連携推進室」の設置、「インド高速鉄道室」の設置を行った。また、インフラ技術業務部の体制強化を図った。
- ・ 2017 年度に策定した国内機関の機能強化策に基づき、地域との一層の連携を強化する観点から、国内機関の所掌事務の見直しを進めるとともに、国内機関の正式名称を「国際センター」及び「支部」から「センター」に統一するとともに、「JICA（地名）」を正式略称に定め、対外的には同略称を用いることとした。また、地元企業の海外展開を支援する目的から、郡山市に市町村レベルでは初となる企業向けの JICA デスクを設置した。
- ・ 各拠点のオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した。

② 外部の知見の効果的な活用と業務戦略、事業方針の検討

- ・ 組織経営について助言を得ることを目的に設置した、外部有識者を交えた経営諮問会議を定期的に開催した（5 月、1 月）。同会議では国内の多様なアクターとの連携強化や、機構内タスクフォースによる長期経営戦略の提案について議論を行った。
- ・ 国際社会で活躍する有識者から機構の事業方針や取組に関する助言を得て、事業の戦略性の向上等を図ることを目的に設置した、International Advisory Board の第二回会合を開催した（7 月）。委員からは、事業展開におけるイノベーション推進の重要性、JICA 開発大学院連携プログラムのあり方、自由で開かれたインド太平洋構想等に関する提言が出され、右提言を踏まえて「『自由で開かれたインド太平洋構想』を踏まえた JICA 事業の方向性」の策定や組織内でのイノベーション推進を図った。

(2) 国内拠点の利用・活用状況

関連指標	基準値*	2017年度	2018年度
国内拠点の利用者数	73.5万人 ¹³⁰	97.5万人	96.5万人
研修施設の稼働率	58.4% ¹³¹	57.8%	46.3%

* 基準値は前中期目標期間実績平均。

地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した事業の効果向上、また、日本の地域活性化にも資する取組を各国内拠点で実施した。

主な取組は以下のとおり。

- **JICA 北海道（札幌）**：老朽化が進んでいた研修施設内のレストランを、食を通じた国際協理解場の場として改修し、地元町内会関係者、道庁、札幌市、教育委員会、大学等関係先約 50 人を招待したリニューアルイベントを開催（5月）。フェアトレード品販売コーナーや TABLE FOR TWO（開発途上国の学校給食への寄付）の導入、研修員との交流イベント開催などが地元メディアでも複数取り上げられ、地域の住民が世界に触れるエントリーポイントとして、研修施設の活性化を図った。
- **JICA 東北**：機構がベトナムで支援する「日本人材開発インスティテュート」にて日本式経営を学ぶ 27 名のベトナム人経営者を招へいし、「ベトナム企業・東北企業経営者交流会」を開催（6月）。東北地方から定員を大きく上回る 75 社が参加し、活発な意見交換が行われるとともに、参加したベトナム人経営者から東日本大震災被災者への義援金 10 万円が寄付される等、両国の関係強化、ネットワーク構築に貢献した。
- **JICA 中部**：なごや地球ひろばで、救急医療をテーマとした邦画「コード・ブルー」上映に合わせて国際緊急援助隊（JDR）のパネル展を開催（7～11月）。映画で使用された若手医師たちの衣装とともに、JDR による海外での救援活動を紹介した結果、なごや地球ひろばへの月間来館者数としては過去最高の 7,037 人を記録（8月）。また、JICA 中部ささしまライブ移転 10 周年を記念して開催した「感謝の集い」には、地元議員、県・市議会議員、外交団、自治体幹部、大学・企業・NGO の代表等関係者 120 名の出席を得て、北岡理事長による講演と意見交換を行い、地域の多様なステークホルダーとの関係構築を図った（3月）。
- **JICA 関西**：大阪南港エリアの大型複合商業施設、アジア太平洋トレードセンター（ATC）内の一角（「おおさか ATC グリーンエコプラザ」：年間約 10 万人以上が来訪する展示場）を活用して、SDGs・機構に関する常設展示を開始（7月）。国連ハイレベル政治フォーラムの日本政府主催レセプションにおいて、JICA 関西が事務局の一端を担う関西 SDGs プラットフォームの取組についてパネル展示を開催し、SDGs の様々な課題に取り組む関西地域の産学官の取組を国際社会に発信した（7月）。また、2025 日本万国博覧会誘致委員会主催「#thinkexpo2025 みんなの未来フェスティバル」でのブース出展、機構の留学生との交流プログラム等を実施した（8月）。
- **JICA 九州**：経済協力開発機構（OECD）により「SDGs 推進に向けたモデル都市」として、アジア地域から唯一選定された自治体である北九州市において、JETRO 北九州及び JETRO アジア経済研究所と共催し、「地域創生×SDGs セミナー」を開催（8月）。また、熊本県、長崎県でも同様のセミナーを開催（12月、2月）。自治体、民間企業、市民、大学・研究機関、さらに金融機

¹³⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹³¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

関からの参画も得て、それぞれの SDGs への取組事例を紹介し、一般市民の SDGs への理解促進を図った。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 各部署の役割と責任の明確化による事業・組織のガバナンス向上と統制機能の一層の強化に取り組む。
- ・ 外部環境の変化に機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行する組織体制構築と事務合理化に取り組む。

No.9-2 業務基盤の強化

(1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- ・ 2017 年に更改した情報共有基盤の安定的な運用のため、2017 年度に引き続き、運用業務委託先との連絡を密に行う等に努めた結果、おおむね安定した形で運用した。システムトラブル発生の際には、迅速に対応の上、復旧させ、業務影響を最小化するよう努めた。
- ・ また、情報共有基盤の改善として、機構内グループウェアの検索性向上、問合せ対応を行うチャットボット試行やプロジェクトポータル（機構内複数部署メンバー間で情報共有するためのポータルサイト）整備を進めた。
- ・ さらに、情報共有基盤の利用促進・定着のために、機構内の利用者に対するメールや Skype に関する研修を継続的に実施し、利用開始 1 周年を契機とした社内 SNS 登録キャンペーンや Tips の継続的提供等に取り組んだ。
- ・ 拠点間の情報通信網に関しては、事業量の増加等によって回線負荷が高くなっていた在外拠点に対し、緊急度や利用者数あたりの容量の観点から優先順位をつけて通信状況改善・安定化のための回線強化を実施するとともに、拠点のステータス変更や移転に伴う現地工事等を実施した。
- ・ 新情報共有基盤の活用促進に加え、導入済システム（ノート PC（2018 年度に更改を実施）、無線 LAN、リモートアクセスツール等）の活用の定着に引き続き努め、会議の効率化やペーパーレスの促進、働き方改革への対応等をさらに進めた。
- ・ 竹橋拠点の利用開始にあたっては、麴町拠点と同様の情報共有基盤が利用できるよう準備し、計画通り整備を行った。

② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- ・ 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って、2015 年度に確立した推進体制（プログラム・マネジメント・オフィス）による管理・調整の下、各主要システムの更改、及びこれらのシステムの連携を担う共通データベースやハードウェア共通化のための共通サーバ基盤整備を行っている。2018 年度は開発工程の継続とテスト工程の実施を、2019 年 4 月のシステム業務利用開始に向けて計画どおりに進めた。

(2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 在外拠点に対する通信状況改善・安定化のための回線強化については、業務の効率的・効果的实施に資する一方で、経常経費の増加につながるため、優先度等に照らした検討を行い、総合的な観点から対象拠点を決定・実施する必要がある。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

29年度に発生した予算執行管理問題の原因究明に基づき、各部門の役割と責任範囲の明確化や、予算執行統制の強化、理事会を通じたガバナンスの強化、システムの改善等、組織基盤の徹底した強化がなされることを期待する。(2017年度主務大臣評価報告書、No.9「戦略的な事業運営のための組織基盤づくり」)

(2) 対応：

事業費と管理的経費を一元的に管理・統制する権限と責任を持つ部署として予算執行管理室を創設した。外部有識者による「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言も踏まえ、予算執行状況及び後年度計画額を含む予算執行見通しを常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施するとともに、理事及び理事会の役割を明確化し、理事会審議事項を拡大した。また、予算執行管理を強化するため関連業務を行うシステムを改善し、配分額を超えた計画額の登録、契約及び支出を制御する統制機能を強化した。2019年度利用開始システムにおいても統制機能を設け、予算執行管理を継続して強化する。

No.10	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4% ¹³² 以上	1.4%	1.4%	1.4%			
有識者による外部審査を行った対象 契約件数	70 ¹³³ 件	70件	81件 ¹³⁴	64件			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (2)、中期計画：2. (2)</p> <p>年度計画</p> <p>2. (2) 業務運営の効率化、適正化</p> <p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比 1.4%以上の効率化を達成する。 <p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務・事業を効果的、効率的に執行するため、適正な人員配置のあり方や職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しを検討する。 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮したうえで厳格に検証して給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。 <p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。また、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効に利活用する。 <p>エ 調達合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性・公平性・競争性の向上に引き続き取り組む。 適正な調達を継続的に行うため、職員の事務能力の強化に向けた研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を強化する。 <p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準適正化の取組状況 契約監視委員会等の実施状況と審査結果への対応状況
--

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：一部の指標は目標水準を下回っているものの、年度計画に照らして所定の成果を上げていることか</p>

¹³² 前中期目標期間実績 1.4%

¹³³ 前中期目標期間の実績から 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 56 件 / 年

¹³⁴ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正。

ら、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、経費の効率化及び人件費管理の適正化に着実に取り組み、保有資産は竹橋合同ビルの利活用を開始した。また、調達等合理化計画に基づき、契約手続きの適正な実施を進め、各種ガイドラインや事務の改善を進めるとともに、コンサルタントの国際的な競争力強化に向けて外国籍企業・人材活用に係る制限緩和等の契約制度の改善等の取組を実施した。

ア 経費の効率化

- 運営費交付金を充当する物件費の効率化目標を達成。

イ 人件費管理の適正化

- 業務の質及び効率の向上、職員構成の最適化の観点から特定職制度と役割・責任に応じた処遇の見直しを実施。
- 給与水準の適正化を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイトで公表。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- 保有資産情報を公表。竹橋合同ビルの国内連携機能の集約と強化に向けて利活用を開始。

エ 調達の合理化・適正化

- 調達等合理化計画に基づき、契約手続きの適正な実施と簡素化、効率化を促進。民間連携事業及び草の根技術協力事業に係る契約手続きのガイドライン改定、一部事務の本部移管等の効率化及び実施体制を改善。
- 一者応札・応募の削減に向け、契約実績の定期的モニタリング・分析、契約監視委員会等による点検、総合評価落札方式導入後の状況分析等を実施。
- 応札者拡大及び本邦コンサルタントの国際的な競争力強化に向けて外国籍企業・人材活用に係る制限を大幅に緩和。
- 競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを実施。また、契約監視委員会での継続的な点検を実施。
- 海外拠点の調達適正化及び実施体制の整備と強化への支援（海外：短期在外調達支援要員を18拠点に派遣、地域セミナー等の開催）。
- コンサルタントの海外展開事業展開支援のため2019年4月からの新規制定方式導入に向けて制度設計を実施。

<課題と対応>

引き続き、経費の効率化、特定職制度の見直しを踏まえた効果的・効率的な人員配置、竹橋合同ビル内区分所有の利活用の促進、調達制度の更なる改善等を通じ、効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

4. 業務実績

No.10-1 経費の効率化

- ・ 固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した。

No.10-2 人件費管理の適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（年齢・地域・学歴勘案後）	100.6 ¹³⁵	101.6	100.7
総人件費（給与・報酬部分）	168.3億円 ¹³⁶	176.2億円	179.1億円

(1) 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）

- ・ 業務の質及び効率の向上や職員構成の最適化の観点から、特定の範囲の業務に従事する特定職制度の見直しを行った。その際、役割・責任に応じた処遇の見直しも行った。

(2) 給与水準の適性化と総人件費管理

- ・ 2018年度の人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて給与水準の引き上げを実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続適用し、国家公務員との比較で妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性についてウェブサイトで公表した。
- ・ 円借款の迅速化及び質の高いインフラ輸出の推進等で当局に認められた10名分の人件費予算増も踏まえて採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 特定職制度の見直しを踏まえて、運用面で事務・事業を効果的、効率的に執行できるよう人員配置等を実施していく。また、国家公務員の給与水準にも留意しながら、引き続き適正な人員配置のあり方を検討する。

No.10-3 保有資産の必要性の見直し

- ・ 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- ・ 竹橋合同ビル内区分所有部分の利活用目的を国内連携機能の集約・強化と整理し、利活用を開始した。

No.10-4 調達合理化・適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
契約監視委員会に附議した契約件数	39件 ¹³⁷	59件	44件

2017年度の調達実績の分析等を含めた総合的な検討結果、及び2018年度財務省予算執行調査等の指摘を踏まえ、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組んだ。

(1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

契約調達手続きの適正な実施と簡素化、効率化を促進した。

- ・ 消費税一部不課税化の導入及びその後のフォローを行うとともに、本制度改正等に対する相談窓口を5月より設置した。

¹³⁵ 2015年度実績

¹³⁶ 2015年度実績

¹³⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用した。
- ・ 民間連携事業及び草の根技術協力に係る契約事務手続きのガイドラインの改定、草の根技術協力の契約事務についての本部移管（履行期間中案件 36 件、うち 2018 年度契約締結案件 23 件）などの更なる効率化及び実施体制の改善を行った。

(2) 競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上、新規参入の拡大への取組の実施状況

① 一者応札・応募の削減に向けた取組

- ・ 契約実績の定期的モニタリング、分析、契約監視委員会等における点検を継続的に実施した。案件の特性による業務の分割や発注規模拡大などの工夫の検討、仕様書の精度向上、説明会開催等の応募勧奨拡大等の審議結果を受け、機構内での周知を実施した。
- ・ 応札者拡大の取組及び本邦コンサルタントの国際的な競争力強化に向けた取組として、外国籍企業・外国籍人材活用に係る競争参加資格や配置上限数に関する制限を大幅に緩和した（12 月）。また、ダイバーシティ推進を促進するため、1 つの担当業務を 2 名で行う枠を設定し、突然の事情による従事者交代を避けることで、多様な人材の活用を行う制度を導入した。

② 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

- ・ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約はガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施した。
- ・ 「参加意思確認公募」案件を一つの審議項目として継続的に点検を実施した

③ 「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の成果の総括

- ・ 「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプランへの取組結果総括報告書」を完成し、機構ウェブサイトで公開した（5 月）。

(3) 適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保

- ### ① 海外拠点の調達実施体制の適正化
- 本部の在外調達支援体制を維持し、全在外拠点からの問合せ対応（213 件）を通じて調達事務への支援を継続した。また、海外拠点の調達手続きに関する参考資料を整備するとともに、短期在外調達支援の実施（18 拠点）、地域セミナーの開催（中南米地域対象、参加者 30 名）、さらに、現地職員向けの JICA アカデミーでの講義（参加者約 130 名）を通じ、現地職員の調達リテラシーに関する能力の向上と調達体制の強化を図った。なお、2018 年度の後半には、機構の調達を取り巻く潮流及び契約実務に関する TV 会議セミナーを 5 回開催した。

- ### ② 国内拠点の調達実施体制の適正化
- 国内拠点調達に係る問い合わせ専用メールアドレスを 11 月に設置し、相談、調達情報提供等に対応するとともに、巡回指導、調達支援セミナーを通じて国内拠点への支援を強化した。

(4) コンサルタントの海外事業展開を支援する契約制度の改善

- ・ コンサルタント契約において、日本の開発コンサルタントの国際競争力の向上と規模の拡大を確保する意味から、他の主要国・国際機関が行うプロポーザルの質と価格を加味した新規選定方式を 2019 年 4 月から一部導入し、2019 年 12 月までに原則すべての案件に導入すべく制度設計を開始。
- ・ 円借款事業の詳細設計業務において、精算業務の合理化の観点から成果報酬（ランプサム）契約の導入を検討中。

- ・ コンサルタントの人件費・間接経費の積算方法について、2018年度内に「コンサルタント等契約経費実態調査」を開始し、2019年度に積算基準を順次改訂する。
- ・ コンサルタントの実績評価を次回以降の技術点評価へ反映するルールの設定について、検討を進めた。

(5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 2017年度予算ひっ迫問題により、機構全体として予算執行が抑制され、外部審査委員会の開催の対象となる公示件数が想定より少なかったために、「有識者による外部審査を行った対象契約件数（定量指標）」が目標値未達成となった。
- ・ 予算状況や公示時期のばらつき等の別の要因の影響も大きく、また、公示案件数自体も年々減少傾向にある。公示時期の平準化については、財務部、企画部、事業部による中期的な予算執行状況の把握と、それに基づいた事業部による年度当初からの計画的な事業の実施が必要。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

引き続き、効率的な事業運営を行うための効率化に向けた取組を継続することを期待する。(2017年度主務大臣評価報告書、No.10「業務運営の効率化、適正化」)

(2) 対応：

効果的、効率的な事業運営に向けて、旅費の節減やその他固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成したほか、業務の質及び効率の向上や職員構成の最適化の観点から、特定の範囲の業務に従事する特定職制度の見直しを行った。また、保有資産については竹橋合同ビル内区分所有の利活用を開始し、関係部署の集約による国内事業の効率的な運営体制を整備した。さらに、調達は効果的で適正な事業実施に向けて、草の根技術協力の契約事務移管のため事業担当部署の実施・監理能力の向上支援を通じた適正で効率的な事業運営に向けて必要な態勢整備を図ったほか、外国籍企業・外国籍人材の活用にかかる制限の大幅緩和等、コンサルタント等契約の一部に係る契約約款を改正し、契約金額全体を課税対象としてきた消費税について、その一部を不課税とする制度を導入した。

No.11	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）の設定なし。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：5. 中期計画：3
<p>年度計画</p> <p>3. 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6. に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき事業の質の確保に留意して、実施体制の整備を含め、一層適正な予算執行管理を行う。また、前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析する。 ・ 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>具体的には、2017 年度に発生した予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため、「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置し、同諮問委員会の提言を踏まえ、予算執行管理強化に関する各種取組を着実に実施した。結果、予算執行管理体制の強化を行うと共に、全体的な予算執行は計画どおり行われた。加えて、開発資金の動員に資する取組を実施した（国際協力機構債が TOKYO PRO-BOND 市場に上場し、グリーンボンド・ソーシャルプラットフォームに初めて登録、CAFI 基金と 400 万ドルの受託契約締結、GCF との包括的認証取極めを締結等）。</p> <p>1. 予算執行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2017 年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため、外部有識者からなる「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置。事態の早期正常化に向けて、同委員会の提言を踏まえ、下記のとおり予算執行管理や報告・統制に関する体制及び制度を含めたガバナンスを強化するとともに、2018 年度の予算執行状況及び 2019 年度以降の予算執行見通しを常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施した。その結果、全体的な予算執行を計画どおりに実施した。 ○ 同諮問委員会は、事態を招いた直接原因として 4 点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制の弛みと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積りの変動を適切に把握し管理する意識の不足）、上記を招いた根本原因として 3 点（不明確な責任関係、予算執行管理の動機づけが不十分、投入の最適配分を追求する視点が不十分）を指摘。

- 同諮問委員会の再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施（一部の取組は諮問委員会の最終提言に先立ち実施）。
 - 事業費と管理的経費を組織横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任を持つ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化。
 - 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程等の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見を向上。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算執行管理の意識向上等、取組を強化。
 - 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正。
- 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築。

2. 自己収入の確保に向けた取組

- 自己収入のうち、消費税の還付等を除く事業収入は2.9億円。資金計画における寄附金収入は2,100万円となり、「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規10件）や特定寄附金による「ニコン・JICA奨学金制度」に使用。
- りそな銀行グループが発行する私募債の発行金額の0.1%が、顧客の選択したSDGs推進関連団体へ寄附される「SDGs推進私募債」について、機構をSDGs推進関連団体として登録するための協議を開始。

3. 開発資金の動員に資する取組

- 機構債に関して、ソーシャルボンドを計600億円発行し、また政府保証外債を計5億ドル発行し、国内外の民間資金を開発途上国支援に動員。
- コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」について、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金と400万ドルの受託契約を締結。
- GCFとの包括的認証取極めを締結。
SATREPS「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」の社会実装に係る追加活動部分の受託について、三井物産のCSR基金から資金を得て事業効果を拡大（2,380万円）。
- ◎ **国際協力機構債による開発資金の動員【④】**：国際協力機構債がTOKYO PRO-BOND市場に上場し、グリーンボンド・ソーシャルプラットフォームに初めて登録。

<課題と対応>

2018年度に導入した予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理手法の更なる定着を図るべく職員研修を継続する。また、「予算執行管理強化に関する諮問委員会」のフォローアップ会合を開催し、予算執行管理状況の確認と態勢の検証を行い、必要な改善に取り組む。

No.11-1 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- ・ 中期計画及び年度計画別表（予算、収支計画及び資金計画）を踏まえ、支出予算編成及び執行管理を行った。

- ・ 2017年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明と再発防止策の検討のため、理事長の下に、外部有識者からなる「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を2018年6月に設置し、9回にわたる委員会での議論を経て、2018年12月に最終報告書を受領した。
- ・ 事態の早期正常化に向けて、同委員会の提言を踏まえ、下記のとおり予算執行管理や報告・統制に関する体制及び制度を含めたガバナンスを強化するとともに、2018年度の予算執行状況及び2019年度以降の予算執行の見通し常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施した。その結果、全体的な予算執行を計画どおりに実施した。
- ・ 同諮問委員会は、事態を招いた直接原因として4点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制の弛みと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積りの変動を適切に把握し管理する意識の不足）、上記を招いた根本原因として3点（不明確な責任関係、予算執行管理の動機づけが不十分、投入の最適配分を追求する視点が不十分）の指摘があり、同諮問委員会による再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施した（一部の取組は諮問委員会の最終提言に先立ち実施）。
- ・ 事業費と管理的経費を組織横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任を持つ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化した。
- ・ 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程等の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見を向上に努めた。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算執行管理の意識向上等、取組を強化した。
- ・ 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正した。
- ・ 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築した。

2018年度末時点の運営費交付金債務残高は、313.0億円となっており、その内訳は以下のとおりである。

運営費交付金の残	125.2億円
前渡金	187.3億円
前払費用、長期前払費用等	0.6億円

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- ・ 2018年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由等により、当初の計画に変更が生じたため。
- ・ 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進した。
- ・ 2017年度に発生した予算執行管理問題については、上記の取組を通じて、事前統制の強化を柱とした予算執行管理態勢の大幅な強化と新態勢に基づく着実な管理を遂行した。
- ・ 今後は、新態勢について定着度を更に高めることが必要であり、職員研修を継続して実施すると共に、実施態勢の検証も適時に行っていく。

No.11-2 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は2.9億円（2017年度実績5.4億円、2018年度計画額2.6億円）となった。計画額からの主な増要因は施設利用収入等の雑収入の増による。
- また、資金計画における寄附金収入は2,100万円（同3,600万円、1,800万円）となり、「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規10件）を実施した。また、「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」は使途特定寄附金の受入を4年間継続することを決定した。
- りそな銀行グループが発行する私募債の発行金額の0.1%が、顧客の選択したSDGs推進関連団体へ寄附される「SDGs推進私募債」について、機構をSDGs推進関連団体として登録するための協議を開始した。
- また、海外開発計画調査事業等の受託事業収入は0.7億円（同2.9億円、0.7億円）で、当該事業の実施費用に充当した。

その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

- 国際協力機構債券は株式会社東京証券取引所が運営するTOKYO PRO-BOND Marketに上場し（6月）、同MarketがESG債市場を促進するために設置したグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームに初めて登録された。
- 国際協力機構債券の発行は2016年12月に決定された日本政府のSDGs実施指針の具体的施策（「社会貢献債の発行（JICA）」）として位置付けられている。6月、9月、12月にソーシャルボンドを計600億円発行し、6月に政府保証外債5億ドルを発行し、国内外の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員した。
- 投資家が社会貢献性に着目し国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表した件数は今年度これまでに28件あり、今中期目標期間では累計35の投資家が投資表明を行っている。
- コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」について、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金と400万ドルの受託契約を締結した。本基金にてスケールアップして実施予定（No.4-1参照）。
- GCFとの包括的認証取極めを締結し、同基金の資金を活用した案件形成を進めた（No.4-1参照）。
- SATREPS事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」の社会実装に係る追加の活動部分の受託について、本邦企業（三井物産株式会社）が有するCSR基金からの資金を得て事業効果を拡大（2018年度実績2,380万円）（No.5-4参照）。
- 受託事業については、機構の業務の遂行に支障のない範囲内で実施することに留意し、外部資金の受入れ・執行に際し、適切な財務・会計処理を理解した人材の育成を図る必要がある。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成30年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について

（単位：百万円、%）

	平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	平成31年度末	平成32年度末	平成33年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	19,509	7,013			
目的積立金	0	0			

積立金	0	4,304			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	20,101	31,300			
当期の運営費交付金交付額 (a)	154,316	152,364			
うち年度末残高 (b)	8,758	12,378			
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	5.7%	8.1%			

(1) 指摘事項：

今回の予算執行管理問題を深刻な事態として受け止め、関係者への影響を最小限とすることに留意しつつ、予算執行管理体制の改革を含む再発防止策の策定・実施を通じて、事態の早期正常化が実現することを期待する。(2017年度主務大臣評価報告書、No.11「財務内容の改善」)

(2) 対応：

「予算執行管理強化に関する諮問委員会」における提言も踏まえ、予算執行管理の組織や報告・統制に関する体制を含めガバナンスを強化した。また、2017年度の予算逼迫の原因分析結果を踏まえ、2018年度の予算執行状況及び2019年度以降の予算執行見通しを常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施することにより、計画的な予算執行を徹底し、事態の正常化に向けた対応を推進している。

No.12	安全対策
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施する上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれまでに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業関係者等の安全対策研修の受講者数/うち、テロ対策研修受講者	1.5万人/ 3,600人 ¹³⁸	3,000人/ 600人	6,924人/ 769人	3,890人 /372人			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：6、中期計画：4。
<p>年度計画</p> <p>4. 安全対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力事業関係者の安全確保のため、「国際協力事業安全対策会議最終報告（2016年8月）」や国際情勢の分析結果を踏まえて安全対策の強化に取り組む。 特に、安全管理に従事する人材の能力強化や在外拠点のさらなる態勢強化、脅威情報の収集・分析能力の高度化及び脅威度の高い国・地域を対象とした事業における計画段階からの安全対策の強化を着実に推進する。 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外における事業関係者の武力紛争、テロ、一般犯罪、交通事故、自然災害等による被害の低減に向けた取組状況 工事事故の低減に向けた取組状況

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：一部の指標は目標水準を下回っているものの、他の指標は目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業関係者の安全対策に係る取組を引き続き推進したほか、現場での対策や設備の仕様を定めた安全対策ガイダンスを初めて策定し安全対策計画の審査体制を構築、さらに国連や他ドナー等の国際スタンダードに準拠した脅威度評価手法を本格導入し全ての事業実施対象国にて安全対策措置を見直し・改定する等、特筆すべき成果をあげた。また、工事安全対策はモニタリング・巡回指導、有償・無償実施状況調査、コンサルタント向け研修実施等の取組を着実に実施した。</p>

¹³⁸ 前中期目標期間の実績から約25%増として設定する。前中期目標期間実績平均2,381人/年

1. 海外の事業関係者の安全対策に係る取組

- 脅威情報野収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底（安全管理者を対象とした情報収集・分析ハンドブックを作成）、2) 行動規範の徹底（機構事業関係者が安全対策情報等を確認できるようウェブサイト上で情報提供を開始、南スーダンで安全確認調査の上で所員の常駐再開、ニカラグア情勢悪化で速やかに国外一時退避と解除を実施）、3) 海外拠点等での防護措置の強化（案件形成段階からの安全対策ガイダンスを策定、業界向け説明会を実施）、4) 研修・訓練機会の整備と拡大（事業関係渡航者向け研修、テロ対策実技訓練の実施）、5) 危機発生時の対応能力の強化（初動対応マニュアルの改訂、エジプト・スーダンでの訓練等）を実施。
- ◎ **脅威度評価手法の本格導入**：国際スタンダードに準拠した脅威度評価手法を本格導入し全ての事業実施対象国にて安全対策措置を見直し・改定。
- ◎ **安全対策ガイダンスの策定**：現場での対策や設備の仕様を具体的に定めた安全対策ガイダンスを初めて策定し、事業関係者に対する説明会を実施。全事業での本格導入に向けた安全対策計画の審査体制を構築。

2. 工事安全対策に係る取組

- 円借款事業の工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生スペックの作成を検討。
- 施設建設を伴う全技術協力事業のモニタリングを実施し（22件）、ガイダンスに基づく安全対策の指導を実施。有償資金協力39件、無償資金協力67件を対象に実施状況調査を実施。
- 事故件数の多い国や事業規模の大きい国（インド、バングラデシュ、ベトナム等）にて、安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する技術協力プロジェクトや課題別研修を通じた協力を行い、施工現場の安全対策を強化。
- 事故防止に向けて実施状況調査、安全管理セミナー、工事安全対策に係る研修、工事安全現場パトロールを実施。
- 国際建設技術協会との共催により、施工監理業務経験者を対象に「ODA 建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース（中級編）」を開催。

<課題と対応>

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施と共に、国際機関等と連携した脅威情報の収集・分析能の強化とともに、研修等を通じた事業関係者の危機管理意識喚起及びその定着に向けて継続的に取り組む。

4. 業務実績

No.12-1 海外の事業関係者の安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
安全確認調査及び安全巡回指導調査国数	30 か国 ¹³⁹	44 か国	27 か国

(1) 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底

- 国連や他ドナー等の分析手法を参考にしつつ、機構独自に脅威度の評価手法を本格的に導入し、同手法に基づき国別に定めている安全対策措置（渡航措置及び行動規範等、事業関係者が遵守すべき安全対策ルール）の改定を全147か国分について行った。
- ・ 本部及び在外拠点の安全管理担当者を対象とした現地治安情勢に関する情報収集・分析方法及びその手順を整理した情報収集/分析ハンドブックを作成し、2019年1月より同ハンドブックに基

¹³⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

づく治安情勢分析業務を開始した。

(2) 行動規範の徹底

- ・ 機構が事業関係者に提供している安全対策マニュアルや、宗教行事や年末年始に係る各地域・国別の注意喚起情報等の安全対策情報について、機構と契約関係の無い国際協力事業関係者も閲覧できるよう、11月より機構ウェブサイト上での情報提供を開始した。また、機構と契約して海外に派遣される関係者に対しては、これらの安全対策情報が洩れなく提供されるよう、渡航前から在外拠点のメーリングリストを通じて最新の安全対策情報が確実に周知される仕組みを構築した。
- ・ 2016年の騒擾時に機構関係者の全員国外退避を行った南スーダンは、2018年1月と5月の2回にわたる安全確認調査を実施し、和平プロセスの進展状況、首都ジュバの治安脅威の分析及び事業の再開にあたっての現場の安全対策強化策を検討し、関係者の行動規範を更に強化した上で、2018年8月に首都ジュバへの機構事務所邦人所員の常駐を再開した。
- ・ ニカラグアでは、反政府デモ隊と政府支持者間の衝突の激化による治安情勢の悪化を受け、速やかに2018年6月に職員を除く機構関係者全員の国外への一時退避を実施した。8月中旬には現地に安全確認調査を実施し、その後も治安情勢の推移について定期的にモニタリングを継続した上で、9月中旬に入り治安状況の改善が確認された事を受け、現地の最新情勢に基づく改訂版の行動規範を関係者に周知徹底を行い、9月13日に一時退避措置を解除した。

(3) 海外拠点等での防護措置の強化

- 各事業の安全対策強化について、案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業タイプに応じた安全対策の参考となる安全対策ガイダンス（案）を策定するとともに、業界団体及び内部関係者に対する説明会を実施し、全事業での本格導入に向けた安全対策計画の審査体制を構築した。
- ・ 政情不安や騒擾等、治安リスクの高い10か国に対して、有事発生時の事業関係者の一時避難場所（セーフルーム等）の整備や安全対策強化を目的として事務所窓ガラスを強化ガラスへ交換する等、事務所の防護措置を一層強化した。

(4) 研修・訓練機会の整備と拡充

- ・ 国際協力事業関係者（機構内部人材含む）を対象とした渡航者向け研修（外部759名、内部1,933名受講）、テロ対策実技訓練（外部372名、受講）、及びウェブ研修（累計16,344アクセス）を実施するとともに、企業・団体の安全管理担当者向けの管理者向け研修を新たに開講し、合計257名の参加を得た。
- ・ 安全管理部の人材能力強化を目的として、国際機関（世界銀行や国連安全保安局）に機構職員4名を短期実務研修に派遣し、国際水準の安全管理体制の構築に係る知見の習得に努めると共に、治安情報分析能力の向上を目的として、国際的なセキュリティ対策を専門とする民間企業によるイギリスでの専門研修に、職員8名を派遣した。
- ・ 在外で活動している国際協力事業関係者に対する現地安全対策研修を合計13か国で実施した。また、在外拠点で安全対策を専門に担当する職員や企画調査員21名を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が主催する安全対策研修に派遣し、人道支援分野の安全対策に係る知見の習得を行った。

(5) 危機発生時の対応能力の強化

- 2018年7月に在外拠点や本部関係部を対象として海外緊急事態対応机上訓練、同年9月にはエジプトでの具体的な有事発生を想定した海外緊急事態対応シミュレーション訓練、2019年2月には南スーダンの国外退避訓練を実施すると共に、これら訓練で得られた教訓等を踏まえて、緊急事態対応マニュアルも改定し、機構職員の危機管理意識の維持・向上を図った。

(6) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- 情報収集・分析業務は、2019年1月より情報収集/分析ハンドブックに基づく各国治安情勢のモニタリングを開始したが、本部と在外拠点との相互補完的な協働作業の定着に時間を要している。そのため、TV会議システムを通じた在外拠点との意見交換会等を積極的に行い、定着を図る。
- 安全対策ガイダンスを活用した事業の安全対策にあたっては、本部関係部、在外拠点及び業界団体等とのコンサルテーションに時間を要したため、本格的な運用は2019年度以降となった。今後は、事業部の適切な予算措置を含めて、事業計画段階からの効果的な安全対策の検討・実施のプロセスを主流化させていく必要がある。

No.12-2 工事安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
事件事案報告件数*（事業規模1兆円あたり） ¹⁴⁰	23件 ¹⁴¹	13件	36件
実施状況調査、安全管理セミナー、円借款事業（STEP） 施工安全確認調査の件	137回 ¹⁴²	135回	147回

* 事故報告案件数の2018年度実績は56件（基準値 38件、2017年度実績29件）

(1) 指針文書の適切な運用

- 施設建設等事業の安全対策委員会（6月）で、2017年度の事故発生状況を確認するとともに、円借款事業の工事安全対策の強化に向け、円借款事業の工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生のスペック（Specification）の作成方針について検討した。
- 施設等建設を伴う全22件の技術協力事業をモニタリングし、必要に応じて「ODA建設工事安全管理ガイダンス」に基づく安全対策が取られるよう指導した。また、有償資金協力案件39件、無償資金協力案件67件を対象に実施状況調査を行った。加えて、現場関係者や事務所員を対象とした安全管理セミナー40件を実施した。

(2) 施工現場の安全対策の強化

① 事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策

- 近年事故件数の多いインド、バングラデシュ、ベトナム等で実施実況調査を実施した。ベトナムでは、2018年4月まで技術協力「建設事業における積算管理、契約管理及び品質・安全管理能力向上プロジェクト」を実施し、プロジェクト期間中に標準安全計画書が法令化された。終了後も

¹⁴⁰ 事業規模は当年度のコミット額（管理費を除く技術協力経費＋有償新規L/A承諾額＋無償新規G/A署名額）に基づいており、2018年度に工事等を実施していた件数・規模と関連しない

¹⁴¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁴² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

同プロジェクトで提案したロードマップに基づき、ベトナム側は自国予算でプロジェクトを立ち上げ、必要な工事安全対策措置等を含めた積算の基準の法令化等を進めている。

- ・ 特に、事故件数の多い事業は工事安全対策にかかる助言を担当し、実施状況調査を行う企画調査員（資金協力）を定期的に事業現場へ派遣し、相手国政府の事業関係者に対して再発防止に向けた技術的助言や安全管理セミナー等を実施した。

② 事故の防止に向けた取組

- ・ 企画調査員（資金協力）等が工事の品質と安全確保の見地から確認を行う実施状況調査、現地の工事関係者を対象とした安全管理セミナー、在外事務所/支所赴任予定者向けの工事安全対策に係る研修、在外事務所/支所の所員による工事安全現場パトロールを実施しているほか、コンサルタント/コントラクターからの事故報告に対して原因究明や再発防止に向けた技術的な確認と助言を行っている。これらに加え、2018年度は機構内の希望者向けに工事安全の取組に関する説明会を実施した。

③ 建設工事の安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する協力（技術協力及び研修）

- ・ 技術協力プロジェクトを通じた相手国政府の安全対策や事故防止を促進する取組として、上記ベトナム「建設事業における積算管理、契約管理及び品質・安全管理能力向上プロジェクト」の他にも、モンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト」を実施しており、本邦研修や現地セミナー等を通じて、行政官・民間建設会社の労働安全担当者等に対し、労働安全衛生サイクルやリスクアセスメント等の日本の実例・ノウハウ等を提供した。
- ・ 課題別研修では、「社会基盤整備における事業管理」で公共工事の施工品質に加え、安全管理を講義し、「労働安全衛生政策向上」では、労働安全衛生、安全対策教育等に関する講義を実施した。

(3) 戦略的な取組及び成果

- ・ 国際建設技術協会との共催により「ODA 建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース（初級編）」（修了者 30 名）及び施工監理業務経験者を対象としてケーススタディを盛り込んだ中級編を開催し（修了者 9 名）、資金協力事業に従事するコンサルタントの安全管理能力の向上に取り組んだ。

(4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 企画調査員（資金協力）が配置されておらず本部直轄となっている地域・国（中南米、アフリカ等）のうち、特に、新規供与国や再開国の事業については、相手国実施機関が案件監理に不慣れである蓋然性が高い。そのため、係る国々では事業進捗に併せた実施状況調査の潜在的ニーズがあるため、次年度の実施状況調査のニーズを把握する際、必要に応じ事業主管部との意見交換を行う。実施状況調査では、適用されている工事安全対策が相手国政府の労働安全衛生の基本的な枠組みや法制度に基づき十分なものとなっているかについても、可能な範囲で確認を行う。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施を期待する。特に、国際機関等との連携強化を通じて脅威情報の収集・分析能力の強化や、研修等を通じた事業関係者の危機管理意識喚起の取組に期待する。(2017年度主務大臣評価報告書、No.12「安全対策」)

(2) 対応：

事業関係者の安全対策に係る取組については、脅威情報や分析能力向上のため、世界銀行へインターンを派遣すると共に、国連保安局や国連高等難民弁務官事務局が主催する安全対策研修にも職員を派遣した。また、業界団体からのニーズを踏まえ、従来行ってきた渡航者向けの研修/訓練に加え、企業・団体の安全対策責任者/担当者向けの「管理者向け」コースを新規に開講した。工事安全対策については、国際建設技術協会との共催により「ODA 建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース（初級編）」及び、施工監理業務経験者を対象としてケーススタディを盛り込んだ中級編を開催し、資金協力事業に従事するコンサルタントの安全管理能力の向上に着実に取り組んだ。

No.13	効果的・効率的な開発協力の推進
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	30 件 ¹⁴³ (2017-2021)	6 件	12 件	15 件			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (1)、中期計画：5. (1)</p> <p>年度計画</p> <p>5. (1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p> <p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた JICA 国別分析ペーパーを策定または改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。 開発課題や地域の抱える課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、事業の質と戦略性を強化する。特に、策定した事業戦略を事業形成や実施にも活用する。 SDGs への貢献を明確化するため、SDGs に向けた対応を記載したポジションペーパー等に基づき、重点的に取り組む協力プログラム等を選定し、その内容や成果を国際的に発信する。また、SDGs ゴールごとの事業統計データの抽出及び分析等を通じ、事業実施状況のモニタリングを強化する。 <p>イ 効果・効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。 技術協力については、上記や留学制度を活用した人材育成の推進のための制度や運用の改善や導入に引き続き取り組む。また、帰国研修員による各国でのネットワークの強化や活動の活性化に引き続き取り組む。 有償資金協力については、質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた円借款の迅速化等の施策を引き続き実施する。 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の定着及びモニタリングを促進する。 SDGs 達成に向けたパートナーシップの構築や革新的な開発手法等に係る知見を機構内で蓄積、共有し、更なる取組を促進するため、ナレッジマネジメントネットワークを推進する。 <p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1. ①参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況 迅速性、効率性、事業の質の向上等の様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況
--

¹⁴³ 各年度で全世界で6件以上を基準として設定する。

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、予見性・インパクトの向上に関し、「自由で開かれたインド太平洋」や宇宙分野の機構の事業方針の策定等に加え、国内ステークホルダーとの連携・協働の強化、企業向け事業の制度改善、イノベーションの推進の社内公募制度の新設等の特筆すべき成果を上げた。また、事業の効果・効率性の向上に関し、円借款事業に係る暗黙知を集約したマニュアル策定、プルーフ・エンジニアリング制度の導入、STEP 制度の改善、二国間開発金融機関で最大規模の事業量を誇る米国民間投資会社 OPIC との MOU 締結等、特筆すべき成果を上げた。

ア 予見性・インパクトの向上

- 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえた JICA 事業方針、宇宙分野における事業方針の策定、JICA の国別分析ペーパー (JCAP) 策定・改訂の推進 (インド、タジキスタン、マラウイ、タンザニア、スーダン等)。
- SDGs 達成に向けてスキーム、協力対象、財源、実施方法及び実施体制等、既存の考え方にとらわれない事業の提案を組織内で募集し、外部有識者の助言も踏まえつつ新規事業を推進していく体制整備等を実施。
- IAB を開催し、イノベーション推進、JICA 開発大学院連携、自由で開かれたインド太平洋等に関する提言を踏まえ、各種取組を推進。
- 日本政府 SDGs 推進本部の SDGs アクションプランへの策定作業や関連会合へ参画し機構の取組を発信 (アクションプラン 2018 では 11 件、アクションプラン 2019 では 19 件の機構事例が組み込まれた)。
- 機構独自のプログラム等 (みんなの学校、市場志向型農業振興 SHEP、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等) を選定し、国際会議やプレスリリース等を通じ、計 18 件を国際社会に発信。
- ◎ **SDGs 推進に向けた国内の連携・協働の強化【②】**：日経 SDGs フォーラム、京都経済団体協議会総会、日本青年会議所全国大会等の基調講演、パネルディスカッションに機構理事長・副理事長及びその他役員が参加。また、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の制度改善に際し、機構本部で企業等向けの「途上国の課題発信セミナー」を 20 回開催 (計 840 名の企業等関係者が参加)。機構が発行する社会貢献債へ投資することで SDGs への取組をアピールする自治体、地銀、大学が増加 (投資表明件数：2016～2017 年度の 20 件から 2018 年度は 28 件へ増加)。

イ 効果・効率性の向上

- 技術協力事業委員会を設置。業務フロー・決裁基準表を見直し、技術協力ガバナンス・予算管理を強化。各種民間連携事業の手続きを合理化。質高インフラの迅速化に向けた外国籍人材活用の条件緩和等の取組を実施。
- 円借款の迅速化に向けた有償勘定技術支援の活用による詳細設計の実施や入札の早期開始、コンサルタント業務発注時の迅速化提案 (調査期間・工期) への加点評価等を徹底。海外投融資基本戦略を策定。
- 無償資金協力の免税手続きの推進、先方負担事項の履行の徹底、G/A 署名等の延期措置により 9 割の問題が解決)、民間連携の推進等の取組を実施。
- 各 KMN の革新的取組や SDGs 達成に貢献するイノベティブな事例・知見等の発表を定期開催。SDGs 達成に向けた取組事例をメディアで発信。プロジェクト研究「組織開発の効果的促進方法」で開発インパクトを高める方法等を研究、可視化、報告会を通じて周知。

- ◎ **帰国研修員のネットワーク強化等【④】**：創立 30 周年となるトルコ研修員同窓会設立以来の活動主導者が日本との友好関係への貢献により春の外国人叙勲で旭日双光章を受章。
- ◎ **円借款の迅速化【③】**：案件実施のより早い段階にコントラクターが参画することで設計・施工リスクを低減し迅速化を可能とする「包括的建設サービス（WCS）」について、インド高速鉄道建設事業で第一号契約を締結。
- ◎ **円借款の魅力向上と質の確保【③】**：ドル建借款で初のプログラムローンで過去最大規模の案件承諾（ヨルダン）。拡大する事業量に対応し、組織的な暗黙知を集約した社内用マニュアル「円借款の手引き」を策定。協力準備調査等の技術面での検証を第三者の外部機関等に委託しチェックする「プルーフ・エンジニアリング」制度を新しく導入し、着手。
- ◎ **インフラ等の輸出促進に向けた制度改善【③】**：STEP 制度改善（部材の本邦調達比率への参入、主契約者条件の緩和等）、協力準備調査（PPP インフラ事業）制度改善（提案企業の事業化意思の要件緩和、共同提案者への外国籍法人の容認等）。
- ◎ **投融资実施の拡大に向けた覚書締結【②】**：日米首脳による外交的機会を捉えて米国民間投資公社 OPIC と MOC を締結（初の二国間開発金融機関との MOC）。

<課題と対応>

SDGs 達成や開発課題への対応に向けて、機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を活用するための方針作成や事業展開を進める。また、開発の効果・効率性の向上に向けて、開発途上地域のニーズを踏まえた制度の改善に引き続き取り組む。

4. 業務実績

No.13-1 予見性、インパクトの向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
地域・国・課題別の協力方針（JICA 国別分析ペーパー（JCAP）、事業計画作業用ペーパー、課題別指針、ポジションペーパー）の新規策定・改定数	146 件 ¹⁴⁴	142 件	147 件

(1) 戦略的な事業展開に向けた国・地域別及び課題別の対応力強化

- ・ **「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえた JICA 事業の方向性の策定**：日本政府が提唱する「自由で開かれたインド太平洋」の推進・協力体制の整備及び該当する優先事業の選定・実施のため、JICA 事業の方針を策定した。
- ・ **宇宙分野における JICA の事業方針の策定**：近年の宇宙分野の市場拡大や SDGs 達成に向けた科学技術イノベーション（STI）への期待の高まり等を踏まえ、開発途上国の経済・社会開発への本邦等の宇宙技術のさらなる活用、並びにそのための人材育成及びインフラ整備を戦略的に進めるため、機構事業の方針を策定した。
- ・ **SDGs の達成に向けた各種事業に係る新規アイデアの社内公募制度の立ち上げ**：イノベーション推進に向けた民間企業の取組等を参考にしつつ、SDGs の達成に向けて、援助手法、協力対象、財源、実施方法及び実施体制等、既存の考え方にとらわれない事業の提案を組織内で募集し、外部有識者の助言も踏まえつつ新規事業を推進していく体制整備等を行った。NGO、本邦企業等と児童労働撲滅に向けた共創型モデル事業、世界に 10 億人存在する「ID 無し人口」の半数を占めるサブサハラ・アフリカで基本的人権と公平な社会参加を担保する国民 ID の普及とデジタル化

¹⁴⁴ 前中期目標期間実績（2012-2015）584 件

促進を支援する事業など、新たな取組に向けた検討が始動した。

- ・ **JICA 国別分析ペーパー (JCAP) の策定**：JCAP については 52 か国、事業計画作業用ペーパーについては 116 か国を対象にこれまで策定してきた。これらは、外務省の国別開発協力方針の改定に係る議論や協力プログラム及び事業計画の策定に活用され、効果的な開発協力の実施に寄与している。2018 年度は、インド、タジキスタン、マラウイ、タンザニア、スーダン等の JCAP 改定を行い、これまでの機構の支援の成果や教訓等を取りまとめた上で、支援重点分野を再検討し、より明確な戦略を打ち出した。また、ザンビア、コンゴ民主主義人民共和国の JCAP 新規策定、カメルーン、マダガスカル等の JCAP 改定に向けた議論が開始され、協力方針に係る外務省や先方政府等関係者との協議を通じて、現況に基づく戦略の検討及び意見交換や情報共有等が進められた。
- ・ **International Advisory Board (IAB) での議論を踏まえた戦略的強化及びイノベーションの推進**：第二回 IAB 会合を開催した (2018 年 7 月 10 日～11 日)。委員からは主に、事業展開における SDGs 達成のためのイノベーション推進の重要性、JICA 開発大学院連携プログラムのあり方、自由で開かれたインド太平洋の位置づけに関連した提言が出され、会合の結果を機構内で共有するとともに、上記『自由で開かれたインド太平洋』を踏まえた JICA 事業の方向性』の策定や組織内でのイノベーション推進につなげた。

(2) SDGs への貢献に向けた取組

- ・ **戦略・事業への SDGs の組み込み**：機構は、日本政府 SDGs 推進本部の SDGs アクションプラン策定作業や関係会合に省庁以外の組織として唯一参加し、「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」(以下、「アクションプラン 2018」) や「SDGs アクションプラン 2019」(以下、「アクションプラン 2019」) に組み込むべき取組事例を発信・紹介した。この結果、アクションプラン 2018 に 11 件、アクションプラン 2019 に 19 件と幅広い事例 (例：JICA 開発大学院連携、みんなの学校、UHC、カイゼン、食料安全保障と栄養改善、関西 SDGs プラットフォーム、中小企業・SDGs ビジネス支援事業) が組み込まれ、官邸ホームページ上で公開された。また、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業統計データを SDGs ゴールに紐づけ、その執行額 (2017 年度予算) を抽出・集計し、SDGs ゴール毎の事業実績の見える化を実施した。
- ・ **開発途上地域における SDGs の推進**：インドネシア政府による SDGs 国家指標検討に対し、同国の SDGs 国家行動計画策定及びジャカルタ特別州の SDGs 地方行動計画策定プロセスに参画し、関連指標の現状分析・対応への提言、SDGs モニタリング・評価システムの整備に向けた分析作業などを支援し、これらの結果を調査報告書として公表した。インドでは、SDGs に関する政策枠組みや体制強化の支援を目的とした SDGs プログラム円借款事業を形成した (2019 年 1 月 L/A 調印)。このほか、18 ヶ国 18 名の統計官を対象とした、SDGs 指標の統計分析に関する本邦研修等に取り組んだ。
- ・ **SDGs 達成への戦略的プログラム等の国際発信**：SDGs の達成を明確化した機構独自のプログラム等 (みんなの学校、市場志向型農業振興 SHEP、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等) を選定し、国際会議やプレスリリース等を通じ計 18 件を国際社会に発信した。これに加え、国連本部で開催されたハイレベル政治フォーラム 2018 (7 月) での機構とブルッキングス研究所の共同研究書籍発刊イベント「From Summits to Solutions : Innovations in Implementing the SDGs」、機構の関西センターが事務局を務める「関西 SDGs プラットフォーム」の展示、東京で開催された IAB 会合 (7

月)でのSDGs関連セッション、インドネシアで開催されたIMF世界銀行総会2018(10月)の同国主催SDGsイベント等にて、機構役員等が機構のSDGsへの具体的取組事例を発信した。

- ▶ **SDGs 推進に向けた国内の連携・協働の強化**：SDGsへの貢献で重要な役割を担う民間セクターとの共創のため、日経SDGsフォーラム、京都経済団体協議会総会、日本青年会議所全国大会等の基調講演やパネルディスカッションに機構理事長・副理事長及びその他役員が参加。また、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の制度改善に際し、機構本部で企業等向けの「途上国の課題発信セミナー」を20回開催(計840名の企業等関係者が参加)。さらに、「関西SDGsプラットフォーム」では、大阪・関西万博誘致PR活動とも連携して数多くのイベントを開催し、登録会員数を400団体以上とした。これらにより、企業等のSDGsへの認知度向上や取組強化につながった。このほか、政策研究大学院大学、上智大学、中央大学、筑波大学等と連携したSDGsと機構の取組をテーマにした講義の実施、ユニセフ・外務省による教師向けSDGs副教材への作成協力など、教育現場でのSDGsと機構の取組の理解度向上にも貢献した。これらの取組の結果、日本政府が自治体SDGsモデル事業に選定した岡山県真庭市のほか、滋賀銀行、上智大学など、機構が発行する社会貢献債へ投資することでSDGsへの取組をアピールする自治体、地銀、大学が増えている(投資表明件数：2016～2017年度の20件から2018年度は28件へ増加)。
- **SDGsへの機構の取組に係る広報の強化**：SDGsへの機構の取組に係る広報方針を策定、周知した。また、毎日小学生新聞の月例SDGsコラム作成への協力、朝日新聞社による機構理事長への取材及び同社SDGs広報冊子への記事掲載など、メディアと連携した国内発信を展開した。さらに、グローバルフェスタジャパン2018、エコプロ2018等でのSDGsと機構の取組の発信も実施。機構の年次報告書、広報冊子mundi、ホームページ、SNS等でもSDGsへの機構の取組に係る情報を充実させ発信した。また、機構職員等向けに研修(本部・在外・国内機関向け研修、機構アカデミー、専門家赴任前研修)を計29回(受講者計770人)実施し、機構関係者のSDGs関連知識の向上と活用も促進した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- **各種戦略及び個別事業間の連携強化**：各地域・課題の事業戦略及び個別事業の連携をより一層強化していく必要がある。このため、実施中事業の把握及び将来の採択案件の規模を検討するための事業計画作業用ペーパーを今後改訂する際には、各種戦略を十分に踏まえた検討を徹底する。
- **SDGsへの機構の取組をより戦略的に行うため、機構職員のSDGsへの理解・意識の更なる向上が必要である**。このため、機構職員のニーズ・関心に合うセミナー・勉強会の計画・実施、その後のフォローを強化していく。

No.13-2 効果・効率性の向上

関連指標	基準値 ¹⁴⁵	2017年度	2018年度
技術協力、有償資金協力、無償資金協力事業の実績額(億円)	技協：1,783億円 有償：13,723億円 無償：1,200億円	技協：1,923億円 有償：18,883億円 無償：1,151億円	技協：1,898億円 有償：12,661億円 無償：985億円

¹⁴⁵ 前中期目標期間(2012-2015)実績は、技協7,132億円、有償5兆4,893億円、無償4,803億円

(1) 開発協力事業の効果・効率性の向上

開発途上地域のニーズや国内外の政策課題に応えつつ、多様な関係機関の知見や技術を一層活用してより魅力的かつ効果的な技術協力事業が展開できるよう、次のような取組を実施した。

① 技術協力

- ・ **技術協力事業委員会の設置**：2018年7月に技術協力事業委員会を設置し、技術協力事業に対するガバナンス及び予算管理を強化する仕組みを導入した。また、業務フローの見直しと決裁基準表の改訂を行い、予算管理体制の強化を行った。
- ・ **多様な資金ソースの動員**：旺盛な開発ニーズに対する対応力強化に向けて、開発協力における革新的な手法や技術等の取り込み強化を図るべく多様な資金ソースの動員の促進（緑の気候基金（GCF:Green Climate Fund）を含む外部資金や寄附金の活用促進等）に向けた取組を行った。GCFと包括的認証取極を締結し、第1号案件（モルディブ）の形成を進めた。また、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI:Central Africa Forest Initiative）の基金より、コンゴ民主共和国における事業の受託が正式決定した。
- ・ **各種連携事業にかかる手続きの合理化**：これまで5つのスキームに分かれていた企業提案型事業を、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」という総称の下に体系立てて整理し、民間企業から見たわかりやすさを重視した新スキームを設定した。6月には新スキーム「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」に係る執務要領を制定した。
- ・ **「質の高いインフラ」の迅速な実現に向けた改善**：外国籍人材の活用に係るコンサルタント契約条件の緩和を行い、業務従事者のうち外国籍人材の活用制限を廃止し、業務主任者についても制限を設けないこととした。ひっ迫する従事者の確保とコンサルタント調達競争性を高めた。
- ・ **留学制度を活用した人材育成の推進**：「JICA 開発大学院連携」の推進に向けた留学生受入事業の方針の整理を行い、より効果的・効率的な運用に向けて対応すべき課題の整理と改善策を行った。具体的には、予算費目の独立化や5か年計画の策定、事業実績の集計方法の改善、帰国研修員の関係性維持発展のための在外事務所等との協働メカニズムの構築を行った。
- **帰国研修員によるネットワークの強化**：国内機関長会議で、人材育成強化に向けたプログラムの統合的運用などの取組方針を確認したほか、大学連携の推進などに取り組んだ。また、トルコの帰国研修員同窓会は、1988年の設立以来、機構と協力し、日本に関する講演会や文化交流イベント、政策コンテストなどの取組を実施してきており、日本トルコの友好親善と日本理解への貢献が評価され、2017年度外務大臣表彰を受賞したほか、同同窓会の立上げに携わり長く活動を主導してきたルヒ・エシルゲン氏が、その功績から2018年4月の春の叙勲で旭日双光章を受賞した。
- ・ **行政事業レビューの指摘を踏まえた見直し等の検討（青年研修）**：対象国のバランスについて、青年研修の成り立ちを踏まえつつ、外交政策上の観点及び地域別の援助計画に基づき、2019年度の受入計画に反映した。その結果、全体の約4割を占めていたASEAN地域からの受入れについて、その他地域からの受入割合を増やすこととした。また、事業効果を測るための定量的・定性的アウトカム指標の設定について、既存の受入人数に関する指標に加えて、研修終了時の研修目標の達成状況や帰国後の研修成果の活用可能性、ならびに、帰国後の実践・活用状況について、2019年度より測ることとした。さらに、各コースでの行程や所要経費を見直し、コスト削減に取り組んだ。

② 有償資金協力（円借款、海外投融資）

「質の高いインフラパートナーシップ」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」、「インフラシ

システム輸出戦略」等の政府方針を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や日本企業にとってより魅力的なものとなるよう、次のような取組を実施した。

(ア) 円借款

- ▶ **円借款の迅速化**：有償勘定技術支援の活用による詳細設計の実施や入札の早期開始、コンサルタント業務発注時の迅速化提案（調査期間・工期）への加点評価等を徹底することで、引き続き迅速化を推進。例えば、2018年にはインドネシア「パティンバン港開発事業」で事業化調査（F/S：Feasibility Study）開始から約2年間で着工、マダガスカル「トアマシナ港湾拡張事業」ではL/A調印後約1年強で着工した。また、案件実施のより早い段階にコントラクターが参画することで設計・施工リスクを低減し迅速化を可能とする「包括的建設サービス（WCS：Wrap-up Construction Service）」について、インド高速鉄道建設事業で第一号契約を締結した。
- ▶ **円借款の魅力向上と質の確保**：新商品であるドル建て借款で初のプログラムローンであり、また過去最大規模（3億ドル）の案件を承諾（ヨルダン「ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する改革のための開発政策借款」）。事業の質確保やコンサルタントによる業務の質向上のため施策を実施。拡大する事業量に対応し、組織的な暗黙知を集約した社内用マニュアル「円借款の手引き」を策定。有償勘定技術支援による詳細設計をインフラ技術業務部が一元的に実施することとし、また、協力準備調査等の技術面での検証を第三者の外部機関等に委託しチェックする「ブルー・エンジニアリング」制度を新しく導入し、着手。ランプサム化を想定した有償勘定技術支援の詳細設計の調達、外国籍人材の拡大を前提とした調査の調達、コンサルタントの業績評価を国内公共事業基準で試行的に着手等、新たな施策を開始した。
- ▶ **STEP 制度改善**：「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」で、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を検討することが打ち出されており、業界団体及び本邦企業からヒアリングを行った上で、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省と累次協議を行い、制度改善を実現した。具体的には、部材の本邦調達比率への算入や主契約者条件の緩和等を行うことで、応札者が増加し、競争性が向上する結果、不調・不落さらには1者応札の回避等が期待される。
- ・ **紛争裁定委員会（DB：Dispute Board）の活用促進策**：円借款案件の大型工事で契約上の紛争予防・解決の有効手段であるDBの活用促進策をまとめた。これまで、コスト負担や実効性に対する受発注者双方の問題意識から、DBは十分に活用されていなかったが、実態調査に基づき、常設DBの必要性和メリットを紛争予防、コスト削減（仲裁より安価）、仲裁への発展防止、迅速な紛争解決と事業促進、発注者の満足度向上、請負者の要望、中立性の確保といった観点から整理した。

(イ) 海外投融資

- ・ **海外投融資基本戦略の策定**：民間資金動員、企業のSDGsに対する意識向上、他機関によるノンソブリン投融資に係る潮流を踏まえ、海外投融資を、技術協力、円借款、無償資金協力を続く第4の柱として位置づけ、機構全体で、人員配置等を含む実施体制を整備しつつ、その活用を推進するべく、海外投融資基本戦略を策定した。
- ▶ **米国民間投資公社（OPIC:Overseas Private Investment Corporation）との覚書（MOC:Memorandum of Cooperation）締結**：2018年9月の日米首脳による外交的機会を捉え、OPICとMOCを締結。機構にとって初めての二国間開発金融機関とのMOCであり、二国間DFIの中でも最大規模の事業量を誇るOPICと連携することにより、開発効果の高い案件への投融資実施が期待できる。
- ・ **出資比率の柔軟化に係る業務方法書改正**：2016年5月の「G7伊勢志摩サミット『質の高いイン

フラ輸出拡大イニシアティブ』で、原則 25%以下と規定されている海外投融資による現地企業等への直接出資の出資比率上限規制の柔軟化を検討するとされており、その対応を明確化するため業務方法書を改正し、対象案件の意思決定方法等について政府と合意した。

- ・ **協力準備調査（PPP インフラ事業）における制度改善**：協力準備調査（PPP インフラ事業）による PPP 事業の事業化に資するために、提案企業向けの調査後アンケート結果を踏まえ、2018 年度公示で、提案企業の事業化意思の要件緩和、共同提案者への外国籍法人の容認等を改善した。

③ 無償資金協力

「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016 年 6 月外務省）を踏まえ、無償資金協力が開発途上地域と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、次のような取組を実施した。

- ・ **円滑な免税手続きの推進**：外務省より免税口上書導入に係る外務公電が発出されたことを受けて、免税口上書締結の基礎情報となる免税情報シートの作成を 32 か国で行った。作成された免税情報シートを外務省と共有し、免税口上書締結に係る協議の側面支援を行った。
- ・ **先方負担事項履行の徹底**：先方負担事項が履行されるまで贈与契約（G/A：Grant Agreement）署名・入札参加資格事前審査（P/Q:Pre-Qualification）公告等の延期措置を計 13 件講じた結果、9 割の問題が解決した。
- ・ **民間連携の推進**：事業・運営権対応型無償資金協力の第 1 号機構実施案件の協力準備調査を開始するにあたっての制度整備を行った。また、一定条件の案件で実施されている企業説明会に、関係団体である中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）を通じて案内を出し、中堅・中小企業（建設関連分野等）の参加を促した。

(2) 事業から得られた知見や教訓の活用状況

- ・ 各ナレッジマネジメントネットワーク（KMN：Knowledge Management Network）が取り組む SDGs 達成に貢献するイノベーティブな事例、開発パートナーとの連携・共創による資金や技術等の外部リソース動員の事例の共有・意見交換を計 12 回実施したほか、SDGs 達成に資する開発途上国インフラ整備支援、SDGs ビジネス等の取組事例をメディアで毎月発信し、開発協力の革新的な手法や技術等の組織横断的な共有と相互活用を促進した。これらの結果、人事部が定期的に実施する意識定点調査の「ナレッジマネジメントの推進」に関する項目では、2017 年度と同様、組織内にナレッジマネジメントが定着していることが判明している（平均値：3.32、2017 年度とほぼ横ばい）。
- ・ プロジェクト研究「組織開発の効果的促進方法」の組織横断的メンバーによる研究会・分科会実施により、機構の開発協力事業のインパクトを高める上で効果的な計画や実施の方法を、革新的なプロセス手法として具体的事例を取り上げ研究、可視化した。その成果を組織内及び開発コンサルタント等向けの報告会を通じて周知した。また、成果の専門家・職員向け研修や制度改善などへの活用の方向性を確定した。
- ・ 機構全体の情報システム最適化方針の機をとらえ、機構内外のナレッジ格納・発信枠組み「ナレッジサイト」（グループウェア「ノーツ」を使用）を、ナレッジの発信者・活用者による双方向の意見交換機能を持つ「ナレッジポータル」（グループウェア「SharePoint」を使用）に移行する方針を決定。ナレッジポータルの稼働準備とナレッジ蓄積・発信・活用促進体制構築を完了した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化策の円借款個別案件での適用につき、機構内関係部局間の連携を強化し、コンサルタントの質の確保等の施策を引き続き実施する。また、海外投融資基本戦略に基づいたクレジットポリシー等の方針の策定や体制整備を進める。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

引き続き、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用するための、方針作成や事業展開、制度の改善に係る取組を期待したい。

(2017年度主務大臣評価報告書、No.13「効果的・効率的な開発協力の推進」)

(2) 対応：

日本が持つ強みや機構が有する経験・知見を活用した効果的な事業を実施するために、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえた機構事業の方向性、宇宙分野における機構の事業方針、海外投融資基本戦略、STEP制度改善策等を策定し、事業を推進した。また、事業を通じて得られた知見・教訓を蓄積・活用するために、KMN、イベント、メディアを通じた情報共有及び意見交換の促進、プロジェクト研究の実施、新システムの構築等に取り組んだ。

No.14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
参加・発信した国際会議の数	330件 ¹⁴⁶ (2017-2021)	66件	79件	80件			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (2)、中期計画：5. (2)
<p>年度計画</p> <p>7. (2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本の考え方を踏まえ知見及び経験等を発信する。特に、SDGsの実施、開発資金及び2018年度に予定されている主要国際会議（特に、バリで開催予定のIMF世銀総会、国連南南協力会議（BAPA+40）等）における議論に貢献する。 <p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要課題（UHC・栄養、インフラ、難民等）に係る事業や共同発信を効果的に実施するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を通じた連携を推進する。 国際的な開発協力の枠組みをより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況 対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：評価指標において目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>具体的には、アジア開発銀行（ADB）年次総会、COP24等の主要国際会議で、機構の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。特に、機構理事長が人的資本の重要性を世界に訴えるHuman Capital Championに就任し、IMF・世銀バリ総会にて機構の教育分野の取組・知見を発信した。また、UHC、栄養、インフラ、民間連携等の重点課題への取組を強化するべく国際機関・他ドナーとの連携を推進した（ASEAN-JICAフードバリューチェーン構想のASEAN加盟国からの賛同、CARDフェーズ2枠組を合意）等、特筆すべき成果をあげた。</p>

¹⁴⁶ 2016年度の年度目標値と同水準として設定する。2016年度目標値66件

ア 国際的な議論への参画と発信

- 主要な国際会議（IMF・世銀バリ総会、ADB 総会）への役員等の参画・登壇や、COP24、TICAD 閣僚級会合サイドイベントの開催を通じて、機構の経験や知見を幅広く発信。
- 南南・三角協力に係る複数の国際会議（南南協力に関するアジア太平洋地域会合、南南協力 EXPO、第 2 回南南協力ハイレベル国連会合）への参画を通じて、南南・三角協力の共通規範の形成に貢献。
- ◎ **人的資本への取組の評価【④】**：機構のこれまでの人的資本に対する取組が評価され、機構理事長が世銀より唯一の日本人として Human Capital Champions に任命され、IMF・世銀バリ総会にて機構の教育分野の取組・知見を発信。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- UHC、栄養、インフラ、民間連携等の重要課題に係る事業の実施に関して、関係国・国際機関・ドナー等との連携を推進するべく、国際会議の開催、意見交換等を実施。
- 民間連携では、米国海外民間投資公社との業務協力覚書を締結、地域開発金融機関（AfDB、EIB、イスラム開発銀行）との意見交換を実施、IFC 及び ADB との協調案件増加。
- 世銀、UNDP、ADB、AFD 等の伝統ドナーとの定期協議及び共同イベントを実施。特に UNDP とは事業レベルの連携を進展（カメルーン紛争影響地域での稲作支援等）。
- タイ周辺諸国経済開発協力機構、メキシコ国際協力庁、アラブ通貨基金等の新興ドナーとも年次協議、共同セミナーの開催等を通じて連携を推進。アフリカ地域持続可能な開発目標センターとは、連携協力協定に基づき、栄養分野の基礎調査を協働で実施。
- ◎ **ASEAN-JICA フードバリューチェーン【③】**：日 ASEAN 技術協力協定の締結を見据え、同協定締結後の迅速な案件形成・実施に資するべく、機構イニシアティブの下、ASEAN 事務局と累次の協議を重ねて FVC 事業構想案を起草。日本と ASEAN との経済協力の新たな形を示す同案について、機構は ASEAN の農林水産分野高級実務者会合にて発表を行い、ASEAN 加盟国の賛同を得た。
- ◎ **アフリカ稲作のための共同体【②】**：第 7 回 CARD 本会合を東京にて開催し、機構主導で 1 年以上かけて検討の上、関係各機関と調整した CARD フェーズ 2 の枠組（コメ生産量のさらなる倍増、新規 9 か国追加）が合意された。また、TICAD 閣僚級会合サイドイベント「CARD ハイレベル会合」を東京にて開催。AU 議連から 3 名の国会議員の出席を得たほか、アフリカ各国の外交団、在京大使館、CARD 対象国、関連ドナーや日本の民間企業（商社、コンサルタント）等、計 180 名の参加者と CARD 発足から 10 年間の成果や課題、今後の展開を議論。同取組は日経新聞、日本農機新聞を通じて広く国内に発信され、TICAD 7 に向けた機運の醸成につながった。

<課題と対応>

2019 年度は、引き続き主要国際会議（G20、TICAD 7、第 2 回 UHC フォーラム等）への参加や、UHC や質の高いインフラ等の重要な開発課題に係る議論への参画を通じ、日本の知見・経験を発信するとともに、国際援助潮流の形成に貢献する。また、国際機関、伝統ドナー、新興ドナーとの連携強化に努める。

4. 業務実績

No.14-1 国際的な議論への参加と発信

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	19 件 ¹⁴⁷	20 件	19 件

¹⁴⁷ 2015 年度実績

(1) 主要国際会議の議論への参画

国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本の考え方を踏まえて知見及び経験等を積極的に発信した。特に、以下のような取組を通じて、各種議論に貢献した。

- ▶ **IMF・世銀バリ総会**：世銀は、人的資本（Human Capital）への適切な投資を呼びかけるべく、次世代労働者の生産性につながる各国の保健・教育・栄養状況を計測する指標である Human Capital Index（HCI）を発表した。機構の人的資本に対するこれまでの取組が評価された結果、機構理事長は、世銀から唯一の日本人として Human Capital Champions の一人に任命され、人的資本投資の重要性に賛同する約 30 か国の代表者に対して、特に学校をコミュニティの核とする「みんなの学校」の取組、教員の質の向上等への機構の取組を伝えた。また、機構理事長は、インドネシア政府主催、機構・UNDP・ADB 共催の SDGs をテーマにしたイベントに登壇し、機構が中小企業海外展開支援や関西 SDGs プラットフォームの設立等に取り組んだこと等、SDGs 達成に向けた取組について発信した。
- **ADB 総会**：マニラの ADB 本部で ADB 総会が開催され、67 加盟国等から 4,000 名以上が参加した。機構役員は、同総会の Financing Partners フォーラムで基調演説を行い、ASEAN 経済共同体やアジアの都市問題への支援の具体例を示しつつ、質の高い成長と普遍的価値の共有に ODA が果たす役割と機構の取組を紹介した。
- **南南・三角協力**：「第 2 回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA+40）」に向けて複数の国際会議で南南・三角協力の付加価値、実施時の共通の規範作り等の議論に貢献した。ポルトガル政府と経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）共催の三角協力に関する国際会議（4 月）では、効果的な三角協力に関するグローバル・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）の取組を紹介するセッションの全体モデレーターとして登壇。南南協力に関するアジア太平洋地域会合（6 月）では、新興ドナーが多く参加する中、南南・三角協力に関する共通の規範づくりの意見交換に貢献した。また南南協力 EXPO（11 月）では、パネルディスカッションへの登壇、サイドイベントの共催等の多くの場面で機構の南南・三角協力への貢献を発信。南南協力 EXPO 最終日には UNOSSC（United Nations Office for South-South Cooperation）、IsDB（Islamic Development Bank）と局長級フォーラムを共催、機構職員のパネルディスカッションに登壇。さらに、G20 の開発作業部会（1 月）では、日本政府、OECD、アルゼンチンと効果的な三角協力に関するサイドイベントを開催し、機構理事が登壇、機構職員がモデレーターやパネラーを担った。BAPA+40（3 月）では、機構は日本外務省・日本政府国連代表部を通じて国連交渉プロセスに参加し、SDGs 時代における南南・三角協力の共通規範形成に貢献するとともに、GPI やチリ国際協力庁らとサイドイベントを共催した。
- **COP24**：ポーランドで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 24 回締約国会議（COP24）の会期中、ジャパン・パビリオンで、太平洋地域環境計画事務局（SPREP：Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme）との共催イベントや、ベトナム政府等との共催イベント等、機構の事業紹介や教訓を共有するイベントを 7 件開催し、パリ協定や SDGs を踏まえた開発事業と気候変動対策の統合のあり方、気候変動の能力強化に係る地域拠点づくりと広域連携、外部資金動員に向けた機構の取組等について紹介・議論した。
- **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）**：UHC ファイナンス会議（4 月）、第 3 回患者安全サミット（4 月）、UHC2030 ステアリング委員会（6 月）、G20 グローバルヘルス関連国際諮問グループ（6～9 月）、リザルツ年次総会（7 月）、第 2 回目独グローバルヘルスシンポジウム（9 月）、アフ

リカ健康ビジネスシンポジウム（10月）、PHC（Primary Health Care）40周年会合（10月）、第10回アジア太平洋保健人材連盟ワークショップ（11月）、ADB- 機構合同イベント「アジア・太平洋におけるUHCの達成に向けて」（2月）等、累次にわたる国際会議やイベントの開催・共催や登壇を通じて、機構の開発途上国におけるグッドプラクティス等の知見の共有や支援実績を発信するとともに、UHCの主流化に向けた貢献を発信した。

- ・ **TICAD 閣僚級会合**：10月にTICAD 閣僚級会合が開催され、機構はUNDP及び外務省との共催によるビジネス・サイドイベント及び市民社会サイドイベントのほか、3件のサイドイベント（きれいな街プラットフォーム（機構、環境省、横浜市、国連環境計画（UNEP）、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT：United Nations Human Settlements Programme）共催）、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）ハイレベル会合、デジタルテクノロジーによるアフリカ開発の加速とオープンイノベーション（機構、世銀、UNDP共催））を開催し、アフリカでのこれまでの事業実績・進捗及び今後の課題・方向性をアピールし、各分野におけるリーダーシップとコミットメントを強調した。
- ・ **太平洋・島サミット**：第8回太平洋・島サミット（PALM8：The 8th Pacific Islands Leaders Meeting）には、島嶼14カ国、ニュージーランド、豪州に加え、ニューカレドニア・仏領ポリネシアの2地域を含む19カ国・地域の首脳等が参加した。機構は日本政府が表明したPALM8協力期間中の主な協力・支援策の策定に貢献した。本サミットでの主な協力・支援策への取組として、違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated fishing）漁業の抑止に係る政策・対策に関する国別研修を実施。また、サモア・太平洋気候変動センター（PCCC：Pacific Climate Change Center）技術協力プロジェクトにおいて、日・NZが共同でPCCC運営支援の協力を行うことに合意した（日・NZ共同プレスリリースを発表済）。

(2) 開発資金の議論への貢献

- ・ **DAC 統計作業部会における民間セクターツールに関する議論**：機構はDAC 統計作業部会の副議長を務め、民間セクターツール（Private Sector Instruments：PSI）、債務救済及びSDGsへの貢献等の各種統計の計上方法に関する専門的議論をリードした。特にPSIに関する議論の過程で、日本の貢献が現行どおりODAとして適切に計測されるよう累次にわたり日本政府へのインプット等の側面支援を行った結果、日本政府の意向どおり、2018年以降も引き続き現行方式（抛出時に100% ODA 計上、返済時にODA マイナス計上）が維持されることがDACの暫定措置として合意された。

(3) 開発シンクタンクとの共同発信

- ・ **ブルッキングス研究所**：機構とブルッキングス研究所の共同研究「サミットから解決策へ：グローバル目標達成のためのイノベーション」の成果をまとめた書籍を発刊し、これを記念してイベントを実施した。また、T20（Think20）のインセプション会合でも同書籍の発刊イベントを開催し、SDGsの達成に向けて実施すべき施策を検証しつつ、今後の援助潮流に新たな視点と論点を提供した。
- ・ **T20（Think20）**：2019年のT20本会合で、機構研究所は「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」及び「アフリカ協力」のセッション議長を務める予定であることから、2018年度は下準備としての内外の研究者を招へいしネットワークに注力するとともに、「T20 Japan

2019」のインセプション会合における持続可能な開発及び包括的な成長をテーマとするパネルセッションに機構研究所長が登壇し、SDGs 実施に向けた国内の取組及びその中での機構の役割について発信した。

- ・ **人間の安全保障**：国際共同研究「東アジアにおける人間の安全保障の実践」の成果である書籍及びポリシー・ノートを発表した。具体的には、第4回世界社会科学フォーラム(9月)の平行セッションへの機構研究所長他の登壇や、機構主催のシンポジウム「ASEAN+3における人間の安全保障の実践：研究と実務からの提言」の開催を通じて、①適切なタイミングを見極めて支援の重点を「政府による保護」から「人々の能力強化」へ移すこと、②国境を越えて官民やマルチステークホルダーが連携する横のネットワークを活用すること、③平時から被援助国の主権を尊重した支援を通じて信頼関係を構築しておくことの3つの提言を中心に情報発信した。

No.14-2 国際機関・他ドナー等との連携推進

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
国際機関・他ドナー等との連携件数/うち、新興ドナーとの連携数	11件/4件 ¹⁴⁸	31件/9件	35件/10件
国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数/うち、新興ドナーとの面談数	104件/8件 ¹⁴⁹	139件/21件	105件/13件
新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加	16件 ¹⁵⁰	22件	16件

(1) 重要課題における連携強化

- ・ **自由で開かれたインド太平洋**：「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向け、米国等の関係国との協力を強化した。米国とは、麻生副総理とペンス副大統領の下での日米経済対話の一環として第2回日米第三国インフラ協力官民ラウンドテーブルがワシントンDCで開催され、米国国務省、商務省、財務省、米国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）、OPIC等の米国政府及び政府関係機関、日本政府関係者、民間企業の代表200名以上が参加する中、機構から、協調融資やリスクの緩和策、ビジネス面での協力、政策アドボカシー、キャパシティ・ビルディングの分野に係る具体的な活動を紹介した。特に、第三国インフラ協力は経済対話で最も重要な協力項目の一つであり、自由で開かれたインド太平洋を推進する上で連結性が重要であるため、機構から回廊開発やASEAN連結性について発表した。さらに、エネルギー分野での協力を特化した「日米エネルギー・プラットフォーム」会合が2回開催され、機構職員が参加し議論に貢献した。
- **ASEAN-JICA フードバリューチェーン**：日ASEAN技術協力協定の締結を見据え、同協定締結後の迅速な案件形成・実施に資するべく、機構イニシアティブの下、ASEAN事務局と累次の協議を重ねてFVC事業構想案を起草した。同構想案は質が高く安全な輸出志向型のFVCの開発を目的に掲げ、ASEAN事務局と協働で①ASEAN-GAP、②SPS（動植物検疫）、③官民連携による広域食産業クラスターの開発を柱とし、日本とASEANとの経済協力の新たな形を示すものであり、第17回ASEAN+3農林大臣会合（AMAF+3）特別高級実務者会合（特別SOM-AMAF+3）にて

¹⁴⁸ 2015年度実績

¹⁴⁹ 2015年度実績

¹⁵⁰ 2015年度実績

ASEAN 加盟国から賛同を得た。

- **アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)**：加盟各国、運営委員会機関等（国連機関、国際金融機関等）の参画のもと第7回 CARD 本会合（総会）を東京で開催し、CARD10年間の総括を行うとともに、機構主導で1年以上かけて検討の上、関係各機関と調整した CARD フェーズ2の枠組みについて合意した。コメ生産量のさらなる倍増（2,800万トン→5,600万トン）を目標に据え、SDGsへの貢献を念頭にフェーズ2の対象期間を2030年までとし、また、新規に9か国を追加対象国を計32か国に定めた。また、アフリカの農業大臣による企業向けセミナーを開催し、投資可能性について紹介する等、アフリカ諸国と民間企業とのネットワークキング及びCARDへの新たなアクターの巻き込みを進めた。さらに、TICAD 閣僚会合のサイドイベント「CARD ハイレベル会合」を東京で開催。AU 議連から3名の国会議員の出席を得たほか、アフリカ各国の外交団、在京大使館、CARD 対象国、関連ドナーや日本の民間企業（商社、コンサルタント）等、計180名の参加者と CARD 発足から10年間の成果や課題、今後の展開を議論。同取組は日経新聞、日本農機新聞を通じて広く国内に発信され、TICAD 7に向けた機運の醸成につながった。
- ・ **民間連携**：マルチドナーについては業務協力覚書を締結済みの IFC 及び ADB 等と案件の上流段階からの議論を含む民間向け投融資に関する連携を更に深化し、協調案件数を増やした。また、AfDB や EIB、イスラム開発銀行等各地域の開発金融機関とも新たに意見交換を開始した。二国間ドナーについては、米国海外民間投資公社（OPIC：Overseas Privatized Investment Corporation）と業務協力覚書を締結したほか、主に欧州各国の開発金融機関と連携の可能性に係る意見交換を行った。また、OECD による民間セクター向け投融資ファイナンスに係る国際会議及び各種会合に出席する等、民間向け投融資連携の推進に向け、様々な機関と連携及び意見交換等を積極的に実施した。
- ・ **2X チャレンジ**：G7 シャルルボワ・サミットで、女性の経済活動支援に貢献する事業に投資するためのイニシアティブとして「2X チャレンジ」が発表された。G7 各国の開発金融機関として機構、JBIC、Dev Canada、CDC（英）、OPIC（米）、Proparco（仏）CDP（伊）が参加し、2020年までに30億米ドルの民間資金を含む資金動員を目指すことに合意した。機構は、本イニシアティブ発足に先立つキックオフ会合や、発足後の作業部会に参加し、民間企業向け転貸等のソブリン投融資を対象とすること等具体的な提案を行い、また個別候補案件について、他機関との連携可能性を含め検討するなど、同イニシアティブに貢献した。

(2) 国際機関や伝統的ドナーとの連携の推進

- ・ **世銀**：第5回 JICA・世界銀行グループ・ハイレベル対話では、4地域（アジア・大洋州、南アジア、アフリカ、中東・北アフリカ（MENA））セッションと、3課題（人的資本、民間セクター開発、科学技術・イノベーション（STI））を世銀と協議した。特にアフリカ地域では、TICAD 7に向けて持続可能な都市開発、再生可能エネルギーでの協働や STI に関するイベント共催等の連携案を議論した。人的資本セッションでは、従来の保健分野に加えて、教育分野での連携強化が合意された。民間セクター開発では、IFC・MIGA（Multilateral Investment Guarantee Agency）を交え、地域ごとにパイロット国を設定し、ソブリン・ノンソブリンで連携して協力する可能性を議論した。STI セッションでは、開発途上国で技術革新に対応できる人材育成や制度改善を両機関が協力して支援することが重要であることを確認し、新しい技術を活用した協力を継続的に協議することで合意した。

- ・ **UNDP**：機構の協力成果の更なる浸透や面的拡大のため、定期協議や特別セミナーの開催に加え、治安の不安定な地域でも活動できる UNDP の特性をいかした現場レベルの連携を進展させた。具体的には、カメルーンのボコ・ハラム影響地域での UNDP との連携による稲作支援が挙げられる。また、アフガニスタン、イラク、アジア（津波避難訓練等）等、世界各国で連携を進展させたほか、IMF 世銀総会や TICAD 閣僚級会合でのサイドイベントを共催した。
- ・ **その他伝統的ドナーとの定期協議**：世銀、UNDP のほか、ADB、フランス開発庁（AFD）との間で定期協議を実施し、各機関の連携を促進したほか、国際開発金融クラブ（IDFC）の活動を運営委員会メンバーとして主導し、発展させた。

(3) 新興ドナー等との連携の推進

- ・ **中国輸出入銀行-韓国EDCF(Economic Development Cooperation Fund)-タイ NEDA(Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency)-JICA 合同会合(アジアドナー 4 者協議)**：「貸付後の案件監理」をテーマに 4 者間で案件監理体制や課題を共有した。協調融資や情報共有を通じた第 3 国での協力、地域経済への更なる貢献、共同研究実施などについて議論した。
- ・ **タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)**：タイ周辺諸国経済開発協力機構(Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency：NEDA)とは 2016 年 7 月にパートナーシップ合意書(P/A)を締結し、メコン地域開発支援の連携や NEDA に対するキャパシティ・ビルディング支援を実施している。P/A に基づき、2017 年 9 月に討議議事録(M/D：Minutes of Discussion)を締結し、JICA 円借款「国道 5 号線改修事業(スレアマアム-バットンバン間及びシソポン-ポイペト間)」と NEDA 事業「The Construction of Stung Bot Border Crossing Facilities (BCF) and Access Road to National Road No. 5 Project」の間で、情報共有及び連携を進めることで合意しており、今年度、初めて年次協議を開催し、カンボジア、ラオス、ミャンマー等における NEDA との事業連携の可能性等を協議した。
- ・ **メキシコ国際協力庁(AMEXCID)**：日本政府はメキシコ政府と日本メキシコパートナーシッププログラム(JMPP：Japan - Mexico Partnership Programme)を結んでおり、同プログラムに基づき、機構はメキシコ国際協力庁(AMEXCID)と連携関係を強化した。AMEXCID とは、年 1 回 JMPP 計画委員会の定期協議、三角協力事業の共同展開、セミナー共催による共同発信を実施している。2018 年度「被援助国による ODA 評価」では、環境・気候変動対策分野の JMPP を評価対象として取り上げ、日本とメキシコが協力して第三国向けに実施した研修や専門家派遣等について、受益国における開発効果が報告書にまとめられた。さらに、機構職員の短期派遣等の人材交流により、組織間での連携を強化した。
- ・ **アラブ通貨基金(Arab Monetary Fund)**：アラブ通貨基金(Arab Monetary Fund：AMF)との業務協力協定に基づき、機構と AMF は共同セミナーの開催等により、金融・財政・統計分野等に係るアラブ諸国との技術協力を展開した。2018 年は中小企業振興をテーマにアブダビ、カイロ、チュニスにてセミナーを開催し、アラブ諸国の金融支援に携わる行政官が中小企業の現場視察等を通して非金融支援の知見を深めることに貢献した。AMF のアラブ諸国におけるネットワークとこれまでの加盟国経済開発支援に係る経験を組み合わせることで、機構の事業展開においてもより有効な技術協力の実施につながっている。
- ・ **アフリカ地域持続可能な開発目標センター(SDGCA：The Sustainable Development Goals Center for Africa)**：2017 年度に締結した連携協力協定(MOC)に基づき、アフリカ地域の高等教育の

質的向上のための調査や栄養改善を目的とした栄養分野の関連政策・実施体制等の基礎調査を SDGCA と協働で実施する等、実質的な連携を強化した。

- ・ **中国国家国際発展合作署**：中国とは、従来からの機構と中国輸出入銀行間の定期協議を継続しつつ、新たに創設された国家国際発展合作署を日本の外務省とともに訪問し（12月）、同合作署と今後の協力可能性を協議。日中政府間での開発協力に係る新たな対話の準備に協力した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 国際的な影響力・アジェンダ設定能力の向上には、他ドナーや国際機関等との情報交換・連携・共創が必要であり、機構の各部署・拠点による国際的なパートナーシップの促進を一層強化していく。また、他ドナーや国際機関等との連携強化については、より戦略性を高め、重要課題に関するハイレベルでの対話と連動する形で現場での効果的な連携関係を構築していく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

主要国際会議への参加及び発信や、開発資金に関する議論への参画を通じた国際援助潮流の形成に引き続き取り組むとともに、南南・三角協力も含む新興ドナーとの連携や、国際機関、他ドナー等との連携による開発効果の最大化に取り組むことを期待する。

（2017年度主務大臣評価報告、No.14「国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進」）

(2) 対応：

ASEAN-JICA フードバリューチェーンを ASEAN 事務局と協力して構想し、ASEAN 加盟国からの賛同を得たほか、UHC、栄養（IFNA）、防災、気候変動等に関する国際会議等に積極的に参画し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。また、PSI の ODA 計上や債務救済の計測方法に係る DAC の議論において、日本政府への側面支援を行った結果、日本政府の意向どおり、現行方式維持が DAC の暫定措置として合意された。

南南・三角協力については、「第2回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA+40）」に向けて、ポルトガル政府と OECD 共催の三角協力に関する国際会議（4月）や南南協力 Expo（11月）、G20 開発作業部会（1月）等、複数の国際会議で南南・三角協力の付加価値、実施時の共通の規範作りなどの議論に貢献した。特に、三角協力に関するグローバル・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）の主要メンバーとして、三角協力の国際的な議論の推進を主導し、SDGs 時代における南南・三角協力の共通規範形成に大いに貢献した。また、開発効果の最大化に向けて、世銀、IFC、ADB、UNDP、AFD 等の国際機関や伝統的ドナーに加え、中国輸出入銀行、韓国 EDCF、タイ NEDA、AMEXCID、AMF、SDGCA 等の新興ドナーとの連携を強化した。

No.15	開発協力の適正性の確保
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が実施するプロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率	40%以上 ¹⁵¹ (中期目標期間実績平均)	40%	55%	81%			

* 基準値は前中期目標期間実績平均。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (3)、中期計画：5. (3)
<p>年度計画</p> <p>5. (3) 開発協力の適正性の確保</p> <p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充するとともに、研修業務をより効果的・効率的に行うため、コンサルタントや大学等への外部委託化を実施する。 環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定を目的として、外部関係者の意見を踏まえてガイドラインの運用実態を確認し、結果を公開する。 <p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の選定、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。その際、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM(科学・技術・工学・数学)分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議1325号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び日本政府も拠出する「女性起業家資金イニシアティブ」等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。 <p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>不正腐敗情報相談窓口を適切に運用し、不正行為等に関する情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。</p>
<p>主な評価指標(定量的指標及び実績は1.参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況 環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況 我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況 不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

¹⁵¹ 2013-2014年の先進国の援助機関の実績平均32%から約20%高い水準として設定する。前中期目標期間(2012-2015)実績平均22%。

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、環境社会配慮助言委員会を踏まえた緩和策策定や事業の実施、機構内外の関係者に対する研修実施等の取組を実施した。また、ジェンダー案件の量的拡大と質的向上に向けた各種取組（マニュアル改訂、コンサルテーション）の推進と、伊勢志摩サミットへの貢献（女子の学習改善目標値の大幅な達成等）、ジェンダー視点の投資促進（G7 2X チャレンジ）等の特筆すべき成果をあげた。さらに、窓口を通じた不正腐敗の情報受付と適切な対応、不正行為の抑止力向上のために措置規程改正・周知等の取組を着実に実施した。

ア 環境社会配慮

- 全 340 案件のカテゴリ分類等、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用。環境社会配慮助言委員会全体会合を 12 回、ワーキンググループ会合を 21 回開催し、計 20 案件に対して助言を得て、緩和策の策定や事業の実施等に活用。
- 機構内外の関係者 789 名に対して環境社会配慮に関する説明・研修（コアスキル研修、課題別研修、コンサルタント向け研修等）を実施し、環境社会配慮に対する理解を促進。研修機会拡充に向け、最新事例等を踏まえたテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修資料を改定し e-Learning 研修を開始。

イ ジェンダー主流化

- 「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点分野に沿った事業（女性の健康や生活にやさしい環境の整備、女子教育の推進・強化、防災分野等での女性のリーダーシップ推進）を形成・実施。国連決議 1325 号国別行動計画のモニタリングとして、95 案件を取組実績として日本政府に報告。
- ジェンダー案件の量的拡大と質的向上に向けて、円借款事業、草の根技協等でのジェンダー主流化の促進（各種業務マニュアルの改訂、コンサルテーションの強化）等の取組を実施。
- ◎ **女子教育の推進・強化【①、②】**：伊勢志摩サミットの貢献策（2016～2018 年で 5 万人の女子の学習環境改善）に対し、61,173 人を達成。また、アフガニスタンの技術協力で他の識字教室の平均修了率（54.7%、2016 年）より大幅に高い女性修了率（94%、1,400 人）を達成。
- ◎ **女性のエンパワーメント支援【①】**：機構の働きかけを通じて、保守的規範の強いインド・ラジャスタン州で女性農家の水利組合員資格取得を後押しする州法改正を実現。
- ◎ **ジェンダー視点の投資【②】**：G7 の開発金融機関と「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」立ち上げを宣言。女性起業家の育成や女性に配慮したビジネスへの投資を促進する枠組みを形成。
- ◎ **ジェンダー主流化の取組促進【②】**：理事長メッセージ「ジェンダーの視点に立った行動改革」を機構内に発信し、ジェンダー視点の組織内の浸透を図ったほか、機構職員向け講義を前年度から大幅に拡大（6 → 46 回、43 → 641 人）。

ウ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報窓口等を通じて幅広く不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士及び公認会計士の参加を得て、受付けた通報について適切に調査・対応した。
- 不正行為等の抑止効果を一層高める観点から措置規程を改正、機構 HP 上で公表し機構内外に周知した。

- 研修、専門家派遣、技術協力等を通じて相手国のガバナンス強化を支援。課題別研修では各事業の実施管理者を対象にコンプライアンスや不正腐敗防止に係る理解促進の講義を実施。

<課題と対応>

引き続き、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用しつつ、外部委員の専門的知見を得ながら同ガイドラインの改定に向けた作業を着実に進める。また、事業におけるジェンダー主流化の推進及び不正腐敗防止に係る取組について、国際社会の動向も踏まえつつ確実に取り組む。

4. 業務実績

No.15-1 環境社会配慮

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	79件 ¹⁵²	51件	39件
機構内部関係者、コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対する研修・セミナーの参加人数	756人 ¹⁵³	1,118人	789人

(1) 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

① 環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認

- ・ **カテゴリ分類結果に応じた審査・監理**：相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけるため、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に則って支援要請等がなされた全 340 案件に対して環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：10 件、B：65 件、C：259 件、FI：6 件）し、案件検討から審査、実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認した。また、「円借款の迅速化」に留意するとともに、「質の高いインフラ投資の推進」に関連する難易度の高い大規模な案件についても、ガイドラインに則り環境・社会面での影響への対応を適切に実施した。
- ・ **環境社会配慮助言委員会**：主にカテゴリ A 案件について全体会合を 12 回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 21 回開催し、計 20 案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等にかかれており、全ての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。また、助言委員の任期満了に伴い行われた公募により、7 月に新たに 25 名の助言委員が選任され、民間企業所属の委員が増えたこと等により、委員構成の多様性が増す結果となった。
- ・ **事業実施段階での監理強化**：定期的に在外事務所を通じて相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認した。また、西アフリカ諸国等を対象とした案件監理調査を通じて、相手国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮状況を確認し、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求める等の環境社会配慮監理を強化した。
- ・ **環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定を目的とした運用実態の確認**：外部への委託調査を通じ、環境社会配慮ガイドラインの運用状況、機構事業を取り巻く環境変化をレビューした結果に基づいて、ガイドライン改定に向けた論点案を作成した。論点案の検討においては、国際水準での環境社会配慮を確保するために、改定された世界銀行のセーフガード政策と大きな乖離

¹⁵² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均
¹⁵³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

が無いよう留意した。そして、2019年1月に開催した環境社会配慮助言委員会で、レビュー結果と改定に向けた論点案を含む中間報告書案を説明し、助言委員等から出された意見を踏まえ、最終報告書案の作成に向けた追加調査等を実施した。

(2) 環境社会配慮に関する理解の促進

① 研修機会の拡充

- ・ 機構内外の関係者計 789 名に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。
 - コアスキル研修等による機構内部向け説明：352 名（2017 年度 661 名）
 - 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：53 名（同 142 名）
 - コンサルタント向け研修：203 名（同 109 名）
 - 審査部関係者海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明：181 名（同 206 名）
- ・ 研修機会をさらに拡充するため、最近の事例等を踏まえて、非自発的住民移転や生態系配慮等のテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修の資料（合計 5 種類）を改定し、機構内関係者を対象とした e-Learning による研修を開講した（2018 年度受講者 33 名）。
- ・ 課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」に関して、研修の質の向上を目的として専門的知見を有するコンサルタントへの委託を継続し、2017 年度の実施結果を踏まえて、世界銀行と連携して実施した部分での事例紹介や演習を増やす等の改善を行った。また、専門家能力強化研修では、2017 年度から新たに加えた大学等の外部専門家による講義を継続しつつ、受講者からのアンケート結果を踏まえて、審査部職員が担当する講義を減らし、演習を増やす等の一部見直しを行い、更なる研修の質の向上を図った。
- ・ ジェンダーを専門とする助言委員を講師として迎え、ジェンダー平等・貧困削減推進室との共催でセミナーを開催し、機構内関係者の環境社会配慮とジェンダー主流化に関する理解を促進した。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 環境社会配慮ガイドラインに係る運用状況のレビュー調査の中間報告書案に対して、2019 年 1 月の環境社会配慮助言委員会にて助言委員等から多くの意見が出された。これらの意見を踏まえた最終報告書の取りまとめに際しても、助言委員からの助言やパブリックコメントを得る等のプロセスを経る予定である。また、その後に行われる環境社会配慮ガイドラインの改定に向けた包括的な検討においても、引き続き透明性と説明責任の確保に努める方針である。

No.15-2 ジェンダー主流化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
女性行政官等の育成人数	1,666 人 ¹⁵⁴	4,323 人	3,089 人

(1) 女性の活躍推進に係る開発戦略への貢献女性の活躍促進に資する事業の形成

① 女性の健康や生活にやさしい環境（インフラ）の整備：

- ・ 鉄道事業等のジェンダー主流化：バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業」の協力準備調査にジェンダーの視点を反映し、女性専用車の運行や駅施設内の監視カメラの設置等を含むジェン

¹⁵⁴ 伊勢志摩サミットにおける公約値（2016-2018 の 3 年間で約 5,000 人）

ダーアクションプランに合意したほか、ミャンマー「ヤンゴン都市鉄道整備事業」でも、ジェンダー視点に立った調査を実施中。また、タンザニア等の道路建設等インフラ事業で、非熟練労働者の女性比率を設定するなど、プロジェクトにおけるジェンダー視点の組み込みを積極的に進めた。

- ▶ **女子教育の推進・強化**：約5万人の女子の学習環境改善という伊勢志摩サミットの貢献策（2016～2018）に対し、2018年度までに61,173人に対し機構の事業を通じて貢献した。また、アフガニスタン「識字教育強化プロジェクト」では、地域の長老等影響力を持つ人々を巻き込むことで、他の識字教室の平均修了率（54.7%、2016年）よりも大幅に高い94%の女性参加者が修了するという成果を上げた（2千人以上の成人が受講。内、女性は1,400人）。また、STEM（Science, Technology, Engineering and Mathematics）分野の女子教育推進に向けた執務参考資料を作成し、関係部署へ共有を行うとともに、今後のSTEM分野関連事業にジェンダーの視点を入れる重要性に係る理解を促進した。
- ▶ **女性農家の水利組合資格取得に向けた州法改訂**：日印両首脳が重視する女性のエンパワーメントに資する協力として、インド「ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業」に関し、従来実質的に認められていなかった女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正に向けた働きかけを2016年度から継続して行った結果、協議していた全ての州法改正を2018年度に完了した。保守的規範の強いラジャスタン州で、女性農家による意思決定プロセスへの参加が法的に可能となったことでジェンダー主流化の推進に繋がった。

② 防災・平和構築分野等における女性のリーダーシップ推進及び女性起業家支援

- ・ **防災分野に係る取組**：日本政府のイニシアティブである「仙台防災イニシアティブ」（2015年）や「女性活躍推進のための開発戦略」（2016年）に掲げられた防災分野における女性のリーダーシップ推進のため、課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施した（2018年度は5か国より9名参加）。
- ・ **平和構築分野に係る取組**：特に紛争影響国のジェンダーに基づく暴力（GBV：Gender-Based Violence）被害者の保護と社会復帰、予防や加害者処罰に向けた取組や対策を進めるべく、アフリカ地域を対象に基礎情報収集調査を実施した。また、ウェブサイトで公開した漫画「アフガニスタンで警察官になった女性たち」は、「漫画」という媒体を活用してジェンダーに基づく暴力に関する課題への理解と取組強化を働きかける啓発教材として、広くメディアで取り上げられた。
- ・ **女性起業家支援に係る取組**：課題別研修「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」にて、日本とアフリカにおける女性起業家の交流を通じ、リーダーシップを育成している。（2018年度7か国、14名。2013年以来累計88名を受入。）。研修の学びをもとに、自国で女性のためのスタートアップ向けシェアオフィスを開設した事例がある。2018年度の研修では、2019年度に開催されるTICAD7のイベントとして「新興女性企業家フォーラム～SDGsに向けたソーシャル・イノベーションとは？～」を横浜市と共催した（約100名が参加）。女性のエンパワーメントを推進するビジネスにつき活発な議論がなされた結果、TICAD7でも女性をとりまく課題の解決につながるビジネスをテーマとしたイベントを、横浜市と共催することとなった。

③ 国連決議1325号国別行動計画の実施とモニタリングへの貢献

- ・ 2015年度に日本政府が定めた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の実施状況のうち、機構による事業実施分に係るモニタリング調査を実施し、95案件を国連決議1325号国別行動計画に基づく取組実績として日本政府に報告した。また、関係部署に対するモニタリング調査に係る

説明会、専門家赴任前研修等を通じて、今後の平和構築、防災案件にジェンダーの視点を入れる重要性に係る理解を促進した。

④ 国際社会に対する戦略的な情報発信

- ・ **他機関との連携・協力の推進**：ドイツ国際協力公社（GIZ）、アジア開発銀行（ADB）、FAO等の国際機関と、ジェンダー主流化に係る取組（優良事例や課題など）につき意見交換を行い、連携可能性につき協議した。
- ・ **国際場裏における発信**：DAC ジェンダーネット（DAC 加盟 26 か国、国際機関、MDBs 等から 113 名が参加）や国連女性の地位向上委員会において、機構のジェンダー主流化の取組や具体的な事例につき発信し、他ドナー等関係者と意見交換を行った。
- ・ **中米統合機構（SICA）への協力**：SICA 加盟国に対する課題別研修「中米統合機構加盟国向けビジネスを通じた女性のエンパワーメント」を 2017 年度に引き続き実施し、女性起業家支援の具体案が提案されるなどの成果があった（7 か国、12 人）。
- ・ **国際女性会議（WAW!2019）**：3 月 23 日～24 日に開催された WAW! において、機構から加藤理事、機構オフィシャルサポーター伊達公子氏が登壇。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する機構事業に関し発信した。

⑤ ジェンダーの視点に立った投資の推進

- **G7 2X チャレンジの立ち上げ**：G7 の開発金融機関とともに「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」立ち上げを宣言し、女性起業家の育成や女性に配慮したビジネスへの投資を促進する枠組みを形成した。今後、有償資金協力において 2X チャレンジに貢献する案件を形成していく。
- ・ **ジェンダーレンズ投資サミットにおける発信**：民間企業を含む多様なアクターが一同に会し、ジェンダー平等を推進することを目的とした投資（ジェンダーレンズ投資）の基準や手法、効果について議論する世界初のサミットに参加（11 月にロンドンで開催。参加者約 500 人）。機構は、他開発金融機関と異なり技術協力や無償資金協力、有償資金協力と多様な援助手法を有する特性をいかして、包括的な女性のエンパワーメントに向けた支援を行っていく旨、発信した。

(2) ジェンダー主流化の推進に向けた取組

① ジェンダー案件の量的拡大と質的向上

- ・ **円借款事業のジェンダー主流化促進**：ジェンダー案件の量的拡大のために重要な円借款事業のジェンダー主流化を促進すべく、円借款事業の審査段階の各種決裁に対するジェンダー視点の確認を強化した。また、円借款事業の形成・審査を主管する地域部の案件担当者に対して、ジェンダー主流化に係るセミナーを実施し、ジェンダー主流化の意義及び開発効果に関する理解を促進した。
- ・ **各種業務マニュアルの改訂、執務参考用資料の充実**：事業形成段階においてジェンダー視点の組み込みが強化されるよう、円借款事業審査マニュアルの改訂版にジェンダー分類の定義やジェンダーの視点に立った取組事例を記載した。また、2017 年度作成したコンサルタント等契約の業務指示書記載事項のひな型をベースとして、分野の特性に応じたジェンダー視点のポイントを明記した指示書記載事項（案）を作成して各部署に配布し、活用を促進した。また、各分野課題のジェンダーにかかる留意点及び案件形成の視点をまとめた執務参考資料「JICA 事業におけるジェンダー主流化の手引き」につき、引き続き活用促進を行うとともに、一部英訳を行い、在外事務所

での活用を促進した。

- ・ **研修事業における女性の参加促進**：長期研修、課題別研修への女性研修員の参加を促すべく、募集・選考においてジェンダーバランスに配慮する指針を作成し、課題部、在外事務所・支所、国内機関等に周知した。
- ・ **草の根技術協力事業のジェンダー視点の強化**：草の根技術協力事業について、採択案件の実施団体に対してジェンダーの視点に係るコンサルテーションを導入した。

② ジェンダー平等の視点に立った業務運営の推進

- **内部人材向けジェンダー主流化研修の実施**：機構職員への講義（46回、延べ641人）でジェンダー主流化に係る研修を行った。新たな取組として、国内機関向けジェンダーセミナー、PCM（Project Cycle Management）研修におけるジェンダー主流化の講義、在外事務所向けジェンダーセミナー（英語）を行うなど、各拠点・部署の課題やニーズに応じた個別のセミナーを実施した。
- ・ **外部人材向けジェンダー主流化研修の実施**：専門家の派遣前研修（12回、計227人）でジェンダー主流化に係る講義を行った。また、コンサルタント等289人に技術協力、無償資金協力、円借款の準備段階でジェンダー主流化を促進するための視点や手法を、講義及び演習を通じて伝えた。
- **理事長メッセージの発信**：組織及び事業におけるジェンダー平等推進のためにはトップのコミットメントが重要であるという観点から、理事長メッセージ「ジェンダーの視点に立った行動改革」を発信し、ジェンダーの視点の組織内への浸透を図った。セミナー等の登壇者のジェンダーバランスに配慮する点につき、執務参考資料を作成し、組織内の意識向上を図った。理事長表彰においては、2件がジェンダー主流化に資する取組として表彰された。
- ・ **機構内関係者への啓発**：理事会でジェンダー主流化の状況を共有し、各事業にジェンダー視点を組み込むべく、案件形成段階からジェンダー専門家が関わる案件を増加するなど、具体的な方策を議論した。また、機構内部署責任者を対象としたジェンダー責任者会議、本部・国内機関・在外事務所の担当者を対象としたジェンダー担当者会議を通じ、ジェンダーの視点に立った事業実施の重要性及び事例を共有した。
- ・ **ナレッジマネジメントの強化**：2019年度からのナレッジサイト廃止に伴い、内部イントラネットであるジャイナビ及びホームページへの各種報告書、執務参考資料の掲載準備を行い、引き続き事業関係者が情報にアクセスしやすい環境を整備した。「ジェンダーと開発」ナレッジマネジメント会議を1回開催し、機構におけるジェンダー主流化推進の方策や課題別指針の改訂について議論した。
- ・ **有識者とのネットワーク及び助言の活用**：5名の外部有識者委員の参加のもとでジェンダー懇談会を開催し、事業ジェンダーの取組を外部有識者委員へ説明し、今後の取組の改善に向けてジェンダー平等を主目的とする案件の形成等について意見交換した。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ ジェンダー主流化に係る取組をさらに浸透させるため、業務内容にジェンダーの視点を十分に反映した好事例を蓄積し、取組の具体例と効果を示していくことが必要。来年度は重点モニタリング案件を設定し、案件形成の段階からジェンダーの視点を反映していく。
- ・ 専門家、コンサルタント等のTOR（Terms of Reference）にジェンダーの視点が反映されていないという課題に対して、分野ごとの指示書記載事項の活用を促進することが必要。来年度は分野ごとのジェンダー視点の反映が定着するよう、各部署・機関への周知を徹底する。

No.15-3 不正腐敗防止

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
職員向け研修、セミナーの参加人数	120名 ¹⁵⁵	259名	134名

(1) 不正腐敗防止対応

- ・ 機構内の不正腐敗防止担当部署において、不正腐敗情報相談窓口や外部通報窓口等を通じて幅広く不正腐敗に関する情報を受け、弁護士及び公認会計士の参加を得て、受け付けた通報について適切に調査・対応した。

(2) 相手国政府、関係者及び職員への啓発活動

- ・ 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を行っている。例えば、課題別研修「汚職対策（刑事司法）」を継続的に実施し、汚職対策の分野における最新の国際的動向に沿ったテーマについて各国の実務における知識や経験、課題を共有し、当該分野における参加国の実務の改善を支援しているほか、課題別研修「社会基盤整備における事業管理」及び「中南米・カリブ地域における円借款事業の迅速化促進研修」の中で、各事業の実施管理に当たる参加者のコンプライアンスや不正腐敗防止に係る理解促進を目的とした講義を実施した。
- ・ また、不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員に対する研修を計12回実施した。

(3) 戦略的な取組及び成果

- ・ 不正行為等の抑止効果を一層高める観点から、10月に措置規程を改正し、同月に機構ホームページ上で公表し、機構内外に周知した。改正の結果、我が国の関連法令違反と外国の関連法令違反を区別せず、我が国法令等に相当する外国の法令等を、我が国法令等とみなして措置要件を認定することができることとし、外国関連法令違反の疑いが濃いと認められる場合には、先方の自認や機構としての客観的認定ができない場合でも措置の対象と含めることとした。また、措置対象企業の子会社、親会社、兄弟会社等に対する措置の適用を可能とする条項、及び別法人又は個人に事業承継させた場合に当該法人等に対する措置の適用を可能とする条項を追加した。

(4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 2018年度に改正した措置規程の着実な実施及び改正措置規程の運用において新たに生じる課題があれば、適切に対応していく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

引き続き、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用するための、方針作成や事業展開、制度の改善に係る取組を期待したい。（2017年度主務大臣評価報告書、No.15「開発協力の適正性の確保」）

¹⁵⁵ 2015年度実績

(2) 対応：

引き続き、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した。また、同ガイドラインの改定に向けた作業を外部委員の専門的知見を得ながら進めた。ジェンダー主流化に関し、機構内外の関係者の能力強化を促進するとともに、事業におけるジェンダーの視点が一層反映されるよう、制度上の改善や実施上の助言を強化した。また、不正行為に係る外国の関連法令違反への対応強化として、措置規程を改正した。

No.16	内部統制の強化
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
内部統制のモニタリング実施回数	2 回 / 年 ¹⁵⁶	2 回	2 回	2 回			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7.（4）、中期計画：5.（4）</p> <p>年度計画</p> <p>7.（4）内部統制の強化</p> <p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改正するとともに、研修等により機構内に浸透させる。 <p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析、評価結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。 <p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告する。 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。 <p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して適切に対処する。 <p>オ 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。 <p>カ 情報通信技術（ICT）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ規程等を確実に運用する。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画のレビューを通じて、情報セキュリティに係る組織的対応能力を向上させる。 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を検討し、可能なものから実施する。 EU 一般データ保護規則に対応するべく、個人情報保護を推進する。 <p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況 法令遵守強化に係る取組状況

¹⁵⁶ 2015 年度実績を基に設定する。2015 年度実績 2 回

3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に照らして所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、内部統制状況のモニタリングの実施と抽出した課題に係る役員との共有、コンプライアンス違反事項のコンプライアンス委員会での報告・調査、再発防止策の検討等を通じ、機構内の内部統制実施の環境整備等に取り組んだ。また、各種委員会でリスク管理状況等を確認・議論し、新たな取組計画・方針を策定したほか、内外の通報制度等による情報伝達体制の適切な確保とともに、内部通報を行う対象者の拡充に関しコンプライアンス規程を改正した。さらに、内部監査（定例監査、特定テーマ監査）の実施と着実なフォローアップ、情報セキュリティ管理規程・管理細則の執務資料の整備、個人情報保護の関係規程類等の改訂を通じ、内部統制に係る実施基盤の整備等の取組を着実に実施した。

ア 内部統制を実施するための環境整備及び運用

- 内部統制の実施状況をモニタリングし、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有。コンプライアンス違反等の事故が発生した場合は、関連規定に基づき、コンプライアンス委員会に報告・調査し、再発防止策を検討・実施。
- 2018 年度実績に係る評価を実施。主務大臣による評価結果及び指摘事項を踏まえて関係部署にて適切な対応が図られるよう、結果を周知。

イ 組織運営に関するリスクの評価と対応

- リスク管理委員会で重大リスクの取組結果を確認し、次期重大リスク対応強化の取組計画を策定。有償資金協力勘定リスク委員会等にて定期リスク管理報告及び有償資金協力勘定の資産・負債管理の議論を実施、金利リスクのヘッジ方針を策定。

ウ 機構内外からの情報伝達の確保と運用

- 外部通報や内部通報制度等により機構内外からの情報伝達体制を適切に確保。
- 消費者庁等による各種ガイドラインの改正を踏まえてコンプライアンス規程を改正し、内部通報を行う対象者の退職者への拡充等を新たに規定。

エ 内部監査の実施

- 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従って、定例監査及び特定テーマ監査（予算執行管理態勢の改善実施状況、外部ステークホルダーに対する機構の対応態勢等）及び監査結果のフォローアップを実施。

オ ICT への対応

- 改定した情報セキュリティ管理規程 / 管理細則に基づき執務資料を整備し、情報セキュリティの強化対策を実施。個人情報保護に関し、EU 一般データ保護規則等に対応して機構の規程類等の改訂を実施。
- CSIRT の訓練を継続し、対象システムの計画を策定し取組に着手。

< 課題と対応 >

内部統制の実施状況に係る理事会報告では、主に規程の改正状況や内部統制に関連した委員会の実施状況を報告していたが、今後の内部統制上の課題についても理事会報告事項とする見直しを行い、役員含む機構内での内部統制の課題の認識について統一を図った。また、内部統制に係るウェブベース研修（WBT）での研修内容を見直し、役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図った。

内部監査についても、法令等に基づいて実施する定例監査に加え、組織の予算執行管理体制強化への対応及び組織外部からの信頼確保への対応をテーマとした監査を実施した。

4. 業務実績

No.16-1 リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況

(1) リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
コンプライアンス/リスク管理委員会/有償資金協力勘定リスク管理委員会の開催回数	2回/2回/5回 ¹⁵⁷	2回/2回/5回	2回/1回/5回
事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	12回 ¹⁵⁸	12回	12回
コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	12回 ¹⁵⁹	12回	12回

① 内部統制を実施するための環境整備及び運用

- ・ **環境整備**：業務の適正を確保するために必要な規程の改訂を行った。
- ・ **運用**：コンプライアンス違反等の事故が発生した場合は、コンプライアンスに関する規程に基づき報告・調査し、再発防止策を検討・実施した。また、コンプライアンス委員会に主要な事故の件数及びその再発防止策の実施状況を報告した。
- ・ 内部統制の実施状況（内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組）をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有した。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修（WBT：Web-Based Training）を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図った。
- ・ 機構の中期計画及び年度計画に基づき、2018年度実績に係る業績評価を実施した。なお、業績評価にあたり、事業のPDCAサイクルを強化する観点から、自己評価過程で確認した業務上の課題等に関して、原因等の分析及び対処方針等を業務実績等報告書に追記する等の改善を図った。また、2017年度業績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を、セミナー等を通じて機構内にフィードバックし、関係部署にて指摘事項を踏まえて適切な対応が確実に図られるようにした。

② 組織運営に関するリスクの評価と対応

- ・ リスク管理委員会で重大リスクの取組結果を確認し、次期重大リスク対応強化の取組計画案を策定し、理事会にて特定した。
- ・ 有償資金協力勘定リスク管理委員会で、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期毎に実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期毎に実施）を行うとともに、金利リスクに関するヘッジ方針を策定した。

③ 機構内外からの情報伝達体制の確保と運用

- ・ **外部通報**：外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- ・ **内部通報**：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（和英）を改訂し、グループ

¹⁵⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁵⁸ 2015年度実績

¹⁵⁹ 2015年度実績

ウェアへの掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。

- ・ 消費者庁の「内部通報制度の整備・運用に関するガイドライン」の2016年12月の改正及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」の2017年3月の改正を踏まえ、コンプライアンス規程を改正し、内部通報を行う者を退職者にも拡充したほか、内部通報・外部通報に基づく調査に対し、機構役職員等が誠実に協力し、妨害してはならないこと等を新たに定めた。

④ 内部監査の実施

- ・ 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従って、以下のとおり定例監査及び特定テーマ監査を実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。
- ・ **定例監査**：有償資金協力信用リスク監査、情報システム/情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（市民参加協力事業実施態勢を重点項目とし、横浜センター、関西センター、北陸センター及び北海道センターを対象に選定）、在外拠点監査（円借款案件監理態勢及び緊急事態即応態勢を重点項目とし、ケニア事務所、カメルーン事務所、フィジー事務所、バヌアツ支所、パキスタン事務所、ホンジュラス事務所及びパラグアイ事務所を対象に選定）を実施した。
- ・ **特定テーマ監査**：組織の予算執行管理態勢強化への対応として、予算執行管理態勢の改善実施状況及び支援要員等の活用態勢をテーマとした監査を実施した。また、組織の外部からの信頼確保への対応として、機構業務に係る外部関係者（外部ステークホルダー）に対する機構の対応態勢をテーマとした監査を実施した。

⑤ ICTへの対応

- ・ 「平成28年度政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づき改定した情報セキュリティ管理規程/管理細則に沿い、関連の執務参考資料を整備した。また、情報セキュリティ強化対策を実施した。
- ・ 個人情報保護に関し、総務省行政管理局からの通知及びEU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）に対応する機構の規程等の改定を実施した。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するために2017年度に立ち上げたCSIRT（Computer Security Incident Response Team）について、訓練を継続するとともに、対象となる各システムで必要となる対策とその進め方につき計画を立て、取組に着手した。
- ・ 年間を通じて実施すべき情報セキュリティ施策の内容を網羅した「情報セキュリティ対策推進計画」を情報セキュリティ委員会で審議の上、策定した。同計画の下、各種監査対応、研修/訓練の実施、自己点検/棚卸し等を概ね予定どおり実施した。
- ・ なお、サイバー攻撃による内部情報の外部への漏洩等、重大な情報セキュリティインシデントは発生しなかった。

(2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

内部統制を実施するための環境整備に向けて、職員の理解や日々の取組意識の一層の向上及びその維持を図るため、内外の動向に対応した内部監査や研修等を通じて、内部統制への意識を広く浸透す

るための取組を継続する必要がある。

ICT への対応では、2018 年 7 月に決定された「平成 30 年度政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づいた情報セキュリティ管理規程 / 管理細則等の規程類の改定が必要。2018 年度に平成 28 年度版の統一基準への対応を完了したため、2019 年度中に平成 30 年度版への対応を完了する方針（同方針については情報セキュリティ委員会にも報告済）。また、GDPR への対応については、対象とするデータ処理の特定と標準契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）の一次案作成まで 2018 年度に終えたため、2019 年度には同案を最終化した上でリスクが高いデータ処理を優先して SCC 締結を進め、その後順次データ処理の対象を拡大して網羅性を高めていくことにより、GDPR 不準拠に伴う対象者からの是正要求等リスクの低減を図る。

5. 指摘事項

(1) 指摘事項：

今回問題が発生した「財務・会計リスク」の管理方法を見直すことは当然であるが、組織横断的に、内部統制機能及び意識を改善する強力な取組がなされ、関係者からの信頼回復に努めることを期待する。（2017 年度主務大臣評価報告書、No.16「内部統制の強化」）

(2) 対応：

「財務・会計リスク」の管理強化として、「予算執行管理強化に関する諮問委員会」における提言も踏まえ、予算執行管理の組織や報告・統制に関する体制を含め、ガバナンスを強化した。

内部統制の実施状況に係る理事会報告では、主に規程の改正状況や内部統制に関連した委員会の実施状況を報告していたが、今後の内部統制上の課題についても理事会報告事項とする見直しを行い、役員含む機構内での内部統制の課題の認識について統一を図った。また、内部統制に係る WBT での研修内容を見直し、役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図った。

内部監査についても、法令等に基づいて実施する定例監査に加え、組織の予算執行管理態勢強化への対応及び組織外部からの信頼確保への対応をテーマとした監査を実施した。

No.17	人事に関する計画
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】独立行政法人等に対し平成32年度末までに女性管理職比率を13.5%（平成27年度平均：機構は12.8%）から15%まで増やすことが政府方針で求められているが、これに比べ33%高い目標達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を要するため。

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
女性管理職比率	20.0% * ¹⁶⁰ (2021年度末)	-	14.5%	16.2%			

* 中期目標期間中に達成すべき目標値であり、年度計画では定量的な達成目標を定めていない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所：中期目標 7. (5)、中期計画 10. (2)
<p>年度計画</p> <p>10. (2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 2.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を継続する。 職員等の能力強化と生産性の向上のため、特定の業務に精通した職員（特定職）の活躍の幅を広げるべく制度改善に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化、研修実施を通じた現地職員の能力開発、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルティング、他機関への出向等を実施する。
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況 業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成に関する施策の実施状況

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断される成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、働き方改革の施策「SMART JICA 2.0」の実施を通じ、多様な働き方を促進した。特に、在宅勤務実績（件数・実施率）の増加、男性育児休業取得者数の増加、有期雇用者の育児休業取得者数の増加、時間外勤務時間の削減に加えて、これらの取組が評価され総務省「テレワーク先駆者百選」に選出される等、特筆すべき成果をあげた。</p>
--

¹⁶⁰ 政府の定める独立行政法人等における登用目標15%（2020年度末）を踏まえ、同目標の1.3倍の達成率として設定する。2015年度末実績12.8%

1. 人事に関する施策の実施状況

- 組織を挙げて働き方改革を実践。職員意識定点調査に加えて、「働き方の多様化効果検証調査」を実施し、働き方多様化に係る課題を分析。
 - 現地職員能力強化のため、「JICA アカデミー」を継続実施（5件、364名参加）、現地職員（5名）に本邦勤務の機会を提供。
 - 特定職制度を拡充し、特定の分野に習熟した職員を確保する体制を構築。
 - ◎ **働き方改革の推進【③】**：「テレワークデイズ」、「時差BIZ」に参画し、組織を挙げて多様な働き方改革を実践した結果、総務省「テレワーク先駆者百選」に選出、女性活躍推進に係る先進的事例が日経電子版やYahoo!等に掲載。「テレワークデイズ」実施期間（7月）の在外勤務実績は過去最大の248名（435件/月）、在宅勤務年度実績が2017年度比72%増加（2016年度比で5倍、在宅勤務実施率30.3%（国家公務員16.6%）、男性育児休業取得者数は過去最大の11名（2017年度4名、2018年度9名）、有期雇用の育児休業取得者数24名（2016年2名、2017年度8名）、時間外勤務時間は前年度比4.2%減、
- ## 2. 人材育成策の実施状況
- キャリア・コンサルテーションの対象範囲を拡大し（対象年次の拡大、海外駐在者にも拡大）54名を対象に実施。
 - 博士号、修士号取得を目的とした国内・海外研修に16名派遣。機構内インターン制度を本格導入し（8件実施）、主体的なキャリア形成を支援。
 - 職員のキャリア形成と他機関連携のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続実施（75名）。特に、国際機関への出向を拡充し、OECD幹部ポスト、IAEA、IMF、UNHCR等への新規ポストを開拓。

<課題と対応>

多様な人材の持続的な活躍を促すため、ミドル・シニア世代の職員に対するセカンドキャリア支援等の拡充、高度専門人材の有効活用、現地職員の本邦勤務の拡充に取り組む。また、職員等の能力強化と生産性の向上のため、職員のリーダーシップ力やマネジメント力の更なる涵養を図るべく、2018年度試行的に実施した登用後一定期間が経過した管理職を対象としたマネジメント能力向上研修を強化・拡充する。

4. 業務実績

No.17-1 人事に関する施策の実施状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
現地職員向け研修の年間実施件数	228件 ¹⁶¹	452件	423件

(1) 働き方改革の実施状況

- **多様な働き方を促進する施策の実施**：総務省等が実施する「テレワークデイズ」、東京都が実施する「時差BIZ」に参画し、組織を挙げて多様な働き方を実践した。在宅勤務に関し、「テレワークデイズ」実施期間（2018年7月）の在宅勤務実績は過去最大の248名、435件/月に達し、年度全体でも利用実績（件数ベース）が2017年度比で72%増加（2016年度比で5倍）、また利用者の約4割が男性である等、組織全体で働き方の選択肢として浸透した。機構の2018年度の在宅勤務実施率（実施可能者の実施者数割合）は30.3%と、国家公務員（2017年度：16.6%）と比べて高く、こうした実績が評価されて、2018年度総務省「テレワーク先駆者百選」に選出された

¹⁶¹ 2015年度実績

(公的機関は機構のみ)。

- ▶ 育児、介護、病気治療と仕事の両立を促進するための各種セミナーや相談会を複数回開催した。特に育児に関し、子連れでの海外赴任を推進するための情報整備、ベビーシッター利用補助制度の更なる拡充、JICA ファミリーデーの継続実施（本部・国内・海外拠点で総勢 400 名超参加）に取り組んだ。男性の育児休業取得者数は過去最大の年間 11 名に達したほか、2017 年度に実施した有期雇用者の育児休業取得要件緩和や有期雇用者の休暇・時差出勤制度の拡充等により育児との両立環境を整備し、有期雇用者の育児休業取得者数も 24 名に増加した（2016 年度：2 名、2017 年度：8 名）。こうした取組を積極的に対外発信した結果、女性活躍推進に係る先進的事例として日経新聞電子版や Yahoo! 等で取り上げられた。
- ・ 有期雇用者の福利厚生拡充策として、2019 年度以降、職員の互助組織である厚生会の加入資格を職員以外の有期雇用者にも拡大することを決定した。
- ・ **人生 100 年時代を見据えたセカンドキャリア支援**：50 代前後の職員を対象に、「キャリア」と「ライフ」の充実をテーマとした「50 代前後セミナー」を開催した（各講義 60 名超が参加）。特に、「キャリア」の講義ではポストオフ後の多様な選択肢と機構 OB の体験談を共有し、ポストオフ後のキャリア形成に向けた意識付けを強化した。
- ▶ **長時間労働の是正及び適正な労務管理の実現**：2017 年度に着手した勤務システムの改修を完了し、パソコンのログ記録を活用した労働時間管理の推進や、時間外勤務の多い職員等への注意喚起や労基法に基づいた労働組合等に対する超勤特別延長申請の手続きの徹底が適切に実施できる体制を整備した。これらの取組により、時間外勤務時間は過去 10 年程度で最も低い水準を更新した（2017 年度比で -4.2%（2019 年 2 月末時点））。
- ・ **取組のモニタリング**：2017 年度に確立した働き方改革の PDCA サイクルに基づき、理事会にて中間モニタリングを実施した。さらに、例年実施している職員意識定点調査に加えて、「働き方の多様化効果検証調査」（アンケート回答 367 件・グループヒアリング 7 回）を実施し、働き方多様化推進に係る課題（経営方針の周知徹底、ペーパーレス等の業務改善の一層の推進、在宅勤務等、多様な働き方を支援する制度利用者側の周囲への配慮の重要性等）を確認した。

(2) 現地職員に関する施策の実施状況

- ・ **現地職員の管理・育成に関する体制の強化**：各海外拠点の現地職員の育成・評価実施を支援することを目的に、2017 年度策定した「現地職員の育成・管理に関するガイドライン」を一部英文化し、現地職員の育成や評価のための参考資料として海外拠点に配布した。また、現地法に則った労務管理を徹底することを目的に各拠点の既存の内規を見直すとともに、新たに外国籍現地職員の労務管理に関する内規の制定に着手した。
- ・ **現地職員の能力強化**：現地職員向けの内部研修「JICA アカデミー英語版」を継続し、環境社会配慮、広報、調達、情報セキュリティ、事業評価等をテーマとして実施した（5 件、364 名参加）。また、2017 年度に引き続き、現地職員 5 名に短期間の本邦勤務の機会を提供するとともに、2019 年度以降長期間にわたる本邦勤務を可能にするための制度を整備した。さらに、現地職員の士気高揚のために、組織内表彰（理事長表彰）で積極的に現地職員（3 海外拠点の現地職員）を表彰した。加えて、海外拠点の現地職員育成担当者間での好事例等の共有を継続した（月 1 回を目途に実施し、計 9 事例を紹介）。

(3) 業務の質・効率の向上に向けた施策の実施状況

- ・ **ナレッジマネジメントの推進**：ナレッジマネジメントに関する取組事例を紹介する「なれば通信」の機構内配信（計4回）、研修・出向経験者による経験共有セミナー開催（計9回）を継続するとともに、職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積の推進を目的とした勉強会（計3回）を実施した。
- ・ **特定分野に習熟した職員の確保**：業務が多様化する中、職員の頻繁な異動に伴う特定業務の知見や経験の喪失を最小化し、業務の質・効率性を確保すべく、既存の特定職制度を拡充し、特定分野に習熟した職員を確保できる体制を構築した。
- ・ **マネジメント能力の強化**：既存の課長補佐制度を見直し、主に管理職登用間もない職員が組織マネジメントに対する意識を高め、研鑽を積める体制を構築した。また、登用後一定期間が経過した管理職を対象としたマネジメント能力向上研修を試行した。
- ・ **外部高度専門人材の確保**：機構事業実施に当たり、金融やIT分野の高い専門性を有する人材の確保が課題となっており、外部から高度専門人材を確保するための施策について検討を開始した。

(4) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 今後、ミドル・シニア世代の職員に対するセカンドキャリア支援等の拡充、高度専門人材の有効活用、兼業・副業の緩和に係る更なる検討、現地職員の本邦勤務の拡充に取り組む予定。

No.17-2 人材育成策の実施状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度
職員の外部機関との国際連携（長期・短期で国際機関・二国間援助機関等での業務を行う人事交流）の派遣件数	13件 ¹⁶²	34件	35件
キャリア・コンサルテーションの実施人数	42人 ¹⁶³	48人	54人

(1) 職員の能力強化と中核的な人材を育成するための施策の実施状況

① キャリア開発に向けた研修等

- ・ **若手・中堅職員の能力開発の機会の提供**：キャリア・コンサルテーションの対象範囲の拡大（対象年次の拡大、海外駐在中の者も追加）及びメンターの増員により、同コンサルテーションの実施人数が2017年度の48名から54名へ増加した。また、コンサルテーションの実施時期を職員自身が決められるようにすることで、自律的なキャリア形成への意識づけを強化した。博士号・修士号取得を目的とした国内・海外研修を継続した（16名派遣）。2017年度試行した機構内インターン制度を本格導入し、主体的なキャリア形成に向けて配属部署以外での業務に従事する機会を提供した（16件募集、8件実施）。
- ・ **予算執行管理に係る能力強化**：組織を挙げた予算執行管理体制の強化に向けて、予算管理・財務リテラシーの向上及び予算管理マインドの醸成を図るべく、各職階別研修で予算執行管理に関する講義を追加・拡充した（4件実施）。また、階層毎に職員が予算執行管理で果たすべき役割を示し、職員個人の評価目標の中で予算執行管理に関する取組が設定されるよう促した。

¹⁶² 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

¹⁶³ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

② 他機関への出向、外部研修への参加等

- ・ 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続した（75名）。特に、国際機関への出向を一層拡充し、OECDの幹部ポスト、IAEA、IMF、UNHCR等への新規ポストを開拓した（国際機関等長期派遣19件（うち新規ポスト4件）、長期受入2件、短期派遣4件、短期受入10件実施）。

(2) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 職員のリーダーシップ力やマネジメント力の更なる涵養を図るべく、2018年度試行的に実施した、登用後一定期間が経過した管理職を対象としたマネジメント能力向上研修を強化・拡充する。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。（2017年度主務大臣評価報告書、No.17「人事に関する計画」）

(2) 対応：

社会の動向や国等の政策を踏まえて多様な人材の多様な働き方を一層推進するため、多様な働き方の各種取組に係る効果検証を目的に、機構内調査等を行い、同調査結果を踏まえて、業務の質及び効率のための施策に継続的に取り組んでいる。

No.18	短期借入金の限度額
-------	-----------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：7.</p> <p>年度計画</p> <p>7. 短期借入金の限度額 一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 3,156 億円</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。
--

2. 業務実績

- 一般勘定、有償資金協力勘定ともに、本年度内の短期借入金の実績はない。

No.19	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10. (1)</p> <p>年度計画</p> <p>9. (1) 施設及び設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点から踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

2. 業務実績

- 国内機関の老朽化対策として電気設備の改修工事（沖縄センター）、空調設備の改修工事（九州センター）、エレベーター改修工事等（関西センター）を実施した。
- 長期的視野に立った施設・設備の整備を図る観点から、機構が保有する国内拠点等を対象として、専門的かつ包括的な見地から施設・設備保全箇所の優先度の特定や所要経費の具体化を進めるために、中長期修繕計画の策定を開始した。あわせて、施設・設備のマネジメント体制や安全衛生管理体制の拡充を図るべく、各拠点の図面電子化やアスベスト含有状況に関する情報の整理・集約を行った。
- 第3期中期目標期間中に回収した債権又は資金を活用した改修は No.21 を参照。

No.20	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：9.
<p>年度計画</p> <p>8. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

2. 業務実績

- 「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はない。

No.21	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10. (3)
<p>年度計画</p> <p>9. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

2. 業務実績

- 第3期中期目標期間の最終事業年度の積立金（429.1億円）のうち348.8億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第3期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2017年6月に主務大臣に承認された。2018年度は2016年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や2018年度支出分等に125.0億円を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は70.1億円となった。
- 第3期中期目標期間中に回収した債権又は資金（28.2億円）は全額が第4期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画として主務大臣から承認された。2018年度は北海道国際センター（帯広）、筑波国際センター、二本松青年海外協力隊訓練所に対し、設計業務のため0.1億円を充当し、残高は28.1億円となった。

